

平成 2 1 年

## 第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 1 年 9 月 1 0 日開会  
平成 2 1 年 1 0 月 1 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 1 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 0 日

平成21年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成21年9月10日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第9号 平成20年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第4 報告第10号 平成20年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第5 報告第11号 平成20年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第7 認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第2号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第3号 平成20年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第4号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第5号 平成20年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第6号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第7号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第8号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第9号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第10号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第11号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第12号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第13号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第14号 平成20年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第15号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第16号 平成20年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第17号 平成20年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第18号 平成20年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第25 認定第19号 平成20年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第26 認定第20号 平成20年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第27 認定第21号 平成20年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第28 認定第22号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第29 認定第23号 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第30 議案第72号 北杜市中小企業振興基本条例の制定について
- 日程第31 議案第73号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第74号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第75号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第76号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第77号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第78号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第79号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第80号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第41 議案第83号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第42 議案第84号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第43 議案第85号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 議案第86号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第45 議案第87号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第46 議案第88号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第47 議案第89号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第48 議案第90号 平成21年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第49 議案第91号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第50 議案第92号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第51 議案第93号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第52 議案第94号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第53 議案第95号 工事請負変更契約の締結について(明野小学校屋内運動場改築建築主体工事)
- 日程第54 議案第96号 不動産の取得について(雇用促進住宅)
- 日程第55 議案第97号 字の区域の変更について(白州町鳥原及び下教来石)
- 日程第56 議案第98号 字の区域の変更について(白州町花水及び白須)

- 日程第57 議案第99号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）及び北杜市林業休養センター  
「八ヶ岳いずみ荘」の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第100号 大武川河川公園の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第101号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第102号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について
- 日程第61 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第62 決算特別委員会の設置について
- 日程第63 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第64 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第65 請願第3号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書
- 日程第66 請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願

## 2.出席議員（22人）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 小須田稔   | 2番 中山宏樹  |
| 3番 相吉正一   | 4番 清水進   |
| 5番 野中真理子  | 6番 篠原眞清  |
| 7番 風間利子   | 8番 坂本静   |
| 9番 小林忠雄   | 10番 中嶋新  |
| 11番 保坂多枝子 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一  | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子  | 16番 内田俊彦 |
| 17番 坂本治年  | 18番 秋山九一 |
| 19番 中村隆一  | 20番 清水壽昌 |
| 21番 秋山俊和  | 22番 渡邊陽一 |

## 3.欠席議員（なし）

## 4.会議録署名議員

- |         |         |
|---------|---------|
| 1番 小須田稔 | 2番 中山宏樹 |
| 3番 相吉正一 |         |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	代表監査委員	入江薫

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
”	小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成21年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先に執行されました衆議院議員総選挙では政権選択が最大の焦点となり、選挙の結果、単独過半数となった民主党を中心に、組閣が予定されております。前内閣の4度の経済対策予算により、日本の経済は景気回復の兆しが見受けられますが、失業率が過去最高水準になるなど、厳しい状況にあります。また中小企業への支援、地方の再生、雇用の創出、社会保障の充実などの諸課題もあり、これらの課題を克服するとともに、国民生活に明るい未来と希望をもたらす政策を速やかに実行されますよう、期待するものであります。

今議会は、平成20年度の各会計決算の認定などの議案が提出されますが、議員各位におかれましては十分なお審議をいただき、円滑な議会運営をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告4件、認定23件、議案31件、諮問1件です。

次に、今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に7月28日と29日に行われた行政視察について、経済環境常任委員会からご報告がございました。お手元に配布した報告書のとおりであります。

次に教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検評価報告書が提出されました。あらかじめ配布したとおりであります。

次に峡北地域広域水道企業団議会、中嶋新議員、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

峡北地域広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成21年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が9月4日、午前10時より企業団事務所議場において開催され、中山宏樹議員、清水進議員、小林忠雄議員、千野秀一議員、小尾直知議員、坂本治年議員と私の7人で出席いたしました。

今回の定例会に提出された議案は条例案件2件、認定案件1件、報告案件1件、予算案件1件の合計5件です。

議案の概要について、説明いたします。

まず条例案件についてですが、議案第5号 峡北地域広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員の報酬の支給方法等に関する規定を制定するものであります。

また議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、議員の報酬に係る条項の削除を行うことによる条例の一部改正であります。

次に認定案件の認定第1号 平成20年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計決

算額につきましては、水道事業収益が11億553万6,145円で、その主なものは営業収益である給水収益が10億7,310万円でありました。

なお、北杜市の使用水量は401万5,037立方メートルであり、使用率は62%でありました。また責任水量制による、北杜市が企業団に平成20年度に支払った給水料金は6億8,026万8,750円でありました。

次に水道事業費用の決算額につきましては8億1,217万2,353円であり、その主なものは営業費用の6億3,949万4,359円でありました。また、資本的収入は6億4,902万円で、資本的支出は9億1,392万9,357円でありました。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減債積立金及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

次に損益計算による、平成20年度の当年度純利益は2億9,325万9,346円でありました。

次に報告案件の報告第1号 平成20年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算による資金不足比率についての報告があり、資金不足が生じないことから、経営状態は良好な状態である旨の報告がなされました。

次に予算案件の議案第6号 平成21年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)であります。

補正予算の内容は水道事業費用の営業費用を150万円増額し、総額8億5,957万1千円とするものであります。また、資本的支出は3,800万9千円増額し、総額4億8,286万3千円とするものであります。資本的支出の増額補正につきましては、大門浄水場遠方監視制御装置更新工事費等であります。

以上5議案について、いずれも原案のとおり承認、可決、認定されました。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

報告が終わりました。大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(秋山俊和君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

1番議員 小須田稔君

2番議員 中山宏樹君

3番議員 相吉正一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。



○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月10日から10月1日までの22日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月1日までの22日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 報告第9号 平成20年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件から日程第61 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの59案件を一括議題といたします。

市長から、所信及び提出案件に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成21年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の所信と提出いたしました案件のうち主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさと北杜もすっかり秋めき、朝夕は肌寒くなりました。今年の夏は、日本海側を中心とした長雨による日照不足と低温が続き、日本一の食味を誇る梨北米も、やや不良と見込まれており、心配をいたしております。

さて、国民が非常に高い関心を持ちながら執行された、先の衆議院議員総選挙において、まもなく民主党を中心とする新しい政権が誕生する運びとなりました。

新しい政府には、雇用・所得等が依然として厳しい状況下にある中で、一日も早い本格回復と国家財政の健全化を図りながら、年金や医療などの社会保障制度の安定化、また子育て支援策等により、国民が安心して暮らせる社会へスピード感を持って取り組んでいただければと、期待を寄せるところであります。

一方、今後、国の予算システムなどの変化によって、われわれ地方自治体の財政運営も、これまで以上に創意工夫が必要になるものと考えられます。8月には関西地方を中心に、死者22人を出した台風9号や専門家でも予測しにくいような集中豪雨などの異常気象、また盆前には東名高速などに大打撃を与えた、駿河湾を震源地とする地震の発生がありました。自然災害は、いつ何時に襲ってくるか分かりません。

幸い本市においては、いずれも大きな被害はなかったわけではありますが、台風・地震に限らず、有事の際には迅速な対応ができるよう、北杜市地域防災計画の再確認に併せて、防災倉庫の点検等を職員に指示したところであります。

また、本年は当初予定をしておりました総合防災訓練が、衆議院議員総選挙の投票日に重なったことから、各地区には自主的な訓練をお願いしたところでありますが、ほとんどの地区で自

主防災組織や消防団が連携し、訓練を実施していただけたとの報告を受けております。

ところで、本年は昭和34年災から、ちょうど50年の節目でもあります。このことを風化させないために、8月14日に武川教育福祉センターで「治山治水促進 34年災 あれから50年 あの日を忘れない」と題した防災講演会を開催いたしました。併せて、甲斐駒清流懇話会と災害復興50周年モニュメント建立基金の主催で、記念碑の除幕と造形作家の篠原勝之さん、通称クマさん制作のモニュメントもお披露目されました。改めて、自然災害の怖さと備えの大切さについても考えていきたいと思いました。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

5月に国内で初めての感染が確認されて以来、一時小康状態になっておりましたが、先月末より第二波が到来いたしております。厚生労働省の流行のシナリオでは、罹患率が季節性の2倍になるなど最悪の展開を想定しておりますが、ここにきて市内でも確認されるようになり、今後の感染拡大を懸念しております。

市の対策本部では学校関係、保育園及び福祉施設での感染状況の把握と休園休業対策等を検討するなど、急激な感染の防止を行うとともに、未然に防げるよう予防対策等の周知も行ってきております。

市民の皆さまにおかれましても、再度、広報ほくと等をご確認いただき、うがい、手洗いを充分に実践し、万全な体制をとられるようお願いいたします。

なお、予防策として大変有効なマスクや消毒液などを、市といたしましても用意しておりますが、加えて市民ならびに市内関係者からご寄付をいただきましたので、保育園や小・中学校に配布するとともに、備蓄用として市役所にも保管しております。大変ありがたく、心から御礼申し上げます。

昨年6月に、当時の武川小6年生が採取しました神代桜の種が、8カ月もの間、国際宇宙ステーションきぼうで地球を約4,100周もまわり、このほど若田光一さんの手により無事帰還しました。

8月25日には、武川中に進学した同じ生徒たちの手によりポットに蒔かれましたが、生徒達が成人を迎える約8年後には、美しく開花することを期待するところであります。また、市の小動物でもあるヤマネモ、人工増殖の実験のため、人類以外のほ乳類初として宇宙ステーションに滞在する構想があるそうですが、実現すれば桜の種ともども、北杜市からの宇宙への発信として、大変夢のあるニュースになります。

続いて、おめでたい話題であります。

去る8月6日に東京で開催された、第44回交通安全子ども自転車全国大会団体の部において、高根東小自転車クラブが準優勝という素晴らしい成績を収めました。誠におめでとうございます。早朝や放課後のたゆまぬ練習の成果と、地域の方々の応援に支えられた結果と聞いております。これを機会に出場校のみならず、すべての小・中学校において正しい交通知識と習慣化を図られ、交通事故防止の目的を達成していただきたいと願っております。

次に大学連携についてであります。8月26日に東京芸術大学の公開集中セミナー「地域活性化システム論」において、北杜市の取り組みを芸術家を志す若者にお話してまいりました。その際に芸大からも市と芸術とのコラボレーションによる活性化策を、いくつかご提案いただきました。

今後は提案の具体的検討を進めながら、平山郁夫シルクロード美術館をはじめとする市内の

各種施設や市在住の芸術や音楽に取り組まれている方々と芸大が連携することにより、この地が今にも増して「芸術の杜 北杜」として、育まれていくことができると願っております。

次に国際交流についてであります。7月末に姉妹都市の韓国抱川市とアメリカ、ケンタッキー州マディソン郡の中学生が相次いで北杜市を訪れました。市内の中学生の家庭にホームステイし、抱川市やマディソン郡の中学生との交流や親睦が十分に深められたことと思います。

今後も未来を背負う若者が国際感覚を養うとともに、友好を深める交流事業として継続してまいりたいと考えております。

なお、抱川市より提案のありました職員人事交流につきましても、来年度からの実施に向けた準備を進めているところであります。また、新型インフルエンザの流行により延期されておりましたマディソン郡への親善訪問につきましては、9月7日に訪問団12人が元気に出発したところであります。

次に北杜市誕生5周年記念事業として、9月6日にテレビ東京の「出張！なんでも鑑定団」の収録が、高根ふれあい交流ホールにおいて行われました。放映は10月6日の予定ですが、応募140数点の中から厳選された作品により、盛会のうちに収録を終えることができました。全国に向け、北杜市のPRが十分にできることと思います。放映が楽しみです。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに行政組織改革についてであります。高度化・多様化する行政需要に対応するため、スピードと成果、コストを重視した市民サービスの向上など、意思の決定時間の短縮と指示系統の簡素化が求められております。このため、来年4月から、より一層の市役所の業務能率向上等を図るべく行政組織改革を行うため、今議会に北杜市行政組織条例の一部改正をお願いしたところであります。

次に、デマンドバス実証運行についてであります。

北杜市地域公共交通活性化協議会が、国の補助や東京大学の協力を得て実施いたしますデマンドシステム形式での実証運行が、10月1日より大泉町地域、白州・武川町地域の2地域において実施されます。市民の足を確保するという事は、重要な行政課題であります。

北杜市に適した公共交通を整備していくため、協議会においてご検討いただきながら、3年間、さまざまな地域や方法により実証運行が行われる予定であります。市の公共交通の課題解決のためにも、今回の実証運行を市民の皆さまに幅広くご利用いただきたいと思います。

次に、少子化対策についてであります。

進行する少子化対策の一環として、市内の妊産婦が安心してお産ができる環境づくりに向けての検討を行うため、北杜市お産の場づくり検討委員会を8月20日に立ち上げました。検討委員には学識経験者、保健医療関係者及び子育てグループの代表者等をお願いし、出産経験者を中心に、お産現場の実態やお産の体験からの課題を把握するためのニーズ調査等を行い、対応策の検討をすることとしております。

また、人口や出生数が減少傾向にある現状をふるさと存続の危機であると捉え、保育料の第2子以降の無料化や小学3年生までの医療費の無料化の実施など、市といたしまして少子化対策に積極的に取り組んでいます。

今後はこれらの取り組みに加え、ファミリーサポートセンターの設置に向け、県のモデル事業を実施してまいります。併せて、経済危機対策の一環で県に創設された安心子ども基金も積極的に活用し、子育て支援に関する事業を実施したいと考えております。これにより、本市を

子育てしやすい魅力的なまちとし、少子化に歯止めがかけられるように引き続き努力してまいります。

次に地域医療関係についてであります。甲陽病院の療養病棟は昭和48年に建設され、現在、療養病床ならびに感染症病床40床として使用しております。今回、国の経済危機対策として、災害拠点病院等の耐震化整備事業が補助対象となり、併せて補助残額には、公共投資交付金も交付される見込みとなりました。今議会の補正予算でお願いしてございますが、今年度中に建築設計を行い、来年度療養病棟の建設を行いたいと考えております。また、両市立病院の地域活性化・生活対策臨時交付金での医療機器につきましても、順次整備しておりますので、今後も地域の中核病院として、より一層の設備の充実を行う中で地域医療確保のために重要な役割を果たしていけるよう、努めてまいります。

次に、太陽光発電についてであります。

文部科学省のスクールニューディール構想により、市内小中学校に太陽光発電システムの設置に向けた準備を進めておりますが、これに加えて平成21年度補正予算にかかる太陽光発電事業の追加募集がありますので、前回、耐震強度の関係で計画に組み込むことができなかった5校の敷地内へも、地上設置型で応募をしたいと考えております。いわば原則、全校を目指したいと思っております。

また小中学校を除く、その他の公共施設につきましても、経済産業省所管の地域新エネルギー等導入促進事業を活用するほか、県においてもやまなしグリーンニューディール基金事業が創設される予定でありますので、併せて有利な事業を活用して設置ができますよう、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、星空の街・あおぞらの街事業についてであります。

来年10月に星空の街・あおぞらの街全国大会が、北杜市で開催されることになりました。今年度は、大気生活環境保全モデル事業として、市内各地区の8小学校で夏と冬の2回、星空観察会を行うもので、夏の観察会では大変多くの児童や保護者の皆さまのご参加をいただき、盛況でありました。

なお、観察会の成果につきましては、全国大会において、代表校が観察結果を発表する予定であります。星空に一番近い街・北杜市を、全国にアピールする絶好のチャンスと捉え、引き続き努力してまいりたいと考えております。

さて、去る7月3日に北杜市名水の里保全連絡協議会を設立いたしました。先人から引き継がれた豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ責務があると考え、市民、事業者、団体、行政等が連携し、日本一の名水の里を一人ひとりがみずから手で慈しみ育てることを目的とし、今後は全国の名水百選の見本となるべく取り組みを行い、全国に発信してまいりたいと考えております。

次にエコパークたつおかについてであります。平成15年度から6年間の保証期間が経過したことから、保守点検費及び灯油使用料など、今後の運営等について、峡北広域行政事務組合と三井造船との協議が続いておりますが、先般、可燃物処理施設保証期間終了に伴う性能確認調査報告書が、峡北広域行政事務組合から調査依頼された財団法人 日本衛生環境センターから提出されたところであります。装置の不具合度、維持管理費の評価については、定量的に評価する基準がないとして、現状を示すなどの報告となっており、具体的な指摘にまでは至らなかったものと認識しております。今後も他の構成市と連携しながら、対応をしております。

いと考えております。

次に水道料金の統一についてであります。過日、内容を水道運営委員会と議会全員協議会で報告させていただいたところであります。水道運営委員会の答申を尊重する中で、地区ごとの格差をなくし、公平性の観点からの水道料金を統一することと水道事業特別会計の健全化という2つの課題をクリアするための方策についてさまざまな検討をする中、現時点で考えられる最善のものと考えております。ご理解をいただけますよう、お願いするところであります。

今後は各地域の皆さま方にご説明する中で、市民のご理解をいただけますよう、努めてまいります。

次に、八ヶ岳観光圏についてであります。

去る8月21日に北杜市、富士見町、原村と山梨、長野両県及び地元の商工、観光、農業団体、交通関係者など、24の団体等で構成する八ヶ岳観光圏整備推進協議会設立総会が開催されました。総会では協議会規約や役員、今年度の事業計画などが承認され、今後は2泊3日以上滞在旅行プランの開発や広域パンフレットの作成、体験メニュー等、北杜市内の全域と2町村の広域的な連携に基づく観光圏整備計画及び実施計画を作成し、国土交通大臣による観光圏整備事業の認定を目指してまいります。

次に、まちづくり交付金事業3地区の進捗状況についてであります。

まず、長坂地区の市道長大地入沢線の改良工事につきましては、改良と舗装工事の一部を残すのみとなり、計画どおりに進んでおります。清里駅周辺地区につきましても、現在、駅前広場の整備を実施しており、市道清泉寮線及び吐龍の滝線については、工事着手に向け準備を進めております。また、小淵沢駅周辺地区につきましても、8月に駅前の市道改良工事を発注したところであり、駅前周辺の連絡道及び防災系誘導看板の設置については、工事着手に向け準備を進めております。

なお、巨摩こ線橋架け替え工事についても、電気設備の移転が完了し、現在、仮設橋設置のため、準備を進めているところであります。

次に、雇用促進住宅についてであります。

市内にある5つの雇用促進住宅には、現在239世帯が入居しており、10月1日からの管理移行後も継続入居をする予定で、事務手続きを進めております。また、雇用促進住宅の購入に関しては、今議会へ公有財産購入の議案を提出いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に高根みどり団地建設工事は、11月中には集会所建設を含む、すべての工事が完了する予定であります。

なお、入居の募集については、10月より広報ほくと、CATV及びホームページを通じて募集し、11月下旬より順次入居を開始する予定であります。

次に、木造住宅耐震化事業についてであります。

市内の4割弱にあたる家屋が耐震性に問題があるといわれている中で、ひとたび東海地震が発生すると倒壊等など、大きな被害が予想されます。そのため、平成20年度に耐震改修促進計画を策定し、市内の住宅の耐震化の促進を図ってまいりました。しかし、耐震性に問題がある既存木造住宅を改修する方々に対し、費用の一部を補助する制度を活用された方は、ごく少数でありました。

本年7月、山梨県において木造住宅の耐震化率の向上を図ることを目的に、木造住宅耐震化

建て替え支援事業及び木造住宅耐震シェルター設置事業が新たに制度化されましたので、市におきましても、市民の生命及び財産を守っていくべく、県に準じた同様の事業を推進するため、要綱の制定に向け準備を進めております。

次に、北杜市図書館についてであります。

北杜市立図書館は合併前からの8館を引き継ぎ、金田一春彦記念図書館を北杜市中央図書館として位置づけ、管理・運営をしております。地域の皆さまの施設として親しまれている図書館ですが、行財政改革アクションプランに基づき、管理運営の効率化や経費の節減を図り、地域ニーズに対応したサービスの展開を考慮しながら広域的に調整を行い、必要性・経済性等を原点から見直すため、地域の代表者や学識経験者の方々による北杜市図書館適正配置等検討委員会を設置し、検討していくことといたしました。

次に北杜市体育施設使用料金についてであります。旧8町村の料金設定をそのまま引き継ぎ、現在も管理運営を行い、市民の健康増進や交流の場として利用されております。アクションプランに基づき、使用料の見直しを図り、旧町村間の不均衡を是正し、適正な料金設定をするため、地域の代表者や学識経験者の方々等による北杜市体育施設使用料金等検討委員会を設置し、検討していただくことといたしました。

今後、委員会からの提言をいただき、平成23年4月からは新料金で管理運営していきたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件23件、条例案件10件、補正予算案件13件、変更契約案件1件、財産取得案件1件、指定管理者の指定案件4件、諮問案件1件、その他2件であります。

はじめに、報告第9号の平成20年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件につきましては、平成19年度から2年間の継続事業で実施いたしました北杜南学校給食センターの建設事業の精算の報告でございます。

次に報告第10号及び報告第11号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成20年度の市の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第12号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第23号 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

議案第72号 北杜市中小企業振興基本条例の制定についてであります。

市内中小企業の振興を図るため、市が展開する施策の基本方針を定めるため、条例を制定するものであります。

次に議案第73号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市の行財政改革の推進に伴い、市の組織機構を変更する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第74号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例についてであります。  
市が雇用促進住宅を購入し、市営単独公共住宅として、その名称を変更することに伴い、行政区の名称を一部変更する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第75号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。  
健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、出産にかかる被保険者等の負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第76号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

後期高齢者医療保険の普通徴収保険料の納期について、他の税等との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第77号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例、議案第78号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第79号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第80号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の4案件についてであります。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高額介護合算療養費の支給が開始されることに伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次に議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

社会保険の保険料等にかかる延滞金を軽減するための厚生年金法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護保険料にかかる延滞金の軽減期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

はじめに総務関係につきましては、平成24年度に県1消防本部体制とすることを目指した、県と市町村ならびに消防本部による準備委員会の設立経費及び、納税者の利便性と収納率の向上のため、市民税や固定資産税などをコンビ二で収納できるようにするために必要な経費を計上いたしております。

次に企画関係につきましては、行政組織改革に伴う本庁東館の改修及び、プレハブ庁舎の建設に要する経費及び交通安全対策を推進するため、80カ所の交差点に自発光道路鋸を設置するための経費を計上いたしております。

次に民生関係であります。保育所に対応できない時間の一時預かりなど、多様な子育てニーズに対応できるよう、子育てサポーターを組織化、支援するとともに、子育て情報の発信を行う経費及び2人以上、子どもを持つ世帯の子育て負担を軽減するため、定額給付金と合わせて第2子以降の子どもに支給している子育て応援特別手当について、さらに第1子まで拡大して支給することとし、所要の経費を計上いたしております。

次に衛生関係につきましては、災害発生時に一人暮らしの高齢者や障害者などが地域の支援を受けられるよう、要援護者台帳を整備するとともに、老朽化し耐震強度に不安がある甲陽病院療養病棟を改築するための実施設計を行う経費を計上しております。

次に環境関係についてであります。昨年度実施した小水力発電可能性地点調査の結果などをもとに、市内4地点で、市民と共同で発電を行うためのガイドラインなどの作成や必要な調査を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

次に農業関係であります。都市住民を農業の新たな担い手として育成し、定住を促進するため、地域おこし協力隊員6人の新規就農者を受け入れるための経費及び企業の農業参入を促進するため、耕作放棄地約1.4ヘクタールを基盤整備するための経費を計上いたしております。

次に観光関係につきましては、市全域を対象とする八ヶ岳観光圏の認定に向け、長野県富士見町、ならびに原村と連携して整備計画を策定することとし、所要の経費を計上しております。

次に土木関係につきましては、清里駅前広場の植栽や国際統一サインの設置などについて、地元との協議が整いましたので、これらを実施することとし、清里駅周辺地区まちづくり交付金事業について、増額補正を行うものであります。

最後に教育関係であります。小中学校適正規模等審議会の答申を受け、長坂地区の4つの小学校の統合の検討を行うために、必要な資料の作成に要する経費を計上いたしております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は4億5,050万6千円となり、歳入歳出予算の総額を305億8,708万3千円とするものであります。

続きまして、特別会計補正予算についてであります。

はじめに議案第83号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。平成20年度療養給付費交付金の精算及びコンビニ収納システムの導入などに7,069万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億4,345万3千円とするものであります。

次に議案第84号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。過年度医療費の精算に伴う一般会計への繰出金が主なもので、1,282万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,577万9千円とするものであります。

次に議案第85号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。保険料の本算定による広域連合への納付金の増額などにより、876万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,635万6千円とするものであります。

次に議案第86号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。平成20年度介護給付費の精算に伴う精算金として4,434万円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億6,681万8千円とするものであります。

次に議案第87号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。須玉町岩下地区の配水管布設替工事などに516万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億897万7千円とするものであります。

次に議案第88号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。国庫補助金の確定により大泉処理区ほか2地区の管渠布設工事として7千万円、武川処理区ほか1地区の舗装本復旧工事として3千万円の計1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億230万円とするものであります。

次に議案第89号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。国庫補助金の確定により横手地区の処理場下部工事などに7,255万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4,721万3千円とするものであります。

次に議案第90号 平成21年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)であります。甲陽病院の療養棟改築事業の実施設計費として2千万円を追加し、資本金の収入の予定額を4億7,205万3千円とし、資本金の支出の予定額を6億1,446万6千円とするものであ



ります。

次に議案第91号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)であります。須玉町みずきタウン及び小淵沢町城山団地の不動産鑑定評価事業費として30万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を91万9千円とするものであります。

次に議案第92号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)であります。浅尾地区公民館の建設補助として1,134万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,301万円とするものであります。

次に議案第93号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計補正予算(第1号)であります。主として山林の整備や研修にかかる経費として206万円を追加し、歳入歳出予算の総額を735万8千円とするものであります。

次に議案第94号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)であります。所有地の整備工事や積立金などに513万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,192万円とするものであります。

次に議案第95号 工事請負変更契約の締結についてであります。明野小学校屋内運動場改築建築主体工事請負契約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第96号 不動産の取得についてであります。独立行政法人 雇用・能力開発機構から雇用促進住宅を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第97号及び議案第98号の字の区域の変更についての2案件であります。県営畑地帯総合整備事業及び市単独土地改良事業の実施に伴い、字界を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第99号から議案第102号までの指定管理者の指定についての4案件につきましては、平成22年4月1日から引き続き指定管理による施設運営を行うため、地方自治法第244条の2第3項及び、北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、それぞれの施設の指定管理者を指定するものであります。

次に諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦であります。法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、市政運営の状況報告と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

市長の所信と説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午前11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 認定第1号から日程第29 認定第23号までの一般会計及び特別会計23案件の決算の認定について、補足説明を求めます。

比奈田会計管理者。

○会計管理者（比奈田善彦君）

それでは、今議会に提出されました平成20年度の北杜市における各会計の決算認定に関する議案につきまして、ご説明を申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、公営企業法第30条及び北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして、処理を行いました。

決算の調整につきましては、各会計とも平成20年4月1日から平成21年3月31日までに実施した諸事業及び収入支出において、2カ月間の出納整理期間を経て、平成21年5月29日に各会計を閉鎖したものでございます。

したがいまして、市長への決算書の提出は出納閉鎖後3カ月以内となっておりますので、平成21年7月15日に行ったところでございます。

また、監査委員による決算審査が平成21年7月22日から8月6日にわたり、7日間の日程で実施され、決算に対する意見書を8月21日付けでいただいたところでございます。今定例会において認定をいただく案件の数につきましては、平成20年度の一般会計をはじめ特別会計及び病院事業特別会計を含めて、23案件であります。

まず認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額は276億5,883万9千円に10回の補正を行い、19年度からの繰越事業を加えた予算の総額は、321億9,332万9千円となりました。

歳入面では市税の72億2,313万円、地方交付税116億1,586万円をはじめ、国の経済対策である地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業や生活対策臨時交付金事業などを含めた国庫支出金20億3,757万円及び県支出金16億3,141万円など、総額で304億2,038万8,679円となり、予算額に対する収入率は94.5%でありました。

また歳出面では、主な建設工事関係として、教育費の中では北杜南学校給食センター建設工事及び小淵沢中学校グラウンド整備工事が行われました。土木費の中では、公営住宅整備事業として就業促進住宅建設工事、武川上団地建設工事、西原団地建設工事及び清里長坂小淵沢地区のまちづくり交付金事業などが行われ、歳出総額では294億516万8,541円となり、執行率は91.3%でありました。

歳入歳出差し引き残額は10億1,522万138円となりますが、21年度へ繰り越す事業費20億2,971万1,690円の財源として、1億4,856万478円を差し引きますと、実質繰越額は8億6,665万9,660円となるものでございます。

次に認定第2号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額53億9,414万3千円に、3回の補正を加えた予算の総額は53億

7,430万2千円となりました。

歳入面では保険税の13億9,448万円、国庫支出金11億8,583万円などをはじめとして、総額で56億8,859万1,672円となり、予算額に対する収入率は105.8%になりました。

一方、歳出面では保険給付費33億4,476万円、共同事業拠出金5億1,468万円などを合わせて、歳出総額では53億2,706万9,569円となり、執行率では99.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は3億6,152万2,103円となり、全額21年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第3号 平成20年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額は5億6,035万9千円に3回の補正を行い、予算の総額は5億6,651万2千円となりました。

歳入面では支払い基金交付金の2億9,226万円、国庫支出金1億6,533万円をはじめとして、総額で5億5,848万4,362円となり、予算額に対する収入率は98.6%でありました。

一方、歳出面では医療給付費5億964万円をはじめ、総額で5億5,820万2,027円となり、執行率は98.5%でありました。

歳入歳出差し引き残額は28万2,335円となり、全額21年度へ繰り越します。

次に認定第4号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額5億3,821万3千円に2回の補正を行い、予算総額は4億7,402万円となりました。

歳入面では保険料3億1,159万円、一般会計からの繰入金1億6,017万円など、総額では4億7,282万1,789円となり、予算額に対する収入率としては99.7%となりました。

一方、歳出面では広域連合納付金がほとんどを占めており、歳出総額としては4億7,056万603円となりました。執行率では、99.3%となっております。

歳入歳出差し引き残額としては226万1,186円となりますが、全額21年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第5号 平成20年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額31億2,935万3千円に4回の補正を行い、予算の総額は32億4,239万8千円となりました。

歳入面では介護保険料の5億2,342万円、国庫支出金7億7,858万円、支払い基金交付金9億4,970万円などがありまして、総額では32億3,547万9,910円となり、予算に対する収入率としては99.8%となりました。

一方、歳出面では保険給付費29億8,334万円をはじめとして、総額では31億9,784万8,850円となり、執行率では98.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額は3,763万1,060円となり、全額21年度へ繰り越すもので

ございます。

次に認定第6号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1,557万2千円に2回の補正を行い、予算の総額は1,589万4千円となりました。

歳入面ではサービス収入の1,287万円余をはじめ、総額で1,523万2,863円となり、予算額に対する収入率は95.8%でありました。

一方、歳出面では全額が支出の管理経費であり、歳出総額としては1,522万3,201円となって、執行率では95.8%となりました。

歳入歳出の差し引き残額としては9,662円ではありますが、全額21年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第7号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額30億9,160万円に3回の補正を行い、19年度からの繰越事業を加えた予算の総額は28億9,506万6千円となりました。

歳入面では水道使用料の11億1,576万円、繰入金11億6,376万円などをはじめとして、総額では28億8,711万5,868円となり、予算額に対する収入率としては99.7%でありました。

一方、歳出面では水道維持管理費及び水道施設整備費など、総額では28億4,745万5,318円であり、執行率は98.4%でありました。

歳入歳出の差し引き残額は3,966万550円となって、全額21年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第8号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額29億2,896万5千円に3回の補正を行い、19年度からの繰越事業を加えた予算の総額は、32億8,360万7千円でありました。

歳入面では使用料4億4,243万円、繰入金13億7,769万円、市債が9億3,930万円などを合わせますと、総額で32億1,538万2,759円となり、予算額に対する収入率では97.9%となっております。

一方、歳出面では下水道整備費9億6,510万円及び公債費18億2,839万円などを合わせますと、歳出総額では31億8,589万8,897円となり、執行率では97%でございました。

歳入歳出差し引き残額としては2,948万3,862円となりますが、21年度へ繰り越す事業費6,448万1千円の財源として、929万6千円を差し引きますと、実質繰越額としては2,018万7,862円となるものでございます。

次に認定第9号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額11億2,998万8千円に2回の補正を行い、19年度からの繰越事業を加えた予算の総額は11億2,852万9千円となりました。

歳入面では使用料1億2,050万円、繰入金5億6,305万円などをはじめとして、総

額で11億2,202万7,379円となっておりまして、予算額に対する収入率としては99.4%ということになっております。

一方、歳出面では整備事業費2億8,700万円、公債費6億4,929万円などが主なるものでございまして、歳出総額としては11億568万696円となっておりまして、執行率では98%ということでありました。

歳入歳出差し引き残額は1,634万6,683円となっておりますが、21年度へ繰り越す事業費600万円の財源として、30万円を差し引きますと、実質の繰越額としては1,604万6,683円となるものでございます。

次に認定第10号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額4億8,891万2千円に2回の補正を行い、予算の総額は6億1,437万5千円となりました。

歳入面では、一般会計及び基金からの繰入金5億5,044万3千円をはじめとして、総額では6億1,441万9,020円となり、収入率としては100%でありました。

一方、歳出面ではほとんどが総務管理費であり、総額としては5億9,068万6,574円となり、執行率は96.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額としては2,373万2,446円でありまして、全額21年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第11号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額1億792万7千円に1回の補正が行われておりまして、予算の総額としては1億1,852万7千円となりました。

歳入面では診療収入の1億612万8千円余をはじめ、総額で1億2,523万4,663円となり、収入率としては105.7%でありました。

一方、歳出面では一般管理費や医業費などの経費として、総額で1億677万234円となり、執行率は90.1%でありました。

歳入歳出の差し引き残額としては1,846万4,429円となり、全額21年度に繰り越します。

次に認定第12号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額1億3,968万3千円に2回の補正が行われまして、予算の総額としては1億4,582万3千円となっております。

歳入面では診療収入の8,146万円余をはじめ、総額で1億4,817万4,405円となっておりまして、収入率としては101.6%となりました。

一方、歳出面では一般管理費や医業費などの経費として、総額で1億4,089万9,564円となっておりまして、執行率としては96.6%となりました。

歳入歳出差し引き残額としては727万4,841円となりまして、全額21年度へ繰り越します。

次に認定第13号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額 6 1 万 9 千円に 1 回の補正が行われまして、予算の総額としては 7 4 0 万 1 千円となりました。

歳入面では不動産売払収入などがありまして、総額で 7 6 7 万 2 , 7 1 0 円となり、収入率は 1 0 3 . 7 % になっております。

一方、歳出面では土地開発事業費として、総額で 7 3 7 万 8 , 1 6 1 円で、執行率は 9 9 . 7 % でありました。

歳入歳出差し引き残額 2 9 万 4 , 5 4 9 円は、2 1 年度に全額繰り越されるものでございます。

次に認定第 1 4 号 平成 2 0 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

歳入歳出予算額は補正がありませんでしたので 1 , 2 7 0 万円ですが、歳入面では財産収入として 8 3 1 万円ほどが入っておりまして、総額では 1 , 2 9 6 万 1 , 9 3 7 円となりました。

歳出面では、4 つの財産区管理会の管理経費などを合わせますと、歳出総額としては 1 , 0 9 8 万 5 , 6 7 0 円となりまして、歳入歳出の差し引き残額とすると 1 9 7 万 6 , 2 6 7 円が 2 1 年度に全額繰り越されるものでございます。

次に認定第 1 5 号 平成 2 0 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額 2 , 4 0 6 万 8 千円に 1 回の補正が行われまして、予算総額としては 2 , 0 8 3 万 5 千円となっております。

歳入面では財産収入の 7 6 5 万円余りがありまして、総額では 2 , 6 5 5 万 4 , 5 3 4 円となっております。

歳出面としては、8 つの財産区管理会の管理経費などを合わせますと、歳出総額として 1 , 2 2 2 万 9 , 6 1 2 円となっております。

歳入歳出の差し引き残額としては 1 , 4 3 2 万 4 , 9 1 7 円となっておりますが、全額 2 1 年度に繰り越されます。

次に認定第 1 6 号 平成 2 0 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算額は補正がありませんでしたので、1 億 1 , 8 0 5 万 2 千円ということであります。

歳入面では県からの交付金 4 , 7 5 3 万円及び、財産収入として 2 , 7 9 4 万円などがございまして、総額で 1 億 2 , 4 8 0 万 1 , 5 4 7 円となりました。

歳出面では、8 つの財産区管理会の管理経費などを合わせて、総額としては 8 , 5 1 6 万 5 , 1 1 6 円であります。

歳入歳出の差し引き残額としては 3 , 9 6 3 万 6 , 4 3 1 円となって、全額 2 1 年度に繰り越されます。

次に認定第 1 7 号 平成 2 0 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

歳入歳出予算額は、補正がありませんでした。1 , 3 4 4 万 9 千円という予算額でございましたが、歳入面では財産収入の 2 5 0 万円をはじめとして、総額で 1 , 5 4 0 万 4 , 9 6 4 円

でございます。

歳出としては、3つの財産区管理会の管理経費などを合わせますと、403万9,884円となっております。歳入歳出差し引き残額としては1,136万5,080円であります。全額21年度へ繰り越されるものでございます。

次に認定第18号 平成20年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

歳入歳出予算額は補正がありませんでしたので、232万6千円でございます。

歳入面としては、県からの交付金137万円余りがございまして、総額では277万2,958円となっております。

歳出面では、2つの財産区管理会の管理経費などを合わせますと、総額で135万9,434円となります。

歳入歳出の差し引き残額としては141万3,524円となりますが、全額21年度に繰り越されるものでございます。

次に認定第19号 平成20年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

歳入歳出予算額は、やはり補正額がございませんでしたので、672万8千円となっております。

歳入面では、県からの交付金242万円余りをはじめとしまして、総額では817万8,098円となっております。

歳出面では3つの財産区管理会の管理経費などを合わせますと、総額で272万5,688円となっております。

歳入歳出差し引き残額では545万2,410円となっており、全額21年度に繰り越されるものでございます。

次に認定第20号 平成20年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算額は補正がありませんでした。212万2千円という予算額でございます。

歳入面では県からの交付金123万円余をはじめとして、総額では209万126円となっております。

歳出面では5つの財産区の管理会管理経費を合わせますと、歳出総額としては143万6,750円となっております。歳入歳出差し引き残額では65万3,376円となっており、全額21年度に繰り越されるものでございます。

続いて認定第21号 平成20年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

歳入歳出予算額は補正がありませんでしたので、604万7千円ということになります。

歳入面では、県からの交付金126万円をはじめとしまして、総額で543万3,518円となっております。

歳出面では、5つの財産区管理会の管理経費などを合わせますと、歳出の総額として198万9,207円となっております。

歳入歳出差し引き残額は344万4,311円となり、全額21年度に繰り越されるものでございます。

次に認定第22号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件でございます。

当初の歳入歳出予算額は1億687万9千円に2回の補正が行われまして、予算の総額としては1億663万5千円となっております。

歳入面では、不動産の貸付収入2,213万円をはじめとして、基金の繰入金7,775万円などがございます。歳入の総額としては、1億999万8,476円となっております。

歳出面では、総務管理の経費として2,055万円及び事業費8,062万円などを合わせますと、歳出総額としては1億386万5,314円となっております。

歳入歳出の差し引き残額としては613万3,162円となりますが、全額21年度に繰り越されるものでございます。

最後になりますけれども、認定第23号 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件でございます。

決算は塩川病院、それから甲陽病院、介護老人保健施設 塩川福寿の里、訪問介護ステーションつくしんぼ及び、八ヶ岳訪問看護ステーションの5つの事業所の決算となっております。

予算の執行状況のうち収益的収入及び支出につきましては、当初の収入予算額37億5,763万6千円に1回の補正が行われておりまして、収入予算の総額としては37億5,875万4千円となりました。しかし、決算額としては34億68万8,357円となっております。

内訳としては、病院事業収益30億5,886万7,875円。それと介護老人保健事業収益として、2億9,186万2,274円。それから訪問看護事業収益として、4,995万8,208円などとなっております。

一方、支出の予算現額としては38億6,339万3千円に対して、決算額としては34億7,111万1,582円となっております。支出の予算の執行率としては、89.8%となっております。

内訳としては、病院事業31億2,485万697円。それと介護老人保健事業費用として、3億299万8,498円。訪問看護事業費用として、4,326万2,387円などとなっております。

また資本的収入及び支出につきましては、収入予算現額が5億5,032万7千円というものに対して、決算額は5億4,973万4,872円となっております。

一方、支出面では予算現額7億7,578万円に対して、決算額は4億192万6,848円となっております。支出予算の執行率は、51.8%となっております。これは地方公営企業法の第26条の規定によりまして、3億5千万円が翌年度に繰り越されることによるものでございます。

以上、平成20年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明させていただきましたけれども、よろしくご審議のほどを賜り、ご認定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、会計管理者の補足説明が終わりました。

次に、代表監査委員から認定第1号から認定第23号までの23案件の決算審査結果について、意見書の報告を求めます。



入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

それでは平成20年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成20年度北杜市病院事業特別会計決算

の23会計でございます。

この23会計の決算について、平成21年7月22日から8月21日の間、北杜市役所において、審査のために提出されました決算書類について、帳簿と証拠書類等に基づき、秋山元紀監査委員、秋山九一監査委員、そして私の3人で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められた項目の審査手続きを実施いたしました。

一般会計・特別会計及び歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく、諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書の

とおりでございます。

さて、昨年のアメリカに端を発した金融危機は世界同時不況を引き起こし、わが国の景気や雇用の悪化など甚大な影響を受け、いまだに回復の兆しが見えない状況が続いております。現在、国では緊急的に景気雇用対策を行っておりますが、抜本的な解決には程遠いのが現状であり、一日も早い景気雇用等の安定が望まれております。

このような中、去る8月30日の衆議院議員選挙では、半世紀に及び第一党として政権を担ってきた自由民主党が敗北し、野党が入れ替わる政権交代となりました。これは国民が現在のさまざまな政治経済、社会情勢の改革と改善、民主党に期待した、その表れではないかと思っております。

ところで、本市の平成20年度決算に目を向けますと、市債残高は着実に減少し、基金残高は着実に増加しており、昨年度と同様に財政健全化に向けて努力のあとが見受けられますが、実質公債費比率は19.1%と、依然として高い状況にあります。

今後、少子高齢化、景気低迷による市税の減収や三位一体の改革による普通交付税等の減額が本市の財政に重く押し掛かってくることは、間違いありません。このことに対応するには、行政は市民のためにあるということを当然のこととして再認識し、財政健全化を職員一人ひとりがみずからの課題として捉え、徹底した事務事業の評価や公共施設等の縮小・廃止など、行政のスリム化を実現するため、過去に捉われず無駄を省く努力と決断と実行が重要であります。

それには、積極的な情報交換により市民に理解を求め、市民と協働することが必要不可欠であることは言うまでもありません。今年の6月に公表された北杜市財政健全化計画では、財政の現状を分析・把握した上で、中長期の見通しを立て、とるべき方策を示しており、健全化への緊張感と意気込みが評価でき、着実に推進されるよう望みます。

住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体の基本理念のもと、市民が安心して暮らせる、人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市にならんことを切望し、平成20年度決算審査の報告といたします。

○議長（秋山俊和君）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題になっております認定第1号から認定第23号までの23案件及び議案第73号から議案第74号まで、議案第76号から議案第81号まで、議案第97号から議案第98号までの10案件につきましては、決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題になっております認定第1号から認定第23号まで、議案第73号から議案第74号まで、議案第76号から議案第81号まで、議案第97号から議案第98号までの33案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会等に付託したいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

日程第33 議案第75号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

議案第75号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

改正の趣旨でございますけれども、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に施行されたことに伴いまして、出産にかかる経済的負担を軽減するために条例改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、被保険者等に支給する出産育児一時金の金額について、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合については、従来の金額、35万円に4万円を加算した額、39万円を支給するための条例を改正するものでございます。条例の附則に1項を追加するものでございます。

施行予定日でございますけれども、平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第75号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第75号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第54 議案第96号 不動産の取得について（雇用促進住宅）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

それでは議案第96号について、ご説明を申し上げます。

不動産の取得（雇用促進住宅取得）について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得、又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本年10月1日より市単独住宅として管理するために、9月末日までに所有権移転及び物件の引き渡しを済ませる必要があります。そのためには、今月中に売買代金の支払いを完成させる必要があるためでございます。

まず、取得する土地でございます。

所在地 北杜市須玉町藤田346番地5ほか6筆

地積 2万7,688.77平方メートル

地目 宅地であります。

この件の詳細については、3ページをお願いいたします。

3ページの別記1、物件の所在地、種別、地積、地目は記載されたとおりでございます。

もとにお戻りください。取得する建物でございます。

1として、施設の内容。は共同住宅 RC造 9棟 320戸。 としまして、その他付属施設 RC造ほか22棟。

それから床面積、延べ床面積でございますが、2万657.76平方メートル。内訳といたしましては、共同住宅分が1万9,597.76平方メートル。付属施設が1,060平方メートルでございます。

なお、詳細については3、4ページに別記2のとおり記載されてございます。

取得金額でございます。2億6,353万4,143円でございます。

内訳といたしましては、土地7,655万1,980円。これは非課税でございます。建物1億8,698万2,163円。うち消費税は890万3,913円でございます。

取得の方法でございますが、売買でございます。

契約の相手方については、神奈川県横浜市中央区桜木町1丁目1番地8、独立行政法人 雇用・能力開発機構、理事長 丸山誠。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第96号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号 不動産の取得について(雇用促進住宅)は、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第62 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

北杜市議会委員会条例第6条の規定により、今定例会に上程されております認定第1号から認定第23号までの審査をするため、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第63 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において決算特別委員会の委員として、22人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開会し、速やかに正副委員長の互選をされるよう、ここに招集いたします。

場所につきましては、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、12時5分といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時08分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員さんは、一身上の都合により退席する旨、申し出があり、これを承認しましたので、ご報告いたします。

休憩中に決算特別委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に坂本治年君、副委員長に小林忠雄君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第64 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布しましたとおりの3人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました3人を釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第65 請願第3号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

20番議員、清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

請願第3号に対する提案理由の説明を行います。

請願書の朗読をもって、説明といたします。

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願者

住所 山梨県北杜市明野町三之蔵190番10号  
山梨県父子家庭の会 北杜支部 加賀爪哲

紹介議員

清水壽昌

渡邊英子

中嶋 新

利根川昇

中山宏樹

父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書

請願趣旨

1. 母子家庭支援制度は、成り立ちが戦災未亡人救済をもとに体系が整えられてきたため、父親が子育てをするという概念がなく、現状は母子家庭支援に大きく偏った状態であり、父子家庭も母子家庭と同様に、ひとり親家庭である。
2. 母子家庭に対する経済的な支援は、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、母子福祉資金などあるが、父子家庭に対する経済的支援は皆無に近い状態である。  
1つには、父子家庭の平均年収が母子家庭の平均年収より上回っていることが理由として挙げられるが、同制度は平均年収で論議すべき内容ではないからこそ、個々人の年収条件に照らし合わせた年収制限がなされている。故に現状、父子家庭においても支援の条件を満たす年収の家庭も数多く見受けられる状況に鑑み、父子家庭も母子家庭と同様の支援制度であるべきである。
3. 平成13年より全国市長会においては、少子化対策に関する要望として父子家庭も児童扶養手当の支給対象とすることを国に対して要望しているが、いまだ国は実施していない。
4. 山梨県においては、平成19年9月定例県議会で父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として、平等な取り扱いをする請願書が全会一致で採択されており、父子家庭や母子家庭に対して県営住宅入居への配慮(優先枠は全管理戸数の約20%)がなされているが、父子

家庭に対する経済的支援は本来、国が行うべき事業であるため、父子家庭支援を独自に行う自治体は、まだ少数である。  
ついては、次のとおり請願する。

請願項目

- 1 国の関係機関及び県知事に対して、父子家庭に対する経済的支援を早急に実施するよう、意見書の提出をお願いしたい。
- 2 国や県の実施がなされるまでの間、市において父子家庭に対する独自の経済的支援を実施するようお願いしたい。

右、地方自治法124条の規定により請願する。

以上でございます。慎重なる審議をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第66 請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

19番議員、中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

請願第4号について、6人の紹介議員の1人である私が、請願の趣旨を朗読して提案いたします。

北杜市議会議長 秋山俊和様

核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願

請願者

北杜市大泉町谷戸8180番の96

切山 允

大泉革新懇代表世話人

北杜市長坂町白井沢1524番地

笹岡貢典

長坂革新懇世話人

北杜市高根町長沢2634の2

雨宮裕代

高根革新懇世話人



北杜市武川町柳澤3000の1

長澤康明

武川・白州革新懇世話人

紹介議員

千野秀一

風間利子

保坂多枝子

中村隆一

篠原眞清

小須田稔

#### 請願の趣旨

今、冷戦時代を終え、ASEAN(東南アジア諸国連合)やEU(欧州連合)そして南北アメリカをはじめ、地球人口の大半を占める地域で、話し合いで紛争を解決するという、新たな基準での合意が進んでいます。核兵器のない世界を目指す動きについても、これまでにない大きな転換点に差し掛かっています。

私たちは、1963年に締結された部分的核実験停止条約が地下核実験を合法化したことで、実質的に核軍拡競争をもたらしたこと、NPT(核不拡散条約)発行後39年を経ているにもかかわらず、核兵器保有国が増えていることを思い起こす必要があります。これらの事実は、核兵器を地球上から廃絶するためには、核を拡散しないことを現実的な目標とするだけでは不十分であったことを示していると思います。

4月のオバマ米大統領のプラハでの発言は、核兵器のない世界へ踏み出す決意とともに、原爆投下に対する道義的責任に言及しており、従来の米国政府の姿勢を大きく転換するものだと思います。

また5月に開かれたNPT再検討会議、2010年5月開催の準備会でも、オバマ大統領は同様のメッセージを送っています。準備会に参加した、すべての国が2000年の会議で合意した核兵器廃絶の明確な約束を再び議題にすることに賛成したことは、世界の平和へのうねりを感じさせる変化といえるでしょう。2005年の同会議では、核廃絶への道の障害となっていたアメリカの姿勢が、今回は世界の願いを実現させる力強い一歩となっています。そして、さらにオバマ大統領は、この目的を現実のものとするために、日本政府との協力関係を望んでいます。しかし、アメリカが核を保有し、その核の傘で自国の安全を図ろうとする立場を変えていない日本政府の姿勢は、甚だ理解に苦しむものがあります。

世界が大きく変化した今こそ、憲法9条を掲げ、被爆体験を持つ唯一の国の政府として、核兵器廃絶への世論をリードすることで、核の傘によらない対等・平等な安全保障実現に責任が果たせるのではないのでしょうか。

わが国が将来にわたって非核三原則を堅持し、核兵器廃絶を究極の課題に留めず、速やかに国際的合意として、実現するためのイニシアチブを発揮してこそ、北朝鮮に対する説得力ある提言に結びつくのではないのでしょうか。

本年6月衆参両院は、核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議を全会一致で可決しています。また、山梨県議会は7月、核兵器廃絶の課題での日本政府の具体的努力を求める意見書を全会一致で採択しています。

北杜市が加盟している平和市長会議などの働きかけで、すでに核兵器廃絶への動きは世界に広がっています。非核平和都市宣言をした北杜市議会が日本政府に対して、核兵器廃絶への国際的役割を果たすことを求めるよう、市民は大きな期待を寄せるものです。

以上、日本国憲法第16条に基づき、請願するものです。

請願事項

北杜市議会が核兵器廃絶の課題で、日本政府に対し、唯一の被爆国としての具体的な努力を求める意見書を提出すること。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては所管である総務常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願につきましては、総務常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月29日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 0時25分

平成 2 1 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 9 日

平成21年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成21年9月29日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公明党 内田俊彦君  
日本共産党 清水進君  
北杜クラブ 中嶋新君  
明政クラブ 秋山九一君  
市民フォーラム 野中真理子君

2. 出席議員（22人）

1番 小須田稔	2番 中山宏樹
3番 相吉正一	4番 清水進
5番 野中真理子	6番 篠原眞清
7番 風間利子	8番 坂本静
9番 小林忠雄	10番 中嶋新
11番 保坂多枝子	12番 利根川昇
13番 千野秀一	14番 小尾直知
15番 渡邊英子	16番 内田俊彦
17番 坂本治年	18番 秋山九一
19番 中村隆一	20番 清水壽昌
21番 秋山俊和	22番 渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	企画課長	大芝正和
情報政策課長	菊原忍	市民福祉課長	原かつみ
児童家庭課長	吉田昌司	障害福祉課長	浅川輝夫
健康増進課長	山田武男	医務課長	平井光
環境課長	由井秀樹	上水道課長	小尾善彦
下水道課長	堀内健二	農政課長	中山欣也
林政課長	長坂高明	商工課長	植松広
建築住宅課長	伏見常雄	道路河川課長	中山健教
教育総務課長	山田栄明	学校教育課長	伊藤勝美

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

9月19日に中部横断自動車道路経済懇談会、平成21年度総会が南アルプス市で開催され、私が出席いたしました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位及び代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 北杜クラブ、105分。4番 明政クラブ、90分。5番 市民フォーラム、45分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、16番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

改めまして、おはようございます。

公明党を代表いたしまして、平成21年第3回北杜市定例議会の代表質問を通告に従いまして、行わせていただきます。

まずもって、本市も5周年を迎え、厳しい地方財政の中、数々の難問を解決し、本日に至ったことを、まずもって市長ならびに職員の皆さまに感謝を申し上げます。陰徳あれば陽報ありといわれるように、地方分権の時代、また交付税を減らされたり、また補助金を減らされたり、また税源移譲があるようでないような、この厳しい中をここまでよく耐えしのぎ、また数々の政策を実績したことを高く評価いたしまして、質問に入らせていただきます。

私は3項目について、質問をさせていただきます。

1番目といたしまして、政権交代による今後の事業執行、事業計画の影響について。2番目といたしまして、指定管理施設について。3番目としまして、公益法人法の改正についてでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

先の衆議院選挙の結果、政権交代によるさまざまな政策転換が推進されようとする中、期待と不安が交差する状況下において、地方行政における今後の事業執行、事業計画の見直し、財政負担などの問題が懸念されるところであります。

新政権は総額約14兆円の補正予算について、未執行分を原則全面停止、公共事業の削減、道路特定財源の暫定税率の完全廃止、高速道路の無料化など社会保障、教育、福祉、農業政策

など、今後の事業執行、事業計画、来年度予算編成は大幅に遅れる可能性と制度改正等による事務作業は、増大することと想定いたすところであります。

市長は所信及び提出案件説明の中で、今後、国の予算システムなどの変化によって、われわれ地方自治体の財政運営も、これまで以上に創意工夫が必要になるものと考えられますと述べられております。本市として、財政及び事業執行、事業計画について、見直し及び影響を何項目か、お伺いいたすところでございます。

まず1、2番目でございますが、これは政府の緊急の経済危機対策のことでございます。

1番目として、地域活性化・経済対策臨時交付金事業の影響につきまして。

2番目といたしまして、地域活性化・公共投資臨時交付金事業の影響について。

3番目といたしまして、ふるさと雇用再生事業、緊急雇用創出事業の影響について。

4番目といたしまして、道路整備でございますが、道路整備は国と地方の抜本的見直しや新たな事業評価方式の策定などによる現時点での直接的影響につきまして。

5番目といたしまして、本市の道路事業のうち県道駒ヶ岳公園線、県道茅野小淵沢葦崎線、これはJRガードの拡張でございます。県道八ヶ岳公園線、141号長沢地内拡幅の新規4事業が本年度、県の事前評価の庁舎会議に諮られる予定と伺っておりますが、この事業の対応と推進について、お伺いいたします。

6番目といたしまして、年金、介護、長寿医療者制度など、制度改正による事務作業の対応について、お伺いをいたします。これは制度が変わりますと、それによりまして膨大な事務作業が当然、必要になると。これについての対応は、サービスをより早く提供するためには、どうしてもしなければならない。このときについての対応をお伺いするわけでございます。

7番目といたしまして、本市の農政課事業にかかる事業執行の影響についてでございます。

8番目、これも農政課になりますが、農家の戸別補償制度導入により予想される影響について、お伺いいたします。これは日米協定の見直しもございまして、仮に米に対しての税金が緩和されますと、当然、わが日本に誇る食味ランキング1位の梨北米に影響が出るということもございまして、カロリーベースを国は40%を目指しているわけでございますが、なんといいても米が一番カロリーベース的には稼げるものだと思いますし、市としても、これについては対応していかなければならないと思うわけであります。

9番目といたしまして、その他、影響が想定される事業についてでございます。

2項目について、ご質問をいたします。指定管理施設について、お伺いいたします。

平成18年に指定管理者制度導入により、条例に基づき選定された業者、団体により管理運営がなされている状況にあります。民間の知恵と努力により、管理運営の成果は高く評価できるものであると思っております。そこで以下、3点についてお伺いいたします。

指定管理者制度もようやく板にのってきたというか、ようやく皆さんに理解してもらってきたというか、そのおかげで、各施設についての評価もそれぞれの立場でできているというふうに思っております。その中で、質問させていただきます。

指定管理施設の中で今後売却、または貸し出し等ができる施設があるか、まず1点目としてお伺いいたします。

2番目といたしまして、今回、企画部が条例改正によりまして、(7)細部にわたっておりますが、指定管理者制度に関することと明記されておりますが、改正前も企画課が統括している現状であります。あえて企画課と明文化することについての目的をお伺いいたします。

3番目といたしまして、指定管理施設の廃止封鎖の検討について、いかがお考えか伺います。最後、3番目でございますが、公益法人法の制度改正について、お伺いいたします。

現行の公益法人法は特例民間の法人とし、2008年12月1日、法律完執行日から5年以内に新制度に移行できない場合は解散となるというふうな、決まりごとになっております。つまり、2008年の12月1日に施行されているわけですが、それから5年以内に民間の法人を選ぶのか、公益の法人を選ぶかということを、どうしても選択しないと解散になってしまうという状況でございます。そこで以下、伺うところでございます。

1番目におきまして、本市における、この広域法人の関係する法人は2つだと思っております。通称、明野にありました、今、北杜市農業公社、また増富のみずがき財団などがありますが、これらにつきまして、今後の方針について、市当局との検討協議が現在、行われているかどうか伺うところでございます。

2番目でございますが、補助金等を受け入れて運営されている法人にとって、これは死活問題になるのではないかなというふうに思っております。特に農業法人のほうにつきましては、補助金を運用しながらの、どうしてもいろいろな事業を行っておるわけでありまして、それに伴う雇用があるわけございまして、それらもなんとかクリアしながら移行していかなければならない現実があるのではないかなと思うところでございます。これらのことは税制上の問題や公益事業、公益事業におきましては、新たな公益法人法では50%以上の公益事業を行わないと認めてくれないという、厳しいハードルがあるということでございます。新制度の認定ハードルは高く、その対応には大変、苦慮されるところでございますが、総務部、もしくは企画部が、これは対応していかなければいけないかと思っておりますが、いかがお考えか、方向性をお伺いいたします。

以上、3項目につきまして、質問をさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

地方が大変厳しい時代に、市政推進にご理解とご評価をいただき、併せて職員に激励をいただき、大変ありがたく思います。なお一層、公明党の掲げる未来に責任を持つ舵取りを進めてまいり決意であります。

政権交代による今後の事業執行、事業計画の影響について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに地域活性化・経済対策臨時交付金、ならびに地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、いずれもすでに交付の決定されているものであり、また政府も地方自治体向け予算については、執行停止をすれば混乱が生じるとして、原則、執行するとの方針から影響はないものと考えております。

なお、地方六団体でも地方関連の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性等を丁寧に検証した上で、最大限に配慮されることを要請したところでもあります。

次にふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業についてであります。両事業は国の前年度2次補正予算及び今年度1次補正予算により、交付金がすでに交付され、県が基金



を造成するとともに、県による直接事業と市町村への補助事業として、事業が実施されています。

本市においては、平成21年度事業として両事業により32事業を実施し、80人の雇用創出が図られ、失業された方々への雇用機会に大いに役立っているものと思っております。この事業は基金造成により、3年間の事業として取り組みがされており、雇用情勢が厳しい現状において、本市では平成22年、23年度も引き続き積極的に事業へ取り組み、さらなる雇用機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

事業計画の影響について、国から県への具体的な情報は寄せられていないとのことですが、引き続き関係機関からの情報を注視してまいります。

次に道路整備における抜本の見直しなどによる、現時点での直接的影響についてであります。政権交代に伴い公共事業の削減や補正予算の執行停止などが実施されれば、地方公共団体は大きな影響を受けるものと思われま。市といたしましては、今後の動向を注視するとともに適切な執行を確保するため、国及び県に積極的に働きかけ、生活基盤の安定と市民生活の向上に努めていく所存であります。

次に、国県道の整備事業の対応と推進についてであります。

県に照会したところ、県道駒ヶ岳公園線、通称、横手バイパスにつきましては、概略設計を行い、事業費を算出した上で、公共事業事前評価に図る予定だとのことあります。また、県道北杜八ヶ岳公園線につきましては引き続き整備計画に従い、整備を進めていく予定であるとの回答を得ております。県道茅野北杜葎崎線の農業大学校入り口、JRガード拡張につきましては、県評価委員会の規模縮小提案により、JRとの立体交差部については未整備となっておりますが、現在、整備中の個所の供用開始後、広域農道との接続を含めた周辺道路の通行状況の推移により対応をするとの回答でありました。

また、国道141号線長沢地内の拡幅改良事業であります。先般、県が地元の事業推進委員会に対し、地元の意見を伺ったところあります。市といたしましても、国県道の整備は懸案事項でもあり、道路機能の向上と安全確保に努めるよう、今後も県当局へ要望を重ねてまいります。

次に年金、介護、長寿医療制度など、制度改革による事務作業の対応についてであります。

いずれの制度についても、改正の内容が明確ではないため、影響については推し量れませんが、どの制度も長い議論の末に施行された制度であり、その執行にあたっての経費や労力は膨大なものであります。

今後、制度改革がされると、私ども地方自治体の現場においては、システムの改修や人件費などの経費がかかるため、国においては十分な財政的フォローアップをお願いするところあります。

次に本市の農政事業にかかる事業執行の影響についてであります。国の補正予算により現在、農地有効利用支援整備事業に1億374万円。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に3,447万6千円。農村地域新エネルギー活用事業に4,585万円で、合計1億8,406万6千円が農政課に予算化されております。これらが補正予算の執行停止の対象に含まれるか否かは明確になっていませんが、すでに交付決定されている事業もあり、市としましても県と連携し、情報収集に努めております。

一方、農地集積加速化事業については、国が交付金の凍結を基金管理団体に要請しており、

その実施が危ぶまれ、市としても懸念しているところであります。

次に農家戸別補償制度導入により予測される影響についてであります。新政権での公表もない現時点では、影響を予測することは困難であります。民主党のマニフェストによれば、販売農家に対し、生産費用と市場価格の差額を補てんする農家への戸別補償であり、米価を一定の水準に保つ現在の生産調整システムからの転換であります。

おいしい米の産地づくりを推進してまいりました本市への影響につきましては、これまで「Aを中心に減農薬・減化学肥料による安心・安全な米作りにより、高付加価値販売をすることで農家所得を保ってまいりましたが、米価下落が生じた場合、どの程度まで保障されるのか不安があり、価格補償の内容によっては、米生産農家の意欲の低下が危惧されます。

また日米自由貿易協定、略称F T Aであります。当初、民主党のマニフェストでは米国との間ではF T Aを締結し、貿易投資の自由化を進めるとしていたものを、「協定締結」を「交渉促進」に修正し、国内農業と農村の振興などを損なうことは行わないと、農業施策に一定の配慮を追加したことから、直ちに大きな影響はないと思われませんが、新政権が打ち出す対策も注視して、対処してまいります。

次に指定管理施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに指定管理施設の売却や廃止、封鎖等の検討についてであります。

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することによって施設の利用の促進、市民サービスの向上、経費の削減等の効果が期待できる場合に活用する制度であります。したがって、制度を活用しても効果が期待できない施設につきましては、指定管理期間が終了する時点で施設の設置目的の達成度などについて、所管部局や関係者と協議を行いながら、施設の売却や貸し出し、または廃止、封鎖等について対応してまいります。

次に、条例改正に指定管理者制度について明記する目的は何かについてであります。

指定管理者制度については、現在は企画部企画課の行革担当において統括しておりますが、指定管理施設の所管が21課になるなど、今の体制では指定管理者に対する指導・監督が十分ではないかとのご指摘を監査委員からいただきました。また、専任職員の配置を行ったかどうかのご指摘もいただきました。

そこで、昨年12月からは企画課行革担当に指定管理専任職員を1人配置し、所管課と連携を図る中で、立ち入り検査や会計帳簿等の照合等、指定管理者に対するチェック機能の強化に努めてまいりました。今回の行政組織改革におきまして、さらにチェック機能の強化を図るため、企画部管財課を新設し、指定管理担当を設けることとし、これに伴い改正後の北杜市行政組織条例に指定管理者制度についてと明記したところであります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公益法人制度改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特例民法法人の今後についてであります。

国において公益法人制度改革が行われ、公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日から施行されました。これにより、従来の民法により設立された公益法人は、特例民法法人と

され、平成25年11月30日までに一般財団法人が、公益財団法人へ移行する申請が必要となり、期限までにいずれの申請も行わなかった場合や申請を行ったが認められなかった場合は、その財団法人は平成25年11月30日に解散したとみなされることになりました。このことから、ご質問の財団法人 北杜市農業振興公社と財団法人 みずがき山ふるさと振興財団についても対応を迫られることとなりました。法律の施行後、両財団と市で具体的な協議までには至っていませんが、準備期間も相当要することから、今後、県等の指導を受ける中で、検討を進めてまいります。

次に、法人等への今後の対応についてであります。

財政健全化法が平成21年4月1日から全面施行され、将来負担比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなりました。特に地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等にかかる債務については、本来、求められる民間企業と同様の市場規律が働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことも予想されることから、総務省から、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針が、本年6月3日に通知されたところであります。

指針では、今後5年間で基本的にすべての第三セクター等を対象として、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うこととされており、そのために必要な経費等については、第三セクター等改革推進債による起債も可能となりました。

財団法人 北杜市農業振興公社、財団法人 みずがき山ふるさと振興財団を含め、第三セクター等の今後の取り扱いについては、抜本的な見直しを迫られていますので、運営状況や支出状況などを参考に、検討を行っていく必要があります。

今回の行政組織改革に伴い、来年度からは企画部企画課の行革担当において、市の出資法人等についての所管を行っていく予定であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

何点が再質問を行いますか、まずはじめに政権交代における今後の事業執行の影響について、お伺いをするところでございます。

これは総括的な質問をさせていただきますが、簡単に言うとハッ場ダムに象徴されるように、なかなか今回の政権について、私の感覚的な評価は、まだまだよちよち歩きで、なかなか厳しいものではないかというふうに、私は感じるところでございます。

そういった中で、どうしても地方行政は制度改革があったり、いろんな変更があると、それに伴う、先ほども莫大な事務事業があるというふうにお答えでございますが、そういったことにどうしても対応しなければならない。ただ、それに言う財政のフォローアップがあるか否かは、なんとも今、言えないところではないかと。私も不安を感じるところであります。そういった場合、本市においてはどういう対応をするのか。つまり、どうしても外郭的なところへ事務作業を委託しなければならない場面も出るだろうし、また臨時職員を雇わなければならない場面もあるだろうしというようなことが、総括的に考えられるところだなというふうに心配をするところでございます。これは、あくまでも心配を想定した質問になってしまうわけござい

ますが、そこにつきまして、市はどういったふうに考えているのか、もう一度、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

政権が変わろうとも、各政党とも国民生活をよくしようという姿勢は変わらない、共通の姿勢だと思えます。私どもは、住民生活の真の姿を知っている地方として、しかも地方分権が進む中でありますので、いろんな意味で現場を知っているのは地方自治だと、こういう思いで舵取りをしているつもりであります。したがって、政権が変わっても、そういった地方の立場は、新規政権でも十分尊重されるでありましようし、ましてや制度の見直しはいろいろあるうとも、一度、政府間で中央政府と地方政府が約束したことであるのは、推進されるであろうと信じております。あと、いろいろな意味での制度の見直しによる、分かりやすい言葉で言えば手間ひま等々については、これから地方として六団体を中心に中央政府に詰めていきたいと、こんな思いであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

その点については、理解いたしました。

続きまして、農政課になるかと思いますが、農政事業の中で農地有効利用支援事業1億何がしとか、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に3,400万円とか、新エネルギー事業とかあるわけですが、それらについての場所と事業の概要を教えてくださいたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、内田議員の質問にお答えします。

先ほど、申し上げました影響でございます。具体的に申し上げますと、まず農地有効利用支援事業でございますが、これは市内全域でございますが、200万円以下の農道水路につきまして、小土地改良事業ということで、市内58カ所の整備をするということでございます。これは1億374万円でございます。これはすでに、交付決定がされております。

それから2番目でございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、これにつきましては22年度で、前倒しで事業を執行するというところでございます。これにつきましても決定済みでございます。3地区ございまして、小淵沢の根造水路120メートル、580万円。それから高根町五町田地区、ため池1,062万円。それから長坂地区、暗渠排水工事、9ヘクタールでございますが、1,641万円。それから農村地域新エネルギー活用事業の永井原地区の太陽光発電、これは県事業でございますが、本市としましては負担金をお支払いするというので、工事費負担金2億円の22.5%、4,500万円でございます。

それから、もう1点であります。これは直接、市の事業会計ではございませんが、農地集積加速化事業、これにつきましては凍結をしているということではあります。一般会計の予算化はありませんが、影響額を推測いたしますと、高根清里、長原地区でございますが、15ヘクタール、それから江草3ヘクタール、計18ヘクタールの分で、最長5年間でございますから、推測しますと1,350万円。それから来年度以降、22年、23年度であります。畑の圃場整備を計画しておりますが、これが38ヘクタール。したがって、3年間であります。これも推測であります。1,710万円ということでございます。合計いたしますと、3,060万円が影響というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

再質問を続けさせていただきます。

先ほどの答弁を聞く中で、意外と本市においては予算化が早かった、事業化が早かったということが、私も今、感じるところであります。あらゆる交付金事業を使ったり、公共投資事業を使ったり、いろいろなことを考える中で、私どもの市は6月定例議会で、その議決がすべて終わっていたというふうに、私は思っているところでございます。ですから、おそらく、ほかの市よりも2カ月、3カ月、先走りをしながら頑張っていたというふうに、私は考えているところなんです。その点についてはそういう考えでよろしいか、お答えを願います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今度のいろいろな意味の臨時交付金は、基本的には地域活性化・経済対策と、こんな感じでありましたから、できるだけ前倒しでやるほうが経済効果は高いたらという、国も、また私ども北杜市もそんな共通な思いでいました。したがって、臨時交付金についても、できるだけ執行を早く進めることが大切だろうという思いで、今、内田議員ご指摘のとおり、大方は6月議会までにやらせていただいたわけでありまして。そういう流れで、よかったと信じております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

続きまして、項目を変えまして、再質問をさせていただきます。

まず指定管理施設と条例改正、これは両方に関わる部分ですので、一緒に質問させていただきたいところでございます。簡単にいうと指定管理者制度を苦渋の選択で、たくさん、北杜市は、ほかの自治体よりも出してきた。それ以外に、事務処理も大変だった、担当も契約なら何やら大変だった、汗をかいてきた。ところが1つ、よかったことが私はあると思うわけです。それは、その施設の全体像が、一つひとつ個別に見えてきたということだというふうに、

私は思っているところであります。

旧町村の時代は施設もあったけども、あちらこちらにあっても意外と見えていた。ところが一緒になると、たくさん施設があって、なかなか目が届かなかった。ところが指定管理者制度の導入をしたところ、導入をしたほうがいろいろな評価はできたというふうに、私は思っているわけでありまして。ですから評価ができた以上、今度、どう進むのかというのは、また執行部の考え、またどうしても総論賛成、各論反対という現実も出てくるというふうに、私は思っているところでございます。

このたび、指定管理者制度におきまして、議会も何点が今まで指摘して、一元化して管理をしたほうがいいのではないかという中で、昨年1人、12月に担当を付けたと。今度は、やはり企画部のほうで、その担当を付けながら、しっかり契約も何から全部やっていくというふうな思いで、条例改正をしてきているというふうに、私は思っているところであります。

そこで、先ほど私、具体的にどこですかというふうに聞いたんですけども、なかなかどこというふうにはお答えができないというふうに、今のところ検討中というふうに思っているところであります。どのくらいの期間、先ほどの答弁の中では、指定管理者制度が、要するに切れる年度においてということでございますが、やはり、それについては前向きに、その前からいろいろな情報収集等が必要だと思っておりますが、いかがお考えか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

今の内田議員さんのご質問でございますが、指定管理制度についてということでございます。

実際、今、北杜市の施設については、公民館も含めれば530施設ほどあると。このうち公民館を引いても310施設ある。そのうちの139施設は、指定管理であるということでございます。期間については、平成23年3月31日が切れる時期でございます。その以前に今言ったようなことについては、精査しながら回答をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

最後になりますが、公益法人法の改正について、お伺いいたします。

公益法人法は簡単にいうと、縛りを強くしてきたというふうに思っております。先ほど、答弁も丁寧に答えていただいたわけですが、簡単に言うと三セク、そして法人、それらのすべての経営状態まで、自治体にとっては財政健全化法の枠の中で縛られるというふうに、今後、決まっているわけでございます。

そうなる、あと5年あるといっても、5年は切ったわけでございます。どうしても、その間には、先ほど、私も最初に述べたところでございますが、人が関わらないものについてはいいんですが、人が雇用されているところについては、どうしても、その対応を早めにしないと、その身の振りについては難しいわけでございます。今の答弁でございますと、今後やっていきますよというようなことではございますが、これについては、明日からも対応していかないと難しいなというふうに思っております。今までは、法人等は補助金等をうまく使いながら運用し

ながらやってきたわけですが、その補助金等にも当然、影響が出てくるというふうに思っております。そこにつきまして、対応について、いち早く、これからするかどうか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

公益法人の件についてでございます。

第三セクター及び公益法人、2本についても、やはり市も一生懸命、一緒になって頑張っていかなければならないというようなことは考えております。ついては、早急にでも財団法人等についても、第三セクター等についても早急に県の指導等を仰ぎながら、今後、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君、よろしいですか。

（ な し ）

内田俊彦君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

関連質問は、ございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

9月定例会において、日本共産党の代表質問を行います。

第1に今回の衆議院選挙で、自民・公明政権から民主党中心の政権へと変わりました。自民・公明政権が退場しました。この選挙結果を、市長はどのように評価していますか、まず見解を求めます。

日本共産党は、この政権に対して、よいことには協力、悪いことにはきっぱり反対、そして現実政治が国民の願いを一步でも前進させるため、建設的野党として力を尽くすものであります。この連立政権が公約している、1つには生活保護の母子加算を復活、父子家庭にも児童扶養手当を支給すること。2つとして、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法を廃止すること。そして3つとして、高校教育を無償化すること。4つとして、労働者派遣法の抜本改正など、日本共産党と一致している課題があります。私たちは、これらの課題、地域での草の根の運動を行って、実現に力を尽くしてまいります。

障害者が生きていく上でなくてはならない支援を利益とみなし、応益負担として原則1割の自己負担を求める障害者自立支援法。自民党と公明党の賛成で、2006年より施行されて3年が経ちました。一例ですが、自立支援法により、Kさんの通う作業所の利用料負担が1カ月で1万2,900円必要になりました。昼食代も自己負担に。その後に2回の措置で軽減されましたが、月曜から金曜まで利用するグループホームと作業所に払うお金は、月約7万7千円か

かります。母親の収入は国民年金が5万円弱、Kさんの障害年金と合わせても赤字になります。今は貯金を取り崩し、生活を行っております。

また2008年4月から施行され、75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離し、全員から保険料を取り立て、受けられる医療内容を抑制することを狙った医療制度であり、保険料は2年ごとに改定され、高齢化が進むのに応じて、自動的に引き上がる仕組みとなっています。世界でも、こんな残酷な制度はありません。

ある高齢者が「兵隊に行って青春を失い、年をとれば社会から捨てられる。なんたることだ。」また、「本当に年寄りか粗末に扱われている。社会の末端ほどしわ寄せがいき、介護殺人なども起きている。制度がそこまで人を追い込んできた。」このように指摘しています。後期高齢者医療制度の撤廃以外にありません。

また、この10年間で経済的格差や貧困が広がっております。10年前には、定時制生徒の授業料減免者が5.9%でした。2007年、19.7%と3.3倍に増大をしています。しかし、2008年には授業料減免基準が厳しくなり、授業料が払えず、学校に通えない高校生が増大しています。先進国のほとんどが高校と大学の授業料は無償なのに、日本は有料であります。

高齢者、障害者、母子家庭の方々が安心して暮らしたい。また、高校生が経済的理由で修学の機会を失ってはならない。こうした切実な声、掲げた1、2、3、4項目、この願いを市長はどのように受け止めて、国に対して意見表明を行うか、伺います。

次に第2点として、国保税の減免項目の充実と一部負担金減免制度の実施を求めます。

市の国保税減免に、失業・倒産や前年所得を大幅に引き下がっている状態にあるときなど、条例の充実を求めます。

払いたくても国保税が高くて払えない。急な倒産や失業による場合、また経済不況で前年の所得から大幅に収入減になっている世帯を、市として救済していくべきであります。国保税が異常な高さになっています。背景には、国保財政の構造上の問題があります。国保加入者の過半数は無職者であります。加入世帯の平均所得が低いことです。さらに、加入者の平均所得の急激な低下があります。全国の集計では、1991年度の276万円から2005年度には168万円に100万円以上、低下をしています。健康保険加入者の年間所得を比べると半分以下であります。平均受給月額5万円以下という、国民年金生活者の増加。非正規労働者やフリーターなど、低賃金の状態で国保に加入させられております。これが15年間、国保加入者の急速な平均所得の低下に拍車をかけています。

そして、所得に占める保険料率を比べてみると、国保は11.6%、政管健保では7.4%、組合健保5.1%となっています。国保の世帯には、最も低い所得にもかかわらず、最も高い保険料率がかけられています。高すぎる保険料が払えず、手遅れで命を落とす事例が山梨でも起きています。失業・倒産や前年所得を大幅に引き下がっている状態にあるときなど、市の国保税条例の、その他市長において、特に減免の必要があると認めたものにこのような事例を明記し、減免を制度として活用できるようにすべきだと考えます。市長の見解を求めます。

次に、国保の一部負担金減免制度の実施を求めます。

平成20年7月にとりまとめられた医療機関の未集金問題に関する検討報告書において、医療機関の未集金は、生活困窮と悪質滞納が主要な発生原因であると指摘されているところであります。このうち生活困窮が原因である未集金は、国保における一部負担金減免制度の適切な



運用や医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細やかな対応により、一定程度、未然防止が可能であると考えられる。生活に困窮する国保の被保険者に対する対応について、下記のとおりとりまとめたので、市や医療機関及び関係団体等に周知を図られたい、こうした通知書が配布を行われております。

国保の一部負担金減免の積極的活用等を求めた通知を出しました。このことにより、北杜市において医療費の支払いが困難な人を救済するために、積極的に活用していくことが求められています。

日本共産党、小池晃参議院議員の国保の一部負担金の減免制度を国の責任で制度の拡充を求める質問に、舛添大臣は減額した費用の2分の1を国の特別調整交付金で補てんする考えを表明いたしました。この制度の実施状況は2007年12月、1,818保険者のうち1,003保険者が条例ないし規則、要綱などにおいて減免制度を設けております。北杜市でも、この制度の実施を求めるところであります。

第3に、長坂区域内の小学校統合計画の予算について、お伺いをいたします。

今度の議会に、一般会計補正予算に長坂区域内の小学校統合計画の具体化していく予算が計上されています。私の6月議会での適正規模・適正配置の課題に対して、住民合意が最も重要である、質問を行いました。地域全体の意向を単に賛成・反対の両面から論じるだけでなく、地域住民が積極的に、論議に参加できる話し合いの場をつくることが重要だと指摘をいたしました。こうした経過をふまえず、進めていくことが行政の、あまりにも一方的な進め方ではありませんか。その地域がどのようになっていくのか。そこに住む市民と一緒に、まちづくりを考えて進めていくことが重要ではありませんか。拙速すぎる計画を見直す考えはありますか、教育長の見解を求めます。

また改めて、今回の適正規模・適正配置の答申を受けてからの進め方について、伺います。特に小学校、中学校がなくなる地域での住民合意をどのように進めていくのかを再度、お伺いをいたします。

最後に第4項目として、新型インフルエンザのワクチン接種の公費負担を求めることについてであります。

厚労省は、新型インフルエンザの流行のシナリオを8月28日、発表を行いました。このシナリオでは、通常の季節性インフルエンザの2倍にあたる国民全体の20%、約2,500万人が発症すると推計をしています。ピーク時には1日当たり約76万人が発症し、4万6,400人が入院すると推計をいたしました。軽症や、ほとんど症状が出ていない感染者も含めると、国民の半数が感染する可能性も示しています。特に入院の受け入れ態勢を整えることは、大切だと考えます。

今回、2回のワクチン接種で、6千円から8千円の自己負担になることが報道されています。ワクチン負担を国に公費負担にするよう、申し入れることを求めます。また、今回の新型インフルエンザは、国民には免疫がないと、このようにいわれています。今年は従来のインフルエンザ予防接種と新型インフルエンザのワクチン接種、2種類の接種が必要となります。自己負担も倍額となります。生活困窮世帯は、接種したくてもできないなどがあってはなりません。市単独で、子どもなどに補助を求めます。

以上4つの見解を求めて、代表質問とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに今回の衆議院選挙の結果に対する、私の考えについてであります。

今回の選挙の結果は厳しい経済情勢が続く中、いわゆる社会の閉塞感というものに対し、国民が変化を求めたものではないかと考えます。国民の支持を受けて誕生した連立政権には、所信でも申し述べたとおり、スピード感を持って、雇用所得等の本格回復、国家財政の健全化、国民が安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まれることを期待するところであります。

次に、生活保護の母子加算の復活についてであります。

ひとり親世帯に支給されている母子加算は、平成17年度より段階的に減額・廃止が行われ、平成21年4月からは全廃となりましたが、新政権では年内にも復活すると聞いております。経済的弱者の救済は大変、大事な課題であると考えております。

次に、父子家庭への児童扶養手当の支給についてであります。

父子家庭に対して、児童扶養手当を支給することについては、今までも県を通じて、国に対して要望をしまいいりました。今後とも機会があるたびごとに、要望を続けていきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度障害者自立支援法の廃止についてのご質問であります。

いずれの制度も定着が図られつつありますので、廃止して新制度に移行するには、さまざまな検討がなされるものと思います。新制度への移行で混乱が起きないことを願っております。

次に、高校の授業料についてであります。

授業料につきましては、教育基本法の第5条に国、または地方公共団体の設置する学校における義務教育については授業料を徴収しないと規定されており、授業料は義務教育を除き、受益者等が負担することが基本となっております。

したがって、新政権が公約としている高校教育の無料化については、今後の国会における法律改正等の動向に委ねたいと考えております。

次に労働者派遣法の抜本改正についてであります。新政権が掲げるマニフェストによれば、原則として製造現場への派遣を禁止するとし、専門業務以外の派遣労働者は常時雇用者として、労働者の生活の安定を図るとするもので、安定した雇用を求める労働者からは期待が寄せられている一方、産業界からは機動的な人材確保が難しくなるなど、経営の安定化に危惧する声も挙がっております。

景気動向は底打ちがされたといわれるものの、実感されるような状況にはなく、さらなる雇用の悪化も懸念されるところであり、今後示される具体的な改正案等を注視してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、長坂区域内の小学校統合計画の予算化についてであります。

北杜市小中学校適正規模等審議会の答申を受け、長坂地区の小学校につきましては、平成25年度までに統廃合を進めていくことを基本としております。今後、地域または保護者等と統合に向けた検討、協議を行っていく中で、改築または既存校舎を増築、補強する場合における建築技術的な観点からの利点や課題を把握することにより、統合に向けた協議の円滑な推進を図るための委託費であり、一方的に統廃合を進めようとするものではありません。

教育委員会といたしましては、答申内容を尊重しながら実現に向けて計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、統廃合に向けての進め方についてであります。

北杜市小中学校適正規模等審議会の答申にありますとおり、保護者、学校関係者、地域住民、関係団体等の理解と協力が不可欠でありますので、実施計画を策定し、円滑な事業実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、統合により廃止となる学校の歴史や地域との関わりなど、学校関係資料の整理保存をはじめ、跡地利用等についても地域及び関係者と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

国保税の減免項目の充実と一部負担金減免制度の実施について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに国保税の減免については、国民健康保険税条例の中に災害等により生活が著しく困難になった者、その他、市長が特に必要であると認める者に対する規定が設けられています。減免の対象の拡大については、税の公平性を十分考慮し、検討してまいりたいと考えます。

次に一部負担金減免制度についてですが、現在、国において一部負担金の運用改善に資するため、本年度、数十の市町村を対象にモデル事業を実施しております。モデル事業の結果を検証し、統一的な運用基準を示す予定であると通知されておりますので、その結果を受けて検討してまいりたいと考えます。

次に、新型インフルエンザワクチン接種の公費負担を求める件についてであります。

現在、厚生労働省では新型インフルエンザワクチン接種に対する素案を作成し、国内製造量の確保、輸入ワクチンの安全性の確認及び予防接種の優先接種対象者などの検討を行っております。

今回の新型インフルエンザワクチンの接種については、国が実施主体となり、受託医療機関と契約と締結し、実施することとしています。また、ワクチンの接種は個人の予防対策により、みずからの意思と責任で接種を希望する場合のみ行うこととなっていることから、予防接種法の定期接種に準じて、実費相当額を個人から徴収するとしております。

なお、低所得者の軽減措置のあり方については今後、検討していくとの見解を示しております。

ワクチン接種の公費負担のあり方につきましては、これから国の動向に注意しながら、市長

会等で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最初に学校の適正規模配置について、今、教育長から見解をいただきましたけれど、実際に答申から、今度、実施計画を作成するという事で、実施計画を作成する時期がいつぐらいになるのか。その段階で、やはり学校がなくなる地域というのは、早期から地域の住民の皆さんと意見交換をしていくことが重要だと考えます。小学校は例えば、なんらかの台風ですとか地震が発生した場合、そういった地域全体の避難という場所にもなりますので、北杜市は特に区域が広い中で、学校がなくなれば、そういった活用をどうしていくのか。やはり、いろんな意見を検討する時期ではないかと。少子化の問題もありますけども、逆に高齢化が進む、学校がなくなれば、やはり若い人たちの定着は少なくなるということで、総合的に判断をしていかなければいけないというふうに考えます。再度、実施計画を策定する時期等について、お伺いをいたします。

次に、インフルエンザの予防について。

まず、公費負担にすべきだということで、国に対して、やはり市としても、ぜひ要望してほしいと。今回の新型インフルエンザというのは、国民のほとんどがかかるだろうというふうにいわれています。ですから、そうした国民がかかる集団生活をしている子どもたちにとっては、やはり全員が軽く、軽症で済むというのが一番いいので、ワクチンをやっぱり、国に対して無償化できるような要請をすること。特に、先ほど個人の予防が重要なんだといいますが、やはり集団生活をしている子どもたちでは、今、次々、学校閉鎖だとか学級閉鎖が起きていますので、1人、2人予防するというよりも、全員で予防するほうが効果が上がるということで、やはり市としても、そのへんの対策、今後について、もう一度、踏み込んだ話をお伺いしたいと思います。

最後に国保の減免ですけれど、たしかに税の公平性というのがあります。しかし、国保税自体が払いたくても払えない。例えば60歳を過ぎていると、もう働く場もない。病気になったりしていますと、その病気自体が入院だとかということではできないというふうな事態も生まれています。ですから本当に収入がない期間、そういった重い病気の方々もいますので、命に関わる問題ということで、やはり全体のモデルとか、様子を見るのではなく、市として市民の健康と命を守る、こうした観点から一刻も早く、ぜひ充実をしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

小中学校の統廃合につきましてのご質問をいくつか、再質問でいただいております。

議員がおっしゃるとおり、統廃合につきましては地域、保護者等、十分に意見を聞く中でと

いうご指摘でございまして、前にもお答えしましたように、答申を3月にいただきましたあと、計画的に各8町村、区長会、あるいは小中学校関係保護者、それから加えて、これから入る保育園の子どもたちの保護者も対象にということでございましたので、そのようなご指導も受ける中で、保育園の保護者も含めた話し合い、ご指摘の具体的な長坂地区につきましては、それに加えまして4校ございますけども、PTAの役員さんも一緒にの会合も重ねてきているところでございます。

全体の中では、そういったことを繰り返す中、また書面によるご意見もいただいているところでございます。そうした、いくつかのご意見も参考にすることで、ご質問の実施計画はいつごろかというお尋ねでございますけども、できれば今年度中に実施計画を作成したいというふうに考えています。

なお、これから進めるにあたりましては、先ほどお答えしましたように、それぞれの、現在ある施設を活用するというところでございますので、耐震あるいは増設というようなことに対しましての、建設についての資料素材ということで、委託料をお願いしたところでございますので、そんなことも勘案する中で、より住民の期待に応えられるような計画を策定したいというふうに思っております。

なお、廃校といいますが、閉鎖される施設の利活用についてのご質問でございますけども、それは当然、総合的に判断をするということと、これも地域の皆さん等、多くの皆さんのご意見も参考にすることで、教育委員会だけではなくて、関係部局とご相談の上、適切な活用を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

インフルエンザワクチンの公費負担はということでございますけども、これにつきましては、市長会等に、その検討をお願いしてございます。その結果をふまえながら、本市としても検討したいというふうに考えておるところでございます。

あと国税の関係、減免、一部負担金の免除ということに関してでございますけども、ここにつきましては現在、所得が低い方につきましては7割、5割、2割の軽減措置を実施しているところではございますけども、減免が必要と認める項目を具体的に明記することについては、その内容については十分、検討する必要があるというふうに考えているところでございます。県内の他の市町村等の状況等も検討する中で、税の公平性を十分議論する中で、検討してみたいというふうに思っております。

あと一部負担金の免除でございますけど、先ほど答弁でも申しましたけども、現在、国で試験的に、モデル市町村で実施をしてございます。その結果をふまえながら、本市においても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再々質問はございませんか。

（ な し ）

清水進君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

( な し )

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午前 1 時 2 0 分といたしたいと思います。

休憩 午前 1 時 1 0 分

再開 午前 1 時 2 1 分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、10 番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10 番議員（中嶋新君）

北杜クラブを代表しまして、5 項目にわたり伺います。

北杜市も、すっかり秋めいてまいりました。食味日本一の梨北米の買い取りも最盛期に入り、収穫の秋を喜びをもって迎えらるることに、改めて北杜市の豊かな自然の恵みに市民の皆さま方とともに感謝したいと思います。

質問に入る前に、市長の所信にもありますように、国政においては 8 月 3 0 日の衆議院議員選挙の結果、政権交代がなされました。脱官僚、政治主導を公約に民主党、鳩山由紀夫首相が 9 月 1 6 日に誕生され、友愛の精神のもと、鳩山内閣に日本の舵取りが委ねられました。一部、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、また公共投資臨時交付金やスクールニューディール補助金など大型な補正予算の削減、または執行停止などを危惧する点もありますが、国民が選択した政権です。政権公約であります社会や経済構造を転換することにより、国民生活が安定する景気の回復、また安心する社会保障制度の確立、また心豊かにする子育て支援の拡充など、制度の改正等により、速やかに実現していただくことを期待するものです。何より国民に明るい未来を予感させ、日常生活の中で安心感と幸福感を実感していただくことが政権と党として重要であると存じます。市議会としましても、今までにも増して市民の意見や要望を国、県などの関係団体に対しまして、重ねて強く要望・提言していくことが肝要であると思います。

もう 1 点、人命に関わる新型インフルエンザ対策についてでございます。

議員全員協議会において、保健福祉部より市内での発生状況や国や県との連携による予防対策、また行政指導、また集団感染を抑制するための適用基準など詳しい説明を受けました。それによりますと、市民の皆さまにはうがい、手洗い、また殺菌消毒などの自己防衛の基本的なことに意を傾けていただき、市当局は弱者であります子どもや高齢者を第一義として、保育園、学校や介護、療養施設などを中心に病院関係者と連携して、今までと同様に必要に応じて、随時 C A T V、ホームページ、広報、回覧等を通じて、市民の皆さまに情報の提供がなされます。

また、発熱症状がある場合には市内のすべての医療機関、塩川、甲陽の 2 つの市立病院、また辺見、白州の 2 つの診療所において、診察を受けられますが、1 点目は必ず通院する前に、

事前に電話で連絡していただくことと、2点目としまして、必ずマスクを着用していただくのことで、市当局のご努力とご尽力に感謝するとともに、今後も十分な対応をお願いいたします。

それでは改めまして、北杜クラブの代表質問に入らせていただきます。

最初に、事務事業評価と行財政改革について。次に公営企業の経営改善に向けて。3番目に地場産業の振興と市内就業の促進について。4番目に、学校の統廃合と市民生活について。最後に、父子家庭に対する経済的支援についての以上5項目を順次、お伺いいたします。

最初に、事務事業評価と行政改革についてであります。

今定例会は、昨年度の市政の実績を評価し、検証する決算議会でもあります。議会では、全議員による決算特別委員会を設置して、計3日間にわたり当局から詳細な説明を受けました。慎重かつ厳しい質疑を通して、9月16日に審査を終結しております。また9月4日には、企画部より、昨年度の行財政改革アクションプランの進捗率が74.6%であったとの報告を受けました。次年度は、5年間のプランの終了年度でもあります。本年度策定されました財政健全化計画によると、新しいまちづくりのための普通交付税に毎年度、約34億円を上乗せする特例措置は26年度までであり、早くも中間地点を迎えようとしています。現時点でのプラン達成率では、市財政の健康状態を示す財政指標への影響、また策定が明言されております23年度以降の後期プランが、市民にとって厳しいものとなるのではと懸念されます。

市長が所信で表明されました、行政サービスの公平性の確保や受益者負担の適正化をするため、公共施設の利用に対する適正基準の見直しや、また使用料の統一、また図書館や資料館などの類似施設の再編を検討して実施することは市民相互にある格差を是正し、また施設内容の充実が図られ、高度な利用により財政の健全化にも大きく寄与するものと期待します。

本年度、本格的に導入されました行政評価、事務事業評価ですけれども、行財政改革アクションプランの大きな柱でもあります。申すまでもなく、行政みずからが行政サービスの形態と内容を再点検して、長期的な見地から市民生活の向上に資する新しい行政サービスを再構築することが目的であります。

今定例会には、必要経費が予算計上されました行政組織機構改革は市制施行以来、はじめての大きな改革であります。市民生活にも、多くの変化と影響を与えるものと思います。

そこで北杜クラブとしましては、何より行政サービスを受ける側の市民に向けて、丁寧に説明して、その利点を実感していただくことが大事ではないかと考えます。そして、市民と行政が共通したビジョンを共有して、早期に行政機構と財政を再構築することで、市民の新しい行政需要に迅速かつ確に対応することが肝要であるとの観点から、以下、伺います。

1点目としまして、18年、19年度のアクションプランの進捗率と過去2年間に試行的に実施いたしました事後評価による市政の改善点、また行財政の成果について伺います。

2点目としまして、重要な次年度の予算編成に事務事業評価の結果を、どのような形で反映させるのか伺います。

3点目としまして、市独自の政策を生かす本庁舎部署内の組織改革と新設されます課の目的、また具体的な業務内容について伺います。

4点目としまして、総合支所の2課体制と2地区を統合管理する上下水道、教育の両センター化のメリットと利用する諸団体や市民への説明、また今後の具体的な協働体制の構築について、伺います。

続きまして、公営企業の経営改善についてであります。

簡易水道に限らず公共下水道、農業集落排水事業や病院事業は、本来的には独立採算制、受益者の負担で運営されるべきですが、建設改良費など膨大であり、一般会計からの繰入金や借債で運営されているのが現状です。その結果、20年度の実績で一般会計の総額に繰出金が占める割合が15.8%、約46億円と大きな財政負担であります。また、一般会計の硬直化の一因となっているといわれております。

今般の決算における監査委員さんによります決算審査意見にも記されているとおり、特別会計や公営企業の経営改善は行財政改革の大命題でもあり、喫緊の課題といっても過言ではないと思います。

当局では、行財政アクションプランにあります17年度の繰出金の総額を翌年、22年度までの5年間で20%削減する目標を掲げて、長期にわたり取り組んでおられます。9月4日には議員全員協議会において、水道料金の統一について詳細な説明を受けました。示された決定事項は、大枠で当面の間、料金体系を武川、白州地区と水道企業団から受水している6地区との2体系とする。また急激な料金の負担を軽減するために、2年ごと計3回の経過措置を講じて、段階的に調整し、28年度から統一した料金に移行するとの内容でした。今後の進めとしまして、10月、11月に地区の説明会を実施して、12月の議会に係る条例の改正案を提出。そして来年度、22年4月より施行する予定とお聞きしました。

そこで北杜クラブとしましては、経営を早期に改善して一般会計に弾力性を持たせ、急速に変化する市民の要望に即応していただくことが肝要であるとの観点から、以下伺います。

1点目としまして、病院改革プラン、これは23年度までの3年計画です。10月と4月にプランを点検評価して市民に公表するとありますが、進捗状況について伺います。

2点目としまして、17年度の対比で毎年度の繰出金の削減額と目標の達成率を伺います。

3点目としまして、今般の水道料金の改定で、一般会計の水道事業会計への基準外繰出金の解消は図れるのか。また今後も合理化等、効率化による歳出縮減により経営改善を進めるとありますが、その指針となります長期的な簡易水道を統合整備する計画、地域水道ビジョンの策定と説明の時期について、伺います。

4点目としまして、特別会計のうち下水道、農排水事業の公債費の合計額が約25億円と最も多額であります。資本費平準化債の発行など負担軽減策を講じてはいますが、下水道事業審議会における健全化への基本方針や現在まで合意決定された事項など、進捗について伺います。

次に3項目ですけど、地場産業の振興と市内就業の促進についてであります。

市内の産業別就業人口の推移を過去30年で比較すると、農業林業など直接自然に働きかけ、生産する第1次産業が50%を占めていましたが、現在は20%まで激減しております。代わりまして、商店や飲食店など商業、また運送通信業など、サービス業の第3次産業が30%から半数以上の53%まで増加しております。この就業人口の割合が逆転している状況です。しかしながら、工業や建設業の第2次産業の就業割合は、ここ30年間に大きな変化は見られません。

北杜市誕生後、当局は農業政策に関しては担い手育成支援事業、また農業振興推進事業など、時代に即した事業を展開しています。また商工業政策として、一定規模以上の製造業を対象に、固定資産税を一定期間免除するなどの企業誘致策、また企業振興支援策を打ち出し、大臣表彰やモデル事業の指定を受けるなど、積極的に産業振興に対し、鋭意、努力しております。



今定例会にも中小企業の競争力の向上、また経営基盤の強化及び健全な発展を促進し、結果、活力ある地域社会の発展に寄与することを目的に、新しく中小企業振興基本条例を制定する議案が提出されました。

そこで北杜クラブとしましては、いつの時代も市民生活の経済的基盤の安定と成長には、この身近な地場産業の振興が必要不可欠であり、近隣にて就業を可能とする市内の中小企業の振興こそが、北杜市民の経済活性化につながるとの観点から以下、伺います。

1点目としまして、地域振興策や農業政策、また商工業政策における特産品の開発や商品化への助成策、また市と市民とで取り組んでいる協働の事例について、伺います。

2点目としまして、産業振興の起爆剤、専門的知識や技術などを持つ方々との協働体制、民の知識と活力を生かす市独自のシンクタンクの設置を急ぐべきであると考えますが、所見を伺います。

3点目としまして、市内の産業振興のため、現在、開催されています企業交流会の目的と成果、また既存企業への具体的な支援策と産業振興に期する社会資本の整備策について伺います。

次に、学校の統廃合と市民生活についてであります。

この項目につきましては、北杜クラブとして、6月定例会の代表質問において9点にわたり質問いたしました。教育委員会では、審議会の小中学校適正化の答申内容を保育園及び小中学校の関係者や各地区の行政区長さんに説明して、さらに広報、ホームページ等により、一般の市民からも意見や要望をとりまとめていると、お聞きしております。

今後は既存の学校施設を利用した適正規模の学校を配置する、具体的な計画であります統合実施計画を年度内に策定したいという意向も伺っております。たしかに、市内の小中学校の多くは、審議決定された適正規模を満たしておらず、中学校においては教科担任制による授業や放課後の部活動等にも支障が出ているのも現実であります。しかしながら、学校の統廃合は直接的に保護者の日常生活や経済面に深く関わり、地域の住民にも大きな変化と影響をもたらします。

県内他市の事例ですが、教育環境や時期など違いやタイムラグがありますが、大月市での取り組み、また新聞紙上ではありますが、実際、廃校の利用策について、北杜市内の地域の方からも貴重なご意見をいただいております。

そこで北杜クラブとしましては、学校の統廃合には地域住民と教育委員会とで十分に協議しながら検証して、確認し合いながら事業を進めることで、地域住民が要望する行政課題を同時に改善して実現していくことが可能であり、また肝要であるとの観点から、以下伺います。

1点目としまして、現在、長坂地区では統合計画案を検討協議する組織を立ち上げ、この4小学校の統合の検討に必要な資料の作成費として、今定例会に約130万円の予算が計上されました。同じく、統合計画のある高根地区の住民の意向調査や実施計画への反映の方法について、伺います。

2点目としまして、これは平成25年が統合の予定といわれています市民生活、市民全体に影響する市内3校に統合予定の中学校の関係者等と協議の進捗や意向調査の結果について、伺います。

3点目としまして、今後、廃校となる学校施設を高度に利活用することは、地域住民の福祉の向上や市財政の効率化にとっても、重要な課題であると思います。基本的な方針と学校施設ということで、法的な規制や制限について伺います。

4点目としまして、保護者にとって重要な通学補助規定の緩和や地区ごとの格差を是正するための統一化、併せて増設されるであろうスクールバス、市民バス、また路線バス等をリンクして、効率よく運行することで地域住民の足、公共交通の充実にも寄与する施策が期待されず。具体的な検討や調査の方法について、伺います。

最後になりますけども、父子家庭に対する経済的支援についてであります。

昨年12月定例会において、同趣旨の請願がなされ、意見書を関係機関に提出しておりますが、今般の政権交代により、関係機関の人事も一新されました。新政権は子育て支援に積極的な政権とも報道されております。現状のひとり親への支援制度は、母子家庭と父子家庭とでは大きな格差があります。昨今の社会の状況を鑑みたと、父子家庭においても育児が優先され、仕事を継続して続けることさえ、非常に厳しい環境であります。結果として、生活が困窮に陥る原因ともなっております。

今定例会には、市民であります父子家庭の会北杜支部の代表者から直接、市議会に請願書が提出されております。所管であります文教厚生常任委員会に審議が付託され、24日の常任委員会において、全会一致で採択されておると聞いております。

本来、この支援は国が行うべきことではありますが、請願先であります国や県においても父子家庭や母子家庭を、ひとり親家庭として平等な取り扱いとする制度改正に方向性がなされていると感じてはいますが、請願者であり、また父子家庭であります市民の方々には、ときは待つてはくれません。

そこで北杜クラブとしましては、これまでも市独自の子育て支援策として、第2子からの保育料の無料化、小学校3年生までの医療費の無料化など、温かい支援策を講じていただいていることに心から感謝と敬意を申し上げますとともに、この市民の生活を守り、支援する観点から緊急的施策としまして、市独自の父子家庭の支援策が必要と考えますが、市長の温かいご所見をお伺いします。

以上、市政に関する喫緊の課題と長期的な方針など5項目にわたりまして、北杜クラブを代表して質問させていただきました。ご答弁、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

事務事業評価と行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに平成18年、19年度行財政改革アクションプランの進捗率と事後評価による改善策と財政面での成果についてであります。

行財政改革アクションプランは財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化の3つの柱で構成され、平成18年度から平成22年度までの各年度の具体的な取り組みとスケジュールが計画されています。

平成18年度の行財政改革アクションプランの進捗率は61.9%、平成19年度は63.6%となっています。事後評価としましては指定管理者制度の導入、職員の早期退職による総人件費の削減、行政区組織の再編、滞納処分の実施、病院改革アクションプランの策定などに取り組んでいるところでありますが、使用料、手数料、負担金等の見直しなど、困難な課題が

より鮮明になってきています。

財政面での主な成果としましては、平成18年度からの3年間の合計額としまして、職員人件費で約4億1,900万円、指定管理者制度の導入により6億6,100万円、遊休市有地の売却による約1億円、各種団体への補助金で5,700万円の削減効果がありました。

次に、予算編成と事務事業評価についてであります。

事務事業評価におきましては、平成19年度から2カ年の試行期間を経て、平成21年度から実施しております。事務事業評価は、事務事業と施策との結びつきを明確にし、限られた財源を効率的に活用することにより、健全な行財政運営を行うことにつながるものです。

行財政改革アクションプランの取り組みと事務事業評価は、必ずしも一致しているわけではありませんが、実施した事業に対し点検を行い、事業の目的が達成された事業、事業効果が見られない事業は市民等のご理解をいただきながら、廃止等を含めて検討を行い、予算編成に取り入れていく考えであります。

次に、本庁の各部署内の組織機構改革の目的と具体的な業務内容についてであります。

今回の行政組織改革は合併後5年が経過し、新たな市民ニーズに対応した組織の整備、指定管理者制度導入に伴う公共施設の管理の一元化、類似した事務の整理、本庁と総合支所の分掌事務を見直すことにより、事務の一層の効率化を目指すこととしております。

具体的な業務内容につきましては、行財政改革アクションプランにおける課題となっております徴収部門の一元化、外郭団体の自立的運営の促進、使用料・手数料・負担金等の見直しや少子高齢化に対応した保健福祉部の組織体制の見直しを図り、迅速に課題解決を進めていく業務内容となっております。

次に総合支所の2課体制、上下水道と教育部門の2地区統合のメリットと諸団体との協働体制の構築についてであります。

総合支所には、幅広い市民ニーズに迅速に対応することが求められています。また、繁忙期における職員の助け合いに、柔軟に対応できる組織体制が必要になってきました。このため2課体制とし、本庁と総合支所の分掌事務を明確化するとともに、意思決定時間の短縮と指示系統の簡素化により、業務の効率化を目指すとともに組織の柔軟性、流動性を図ることにしました。

次に、上下水道センター等を4つの総合支所へ設置することについてであります。

現在は各総合支所に環境整備課、上下水道担当を配置し、本庁からの応援なども行いながら、緊急時の対応を行っています。今回、4つの総合支所に上下水道センターを設置することにより、上下水道施設の緊急時に各町の区域に限定した対応から、広域的に対応を行うことが可能となるとともに、市民ニーズに柔軟に対応を行うことができるものであります。

教育センターにつきましても、4つの総合支所へ統合を行います。今までは各町の生涯学習活動に留まり、市民のスポーツ、文化における交流は図られにくい面がありました。そのため、効率的事業展開を図りながら、地域交流の促進を図るため、体育協会、文化協会などの諸団体との協議を進め、ご理解を得られたものと承知しております。

次に公営企業の経営改善に向けて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに病院改革プランの進捗状況についてであります。改革プランの対象期間は平成21年度から平成23年度であり、本年度が計画初年度にあたります。収支計画の平成20年度見込み額と平成20年度決算額を比較しますと、経常損益は塩川病院で9,900万円の赤字見込みに対し、決算は6,898万円に留まり、3千万円の収支の改善となりました。甲陽

病院は1,100万円の赤字見込みに対し、決算は70万円の黒字で、1,170万円の収支の改善となり、それぞれ見込み額を上回る収益改善が図られました。また本年度、入院外来収益を20年度と比較してみますと、4月から7月までの実績は昨年度を上回っており、このまま推移しますと、21年度収支計画は達成できるものと見込まれます。

次に、繰出金についてであります。

平成17年度の一般会計から特別会計への繰出金の総額は約48億2,256万円で、これと比べた増減率は平成18年度は9.7%の増、平成19年度は4.0%の減、平成20年度も同じく4.0%の減となっております。また、基準外の繰出金で比較しますと、平成17年度は36億5,200万円ですので、平成18年度の増減率は3.6%と増えておりますが、平成19年度は27.8%の減、平成20年度は23.8%の減となります。

次に今回の簡易水道の料金改定において、基準外繰出金の削減が困難である中での簡易水道の統合整備計画についてあります。

今回の料金改定では、地域間格差をなくす公平性の観点から料金統一をし、改定を行います。現在、料金の地域間差異が大きく、経営改善を図るまでの料金設定にした場合、急激に値上げとなる地域があり、大きな負担となることから、そこまでの料金設定には至りませんでした。今後は事業経営の合理化と効率化を一層促進し、歳出の縮減に努めてまいります。国は原則として、1市町村1水道を目標に、平成28年度までに簡易水道の統合事業に対し、補助金を交付することにしています。北杜市では、平成19年に簡易水道統合計画を提出し、施設の遠隔監視装置導入や一部連絡管の敷設などを計画し、本年度、事業内容の認可申請を提出する予定であります。

生活の根本である水の安定した供給を図るためには、継続的な施設整備は不可欠です。財政状況の厳しい中ではありますが、補助事業を活用し、事業内容を十分検討し、統合事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業審議会についてであります。

下水道事業につきましては、現状の財政状況を考えますと、事業経営の健全化と料金の統一を図ることが喫緊の課題であります。使用料金の不均衡を解消し、料金の適正化を図るため、平成20年4月に委員の委嘱を行いました。その後、審議会を4回開催し、事業概要や財政状況、使用料金体系の説明や下水道施設の視察等を経まして、今年4月に下水道料金の統一につきまして、諮問したところであります。現在は、町別に排水量別に検討しているところであります。基本方針としましては、下水道事業の経営の健全化を促進するために料金の統一を図り、市民からも理解の得られる料金改定としたいと考えております。

次に、これまでの審議会で意見統一された事項であります。

下水道料金の統一をすることを確認し、料金体系は基本料金制に累進制とする。別荘等の料金につきましては、区分せずに同じ料金体系とすることが確認されております。今後は審議検討を重ねていただき、来年2月ごろを目途に答申をお願いしたいと考えております。

次に、父子家庭に対する経済的支援についてであります。

父子家庭については、昨今の厳しい経済情勢であっても、国からの経済的な支援がない中で、仕事と子育てを両立しなければならない現状があります。市としては、このような状況をふまえ、父子家庭に対する経済的支援の実施について、引き続き国や県に対し、要望を続けてまいります。また、国や県が支援を実施するまでの間、市独自に支援を実施したいと考えておりま

す。実施に向けては、すでに父子家庭の支援を実施している県内市町村の状況等を十分に研究した上で、できるだけ速やかに対応したいと考えております。

なお、父子家庭については子育ての負担を軽減するため、経済的支援だけでなく、子育て支援サービスの充実も必要であります。市は県のモデル事業等を活用し、ファミリーサポートセンター設置に向けた取り組みを実施するための補正予算を、今議会に提出させていただいており、このような事業を実施することも父子家庭支援につながると考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えをいたします。

学校の統廃合と市民生活について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに長坂、高根地区の小学校の現況調査の結果と実施計画についてであります。

北杜市立小中学校適正規模等の答申を受けて、保育園、小中学校の保護者をはじめ、地区の区長会等への説明会を開催する中で、たくさんの意見や要望等をいただけてきました。また、メールや書面でのご意見等も寄せられているところであります。

これらの貴重なご意見を尊重しながら、実施計画を策定してまいりたいと考えており、今議会に長坂地区の小学校統廃合に向けて、各学校ごとの耐震補強工事の必要性を含め、改築と増築の事業費や地形調査、面積要件等について、利点、問題点を技術的観点から評価すべく、委託料の予算計上をお願いしたところであります。

なお、高根地区につきましても同様に、保護者等との話し合いや学校ごとの評価委託を行っていく考えであります。

次に、中学校についてであります。

中学校の統廃合につきまして、いただきましたご意見等は、子どもたちの人間関係の育成、よい意味での競争心や社会性を育てる上で、適正な規模で学ぶことが必要であり、多くの友だちから得られる情報や刺激等は、今後の人間形成にとって、大きな財産であることから、適正規模とすることにご賛同いただける意見が多くなっています。

ただ、学校数や配置及び交通手段等につきましては、一様に不安を感じているという意見も少なくありませんので、今後も地域住民や保護者等と話し合いを行い、ご理解をいただけるよう努力してまいります。

次に、廃校となる施設利用等についてであります。

適正配置に伴う跡地等については、地域及び関係者と十分協議を行い、有効的な活用方法を検討いたします。

なお、法的な規制についてでございますが、補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律及び平成20年6月18日付け、文教施設企画部長通知により国庫補助事業完了後10年以上を経過したものと、10年未満で区分が分けられております。具体的には国庫補助事業完了後10年以上経過した校舎等の場合は、相手方を問わず無償による転用、貸与、譲渡については、国への報告のみで可能となりました。また、民間への有償による貸与及び譲渡については、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積むことで、国庫納付金が免除となります。また10年未満の校舎等の場合は、地域再生計画や市町村合併により学校統合等を行

う場合に、無償により転用、耐用等を行う場合は、国庫納付金を免除することとなっております。

したがって、廃校となる施設等の利用については、必要な教育施設等への利活用を含め、関係者と協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、通学の補助規程の見直しや市内公共交通機関との連携などについて、ご質問をいただいております。

学校の適正配置を実施するにあたって、児童生徒の通学の負担及び登下校時の安全面に配慮する必要があります。国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、通学距離は小学校にあっては、おおむね4キロメートル。中学校にあっては、おおむね6キロメートル以内と定められています。北杜市では現在、通学区域の設定にあたって、通学距離についての基準等は定めておらず、地形、道路、交通事情、通学の安全性等を考慮し、地元調整を行った上で定めています。

通学における児童生徒への支援は、スクールバスの運行、市民バス利用者への無料バス券の発行、路線バス利用者への定期券購入費の全額補助、自転車通学者へのヘルメット購入費補助等により対応しております。

適正配置により、新たな通学区域についての通学方法は、原則として小学校、中学校ともに徒歩通学が望ましいと考えますが、通学距離は児童生徒に与える影響が大きいことから、小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内とし、それぞれ高低差10メートルを、水平距離100メートルに換算をし、差し引いた距離を基準に、これより遠距離になる場合は、通学手段の支援を検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

地場産業の振興と市内就業の促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに特産品の開発、商品化への助成対策等、市と市民との協働事例についてであります。

市では、特産品の開発や商品化への助成策として、商工業者特産品づくりチャレンジ事業費補助金交付要綱に基づきまして、市内の商工業者等が行う特産品開発のための施設整備や調査研究等に要する経費の一部を助成することによりまして、地域特産品の開発を推進しております。

また、北杜市商工会及び商工業振興会等が商工業の振興を目的として実施する事業に対しても、北杜市商工業振興補助金交付要綱に基づき、事業の一部を助成し、その取り組みを支援しているところであります。

これまでの地域特産品開発等の事例としては、北杜市商工会が市内商工業者と連携して実施した北杜市の地域資源である甲州丸柿を使用して企画開発した柿酢、柿酢ハチミツドリンクの製造、販路拡大事業や北杜市産ヤーコンを主原料とする、ヤーコン100%ジュースの商品化事業などがあり、今後も商工会などと連携し、地域の特産品開発等へ取り組む商工業者等を支援し、地域産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に市独自のシンクタンクの設置をとのご提言についてであります。現在、県内には県、

市町村、民間が出捐した財団法人 山梨総合研究所が設立されており、地域における政策課題等を調査研究し、県や市町村、企業等へ提言するとともに、地域を担う人材の育成に努めているところであり、こうした組織を活用することも適当かと考えております。

なお、市では早稲田大学や東京芸術大学から地域振興策のご提案をいただくなど、学官連携の取り組みも進めております。今後、地域企業からの意向も伺いながら、産学官連携の取り組みについても検討を進めてまいりたいと考えています。また、市内には専門的な知識を持った方々が居住していると聞いております。このような方から適切なアドバイスを受けることは、北杜市の産業振興等にも役立つと思いますので、地域産業の活性化にご協力いただける人材の掘り起こしや地域企業とのマッチング策についても検討してまいります。

次に企業交流会の目的と、市内の既存企業への支援策と社会資本の整備についてであります。

北杜市企業交流会は、市内に立地する企業間の連携を強化し、地域産業の活性化を図り、地域振興に寄与することを目的として、平成17年11月に設立され、現在59社が加盟しております。

主な活動としましては、講演会の開催や産業展等の視察研修を行うなど、企業相互の情報交換と連携の強化に努めているほか、昨年からは地域企業が合同視察商談会を開催するなど、地域産業の活性化に向けた取り組みが行われております。

こうした地域企業の取り組みを支援するために、本年度から商工会と連携を図り、北杜ものづくり支援事業や企業人材育成支援事業を新たに創設したほか、ふるさと雇用再生特別基金事業により、中小企業受注拡大専門員を雇用するなど、地域産業の振興に努めているところであります。

地域産業の活性化は市民生活の安定に直結することから、本議会へ中小企業振興基本条例の制定を提案しております。この条例は、市の中小企業振興策の基本方針を示すとともに、それぞれの責任と役割を定めたものであります。こうしたことをふまえて、今後とも地域産業の振興を図り、雇用機会の確保と地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問をいたします。

最初に父子家庭の支援ということで、誠にありがとうございます。市長がおっしゃるように、県内でも韮崎市、また笛吹市でも支援策ということで、本年度実施しているようです。できるだけ前向きに、早期に実施可能であれば、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それと公営企業の経営改善について、1点お伺いします。

病院の経営なんですけども、今定例会に実施設計の予算が計上されました甲陽病院、改築ということですが、地域医療の確保や充実するためには必要な事業です。また、災害拠点病院として国の耐震化、整備事業の補助と併せて、今回、公共投資交付金を活用するとの説明ですが、改革プランによれば、経常収支の黒字化の目標年度を、先ほども報告がありました。塩川病院、本年度、21年度、また甲陽病院では23年度に経常の黒字化ということを決めております。今般の改築事業に伴い、一般会計からの繰出金が増加することが予想されます。

執行からの説明の内容によりますと、建物自体は既存の病床には影響ないように、南側に新しい場所に、今、駐車場だと思いますが、そちらに設置すると。病床の稼働については問題がないという説明でありましたし、事業の総予算が4億7,800万円と説明を受けております。また、今言った補助金や交付金等を除けば、病院の事業債が1億6,800万円、また病院一般財源から3,100万円、一般財源から3,960万円ですね、約7千万円ほど計上するということになるかと思えます。これは単年度ではなくて、22年、23年というふうにお聞きしていますが、このことにより、結果として病院プランの改革の計画が23年度、黒字を目標にはしておりますが、今後、財政負担をなんとか改革して、将来的に今、新聞紙上でも報道されております県の公立病院の再編等、またネットワーク化、これは峡北地域においては、市内に病院、入院が可能な病院は2つということで、北杜市は市長がおっしゃられますように2病院は維持、確保していくということなので、影響はないとは思いますが、そういった関連を1つ、お聞きしたいと思えます。

それと公営企業の経営改善に向けて、もう1点。下水道事業審議会についてですが、20年度の実績で、施設整備事業の進捗率が公共の下水で90.6%、農集排で99.2%と、ほぼ終了時期を迎えております。水洗化率は、この2事業とも約74%強です。諸々の事由があるとは思いますが、この水洗化率、つなぎ込みの件数だと思えますが、歳入の確保、また経営改善には重要なことと考えます。申請件数とつなぎ込んで利用している件数の把握、また利用促進のための具体的な方策がございましたら、お聞きしたいと思えます。

以上、公営企業の経営改善について、2点、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

まず父子家庭の支援策でございますけども、早急に対応を考えていきたいというふうにお考えしております。

あと病院の関係でございますけども、今、議員さんがおっしゃったように、甲陽病院、塩川病院、北杜市の病院は人口10万人に対する一般診療所の医師の数においても、県内では峡南医療圏に次いで2番目に少ないというふうな状況でございます。そのために、地域医療の確保というためには、整備していかなければならないというふうに思っております。今、言いましたように、たまたま国のいい制度がありまして、建て替え改築をお願いすることでございますけども、それに伴う病院の改革プラン等々の影響でございますけども、今の時点で、その収支に対して、全然影響がないという話は言えないとは思いますが、あくまでも病院の事業債につきましても、期間が30年ということで、借り入れ期が長いものを借り入れます。そういう中で、できるだけ収支の改善を見込むような格好の中では、考えていきたいというふうに思っております。

あと県の公立病院の再編等の考え方でございますけど、先ほど言いましたように、あくまでも北杜市の市立病院は峡北圏においては、必要不可欠な位置づけでございますので、ちょっと細かい、県との協議の内容については私、ちょっと把握していませんけども、当面、市立病院については、今のままでいくというふうにお考えます。

以上です。



○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

下水道の加入促進、また利用促進というようなことで質問をいただいたわけですが、下水道の整備につきましては、施設整備につきましては、もう先ほど議員がおっしゃられましたように、市全体で92.7%ということで、新築を計画的に行っております。しかし、先ほど言われましたように、水洗化率につきましては74%と、こういう中で、低いわけですが、北杜市も高齢化が進んでおります。そういう中で、各家庭の中での事情もあると思えますけれども、本年度は9月から緊急雇用で、2人の臨時職員を採用いたしました。未加入の促進ということで、本年度、なお一層の加入促進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再々質問はございませんか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

続きまして、学校の統廃合と市民生活について、ちょっと具体的に再質問をさせていただきたいと思えます。

教育長の答弁にありましたように、地域の住民と関係者等と十分な協議をしながら進めていくという答弁でした。実は6月議会に当クラブの質疑にありますように、当局の答弁から地区の総意であるならば、児童数400から500人の規模となる高根地区を1校に統合することも選択肢の1つであるという、教育長の答弁をいただいております。事実、清里小学校は児童数の推移によれば、26年度以降、市内で最少規模の74人の状況が続くこととなります。

そこで、全市での小学校の二次適正化の時期を待つ、これは26年度以降になると思えますが、それを待つまでもなく、継続的に協議して、弾力的に統合を検討する必要もあるのではないかと考えます。住民の意向調査や実施計画への反映の方法について、もう一度、当局のご所見をお伺いします。

また2点目としまして、先ほどもお話があったように、再利用、廃校となる10年以上、未満という中で、多目的、ほかの使用にできるか、できないかという点もお聞きしました。合併して、学校の統廃合が前提の場合には、それも許可が出るというような、補助負担も免除というようなことをお聞きしましたが、市の全体構想や具体的な施策がとおりかと思えますが、この高根地区の4つの小学校は清里のほんの一部を除き、どこも徒歩通学が可能な地域に密着した公共施設です。やはり小学校施設については、特に地域住民の要望や福祉の向上が重要であると思えます。この教育委員会、当局の基本的な優先順位ですね、芸術文化、教育方面で使用するべきか、また福祉等々、そういった具体的なお考えがあれば、お聞きします。また、住民の意見の集約には、長坂地区を例にとりますけれども、検討委員会等の設置の必要があるのではと思えますが、ご所見を伺います。

3点目としまして、先ほど教育長から答弁があったように通学補助規程なんですけど、新たな小中学校の通学で4キロ以上、6キロ以上の場合には通学の補助を統一の案として考えている

という答弁でしたが、もちろんバス通学による児童生徒の体力低下も一部危惧されておりますが、小学校低学年の登下校の通学の距離、この指針での4キロ以内というのは、なかなか徒歩通学としても厳しいものがあるのではないかと。低学年1年、2年、3年生ですね。下校時の安全確保など、停留所を今後、工夫していただき、通学距離の緩和、結果的に距離で補助ということになるかと思いますが、そういった検討をしていただけるかどうか、ご当局の所見を伺います。

以上、教育委員会について、3点、再質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

中嶋新議員の質問にお答えいたします。

まず高根地区においての、答申では清里小学校を残して、あとの3校を1校に統合するというので、高根地区は第1段階としては2校ということで答申を受けておりますが、ご指摘のように、地域住民、保護者の方々等々、これから検討委員会等を立ち上げて、話し合いを進めていきます。その中で答申のとおりでいいのか、それとも地域の皆さんが1校を選ぶのかということは、話し合いの中で決めていくべきものだというふうに思いますので、2校にどうしてもしていくんだというような意思を持っているわけではないということでございます。

次に高根地区の統合に対する地域との話し合いの進め方ですけれども、長坂を今、進めておりまして、おおむね今回、補正予算をお願いしたように、委託の関係をお願いして、今度、具体的な話し合いに入っていけるというような目途が立ってきましたので、高根につきましても、すぐ話し合いをはじめていきたいというふうに考えております。

それから廃校の利用の関係でございますけれども、優先順位としましては、やはり、私どもとしては、教育委員会の教育的な施設に不足しているものについて、利用すると。場所にもよるんですけど、そういったこと。それから先ほど、ご指摘のような地域のための施設、福祉施設なのか、それとも活動施設みたいなものなのかというようなこと。それから、あとにつきましては、地域の振興策のために使っていくというようなことの順位で考えておりまして、これも市の全体の計画の中、それから地域の皆さんのご意向等を十分に検討する中で決めていくべきものというふうに考えております。

それから、あと通学補助でございますけれども、これにつきましても、基本的な考えとしましては体力の問題、それから子どもたちの行き来の、いわゆる相互扶助といいますが、そういったもの、交流等を考えたときに、小学生では4キロ程度を目安、それから中学生では6キロ程度を目安で、徒歩を原則にしようということでございますけれども、先ほど答弁の中にありましたように、体力的な負担ということで、北杜市の場合、高低差がだいぶあります。これらについて、水平距離で6キロということではなくて、高低差について、その4キロが、例えば3キロになったり、2キロ半になったりというようなことで、子どもたちの負担を軽くするような方法で考えていきたいというふうにも考えております。

手段については現在、スクールバスとか、それから市営バスとか、いろんな交通機関が考えられますけれども、総合的に考えながら適正な通学補助ができるようなことで検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君、質問はございませんか。

（ な し ）

中嶋新君の質問が終わりました。

ここで、関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

先ほどの学校の統廃合のことにつきまして、一言だけお伺いをしておきます。

今、通学の補助等も含めて、学校が遠くなるということの中で、スクールバス、あるいはスクールバスの運行ですとか、市民バス、それに路線バスを活用していくというふうな話がありました。それに対して補助金を出すということでありますけども、当然、学校の規模がまず大きくなるわけですよね。学校の規模を適正規模、大きくする必然性というものが、今まで小規模だったから部活等もなかなかできなかった、制限がされていた、選択肢が少なかったということ改善するための施策ですから、当然、子どもたちは今まで以上に学校にいる時間が長くなるという可能性が増えてきます。そうなりますと、従来、近くの学校に部活をしないで通っていた子どもが遠くの学校に行って部活をし、夕方、暗くなるまで学校にいるという状況が、当然、理想な形だと思われま。そのための通学、登下校の施策を市が行われなければならないということだと思えます。

そういう意味で、従来、学校の授業が終わる時間よりも遅い時間に、ほぼ、その前の学校のあたりに帰ってくるということが想定されますから、そのあとの、従来、歩いていた距離をどういうふうに安全を保っていくかということまで考えた提案を、この合併の時点で、市民の皆さんに示さなければ、大変、不安が起こると思うんです。ぜひ、そこまでの検討を詰めていただいた上で、喫緊に行われる説明会には、市民に不安のないような説明ができるような準備をしてもらいたいというふうに思います。

そういう意味で、今回、試験で行われているデマンド交通みたいなもの、要するに小規模の小型のバスを活用して、その地域のちょっと遠隔なところの生徒を送り届けるというような方策を考えていく必要があると思うんですけども、そのへんのお考えをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

千野議員のご質問にお答えいたします。

今回の適正規模で学校が統合されますと、当然、今の配置されている学校よりも遠くなる子どもたちが増えるということになりまして、先ほど言いましたように、通学の支援についてはいろんな方策を考えていかなければいけないというふうには、もちろん考えております。

なおかつ、中学生になりますと、部活等が盛んに行われまして、おっしゃるとおり、中学校の適正規模の大きな目的の1つは、たくさんの部活の機会を子どもたちに与えてあげるということで、子どもたちの体力等の向上とか、それから社会性の育成だとか、そういったものに寄

与していこうということでございますので、部活動の終わったあとの帰宅のフォロー等につきましても、いろんな方法で、やはり考慮していかなければいけないだろうというふうに思います。

デマンド交通という提案もございましたけども、それらも今、試験が行われますので、それらの結果をふまえながら、検討の1つということで考えていきたいと思っています。

そんなことで、子どもたちが適正規模になったことによって、不利益を被らないような方策を考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

もう1つ、子どもたちに負担をということだと思うんですけども、子どもたちよりも何よりも、今、こういう社会情勢を見たときに、子どもの登下校を、公共の交通機関がなければ親がそれをやらなければならないという点からしても、社会情勢、大変、職場、雇用も厳しい時代ですので、子どもの登下校の折にお母さん、お父さんなりがそれをサポートしなければならないということが、この統合によって起きるようであるならば、これはまた違った問題、社会問題になると思うんですよ。そういう意味で、学校の統廃合イコール子どもたちの登下校をサポートするという、そして家庭に負担を与えない。要するに少子化対策にも、それがつながっていくというふうな、そういうふうな形の中での対策を、そこまで考えた対策をぜひ、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

千野議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、通学の支援が十分ではないと保護者の負担が増えるということに、もちろんなります。今後、話し合いを進めていく中では、保護者の方々のご意見等を十分に聞きながら、どういった需要があるのかというようなことを、十分に検討して対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

統廃合について、質問いたします。

7月8日に、長坂総合支所で長坂地区の各小学校のPTAの役員さんに、この統合についての、長坂地区の説明が行われました。そのときに検討委員会を立ち上げて、各地域の代表、または学識経験者とか、それからPTAの方たちを対象に検討委員会を立ち上げるという話を次長のほうで説明しておりました。その中で3部門に分かれて検討を十分した上で、実施計画を

つくるという話がされておりましたが、まだ3カ月過ぎようという時点になっても、検討委員会が立ち上がるという説明が、各地域の役員さんたちにされておられません。いつ、その検討委員会を立ち上げるのか。時間が経てば経つほど、地域の関係者の皆さんは不安が募るだけなので、その期日をいつにするのか。

それから、先ほど教育長が説明されました検討委員会に対する130万円の予算が計上されているというふうな、今、次長から説明がありましたけれども、何かちょっと説明が違っていたような感じがしますので、その130万円の使用目的と検討委員会にどのような関わりがあるのかということ。その2点について、説明をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

検討委員会が遅れているのは、誠に申し訳ないと思っているんですけども、本議会が終了した、10月になったら検討委員会等について、話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

もう1つは、今回の補正でお願いしました委託料の件なんですけど、これは答申内容が既存の施設を使ってというようなところで答申内容はなっておりまして、今回の場合、長坂地区内の学校があるわけですけども、それぞれの学校について、地形だとか、それから校舎の内容、統合しますと、少なくとも秋田小学校と日野春小学校は規模的に小さいと。クラスが1クラスずつの対応しかないのでというようなこともありまして、そういう施設の問題とか、そういったものを、建築的な、技術的なことで検討資料をつくって、それぞれの場所について、メリット、デメリット等を整理するための委託料というふうに考えております。これは、やはり、これから話し合いを進めていく中で、いろいろな場所の問題とか出てくるとは思いますが、そういうものの、1つの資料となるものであると考えております。

そういうことで申し訳ありませんが、検討委員会につきましては、10月には話し合いを進めていくということで、お約束させていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

とにかくPTAの方たちは非常に不安になっていますし、この検討委員会が本当に立ち上がるのかということ自体も不安に思っているような状態ですので、やはり、こういうふうな、いろんな感情的なものが出てくる前に、早めに、しっかりとした検討委員会を立ち上げてほしいと。10月も初旬と中旬と下旬とでは、ずいぶん違ってきますので、どの時点で立ち上げて、しっかりとした話し合いを持つのか。また130万円の校舎の耐震などの、その結果が出てくるのを待つのか。その前にしっかり立ち上げて、その話し合いをしている中でのというふうなところのことも、しっかり伝えていただきたいんですけど。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

10月もなるべく早くということで、中旬ごろまでには話し合いをしていきたいと思っています。それから委託の件につきましては、議案が通れば予算が使えるということになりますので、早急に委託を決めていきたいと。話し合い等、結論が出て、話し合いを進めていくということではなくて、基本的には並行だというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

企業のインフラ整備について、少しお伺いいたします。

今の時代、どこの市町村も企業誘致に非常に力を入れて、強力に進めていることは北杜市をはじめ、皆さんご存じのことと思います。企業は、みんなホタルの状態。こっちの水は甘いぞと、各市町村競っているところでもあります。北杜市も既存の企業が引き抜かれないうように、しっかり整備をしていただきたいと思います。

事例ではありますけども、東京エレクトロンは仙台に移転を発表いたしました。そのあとで、県道葦崎北杜線が、ただいま拡張工事をしているところでもあります。東京エレクトロンも40フィートあたり、海外との取り引きが盛んでありますから、40フィートのコンテナがスムーズに入れないうなところだと、移転をやっぱり考えてしまいます。ほかにも人材とか、いろいろあるでしょうけども、せっかくいる企業がインフラの整備で移転を考えるようでは、非常に地元の自治体として、考えなければいけないところかと思えます。あとブロードバンド、高速インターネットのこともあります。この2つは、ぜひ企業存続をしていただく意味でも、非常に大切かと思えます。市長のご意見をお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

中山議員のご質問にお答えいたしますが、おっしゃるとおり、こういった景気の中で、企業が外へいってしまうということは、周辺でも見られております。そんな意味で、中小企業基本法の条例をご提案しました。やはり、新たに来ていただくということで力を入れておりまして、10番、11番目が近々認定されると。そういった意味も含めまして、既存の中小企業、あるいは企業の皆さまの安定経営をということで、さまざまな振興策もしておりますが、今回の基本条例をもとに、いろんな、その他の支援策も検討しながらいきたいということでございます。

企業振興支援条例、あるいは産業立地助成金の支援策もございますので、それらを活用していただきながら、やはり適正に企業誘致に努めるとともに、既存の企業の振興策で支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

続きまして、中山議員のご質問でございますが、ブロードバンドの件でございます。

この件については、現在、電話回線ではADSL、それから光ファイバー電送路、それから携帯電話エリアの各種無線システム、それから衛星等々のシステムが構築されております。今、北杜市内のブロードバンドについては、ブロードバンド・ゼロ地域ということで、国のほうで6月1日に北杜市は認定されております。ブロードバンドの部分については、全域について可能であるというように認識しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時10分といたします。

休憩 午後 0時42分

再開 午後 2時11分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新議員の下水道のつなぎ込みの件について、堀内生活環境部長から答弁があります。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

北杜クラブの中嶋新議員の再質問につきまして、一部、答弁漏れがありましたので、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

下水道の接続率につきましては、人口が基準になっておりますので、4月1日現在でございますけれども、3万1,207人でございます。率にしまして、74.53%ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。大変、失礼いたしました。

○議長（秋山俊和君）

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

9月定例議会におきまして、通告のとおり、明政クラブより代表質問を行います。

政権交代による市政への影響について。2つとして、住宅政策について。3として、バイオマス資源の活用について。4番目に、林業振興について。5番目に、ジビエ施設の立ち上げについてという、5項目について質問いたします。

政権交代による市政への影響について。

去る8月30日施行された衆議院総選挙の結果、自公政権に代わり民主党の歴史的な大勝利

により政権交代がされた。今回の選挙は半世紀続いた旧態依然として、自民党政治に対する国民の不信感と自民党、民主党の政権公約などへの期待感によるものであります。民主党を中心とした連立の鳩山新政権では、国民の生活を第一に掲げ、新たに重点政策の財源に充てるため、本年度補正予算の一部執行停止、予算の骨格を策定する国家戦略局を首相の直轄に置き、また行政の無駄をなくすための機関として行政刷新会議を設置し、国の事業を抜本的に見直し、本年度補正予算のうち3兆円を一部執行停止すると明記している。

9月3日の報道によると、21年度補正予算、約14兆円のうち未執行分の予算に執行を原則停止する方針を決めた。今後、財務省を交えて、執行停止が可能な費用の仕分け作業を本格化されるとしている。執行停止の対象は、約4兆4千億円にあがる46の基金や約2兆9千億円の公官庁への施設整備費などとしている。災害対策や地方自治体が歳入と見込む緊急性の高い予算は除外する方針とのことだが、影響が出る可能性がある。

特に各市町村が早ければ、年内支給予定している子育て支援手当の支給、3歳から5歳、3万6千円支給が微妙な状態となっている。民主党が政権公約をしている子ども手当は、中学3年生まで拡大し、月2万6千円。年額3万1千2百円を来年6月から半額の支給を予定しているが、市でも今9月定例会で提案しているが、予算の凍結執行停止が危惧されている。また、従来の単年度予算から複数年度予算の検討がされており、今後、本市の行財政運営に影響があると思われる。

政権交代により地方分権を進めていく上で、方針や予算などの転換が考えられ、市政の大きな影響があると思うが、対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2つ目として、住宅政策についてを質問します。

市として、合併後から現在に至るまでの市営住宅の問題等についての取り組みの中で、合併前に建設され、耐用年数が経過した古い住宅が目立ち、すでに貸し出しを中止し、空き家になっているものがあると。これらの中には、管理する上でも防犯上、好ましくない建物があります。しかし、地域によっては空き家状態の市営住宅がある一方、入居希望を出しても希望者が多数あり、その需要に応えられない地域がある。市内で勤労している方でも、住宅事情により市外から遠距離通勤を余儀なくされている人もいと聞く。また、今まで長い年月を市営住宅で過ごしていた方々が、住宅の老朽化に伴い転移する際、入居者も高齢となっているため、現在に即した高齢者向けのバリアフリーの住宅等を望む声や、高齢者は長年住み慣れた地域を離れることの寂しさ、学童を持つ親から小中学校の統合問題を考えると、住宅需要の多いところの建て替えや一戸建ての空き家になっているものを払い下げ、売却してほしいという声も挙がっている。

このような観点から、現在、入居者が順番待ちをしている場所については、しっかりした調査が不可欠であります。必要に応じた取り組みを行っていくことが大切ではないかと思えます。地域活性化の1つとして、人口減少に歯止めをかける上においても、また少子高齢化の対策の一環としても、ひいては市の将来を考えることにもつながっていくのではないかと思います。

市民のために住みよい住宅環境整備を考え、住宅需要の多い地域にある古い住宅は、市として円滑な住宅供給ができるよう、早急に建て替えることを望みます。

このことについて、1つとしては、ストック計画の現状はどうなっているのか。

2として、空き家になっている市営住宅の管理と対応はどうか。

3番として、老朽化した一戸建て住宅の払い下げの考えはあるかどうか。



4つ目として、住宅需要の多い地域にある古い住宅の建て替えは考えているのか。

5番として、高齢者に配慮した住宅建設や小中学校の統合を見据え、転居先が増加することが予測される地域の住宅建設についての考えはあるのかどうか。

3つ目として、地域で発生するバイオマス資源の活用をということを質問します。

全国的に、環境に配慮した環境林業の推進の一環として、ペレット工場の立ち上げが各地で考えられている。ペレットは各家庭の燃料だけではなく、公共施設や企業の燃料としても幅広く活用できる。姉妹都市である上越市には、さまざまな地域から視察研修に多くの方が訪れると聞きます。私たちも先般の研修の中で、ここを行ってきたわけでございます。この地方は、北杜市のように山林に恵まれていないところでもあるが、木材等を使用したバイオマス構想が近年は盛んに取り組まれるようになってきております。ペレット工場の数も増し、私たち2年ほど前に訪問したときに比べ、大きな変わりように驚き、感動いたしました。地元産の木材はもとより、上越市においては、隣の妙高市より間伐材を仕入れ、運搬費などにいまだに頭を痛めながらも、地球と未来のためにできることを理念に置いて、バイオマス資源を有効活用しようと努力しています。

今回、私たちが訪問した上越市は、くびき野森林組合リサイクルプラントというところで、廃材や木の根の部分など林地残材を加工しており、現況は材料が不足気味であり、大変苦勞していると聞きました。ここで、でき上がった木質チップは上越市内道路の路肩や遊歩道、庭園や野菜畑、栗園といろいろな場所で活用されているということを知りました。また、チップ材だけではなく、木質ペレット製品をつくることで、汚泥乾燥施設の熱風で乾燥させる機械の燃料をバイオマスとともに、木質原料を使用し、さまざまな形で利用しています。

さて、先ほどお話しましたが、北杜市は県内においても、有数な森林保有数を保っており、有効活用できる資源としての森林が数多くあると自負しております。そこで未利用間伐材を利用した、バイオマス回収できるエネルギーの利用や燃料用木製ペレットを製造なども考えるべきではないかと思えます。現在、運営している可燃ゴミ施設の焼却炉は運転する補助燃料として、灯油を利用しています。灯油は、施設内の高温空気加熱器の熱回収が悪く、設定温度が確保できないために必要となっているが、この設定温度確保の方法としても、バイオマスガスペレットを利用することは考えられないでしょうか。これから先の灯油代の負担などのことを考えると、未利用間伐材の地域のバイオマス資源の有効利用を考えることにより、市の支出を少しでも減らすことや地域の活性化とともに地球温暖化などの環境に配慮することを推し進めていくべきだと思えます。市としての考えをお伺いいたします。

1として、未利用間伐材を利用した、バイオマスより回収できるエネルギー利用や燃料用木製ペレットなどの製造の考えはあるかどうか。

2つ目として、運用している可燃ゴミ処理施設の焼却炉の補助燃料の灯油の代替としての利用ができないかどうか。

3つ目として、地域活性化や環境に対する配慮として進めていく考えはあるか。

4つ目として、林業振興についてを伺います。

北杜市では以前、県において代表的な県産材としてカラマツ材が選ばれ、その木材を利用したの事業に積極的に取り組んだ経過もありました。建築物、市内でも、清里の県の施設や市立中学校の体育館と公共のスポーツ交流施設など、県産材が使用されているところがあります。私たち、当時の長坂町スポーツ交流施設の完成時には、卓球の選手の福原愛さんを招き、オー

ブニングセレモニーは大変盛り上がり喜ばれたと、このようなことがあり、県産材使用の建物にも関心が集まり、一時、需要が増したこともあります。

しかし、円高等さまざまな経済変化に伴い、国内産のコスト高が影響し、すべてのものが外国産に変わってしまいました。北杜市は、県内でも有数の森林保有数を保っています。豊かな緑が育つ、よい立地条件の中、農林業、特に林業に力を入れることも大切な事業ではないだろうかと思います。

農業については、食の安全に対する意識の向上や経済の流れの中で、いろいろな分野において、企業をはじめ個人の方まで、荒廃地利用などをはじめ、さまざまな取り組みを行っていただき、市としても大変喜ばしく、もろ手を挙げて歓迎し、今後の活性化に向けた好材料として期待しています。

さて、林業については、せっかくの市ならではの財源である木材について、有効活用をと考えるが、昔から家を建築する場合は、地元の材料を使って建てろというような、ことわざがあります。何年もかかり、その土地の気候風土に即し、生育した木材などが一番適しているということだろうと思います。市内の各集落には長い年月、何代にもわたって、現在も居住されている古い民家も見受けられることができます。このような事柄を念頭に掲げ、市の代表的な産業としての林業をアピールし、売り出していけたらと思います。

全世界的にエネルギー等、すべてのものが見直され、自然で公害のないものが研究され、取り組まれている昨今、市としても自然と共有した特産物として、市より産出する木材等を生かすように考えるが、いかがでしょうか。

1として、北杜市の豊富な森林資源の活用はどうか。

2つ目として、代表的な産業として、自然と共有した特産物としてアピールし、売り出していく考えはあるかどうかということをお伺いいたします。

5つ目として、今、あちらこちらで問題になっておるジビエ施設の立ち上げはということで、質問させていただきます。

昨年の9月に、山梨県より鹿肉の衛生及び品質の確保に関するガイドラインが出され、それによると、全国で野生動物の農作物や森林への被害が深刻化しております。本県でも、北杜市内においても、シカ、イノシシの被害が顕著になってきています。シカの急増により、貴重な高山植物の消失や水源涵養林の裸地化など、生態系や人々の生活に及ぼす影響も危惧されているところです。

一方、本県を訪れる観光客の食意識へのニーズの対応として、貴重な資源でもあります鹿肉について、現在の衛生的知見や鹿肉の流通の実態をふまえ、作成されています。現在、鹿肉の加工食について、国内でも北海道食肉公社の全国販売を皮切りに、県内でも富士河口湖町とか、丹波山村等において、シカの食材加工食品を山の幸の名産品、特産品として、観光物産として取り組んでいます。また、各地至るところで、こういった主要目的を持った取り組みが増加してきているように思います。

私たち明政クラブでは、県のガイドライン等を検討し、市の森林組合の方たちとジビエ加工処理施設等の現地視察や関係者に説明を受けるに至った結果、森林組合員の中よりジビエに関することを立ち上げたらという声が聞こえるようになりました。

今後、農作物や森林被害の防止のための電気柵などの防御だけではなく、こういった事業に取り組むことにより、鳥獣害被害の防止や農林業や地域社会の健全な発展をなす一角になるも

のと思います。

1として、鳥獣による農作物や森林被害の防止策の1つとして有効である、ジビエ加工施設の関連事業についての考えは、いかがかと。

以上で、私の代表質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、政権交代による市政への影響についてであります。

新政権は予算の見直しを行う旨を表明し、市民生活に直接影響がある部門については子育て支援、高校の実質無料化、後期高齢者医療制度の見直し等の施策を打ち出しているところです。

地方関連の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性等を丁寧に検証の上、最大限の配慮をするとともに、制度の改正及び新設による国民が受けるサービスの増額分は、地方公共団体が負担することなく、すべて国が負担するよう要望いたします。また、国と地方の役割分担を積極的に見直しし、国と地方の協議の場の公正化を実現するなど、国全体の活力を取り戻す地域主権の確立を期待したいと思います。

なお、今後も新政権が実施する政策については、引き続き国等の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

住宅政策について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、市営住宅ストック計画の現状についてであります。これまでのストック計画は旧町村において策定されたものであり、また10月からは雇用促進住宅が市営単独住宅となることから、現在、市内全域を見据え、市営住宅の現状、今後の社会情勢、地域の実情等を勘案し、市営住宅ストック活用計画の策定作業を進めているところであります。

次に、空き家になっている市営住宅の管理と対応についてであります。

市営住宅44団地のうち耐用年数が経過し、老朽化して多くの修繕費がかかる市営住宅が103戸あり、現在は一般公募を中止しています。退去し、空き家になった市営住宅は用途廃止し、順次、解体をしております。また、中途解雇者や派遣契約者で解雇された、住む住宅を失った方に対する緊急支援住宅として、利用しております。

次に一戸建て住宅の払い下げの考えについてですが、昭和30年代から40年代に建設された木造一戸建て住宅は耐用年数が過ぎていることから、入居者の安全性の面で他の市営住宅に転居していただくことが原則となります。

今後、入居状況、立地条件、景観、周辺環境などを総合的に判断し、土地利用の方向性を定めながら、検討してまいります。

次に住宅需要の多い地域にある古い住宅の建て替えについてですが、耐用年数の過ぎた古い住宅については、ストック計画の中で大規模改修を含む建て替えを検討してまいります。また、10月から市営住宅となる雇用促進住宅の多くは市街地に位置しているため、この住宅の活用により、住宅需要に対応していく考えであります。

次に高齢者に配慮した住宅建設についてですが、近年、建設している市営住宅はエレベーターの設置、室内のバリアフリー化、オール電化など、高齢者や障害者に良好な居住環境を備えた

住宅の提供ができるよう配慮しております。

次に転居者の増加することが予想される地域の住宅建設についてですが、既存市営住宅の建て替え、大規模改修をストック計画に基づき、進めてまいります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域で発生するバイオマス資源の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、可燃ゴミ処理施設の焼却炉で使われている補助燃料の灯油の代替としての利用についてであります。

エコパークたつおかの可燃ゴミ処理施設は、灯油以外を使用できる設備ではないため、ペレットなどの木質バイオマスを使用するためには、相当量の機械設備の改修が余儀なくされるものと思われま。また、ストーカー炉のようにゴミを直接、重油、コークスなどで燃焼させる施設であれば、有効な補助燃料となり得ることが考えられますが、キルン式ガス化溶融炉は複雑な施設であり、直接、熱分解ドラム内にペレットなどを投入しても、固形物は炭化するまでに時間を要することなどから、かえって熱量が必要となるため、灯油の代替としての利用は困難であると考えられます。

次に地域活性化や環境に対する配慮についてであります。家畜排泄物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれる有機性資源のバイオマスで、化石資源エネルギーを代替することにより、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの1つであるCO<sub>2</sub>の排出抑制に大きく貢献することができるといわれております。

バイオマス資源の活用は、地域活性化や環境への貢献も多大だと考えられますので、今後も関係部署と連携をとりながら、調査検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えをいたします。

地域で発生するバイオマス資源の活用について、ご質問をいただいております。

未利用間伐材等を活用したバイオマスから回収できる、エネルギーの利用や燃料用木質ペレット等を製造する考えについてであります。

木質バイオマス資源の活用は、森林資源の豊富な本市の環境保全のため、有効な手段とは考えられますが、エネルギー利用を進めるためには、需要と供給のバランスが重要であります。ペレットストーブについては、資源の有効活用に貢献する環境にやさしい製品であることは認識されておりますが、設置費用を含めた初期費用が15万円から50万円と高価であり、販路やランニングコストなど不明な点も多く、一般に普及していないのが現状であります。

間伐材などを原料に地産地消的な考えで、ペレット製造に取り組んできた地域では、海外の安いペレットの流入に耐え得るのか、事業として継続していけるのかなどの不安な声もあると聞いております。

木質ペレットの製造は安定的な需要、チップ原料の安定供給、多額の設備投資、採算性等の面から、市としての整備は難しいのではないかと考えております。

次に林業振興について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに市の豊富な森林資源の有効活用についてであります。北杜市の総面積の76%は森林が占め、そのうち県有林が62%、民有林が31%となっております。民有林を中心とした里山整備を行う中で、間伐材をチップ材や薪にしたり、広葉樹をキノコ材とすることで、木材の有効活用を図っているところであります。また樹種はカラマツ、アカマツが主であり、これらは構造材や集成材として活用されておりますが、建築用資材としてのヒノキはわずか3%に過ぎないという状況にあります。このため、一定量の木材を安定的に供給するためには、広域的な連携が不可欠であるため、今後は県及び市町村、森林組合などの関係諸団体で構成する富士川上流域木材安定協議会において、検討をしてみたいと考えております。

次に代表的な産業として、自然と共有した特産物としてピーアールし、売り出していく考えについてであります。林業振興において、北杜の木としてブランド化していくためには、木材の安定的な供給や産地認証システムが確立される必要があります。現状では難しい状況にあります。まずは、キノコなど特産林産物や間伐材を利用した加工品など、特産物としての検討をしてみたいと考えております。

次にジビエ施設の立ち上げについてであります。ご指摘のとおり、シカ等、野生動物の農作物被害は、個体数の増加とともに増え続けております。猟友会への委託による管理捕獲や狩猟期における捕獲を進めておりますが、農作物の被害は一向に減らない状況であります。また狩猟及び管理捕獲された鹿肉を利用するために、郡内地方の2カ所で処理加工施設が建設されました。市では過日、猟友会や農業関係団体などで構成する、ジビエ加工処理施設検討会を開催し、その対策についての検討を始めました。

今後は猟友会員が減少する中で、安定した原料の確保、飲食業者の意識、食肉としての品質管理、衛生面の確立方法、採算性、人材の確保等の検討を重ね、方向性を見極めてまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

秋山九一君の再質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

再質問を行います。

最初に、住宅の問題から入りたいと思いますけれども、町によっては合併の前に、一戸建て住宅は、希望者には売買が終わったところもございます。今、市の中をまわったときに、ちょっと離れたところでも、一戸建て住宅が、これは入っているか、入っていないかというところが非常に見受けられるわけけれども、その地域によっては、払い下げの家屋もあるわけけれども、そういったようなことをやっていただければ、個人が買えるわけだと思うので、その土地を、例えば市で持っておっても、虫食い状態みたいな、少しばかり持っていて、これは致し方ないという気もしますので、そこらへんをしっかりと、よく市の住宅等々、一戸建ての住宅をよく見ていただいて、対応したらいかかなと、こう思うわけけれども、もう1つは連棟ですね、昔からある続きの住宅等々もあって、そのところでも見たとおり、1軒おきに入っているよと

か、そういったようなこともあります。それはおそらく、耐震なんかになっているわけではないんだけど、そういったところもなるべく修復して、また次に貸すということも大変ではないかと思いますので、そういう需要の多いところは前向きに取り組んでほしいなと、こんなふうに思います。

次にバイオについてですが、このことについて、なんか大掛かりのことを市では考えておるんではないかと思うんだけど、非常に日本海に面したほう、うちの姉妹都市もありますよね。向こうのほうにいくと、やっぱり雪国なのかなんなのか、それが非常に進んでおって、今の答弁のように、灯油と交換するとどうのこうのというけれども、そういう施設も現在、あります。生ゴミ施設でも、このガスとペレットを併用した施設がいくつも出ております。真新しい工場があって、非常にそんなところもあるということの中で、今の間伐材が不足しておるということで、先ほど、私の質問にもありますように、根の部分というのは根っ子ですよ。つくるものがなくて、根っ子のほうもあるし、そして建築を造った廃材、非常に釘等があって、非常に向こうでも磁石等々で大変だなというけれども、建築廃材等もペレットにして活用していると、こういうようなことも聞いて、施設を見ると、なんかコンクリートも大したものはないと。ただ、粉砕機があるくらいのものであって、ほとんど、あとは材料で、コンクリートで仕切っているというように、簡単な施設でありますので、そういうところの先進地をしっかりと見ていただいて研究したらいかがかと、こんなふうに思うわけでございます。

3つ目といたしまして、ただいま、この林業振興ですね、このカラマツ材、今、答弁によると、非常に物が足りないようなことを言っているけども、この北杜市の贅沢なところで、カラマツがないなんてことはあり得ません。当時、私が言うように、清里にもありますよね、県の美術館ですか、ああいったようなときがあったんですよ。体育館も木材だと。今はもう、そういうものに見直されてきておる時期ではなからうかということで、私、質問したわけだけでも、なんか、こんな贅沢のところについて、材料が高級なんていっていることもいっているけど、これ以上の贅沢な市はないではないかということでもありますので、政策も変わって、今の時代で、こういう手をかけるとお金がかかるからということもあるけれども、やっぱり市としても、せっかくの資材ですので、そこらへんもしっかり取り組んでほしいなということでございます。

ジビエについては、見たとおり、われわれも、人間が檻の中に入っているような状態のときが、まもなくきます。ということで、私たちが車で走っても、動物の死骸があちこちでいっぱいあります。私もつい先日、小淵沢からの帰りに、夕方ですが、シカとぶつかりそうになったんだけど、ブレーキがしっかり効いたからよかったようなものですが、いつどこで、交通事故で命を失う場合も出てくるではなからうかと思えます。

ある程度、関係している人は分かるけども、今回、有害駆除が山梨から1千頭出ていますね。3月までに1千頭、有害駆除をしるというような形が、今、まいてあります。それからアライグマとか、おかしな動物が非常に増えてしまって、そういったようなことも、今、取り組まなければいけないなというような問題等々もありますけれども、そうはいっても、電柵等もある程度、お金の問題等もあると思います。里山整備についても、やはり個体数を減らさないことには、いくらそれをやっても、守るだけでは大変ではないかなということで、各地方で、このジビエ施設に取り組んできておるんではないかと、こう思うけれども、私たちみたいな、こういう豊富な資源を持ったところでは、やはりこういうことも、今、行っておるところの町、また、そういうところをしっかりと研究して、一日も早く立ち上げて、猟友会等々にいっても、

ただ捕獲しろといっても、そこから先はどうなのかということがあると、私もちょっと耳にしています。ただ獲って、猟友会の中がもう満杯になるくらい積んでおけばいいのかなか、そういう、せっかくの資源ですので、そこらへんも。

丹波山村については、高級ブランドとして、ちょっと普通の肉よりか高い形のブランドとして売り出したいなという贅沢な話もしていますので、そういうところもまた、しっかり勉強しながら取り組んでほしいと、こんなふうに思います。よろしく、どうぞお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

秋山九一議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、一戸建ての住宅の払い下げについてでございます。

合併前も、すでに払い下げを行っているところがたしかにございまして、北杜市ではどうするのかと申しますと、虫食いの、要するに払い下げというふうなことを考えると、先々、土地全体の有効な活用ができないというふうに実は考えておりまして、ですから一戸建ての住宅については、点々と住宅に住んでいらっしゃる方が残った場合には、そういう方を政策空き家のほうに移っていただいて、全体を更地にした中でもって、そこで用途廃止を考える。そしてまた、そこは例えば払い下げというような、土地の活用の仕方になるのか。あるいは、また新たに住宅を建てるのか。それは、その先にまた検討すべき事項だというふうに考えておりますので、まず、今の段階では虫食いの払い下げをするということは考えてございません。

それで2点目、秋山議員、申し訳ないんですが、連棟とおっしゃいましたよね。連棟というのは長屋敷という意味ですか。棟が連なるという。これもまったく同様の考え方でありまして、とにかくだんだん、空き家が出てくるといったところについては、政策空き家のほうにまず移り住んでいただいて、新たに建てるなり、払い下げの土地をするなりというふうな形で、今、策定をしているストック計画の中で、その概要は示してございますけれども、このあと、また引き続き策定する長寿命化計画の中に、しっかりとした位置づけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

バイオの関係でございますが、今、ご視察をしたということで、たぶん上越市だと聞いておりますが、そこはバイオと言いましても、大変いろいろな分野で、木質バイオからはじまってエタノール、食品残渣、いろんなことに取り組んでいるということで、約20億円をかけたということ聞いております。

そんな大きくなくても、ペレットではというようなお話だと思いますが、ペレット工場につきましても、先ほど申し上げましたように、市としての建設は困難ではないかということでございます。全国で、ちょっと調べましたら60カ所ほど、工場はございます。ペレットのみ。複合的施設もありますが、ほとんどが民間で、自治体というのは1つでございます。自治体が経営しているのは1つで、あとはほとんどが民間と、森林組合が若干していますが、そんなこ

とで、市が事業主体になるのは、非常に困難だと考えております。あとは、安定供給が図られるかということでございます。いろんな建築資材等がありますが、やはり採算性を考えますと、相当な木材がないと、これは経営ができないというふうな考えでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

それからカラマツ材等、いろんな地域の木があって、それをということでございますが、ご承知のとおり、昨今の材木市場も低迷が続いております。経済の動向等で続いております。しかも、新築住宅の低迷が続いているということで、減少しております。しかし、いろんな技術の向上の中で、先ほど言いました日本の技術向上で、カラマツ材とかアカマツ材、建築資材に使えないものを合板会社が買い集めているという事情がありまして、北杜市も例外ではありません。

そんなことで、そういったカラマツが占めておりますので、そういったものが特徴的だということとは言えますが、やはり上級な建築資材としては、3%ではこれはとても無理でございます。そんなこともありますので、ご答弁しましたように、できることからやっていこうということで、特徴ある生かし方をしていきたいと、こういうことでございます。

それからジビエであります。ジビエにつきましては、再三ご質問等をいただいておりますが、これにつきましても検討会を立ち上げましたが、やはり猟友会がキーであります。猟友会の皆さまがキーパーソンになってやっていただかないと、やはり需要と供給のバランスが保てないというふうなことを感じました。ただし、今、ご指摘のとおり、いろんな角度から検討しまして、第2回、第3回の検討会で協議を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

秋山九一君の質問が終わりました。

これから、関連質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

政権交代による、市政への影響についての関連質問を行います。

まず、政府は来年度予算編成にあたり、子ども手当創設やガソリン税の暫定税率の撤廃、高速道路の無料化など、政権公約の実現に必要なとされる財源、7兆1千億円の確保を図るため、補正予算のうち緊急性が低いと判断したものは執行停止するほか、税金の無駄づかいの洗い直し作業を進めていると思っております。

わが市でも、自民党の緊急経済対策において、6月の補正予算から、もう動き出しているわけであります。主な事業の2つにつきまして、お伺いをいたします。

まず1つは、教育予算の7千万円余りの議決をいたしました電子黒板の件、もう1つは子育て応援手当支給、これは9月定例会に上程してありますね。それらのことで、民主党のマニフェストでは、子育て応援手当は2万6千円を中学3年まで拡大するというので、マニフェストを実現しようとしたものです。自民党政治のときには、3歳から5歳までの3万6千円の支給ということで、緊急経済対策で4,110万円を予算してあります。これらは緊急対策に、ど



うも馴染まないではないかと。緊急性が低いと判断される可能性が高いわけでありまして、それらの場合には、予算の執行を停止される場合があると思います。その件に関して、もう北杜市では議決をしています。そのことに対して、市では、例えば執行停止になった場合には、どのような対策を考えているか、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

子育て応援手当の件でございます。

子育て応援手当につきましては、市でも今議会で第2弾ということをお願いしているところでございます。今のところ、その状況ということに関しましては、詳細なことについては、私どもも把握はしていませんけれども、いずれにしろ、この前、各大臣のほうに予算の状況等、削減できるものはどれかということで指示をしたところ、少子化担当大臣の福島大臣は、私のところでは、そういう予算はございませんと返事をしたという新聞報道がされていまして、私どもも今のところは、そのような心配がないということの中では思っていますけれども、いずれにしろ、国の動向を見る必要はあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

坂本議員の関連質問でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金とか地域活性化・公共投資臨時交付金などのご質問だと思います。

これについても、すべて県、国を通して、それぞれ申請を行っている。または、協議が済んでいるものでございます。当然、国県の内示、内定を得ているものが、ほとんどでございます。それ以外でも国・県で協議が整い、申請書等が提出済みのもので、経済対策ではなくても、予算上の待遇もありますので、問題はないというように認識しております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、お二人の部長の答弁のとおりだと思います。

ただ、率直に言って、制度がやたら変わることがいいのか。あるいはまた、この政権政党が代わることによって、制度がやたら変わることがいいのかという、基本的な問題はあろうと思います。たしかに高校の無料化だとか、高速道路無料化だとか、子育て支援だとか、いろいろまとめると、マニフェストによると7兆円強かかると、こういう話は私も承知しておりますけれども、いろいろな意味で政権が変わって、無駄を省くという姿勢は、どの政権でも共通した課題だと思いますけれども、今、私が言ったとおり、政権が変わったから、制度の見直しが即あるということが、果たしていいのかと。国民のサイドから見ると、大変、不安がつきまとう。地方自治体を預かっている身からすれば、さらに不安がつきまとうわけでありまして、そのへんは先ほど、午前中の答弁でもお話ししましたとおり、地方六団体等々とも新しい政権といいましょ

うか、政府に対しても強く訴えていかなければならない問題だと思います。ダムを造るとか、造らないとかという問題と、ダムを見直しするとかという問題と制度の問題は、基本的に違うはずだと思います。そんな姿勢では、いきたいと思います。

なお、私どもが平成20年度の地域活性化・生活支援臨時交付金にしても、あるいはまた21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金にしても、6月議会で大方ご理解をいただいたわけでありますけども、北杜市なりに市民生活を守るために喫緊性の強いものであるというふうに、予算編成をさせていただいたと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

私たちも、今まで自民党政権が百何十年続いてきて、自民党の政治が当たり前のような感じになってきたわけなんですよ。それが、政権がガラッと変わったときにおいて、例えば何十兆円という補正予算を組んで、経済対策を自民党はやってきたと。だけど政権が変われば、これは少しおかしいではないかということが出たから、こういう問題が出たと。私たちも、例えば、これは今、ハツ場ダムのことも出たんですが、私たちが見ても、50年間続いてきたダムを、急にここでやめろというようなことを、これはちょっと、なったんですが、やはり民主党になったときに、そういう問題が出ているわけなので、ここに、こういう、例えば経済対策、これは緊急ではないから、これは中止するんだと言われれば、やはり、今の政権に従わなければならないわけで、そのへんはやはり、自治体も苦しい面があるかもしれませんが、やはりそれは、国民が自民党政権が代わったということで、そのへんのところもやはり地方自治体も対応していかなければならないと考えています。やはり、これが、いいです、例えば執行停止にならなければ。なったときはどうするかということ、私は議決しているもので伺っているわけで、そのへんのところをもう一度、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

簡単に申し上げますと、臨時交付金なるものは、文字どおり臨時で先般、20年度、21年度、緊急経済対策で政府が考えていただいたものであります。しかし、くどいようでありますけども、私どもなりに市民生活にとって喫緊性が高いものから、予算編成をさせていただきました。あとは新政権がどのような見直しをするかということは、注視していきたいと思います。基本的には、そんなに時間がないのも現実かもしれませんが、地方六団体としては、ぜひひとつ、当初どおりやっていただきたいと。いろいろな意味の見直しは、くどいようですけども、新政権を中心にやっていくでしょうけども、私どもは、そういう意味からすれば、政権と地方の足並みがそろっていくことは当然かもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

ほかに関連質問はございますか。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

それでは秋山九一議員の関連質問の中で、住宅政策につきまして、1、2点、お伺いをしたいと思います。

先ほど、総体的なお話、説明があったわけですが、私は今回、購入をされました雇用促進住宅が市営住宅になるということで、この点について2点ほど、お伺いをしたいなと思います。

この前の執行の説明によりますと、雇用促進住宅は市内で5カ所でしょうか。それで戸数も300以上の数が入居されるというようなことになっているようでございます。その中で、今、入居率が約70数%というような状況でございまして、先ほど来のお話の中で、やはり個別の、また連棟式の住宅というものがかなり老朽化しておりまして、大変、使用不能、危険なところもあると。また、下水等々の施設についても関連してくるということで、このあたりは逐次、撤去していくということでございますので、空き部屋のある雇用促進住宅にそういう方々を導くといひましょうか、住んでいただくような施策、そして市営住宅ということになりますと、これは大きな財政を投入して購入したということでございますから、やはり経営という点においても、できれば100%入居していることがよいわけでありまして、そういう観点からも極力、そういった満室になるような施策をお願いしたいなと思います。

そして、今までは雇用促進住宅ということで、ある一定の年齢の方々が入っておられた。所得についてもそうでありますけども、これからは永住をすると、生涯住むというふうな形も生まれてくる。そういった中で、この市営となった促進住宅に、結構、4階、5階建てまでありましたでしょうか、そんなことで、やはり住民が最上階に住む場合には、大変、使用について、安全の面、それからご苦勞の面あるかと思えます。先ほども、新設の住宅についてはエレベーターとか、オール電化とか、そんなことも配慮しながら付けていくということでございますけども、この既存の住宅に対しましても、なるべく早い時期にそういった昇降機、やはりエレベーター等の設置、大変な予算もかかると思いますが、することによって、また、その住宅が満室になっていくというようなことも考えなければならぬということではないかなと思っておりますので、そんなところも配慮しながら、ぜひ、これからの運営を進めていきたい。現在のお答えをいただきたいなと思います。

それから、もう1点は、同じく住宅関係で、須玉町にあります須玉町時代からある、また市になってからもできました須玉の就業促進住宅、これに関してでございますけども、私の耳にしたところによりますと、現在、企業交流管理運営連絡会ですか、これが管理運営にあたり、市内の企業13社が今のところは借り受けて、占有をしているということでございますが、最近、やはり皆さんご案内のとおり、大変、不況の中で、その企業が解雇したり、リストラをしているという形の中で、現在、居住している部屋が、やっぱり同じように7割くらいのございます。たしかに、市のほうには会社が経営していますから、家賃は納入されていると思えますけれども、ちょっと先を捉えたときにそのままいいのかということで、この対応についても、今、お考えがありましたら、お聞きしたいなと。

それから午前中の質問の中でもお聞きしましたけども、市内の企業交流会ですか、50数社が加入しているということでございまして、そのうちの13社が契約しているという状況ですけども、やはり、この経済情勢の変化によって、こういった現象が生まれてくる。果たして、

そのことが、このままいってよろしいかどうか。ちょっと、そのへんの見解をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、雇用促進住宅は現在72.8%というふうな、9月の、おととい現在で、そんな状況なんですけど、87戸ほど空きがあるということですから、これまでも広報等を通じて入居されるようなピーアールもしてきたわけですけども、今後も引き続き、そんなピーアールはしてまいりたいというふうに思っております。

それで、エレベーターの件でございます。たしかに、これまではバリバリの現役の人たちが住んでいらした住宅だったということですが、今後も当面はお勤めになって、高額所得者たちが入居できる住宅ということですから、今、この段階ではエレベーターの設置というのは、ちょっと考えづらいですね。と申しますのは、先ほど議員おっしゃったように、非常にお金がかかるということと、構造的なものに起因して、お金がかかるということなんですけど、例えば40戸ある。その棟にエレベーターを設置しようとする、2通りの考え方があるんですね。1基だけエレベーターを付けて横へ移動できるようなもの、今、ない通路を付けるというやり方か、あるいは階段ごとに4基エレベーター付けるかというような考え方、どちらをとっても、相当の金額がどうもかかるようですので、ただお金ばかりの話にもいきませんので、将来的にはだいぶ高齢化が進んで、そこにまた、以前として高齢者の方が住んでいらっしゃるというような状況がきたときには、当然、その時点でまた、検討もしなければならぬ部分だろうというふうには思っていますので、どうかよろしく願いをいたします。

あと就業促進住宅ですけども、これも議員がおっしゃるとおりであります。13社の皆さんと契約をしておりますので、今、この時点で具体的な策はなかなか考えづらいんですけど、ただ個々にあたって、これから空くんだと、入る予定がないということがあつてすれば、それは現に、市内の会社にお勤めになっている方がそこに入りたいといえれば、それは入れてやるのが筋だろうというふうにも考えてございます。ただ、これはちょっと、それぞれの状況を把握してみないとなんとも言えないんですけど、市内の企業と契約して、企業のお勤めの方を住ませるとい住宅ですので、議員がおっしゃるようなことは当然、考えていかなければならぬのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいでしょうか。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

今のお話で結構でございますけれども、エレベーターにつきましては、すぐ明日からという、部長のおっしゃるとおりで、必要性はないなと。それはあつたほうがいいんですけども、若い人でも、いいんですけど、それは将来的な展望という形の中で、やはり、あれもそうはいっても、5年、10年で終わるものではないという観点から、そういうものも視野に入れた長期計画というものを、今のうちからぜひ、やっていっていただきたいと、こう思います。

それから就業促進住宅でございますが、これにつきましては、やはり13社が見方、言い方によっては、たしかに契約をしてお金を払ってやっているわけですから、そのことに難癖をつけるということではないんですけれども、やはり占有していると。その中で空き部屋があるということですから、おっしゃったように、しっかり精査した中で、本当に有効利用されているのかどうか。ほかの企業でも企業に入っていない56社でしょうか、企業会ですか、それ以外の事業所もたくさんあります、北杜市の中に。そういう人たちも視野に入れて、やはり、その事業所に、甲府から通っている人もいるでしょう。北杜市に住んでもよろしいという人もいて、今は入れないという、この事実があるわけです。そのあたりをしっかりと捉えた中で精査をして、また先を見通していただきたい。この件について、もう一度、悪いんですけど、ご答弁をいただきたいです。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

ただいまの議員のおっしゃること、誠にそのとおりでありまして、今のところ、そういう声が直接、入ってきていないものですから、そんな対応もちょっと遅れてはいるんですが、いずれにしても、すでに契約されている企業の状況を個々に把握する中で、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございませんか。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

ジビエ施設について、観光部長にちょっとお伺いしますけど、先ほど猟友会で立ち上げたというお話を聞いた中で、北杜市は全体を眺めて76%の森林を持ち、また田畑等の、市長が言われる峡北地域の米どころという形で、どうも、そのへんも荒らされっ放しで、先ほど代表が言ったように、檻の中に人間が住んでいるよという話の中ですけども、やはり森林を荒らされていると、日本一の名水という形の北杜市の中でも、やはりシカがきれいに新芽を食べたり、皮をはいたりして、山里がきれいに荒らされてしまうということで、できるだけ動物を愛護する人たちには申し訳ないんですけども、シカを捕獲していただいて、そしてジビエ施設を完了していただきまして、それを有効利用していただいて、北杜市の特産にならないかということで、私たち政経会でも、先ほど代表が言ったように丹波山村へ行って研修してまいりました。そして向こうのほうでは、あちらのほうでは、大して頭数がとれませんが。年間35頭ぐらいいしか獲れないといっていますけども、こちらのほうの猟友会に聞きますと、300頭、やっぱり10倍以上の頭数が獲れて、しかもそれも、どういうふうに加工作していいかわからないということで話を聞きますと、加工するところは北杜市の中でやっていますよと。たまたま白州の会社でやっているよと。富士吉田の、河口湖のほうでも加工は北杜市でやっているよと。そんな中で話を聞きますと、やはり日本人はなんだ、シカの肉かと言われるんですけども、フランスでは高級料理のジビエの肉ということで販売しているようですから、ぜひ、この施設を造っていただいて、猟友会にでも責任を持っていただいて、前向きにというよりも、建てていただいて、早く森林を大事にしながら、農産物を大事にしながらできないかということですけども、そのへんちょっと、お伺いしますけど、よろしくお願ひします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。  
名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

渡邊議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。獲っても獲っても減らないという状況で、大変苦労しておりますが、いずれにしましても、検討会を立ち上げました。この中には猟友会もそうですが、レストランの方、それから農業委員会、さまざまなメンバーに入っていて、検討を進めておりますので、その中で当然、丹波山村、富士河口湖の事情も、私どもも承知しておりますが、それらもまだ立ち上がったばかりでありまして、大変、苦労しているということも聞いております。やはり、実際、そこに携わる人が大変、人材の確保が難しいということも聞いております。したがって、ランニングコスト等も永続的にどうかということの検討もふまえた中で、市ができるのか、あるいはそういったことをする団体が、生まれてくれるのが一番、私たちはいいわけですが、ぜひ、そういうことで、まだ検討を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

よろしいでしょうか。  
渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

今、検討という形ですけども、ぜひとも北杜市の特産物になるように、行政のほうでも指導をしていただいて、一日も早く特産物の、ジビエの肉という形でやっていったならば、相乗効果もあるのではないかなと。そしてまた、林業も田畑も荒れないで、安心して農業の方も、山林の方も仕事ができるのではないかと思いますので、そのへん、もう一度、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。  
名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

おっしゃるとおり、農業振興の、皆さんの意欲を減退するわけですから、そのへんも十分視野に入れて、検討を重ねてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、3時30分といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時31分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

豊かな実りの季節を迎えている中で、平成21年9月定例会の市民フォーラム代表質問をさせていただきます。

民主党主体の政権に代わり、地方の裁量が増すとともに、それぞれの自治体の創意工夫が問われ、その責任の重さが極めて大きくなっていくことと思います。議会のあり方も問われており、私たち議員もさらに気を引き締め、ここに暮らす人たちのために、また北杜市の未来を見据えて、今回5つのテーマで質問をいたします。

最初は、平成20年度決算を受けての財政問題についてです。

経常収支比率が平成18年度82.6%、19年度83.2%、20年度85%と悪化の一途を辿り、財政の硬直化が進んでいます。硬直化した財政構造の抜本的改善策と、その取り組みについて、まず伺います。

次に交付税算定替え終了後をにらみ、予算規模の縮小が喫緊の課題となっておりますが、その具体的取り組みをお示ください。

実質公債費比率18%を目指す公債費負担適正化計画では、平成24年度末に市債残高842億円を見込んでいますが、この目標の達成の見込みはいかがでしょうか。また、財政健全化計画の将来見通しをふまえると、さらなる市債残高の圧縮が必要と考えますが、市の見解を伺います。

次は、水道料金統一問題についてです。

国は簡易水道事業の統合を進めており、補助を受けるには国の指針に沿った計画の策定が必要ですが、北杜市が厚生労働省に提出した計画書の内容をお教ください。

水道事業特別会計の健全化という大きな目的がありますが、今回の統一案で、どれだけの貢献ができるのでしょうか。また、国の簡易水道事業の統合方針に従い、さらに市の財政状況に照らし、早急に市の水道事業特別会計の健全化を図らねばならないという現状の中で、水道料金は、今回の統一だけで納めることができるのでしょうか。今回の統一案では、大幅に値下げとなる地域があります。市の水道会計の現状、特に給水原価や給水単価の実情と国の指針に示された水道事業の経営基盤強化を見据えた場合、値下げは賢明な判断とは思えませんが、いかがでしょうか。

3つ目のテーマは、情報通信基盤整備についてです。

市が推進している長期滞在型観光や定住促進、企業誘致にブロードバンド整備は欠かせません。市内全域への敷設をどのように計画しているのでしょうか。行政情報は、住民にもれなく行き渡らなければなりません。市の広報が通常のルートで届く割合は、どのくらいでしょうか。道志村では村が村内全域に光ファイバーを敷設し、各戸にIP電話付き告知端末を設置して、行政情報、その他がもれなく村民に行き渡るシステムを完成させています。もちろん双方向通信機能を用いた安否確認も可能です。私たち市民フォーラムは会派として道志村を視察し、実際にそれらを見て、職員の方々の説明を聞いて、大変、刺激を受けて帰ってまいりました。

北杜市は広い地域に住民が点在し、高齢化も進んでいます。また他地域からの定住者も多いです。時代に即応した情報通信基盤整備と、それを使った住民とのつながりを国の施策により

補助金等が活用できる今こそ、真剣に緊急に考えるべきではないでしょうか。見解を伺います。

4つ目のテーマは、公共工事についてです。

まず、平成20年度北杜市公共工事の落札率の現状をどのように見られているのか、伺います。

全国市民オンブズマン連絡会議の分析手法をとると、北杜市も談合疑惑度が非常に高くなりますが、談合防止、公正な競争のために市はどのような対策をとっているのでしょうか。

次に、指名業者の選定基準を伺います。

平成20年6月定例会でも市民フォーラムとして、同様の質問をしておりますが、工事内容、請負契約の金額、地域等にどのような基準を設けているのか、より具体的な答弁をお願いいたします。

また、指名回数の公平性をどのように確保しているのでしょうか。不良施工を行った場合、以降の指名にどのようなルールを設けているのでしょうか。さらに広報への掲載内容など、情報公開のあり方についての市の考えも伺いたいと思います。

最後のテーマは、指定管理者制度についてです。

言うまでもなく、公共施設はすべて住民の福祉を増進する目的で多額の税金が投入されたものです。ですから、指定管理者制度のもとでも、市の理念に基づいた管理が当然、行われなければなりません。実際には、それぞれの施設の指導、監督はどのように行われているのでしょうか。

指定管理料の算定根拠、特に収益を上げた場合の指定管理料をどのように考えておられるのでしょうか。6月定例会では、指定管理者の収支状況に応じて増額、または減額を行うのではなく、指定管理者の企業努力や経営意欲を損なうことのないよう、指定管理者と協議を行うと答弁されています。

一方、今定例会の市長所信で、体育施設の使用料の見直しが表明され、住民の負担増が懸念されます。指定管理者制度導入の目的である、民間のノウハウの活用による経費の削減と住民サービスの向上の姿勢を強くすべきではないでしょうか。見解を伺います。

機構改革により、来年度から指定管理者制度導入施設の指導・管理を一元的に行うとのことですが、現状の問題点がどこにあり、それをどのように改めるのか、具体的なご答弁をお願いいたします。

最後に利用者からの苦情について、どのように対応しているのか伺って、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問について、お答えいたします。

財政問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに本市の経常収支比率は、県内の市で見ますと、平成19年度は第2位と良好ではありますが、悪化傾向にあることも事実であります。このため、人件費や公債費などの義務的な支出につきまして、定員適正化計画や行財政改革アクションプランなどを着実に実行することにより、改善を図っているところであります。

次に普通交付税は、合併による特例措置の終了により、現時点では平成31年度までに約



34億円が減額される見込みです。このため、人件費の削減、繰出金の抑制をはじめとした行財政改革アクションプランの実現による歳出の徹底した削減により、適正な予算規模にまで縮小してまいります。

次に公債費負担適正化計画は、平成19年度に作成した実質公債費比率を平成24年度末に18%以下にすることを目標とした計画であります。実質公債費比率は、公債費を標準財政規模で除したもので、実質公債費比率と市債残高は直接関係いたしません。実質公債費比率の算出に必要な公債費の推計にあたり、年度ごとの償還額や新たな借り入れを見込みますので、これにより市債残高は約842億円と見込まれました。

昨年度、平成19年度決算額の確定に伴い、先の計画を時点修正した結果、実質公債費比率の算出に伴い、見込まれた市債残高は約875億円となりましたが、現在の状況を見ますと、借り入れの抑制や積極的な繰上償還の結果、計画以上に改善が進んでおりますことから、十分、目標が達成できるものと考えております。

また、合併により引き継いだ市債残高は、これまでの努力により平成17年度の1,009億500余万円をピークに、平成20年度末までは940億900余万円へと、3年間で約69億円もの大幅な減少が実現できたところでありますが、これに満足することなく、より一層の削減に努めてまいります。

次に水道料金統一問題について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、北杜市が厚労省に提出した簡易水道事業統合計画の内容についてであります。

平成19年2月に提出した計画書の内容は、基本方針としては、現在の市内46カ所の簡易水道事業を一本化し、北杜市水道事業を創設することとし、平成21年度に事業経営認可を申請する予定としております。水道料金に関する事項につきましては、事業統合が完了する予定の平成29年度を目途に、用途別、地域別に徐々に調整しながら、同一料金体系、同一料金の実施を行うこととしております。

またスケジュールですが、平成21年度までは、今まで継続中の各町ごとで簡易水道事業の統合整備を進め、22年度より北杜市一本化に向けて整備を実施することとしております。

次に今回の水道料金統一による料金改定で、水道会計の健全化が図れるかについて、また健全化を目指す中で、今回の料金改定だけでおさめることができるのかについてのご質問であります。

料金統一により経営改善を図るまでの料金設定にした場合、著しく値上げとなる地域があり、大きな負担になることから、今回の料金改定では水道会計の健全化を図るまでの料金改定には至っておりません。したがって、事業の合理化・効率化を一層進め、経費の縮減に努め、経営の健全化を図りたいと考えております。しかし、安定した水の供給は生活の根本であり、施設の維持管理や施設整備は必要であります。料金統一後の経営状況により、水道事業経営を維持するため、再度、料金改定が必要になることも考えられます。

次に今回の料金統一案で、値下げとなる地域があることについてであります。

今回の料金統一による料金改定は、簡易水道運営委員会で慎重に審議していただいた答申を尊重し、料金改定案を作成しました。今回の料金改定では、まず料金の統一に重点を置いており、従来の水道料金の高い地域に合わせた改定をした場合は、低かった地域が急激な値上げとなるため、料金の高い地域と低い地域の、いわば平均的な料金の設定を行い、経過措置を講じ、段階的に統一を図るものであり、ご理解をいただきたいと思っております。

次に情報通信基盤整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめにブロードバンド整備を、市内全域へ敷設する計画についてであります。

市から伝達すべき各種情報につきましては、市民の方々に等しく提供する義務があり、広報誌やホームページの公開など、複数の伝達手段を用いて提供しているのが現状であります。また観光振興、企業誘致、大学連携等、今後の市政発展を目指す上でも情報通信基盤が重要となっていることは承知しております。

しかし、広大な面積を持ち、山間地が多く、しかも居住地域が点在している北杜市にとって、行政が市内全域に、ブロードバンドの代名詞となっております光ケーブルを整備することは、莫大な経費を必要とし、初期投資として国の補助金等を活用したとしても、今後の維持経費等を勘案すると、現下の財政状況の厳しい折、市民の皆さまの理解を求めることは非常に困難なものと思われまます。

なお、前回の議会におきましてもご説明いたしましたが、6月1日から民間の無線通信エリアが拡大・充実し、通信速度が向上したことで、増富地域をはじめブロードバンド・ゼロ地域が解消したものと、国や県も同一な認識をしております。さらに、今後も通信速度の改善が図られると聞いておりますので、市民にとっても利便性が向上するものと思われまます。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理施設の指導・監督についてであります。

指定管理施設は行政財産であり、それぞれ条例に定める設置目的に沿った管理運営がなされるべきものであります。したがいまして、施設の管理運営に対する指導・監督については、施設を所管する部局において、行っております。

次に、指定管理料の算定根拠についてであります。

指定管理料とは指定管理者が施設を管理するにあたり、市が指定管理者に対して支払うもので、市が直接施設を管理した場合に要する経常経費の総額が算定の基準となっております。市では利用料金制度を導入していることから、指定管理施設の利用料金が改正された場合は、指定管理料及び市納入金についても、年度協定において見直すこととなります。

次に、現状の組織の問題点についてであります。

現在、指定管理施設を所管している部局等は本庁、総合支所、出先機関など21課に及んでおります。そのため、職員の指定管理者制度に対する理解度や対応についての課題があります。今回の行政組織改革により、指定管理施設は総合支所や出先機関の所管から本庁の各部局の所管とします。また指定管理者との基本協定、年度協定等における協議や指導・監督等は、来年度新設します企画部管財課で、所管課と連携しながら統一的に行う予定であります。

次に、利用者からの苦情についてであります。

指定管理施設に対する苦情が利用者から市に寄せられた場合は、施設の所管部局において苦情の内容を確認の上、指定管理者に指導するなどの対応を行ってまいりました。

なお、来年度からは、新設いたします管財課が所管課と協議しながら、一元的に指導を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問についてお答えいたします。

はじめに情報通信基盤整備について、いくつかご質問をいただいております。

市の広報が、行政区への配布等で届く割合はについてであります。

広報の配布につきましては、毎月5日に各行政区長宅に届くように、宅配業者を通して配布しております。直近の状況でございますが、今月の配布数は1万5,513部で、住民基本台帳上の全世帯数1万9,881世帯に対しまして、78.0%の割合となっております。

なお、国勢調査数値を基準として、その後の増減を反映しました、いわゆる常住世帯数は1万6,797世帯であり、それに対する配布割合は92.4%となっております。

次に道志村の光ファイバー整備事業に関連し、北杜市としての整備の考えはについてであります。

道志村では本市と異なり、これまで村内は95%以上の家庭で、インターネットの通信速度が非常に遅く、いわゆるブロードバンド環境にはなく、無線通信を利用するとしても、部屋の中ではつながりにくい状況にあったということで、今回はそれらを解消するために整備を行い、総事業費は約4億円と聞いております。

背景にある環境・状況の違いにより、整備手法もそれぞれ異なりますので、単純には比較できませんが、北杜市で同様な整備を行うこととしたら、相当な経費が必要となるのではないかと考えられます。

また、市民の方々の安否確認方法についても、電話回線などを使ったシステムがあり、民間の通信事業者や警備会社等で各種のシステムを提供しておりますので、市としましても、これらを参考にしていきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、北杜市の通信環境は道志村とは異なり、ブロードバンド・ゼロ地域が解消し、すでにある程度のレベルまで達しており、今後も改善される方向に進んでおります。そのような中で、新たに行政が整備することについて、財政状況の厳しい折、市民の皆さまの理解を求めることは、非常に困難なものと思われまます。

次に、公共工事についてであります。

平成20年度の工事の落札率は95.8%ですが、世界同時不況により全国的に企業の倒産等が増える中で、予定価格と実勢価格に差が少なくなっているものかと感じております。

現在、本市では地元中小企業の育成、ひいては本市の発展のため、原則的に指名競争入札を行っておりますが、公平公正な入札を確保するため、入札参加者を非公開とし、現場説明会を廃止するなど、他の指名業者が分からないようにするとともに、試行的に一般競争入札も導入しているところであります。また入札結果について、広報誌やホームページに掲載し、透明性の確保にも努めております。

なお、落札率が高いこと、予定価格と落札額の差が少ないことは、予定価格の積算が適切である表れであることや施工条件等により、類似工事でも入札価格が大きく異なることがあることなどから、落札率が高いことがすなわち談合疑惑度が高いとは言えないとする見解もあり、国においても議論がなされているところであります。

次に指名業者の選定につきましては、北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要領により、請負契約の金額や経営状況、必要な機械器具の有無などの条件を定めているとともに、その条件を満たす業者の中では、地元業者の育成や地元中小企業の発展のため、市内の業

者を優先しながら、各町のエリアも尊重するなど、地元を優先に取り扱っております。

指名回数につきましては、できる限り均等にと考えておりますが、選定要領を遵守する必要や地元優先の思いがありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に施工に問題がある業者につきましては、建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づき、指名停止などの必要な措置をとっております。

次に入札結果につきましては、広報ならびにホームページで公表しておりますが、広報は紙面の都合から制約がありますので、ホームページにより詳細な内容を掲載しておりますとともに、市役所窓口においても閲覧ができるようになっております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは水道料金統一問題について、再質問をさせていただきます。

水道料金の統合は国の方針であり、統合計画は29年度までに1市1事業として統合されなければいけないということになっていると思っております。29年度までに、つまり料金統一、市で1つの料金にしろということであると、私もは認識しているんですけども、そのへんをはっきりさせていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

野中真理子議員の再質問について、お答えします。

水道の統合整備事業の中での、平成29年度までに1市1町村の上水道事業への移行でございますけれども、上水道事業は人口5千人以上の給水人口が上水道事業へ移行するということでございます。5千人未満の給水区域については、簡易水道という枠がございます。そうした中で、現在、北杜市で進めている統合整備計画につきましては、市内全体を網羅するような形でもって、今現在、計画をしているわけでございますけれども、北杜市も広大な面積でございます。地域的にも統合ができない部分もあるというふうに感じております。統合を進めるわけでございますけれども、29年度までに統合が進めない場合については、北杜市の事情等も十分説明する中で、上水道事業、簡易水道事業というふうな、2つのパターンもあるんじゃないかというふう考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

そのことを19年に示された厚労省の事業計画の中でも述べられている、そういうことでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。  
堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

19年度の統合整備計画につきましては、旧町村で統合整備計画をしていた事業がございます。これは明野町、それから須玉町、高根町、長坂町でございます。これに基づきまして、その後、合併をした小淵沢町の統合整備計画も国の補助金をいただくために、19年度に小淵沢町の統合整備計画も追加をして、国のほうに計画を提出した経過がございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。  
野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、その22年3月末日までに出されなければいけないとされている統合計画書は、まだ市としては出していないということでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

結論から言いますと、現在、策定中でございます。19年度に策定しました統合整備計画、これにつきましては、先ほど市長のほうで答弁をいたしましたけれども、22年度以降からの統合整備事業につきましては、具体的にどのような形で統合整備をするかという文言も加えなければなりませんので、現在、策定をしております。また、策定につきまして、議員にお示しができるような段階になったら、ご説明したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

これから出されるということですが、当然、方向としては1市1事業ということで、その簡易水道と上水道の別々なのが認められるかどうかは分からないという状況の中では、料金統一というものも常に考えて、全市、1つの料金でやるということを常に考えておかなければならないと思うのですが、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

今回の統合整備計画につきましては、先ほどからも言っております1市1事業、上水道事業ということで考えております。そうした中で、当然、料金体系につきましても、市民が一体性の確保、また平等の観点からいきますと、当然、一元化していかなければならない問題というふうに考えておまして、そういう中で、料金体系についても統一していくような形の中で、計画をしております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今のご答弁を前提としますと、やはり今後、近いうちに、また今回の料金統一、さらに値上げが必要になってくると思うんですけども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

今回の料金改定によりますと、高い地域と低い地域ということで、必然的に企業団のエリアと、それから武川・白州の地域と分けさせていただきましたが、これはとにかく市全体の中で、段階的に料金を統一するというので、それらの2地域も、全体の中で統一することは理解が示されないという、苦肉の策でございます。当然、そういう形の中で、統合計画書の中では、統一をするというふうな形で進んでいかなければならないことだと考えております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今回、料金統一では下がる地域があります。これが、例えば、この次年度からの料金統一、1回で済むのであれば、下がる地域があっても、当然のことだと思います。ただ、今回の場合は近い将来、再値上げをすることも考えられる。さらには水道会計が大変、厳しい状態で、健全化には、ほど遠い状態の中にあるということで下がる地域があり、また大幅に上がる地域があるということは、この会計の今の現状の中だけでは、上がったところの地域の方が、下がった地域の方の分を負担する、それだけのことになるんじゃないでしょうか。そのへんは、どのようにお考えか、伺います。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

たしかに野中議員のおっしゃるとおりでございますけども、全国的な料金改定について、合併後の料金改定統一について苦慮しているところがあるわけでございますけども、高い地域に段階的に合わせた町村もありますし、北杜市みたいな形の間をとった地域もございます。今回の料金の統一につきましては、簡易水道運営委員会の答申を尊重する中で、財政的なものもありますけども、とにかく料金を統一したいと。非常に2つを追うということが、財政的な問題、それから料金の統一というふうな命題を与えられましたけれども、最善な中での、まず料金を統一したいということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

やはり上がる方にとっては、大変な負担を強いられる、大変なことだと思います。やはり、その方たちが納得して、その財政に例えば貢献が、これですとか、それから今後、こういう計画の中で進んでいくというようなことが十分納得できるように、今後、説明会等、考えられ

ていると思いますけれども、そこはぜひ、住民の皆さんの納得が得られるような説明を、皆さんのほうでしていただきたいと思います。これは要望です。

次に情報通信の基盤整備についてですけれども、まず広報の配布率ということが言われました。一応、市としては、これでいいと。このぐらいのものだということで、考えてよろしいんでしょうか。配布率ですけれども。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

そのへんについても、やはり他の類似団体等も調べた結果でございますが、やはり同じような割合、92.4%程度でございました。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

情報を行き渡らせるのが大変難しいということは分かっておりますけれども、ただ、以前、例えば、広報の配布の仕方は、区長に渡して区の皆さんに渡すということで、たぶん、何十年か前であれば、それでほとんど、100%、情報が行き渡ったし、それから住民の皆さんの情報も吸い上げることができたんだと思います。ただ、区に加入されない、今でも区の重要性はまったく変わってはいないんですけれども、新しく来た方とか、それからやはり、そういう意味で、新たな情報網みたいなものは構築をする必要があるんじゃないかと思いますが、企画部長のお考えを伺います。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

議員のおっしゃるとおり、そういったことについては周知を現在、しているところであります。1万6,797世帯、これが定住している世帯でございますが、自治会へ、今言ったようなことで、加入されていない世帯は約1,200世帯あります。その方々への対応としては、市内の8カ所ある総合支所へ、それぞれの窓口をはじめとして、約50カ所ある公共施設に、約1,800部の広報を置かせていただいております。毎月、ほとんど、残りの部数がなくなっている状況でございますので、このへんを考えれば、その1,200世帯には、ある程度、行き届いているかなというように考えております。

また、先ほども答弁したとおり、市のホームページでもあります。毎月のアクセスの回数は、約500件ほどございまして、そういったホームページも利用しながら閲覧している状況もうかがえるということでございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

行政情報の周知というものを、1つの手段として、道志村は光ファイバーの敷設をして、告知端末というものを全戸に置いたということだと思います。やはり全地域に行き渡らせるということが大事だと思うのですが、先ほどおっしゃった北杜市の場合は山がある。それから人家

も点在している。たしかに難しいのは、分かります。ただ、そこに行政が入れないのであれば、採算を求める民間企業が入ることが可能なんではないでしょうか。やはり、いろいろな長期滞在とか、いろいろなことを進める意味では、市内全域に情報網、要するにブロードバンドの環境を整えることが必要だと思うのですが、そのへんの民間との兼ね合いを今一度、ご答弁お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

もちろん、そのブロードバンドについては、民間主導で行っております。そういった部分では民間の方々が大いにそういった部分まで、ブロードバンドの部分について持ち込んでいただければ、さらに結構だなというように思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

民間業者への指導とは言いませんけども、促すような方法は何かとっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

もちろん、その部分については、市でもご指導なり、お願いなりをしているところでございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

ブロードバンド等は異なりますけども、同じような情報をとるということで、ケーブルテレビの敷設があると思います。市のケーブルテレビの情報連絡施設条例によれば、その趣旨は各種の情報提供を行い、広報活動及び住民相互の連絡を円滑にし、地域の活性化を図るとともに、新しい高度情報化社会に適用した明るく住みよい豊かなまちを建設するためという、大変、高尚な目的が掲げられております。ここの第6条の業務区域には、ケーブルテレビの事業を行う区域は、本市の行政区域において、民間ケーブルが営業する区域を除く、全域とするということがはっきりと謳われています。これは条例ですから、議会にかかった分です。ところが、これも施設規則になりますと、この6条の業務区域内の例外とありまして、条例第6条の業務区域内であっても、幹線の敷設のない場合、または特殊な事情がある場合は、加入等の申し込みに応じないことができる。申し込みを断わることもできるというような条項になってしまっています。これでは民間の、例えば、この施設の条例を使って、敷設をしてもらうということは、もう、この時点でいいですよといっているような、市の姿勢を表しているようなものですが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。



○企画部長（小林喜文君）

その区域についても、やはり絶対不可能な光ファイバーを引いていく部分についてとか、情報網を引いていく部分については、不可能なところという部分もございます。そういった部分については、そういった規則が適用されるというように考えております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今のはケーブルテレビの話ですので、ケーブルテレビ、ネットワーク北杜に引かれているもので、この条例だけを見れば、本来、全域が対象にならなければいけない、本来はそうだったということを申し上げたいので、そこをどのように認識されているか、伺いたいということです。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

その部分についても、やはりエリアがございまして、武川、白州については葦崎電設、小淵沢、高根等々については北杜ネットワーク、それから、あと残った部分についてはNNSというような部分のエリア区域がされております。そういったことで、その区域エリアの中については、それぞれの事業者がそれぞれ事業を進めているというように考えております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

ここで申し上げたいのは、本則で、この全域にということを行っているのに、その規則のところ、それを応じないことができるというようなことには整合性がとれないし、市としての施策の推進に支障があるんじゃないかということをお願いしているんですけども。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

手を挙げたけども、私も情報には疎いほうなんですけども、今、お話を聞きながら思うんですけども、いろいろな意味で情報化社会に遅れないように北杜市も対応したいことは確かです。そしてまた、地域やら個人差がなく、情報化社会に乗り込めるように、行政としても責任を持って対応しなければならないことは、たしかだと思えます。

だから自動車の道路、情報も道路で置き換えられるケースがよくあります。だから、自動車の道路だと、高速道路もあれば、国道もあれば、村立が悪いとはいいませんけども、農道もあれば、林道もあると。同じように情報もブロードバンド、言ってみれば光ファイバーもあるかもしれないけども、先ほど、私の答弁の中で言いました無線通信エリアなるものも、本当に日進月歩、進んでいるわけです。だから、私も、北杜市になって、ここ2、3年でも通信施設が拡充してきた、民でできることは民でという、今日的な課題をまさに民間がやってくれています。そしてまた、その通信速度も飛躍的に、ここ1、2年のことでも早くなってきたと。こんなお話も聞いています。

ただ、例えて言えば、ご指摘の増富地域の問題についても、誘致企業で、一言でいえば要望

もありましたけども、そんな議論をやっている最中にも、通信速度が早くなったから、それに対応できそうだと。企業の中でも、そんなサインを江草の地区からもらっています。

ですから、くどくなりましたけども、自動車のような、ハイウェイは不可能であっても、高規格の道で情報も通信も代替できると。そういう意味からすれば、市内全域の情報網、速度といい、内容といい、順に対応できると思います。

先ほど、道志村というお話がありましたけども、たしかに道志村は光ファイバーとして、最先端のものをやったかもしれませんが、私どもからすれば、いろいろな意味で財政負担の問題も、ナウい話でありますから、後世にどうかという実験も見ていかなければならない。

なお、道志村は道志七里とって一本道ですから、非常にある面では環境がいい。私どもは線ではなくて面の地域です。だから、ある面では、こういうときは環境が悪いと、こういう議論になるのかもしれませんが。

結びとして、情報化社会に遅れないように、しっかりとした網を、スピードで若干、ハイウェイでないかもしれない。ハイパーのようなハイウェイではないかもしれませんが、なんとか国道、なんとか県道のようなスピードができ得るようなことを、遅れないように頑張っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

市長の見解は承りましたし、ただやはり面では難しい。さらに民間が入るのは、本当に難しいんだと思います。ただ、そこを市として、どのような施策に基づいて、情報の格差がないようにするかというのは、とても、私どもも試されているものだと思いますので、ぜひ、そこは、例えば増富地区の実態は、小林議員に伺えば分かると思いますし、実態をちゃんとした上で、情報格差がないような施策を展開していただきたいと思います。

条例については、はっきりした見解を今、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

条例についてであります。幹線を持っていくことはしないということで、民間の方々には、これは前にも同じ質問がございました。民間のCATV事業者のエリア内において、CATVに加入する意向がある場合は、市として加入が可能となるような幹線の延長等、施設整備を行うように、民間の方々に要望を行っていると。可能な範囲で、できるだけ協力を行ってくださーいというようなことをいっております。

規則については、例えば1つのエリアがありますが、そのエリア内でも突然、別荘等を、その幹線から離れた部分について、ない場合については、今言ったような、できる規定、できない規定というのがございますので、うちとしてはできるだけご協力を、やっていただきたいという指導はしております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

規則の上位にある、条例の趣旨を本当に最大限に踏んで、政策を進めていただきたいと思

ます。

次は公共工事についてですが、談合防止や適正競争のためには、指名のやり方ということが大変重要になってくると思いますけれども、20年度の北杜市の公共工事を累積で出してみますと、私がやったのは土木、建築、水道、舗装の191件の工事についてですが、同じ日に行われる異なる入札で、指名される業者がまったく同じ、要するにグループ化されて、そのまま指名した例がいくつもあります。例えば、入札番号でいけば、55、56、112、113、117、118、128、129、151、152、177、178、あと、これは3つとも同じで、226、227、228、235、236、まだあるんですけども、要するにこれだけ同じ日の入札に、まったく同じグループが入っているんです。このグループ化されるといのは、談合防止の策とはとても思えないんですが、そのへんはいかがお考えでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

指名業者の選定については、先ほどご答弁を申し上げましたが、この部分については、北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要領によって、選定しております。これについては請負の金額、経営の状況、必要な器具機械の有無など条件を定めて、業者を選定しているところでありますし、最後に市内の業者を優先しながら、各町のエリアも尊重する中で、地元を優先的にやるというようなことで、指名をしておるところでございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今、申し上げたグループ化のほかに入札回数の差も大変あります。私が調べた限りでは、最高に指名回数が多いのは、たぶん191の中の35回、指名されています。その一方で、うちの業者は指名されないという声も聞いております。この差は一体、なんなのでしょうか、ご答弁ください。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

野中議員のご質問にお答えします。

指名回数についても、すべての業者を均等にすることはできないと。この原因については、先ほども言ったように、資格とか器具とか経営の状況、当然、請負金額の状況などから均等的に、この業者を選定する、指名するというには行き着かない。そういうことであるし、地元をある程度、優先というものを考えた指名回数だと考えております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

私が聞いております、うちの業者は指名されないというのは地元の業者です。地元の業者なのに、1回とか0回とか指名されていないのに、一方は35回、その30回も指名されている

業者があるということで、その差をどうお考えになるかということ伺います。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

35回という数字はともかくとして、1回も指名をしていないというようなことはないと思います。なんらかの状況で、そういった部分もあるかもしれませんが、市としては均等に、それぞれ、できるだけ市内の業者、地域の業者を優先的に指名しているところでございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

ほかにも不思議なことが、入札回数を見ていると分かるんですけども、例えば1回とか2回とかしか指名されない業者がある一方で、辞退をする業者もありますよね。辞退を2回続けてしているのに、あとずっと指名をされて、7回、全体で辞退をした業者がありました。そういうことも含めて、入札回数というのは、大変よく見える部分ですけども、今一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

辞退と欠席をするということは、意味が違ふと思います。辞退とは、そういった、そのときの状況によって、その工事の指名には参加できないということで、辞退をするということでもあります。そうでなくて、黙って欠席をするとか、そういった部分については当然、ペナルティーを与えている、そういったところでございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

入札の回数とか、グルーピングみたいなことで、申し上げたいのは、要するに入札の指名ということは、くじ引きでやっているわけでもない。それからコンピューター抽選でやっているわけではない。人がやっていることだと思います。だから、そこでは人為的な何かがないということ、誰の目から見ても明らかに、要するに公平性がきちっと確保されているということは、住民の誰の目にも明らかにならなければいけないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

その件についても先ほど、最後に述べましたが、入札の結果につきまして、広報等でお知らせしているところであります。また、さらに詳細な部分については、ホームページで公表しておりますし、また市役所の窓口に来ていただければ、そういった閲覧も可能ということで、これは公平・公正がよく分かる、そういった状況になっております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今、おっしゃった広報の内容ですけれども、広報は今年の4月から記載の内容が変わっていますね。例えば、私先ほど、この工事と工事はグループ化されています。番号でいえば、例えば、メモを取られても、すぐに次のこの工事だというのが限定できると思います。ところが、今の広報の中には、その入札番号すら書いていないわけです。一般の人は、ホームページにももちろんある、それから資料をここに来ればもらえるとんでも、一番、広報が目につくものだと思います。今、先ほどおっしゃった90%の方が見ておられる広報に、記載をきちっとするのがいいと思います。この番号がないということは、例えば、広報の何か1つ欠け落ちていた、それでチェックができないんです。連番があれば、例えばこの工事が抜けていたとか、そういうことが分かります。例えば意図的でもなくても、市のほうで、これが抜けて落ちたときに番号があれば、すぐチェックができると思います。ところが番号がなければ、意図的に落としたのか。それとも、本当に間違っ落ちて落としたのか。また例え、意図的にやったとしても、あとでごめんなさい、間違えました、それで済んでしまうんです。やはり最低限、番号、それからこの厳しい状況の中で、入札の指名というのは、大変な興味を持たれていますから、入札の指名業者をすべて書くべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

副市長。

○副市長（三井弘之君）

私が指名選定委員会の委員長という立場にございますから、私のほうからも答弁させていただきますけれども、先ほど来、お話をしておりますように、資格の選定要領等でやっております。それから、その中で複数のものが、その会議の中で、いろいろな情報を話がございます。例えば、この業者さんは内容的にもうちょっと、頑張ってもらわなければならないというような話もございますし、業者さんによりましては、私どものほうに、間接的に、その指名を求められるといたしますか、なぜ指名がないんだというようなことを直接、お話しになるような方もいらっしゃいますし、あるいはまた、そういうふうなものを総合的に判断しながら、指名をさせていただいているつもりでございますが、いずれにいたしましても、このへんは公正・公平に行うべきものでございますから、これからはそのへんにつきましては、十分、意を用いてまいりたいと、このように思います。

それから広報につきましては、ちょっと今、特別何か、その番号を付さなかったという理由はないのではないかと申しますが、言うならば紙面の都合などで、掲載をするものが少なかったのかもしれませんが、そのへんにつきましては、また検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

これは新聞記事にも広報の情報についてはありまして、情報政策課の答えとして、情報を隠す意図はまったくありません。たしかにそうなのかもしれません。でも、それならばなおさら、しっかりと必要なことは書くべきだと。ぜひ、復活させていただきたいと思っております。

次に指定管理者制度についてですけれども、北杜市の指定管理者の中で、勝手に使用料の値上げを利用者に通知したところがあると聞いています。また優先団体、県外の団体を優先的に貸

し出した、要するに住民サービスがそれによって、著しく損なわれたという話を聞いておりまして、指定管理者としての管理という業務を逸脱している。また本当に、指定管理者制度そのものをまったく無視したことだと思いますけども、そのへんはどのように考えられているか伺います。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

今の野中議員の再質問であります。まったく遺憾というように感じております。以後、このようなことがないように、指導をしてみたいなというように考えております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

4月からの機構改革で、管財課のほうで指定管理の、いろんなところを一括してやるということですけども、先ほどのご答弁の中を伺いますと、所管課がそれぞれあって、それで最終的にはチェックとか、そういうことを管財課、新しいところで請け負う。これだと、今とどのように違うのでしょうか。今、いろんな出先のチェックが、なかなかかきかないと。それから、どこが本当の意味で担当しているか分からない、そういうことをふまえた上で、私は機構改革というふうに思っていたんですけども、どこがどのように変わって、何をするのか、具体的にお答え願えればと思います。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

今のご質問でございますが、来年から行政組織改革で、管財課という新しい課をつくりまして、指定管理については一元化管理をしていくということでございます。その違いとはということでございますが、現在21部課をわたってございます指定管理者については、所管については、すべて指定管理担当が行う。その部分については、ある程度、違う担当課については、その細かな部分、要するに事業を行うとか、そういった部分については、やはりお互いに調整を行う。そういった中で、指定管理担当については、すべてを把握しながら統一的な管理をするというように、来年からはしていきたいなというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

例えば具体的に伺いますけれども、今、例えば決算書類を、私でも情報公開とかで出されたものを見て、ここが分からないとなると、所管のところに行きます。そこに行っても、そこで分かることも、調べていただけることもあれば、さらにほかのところにもまわされることもあるんですけども、このような質問が来たときに、次の機構改革ではどこが答えてくれるのか。管財課で、すべて答えていただけるのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

再々質問ですが、まったく、そのとおりでありまして、これからは一元化ということで、管財課の指定管理担当がすべてを網羅する。今までについては、所管課がある程度、決算書を見ながらあげて、それを企画にいただいていたということですが、次からは管財課ですべて、そういった部分についても指導、助言、監督、そういったものについて行っていくということでございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、所管課は何をするのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

各施設については、行政財産でございます。各所管の財産ということで、その部分については、やはり、それぞれの所管で管理をしていただくというようになります。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今のご説明では、例えば、今、いろいろな問題が起こって、要するに所管課に聞いても分からないことがある。どこが最終的な責任を持っているか分からないことがあるというのが、今回の機構改革で解決が本当にされるんだろうかと、大変、疑問を、今、持ってしまいました。やはり、その切り分けをはっきりして、ここに行けばちゃんと答えてくれる、ここがしっかり見ているというところを、ぜひつくっていただきたいと思います。

次に指定管理料についてですけれども、これは市が経営していた時代のときの基準をもとに、それで下がればいいと、そういう考えなんでしょうか。要するに、ここで申し上げたいのは、その決算特別委員会のときに、会派の篠原議員が市の納入金が、とても大きく減額された施設がある。これはどうしてか、それを質問したときに、担当課の方はすぐ答えてくれました。これはこうですと。要するにPOSシステムの更新があるから、こういうことになりました。これはどうしてかという、市の指定管理業者が自分たちの業務がやりやすいように、なるべく市の納入金は少なくした中で、自分たちの仕事がやりやすいように、必死で市のほうに問いかけた。その結果を受けて、市の納入金が減らされた、ということだと私は思います。

反対に言えば、指定管理料についても、これだけ財政が厳しい状態の中で、チェックをしていけば、いろいろと出てきます。ここは無駄なんではないかとか、そういうことをきちっと精査する必要がありますし、業者の営業努力で、その業績が上がったものだからということが最初からあれば、それはそういうことを前提に交渉に臨むようであれば、そこで交渉の真剣さというか、それは限られてしまうんじゃないでしょうか。やはり、本当に、この財政の厳しい中で、少しでも市の負担を減らすということを必死で考えれば、また違ったご答弁になると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

その部分についても、市の納入金、それから指定管理料等々についても、やはり毎年毎年、指定管理者とヒアリングをしながら、厳しい面については電気料がもうちょっと、まからいかとか、節約できないかとか、水道料はもうちょっと節約できないかとか、そういった部分で協議をしながら指定管理料を定めている。そういったことで、直営、17年度の比較については、先ほどもご答弁したとおり、指定管理を行って、約何億円かが浮いたというようなことで、これからもそういった部分については、さらに一元化された管理になりますので、厳しく、また柔軟に対応していきたいというように思っております。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

指定管理で、いろいろご質問をいただいたんですけども、基本的には直営、つまり直接施設を市が管理していた総経費よりも、指定管理料のほうが仮に安ければ、まず一定の意義を感じなければならぬと思いますよ。それが指定管理の、また特色ですよ。だから、その議論がまず最初にあって、そしてサービスの向上、利用の向上等々を図ることが、まさに民でできることは民でという、指定管理制度の第一義的な意義だと思いますので、この議論の最初はやっぱ、直営していた経費の総額よりも指定管理料が安ければ、まず第一義的な意義はあったというふうに、僕は解釈すべきだと思います。その中で利用度を高めたり、くどいようですけども、サービスの向上を努めることが大切ではないかというふうに思います。140の施設、すべてそうだと思います。そういうふうに見たときに、139か140は別にしまして、おおむね指定管理をした施設は、順調かどうかは個人差はあるかもしれませんが、順調に滑り出しているのではないかというふうに、私どもは思っています。なお一層、くどいようですけども、利用の頻度とサービスの向上に努めたいと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

市長のご答弁を伺いましたけれども、やはり、たしかに一義的なものはあると思います。でも、その一方で、非常に財政が厳しくて、あらゆるところをチェックするというのを財政の健全化計画の中で言っているんですから、指定管理料も当然、その中に入ってくるものだと、私は思います。さらに一方で、今、体育施設については料金の見直し、これは統一という意味合いが強いのかかもしれませんが、それでも、それによって、住民の負担が直接的に増えるところが出てくるはずですよ。そういう中で、やはり住民の負担というか、住民のサービス向上と経費の削減というのが指定管理の大きな目的ですから、そこはしっかりと住民に納得のいくような形で進めていただきたいということです。

○議長（秋山俊和君）

それは野中議員、要望でよろしいですか。

（はい。の声）

それでは野中真理子君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

篠原眞清君。



○6番議員（篠原眞清君）

野中真理子議員の決算を受けての財政問題、それから水道料金の統一問題、この2点につきまして、ご見解、ご感想等もいただきたいというふうに思いまして、関連質問させていただきます。

先ほど、野中議員が指摘をいたしました、また答弁もございましたが、財政の硬直化の指標であります経常収支比率、これがだんだん、数値が悪いほうに向かってしまっていると。スタートの段階では80%を切っていた、この経常収支比率、市長、いつかの機会にたしかお答えいただいたように、大変厳しい財政の中であって、北杜でこの経常収支比率が非常に、類似団体の平均よりは下回っていると。これは誇れるとは申しませんでした、1つのいい方向だというご答弁が、たしか私の耳に残っていますが、その大事な指標がこのところ、悪いほうに向いています。これはもちろん、要因は誰しもお分かりのとおり、ピークへ向かって、公債費が非常に膨らんできている。義務的経費がふくらんできているということ。それから扶助費もふくらんできている。それらをもって、こういうふうな数値に表れてきているというふうに思います。やはり、これから北杜市が厳しい財政の中であっても、さまざまな市民のニーズにこたえて、事業を行っていかなくてはならないということも、もう一方でございます。

そういう中で、今回、ちょっとお聞きしたいのは、2つ目の予算規模の縮小、例の算定替えの廃止後に、大きく30数億円という歳入が減額になると。それに見合う歳出という体制をつくっていかねばいけないということでの、あらゆる歳出削減をふまえての予算規模の縮小というものを当然、目指されて、財政再建計画の中でも、その方策が謳われております。

その財政健全化計画の具体策の中で謳われていますが、人件費の問題、これにつきまして、健全化計画の中では、いの一番に掲げておありまして、第1次、第2次の定員適正化計画に基づく大幅な人員削減に続き、第2次の定員適正化計画終了後の平成29年度からも類似団体なみの職員定数をめざし、一層の定員適正化に向け、検討を進めますと、いの一番に具体策で掲げておられます。たまたま、そこに絡み、今回の質問でも絡む大事な部分ですから、1点、ご紹介等もしながら、お考えを伺いたいものがございます。

それは実は近々、われわれの総務常任委員会でも視察先として挙がっております。岐阜県の高山市の取り組みについて、大変、参考になるものだなというふうな思いがありまして、今の定員適正化計画のありよう、考え方として参考にさせていただき、私たちも取り組んでいかなくてはならないのかなというふうに考えておりますので、紹介させていただきます。

いずれ、総務常任委員会が、おそらく一生懸命、勉強されて、さらに細かい経緯が掌握されて報告いただけたらと思いますから、それにも期待しながら質問をさせていただきたいと思いますが、ご案内のように高山市は平成17年2月に1市9町村が合併し、面積では約2,400平方キロと東京都を上回る、大変、広いエリアを抱えた自治体としてスタートを切りました。それまでの高山市は大変、財政的には健全な財政にありまして、経常収支比率もなんと70.9%と、全国の市の中でも7番目に位置するような、大変、健全な経営が、財政が厳しい中であれ、行われている市であったわけですが、合併と同時に、その経常収支比率も85%台に悪化し、さらに財政力指数も0.74であったものが0.48に落ち込むという状況でございました。ちなみに、人口は合併によって9万5千人という人口を抱える市になりました。

このような中で、高山市がわれわれと同じように国の方針に従って行政改革大綱を策定し、それに基づいて定員適正化計画をつくられました。この適正化計画の本筋の考え方は、人がす

すべての事業の基礎であるとして、徹底した合理化とともに、市外への長期派遣や専門研修を実施するなど、長期的視野に立って、将来の高山市を担う人材の育成にも努めるという、大きな構想を掲げる中で、具体的に定員適正化計画をつくり上げました。一般的に全国の市の適正化計画での数字でいいますと、おおよそ平均的には純粋に減少に至る数値というのは、大体5.9%ぐらいというふうに見られております。ところが、高山市はなんと、平成18年度から5年間の計画を立てまして、17年度実績の32%にあたる400人の職員を純減するという目標を設定いたしました。そして、これまで4年間で21.2%にあたる、266人の職員純減を図っておられます。これを実績で見ても、数値で見ても、平成19年度の人件費の実績でございますが、なんと平成17年度より金額にして30億円、削減を図っております。

ちなみに、こういう取り組みをされた、これはなぜかと言いますと、先ほど申しましたように、旧の高山市から合併後の新高山市に至る中で、財政環境が大幅に悪化したと。将来の交付金等の削減、補助金の削減等を見据えて、短兵急に答えを出していかなければならないという、執行の方針に基づいてつくられた計画であります。

ちなみに、たまたま比較をして大変申し訳ございませんが、北杜市もこの厳しい財政の中で、特別職の手当を5%削減、それから管理職の皆さんの管理職手当も10%削減ということでの努力もされ、さらに適正化計画に基づいての削減に取り組んでおられることはもちろん、承知をした上でありますが、たまたま高山市との、そういう対応の中で参考にさせていただくならば、北杜市は平成18年から22年度までの5カ年で、定員適正化計画の中で65人、率にして7.4%の削減を予定しております。最終的に全職員として、平成22年度末に811人という計画を立てられておられます。これが、こういう状況の中で、今、一生懸命、早期退職、58歳での退職という職員の負担、ある意味、犠牲的な部分も担っていただきながら努力しているんですが、残念ながら大変厳しいことではあります、数字で表れている、平成17年度から、この高山市との比較で言えば、19年度の総人件費の削減額は、残念ながらわずか1億円余であります。

私は高山市が、こういう姿勢で取り組んでいることを、なぜ今、ここであえて申し上げるかといいますと、先般、示されました財政健全化計画の中で、大変、厳しい見通しを市では率直に示されました。財政再生団体になる可能性もあるということでもあります。そういう見通しの中で、今、対応していくとするならば、アクションプランが22年で終わるから、それまでは、今のアクションプランの推移でいく。あるいは適正計画、公債費負担適正化計画に基づく融資の残高がクリアできると、順調にクリアできているからいいんだというのではなくて、もっと先を見据えた対応をスピーディーに行っていく必要があるのではないかなと。そういう意味でいえば、人件費に関しても、市長がよくおっしゃられるように、聖域とはされていないと思いますが、職員の皆さんのご理解のもとに、この検討を進めていく必要があるかなと。

ちなみに、22年度でアクションプランは切れます。第2次のアクションプランを策定する時期も近づいてきております。それらの中へ、ともに市民にも痛みを持っていただき、そして私たち議員も、それから執行の皆さん方も、その痛みを目で見える形で、やっぱり取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えるところであります。ぜひ、ご見解を市長にいただけたらと思います。

○議長（秋山俊和君）

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

職員の適正人事の話が出ましたけども、私どもは合併した北杜市の人事の問題に対しては着実、いや計画以上に順調に、現状では減らしております。おおむね130人くらい多いというものに対して、80人くらいでしたか、80余人減らしておるわけですから、5年間で順調に減らしていると思います。

これからの問題については、8つの支所があります。この間の、私も市長選2期目に向かってやったときも、支所を充実すべきだと。人事的にもと、こういう意見もあるわけです。そういう中で、私どもからすれば、合併した北杜市が130人多いという計画も、いろいろな意味で慎重にやっていかなければならないなと思います。高山市は高山市なりに頑張っていると思いますけども、高山市の地形的な特色やら県民性やら等々も見なければ一概にはいえませんが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今、管理適正度という形で、国からも進められて各自治体が一般の市民の皆さんにも目で見て分かるような形で、数字を出させていただいています。ちなみに私たちが、次に22年度以降、アクションプランをはじめ、さまざまな、この財政健全化に向けての計画をつくっていく中で、さらに1つの参考としていただきたいというふうな思いを持っている部分であります。目標の立て方ということでは、例えば私たちは、今、北杜の財政がどういう状況かというのを見るときに、よく言われるように類似団体という団体の数値を参考にいたします。

ちなみに、この定員管理適正度という形を当てはめて、今の北杜市は人口1千人当たり11.94人の職員の皆さんがいらっしゃいます。これを類似団体の平均である9.89人に当てはめて、例えば1つ、そこを目標としたとするならば、今、北杜が591人抱えているものが489人という数字に変わってきます。いうならば、あと100人の方たちの協力をいただかなければならない。これはあくまでも、それがいいとは言いません。私たちが常に比較をする中で、あるいは目標をつくる中で参考としていることだと思います。

ちなみに北杜市の起債の残高に関しても、同じ形で1人当たりの地方債現在残ということで、平成19年度を見ますと、北杜市は1人当たり86万9,835円という残高を抱えております。総体では430億円を超えます。これは普通会計ですから。ところが、類似団体の平均は56万1千円です。そうしますと、類似団体の総計との差では150億円、あと残高を減らさないと、19年度ベースで平均には追いつかないと。ですから、それも1つ、そういう目標を設けて、私たちはことを考えていく必要があるかなというふうに思います。ここはもう、答弁は結構です。

それから、あと1点、水道の関係で申し上げたいと思います。

先ほど野中議員も申し上げました、ご答弁もございましたが、今回の統一は水道会計の健全化には資さないという認識が示されました。私は言われるように、この統一は、あえて今、どうしても統一しなければならないという理由はないんです。しかし、合併での約束もある、不

公平感もある、格差もある、それを正そうと。もう1つの財政に資する形の統一をしなくてはならないという、大きな2つの目的があって、なかなか大変だというご答弁がありました。私は今は両方を求めなくてはいけません。ですから、今回の改定においても、水道会計へ貢献するものがほぼゼロというようなことで、本当に上がる地域の皆さんが理解してくれますかと。さらに言えば、今回の見直しは手始めで、水道会計を健全化するには、再度の値上げが必要で、すということも事前にもう、市民の皆さんにお話をせざるを得ない状況の中での説明もしていかなくてはならないというふうに思います。

そういう意味で、今回、高いところを下げましたけど、高いところを下げ、低いところを上げての帳尻合わせのような印象を受けられるような、改定のあり方に受け取られる可能性があって、非常に心配しております。ぜひ、財政健全化を前面に、水道会計の健全ということを前面に打ち出して、理解をいただく形で、今後の市民説明会であってほしいというふうに願っています、私の関連質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

前段のお話は答弁がなくてもいいというお話でしたけども、少なからず、これから地方が少子高齢化を迎える中であって、行政ニーズは高まると思います。私も職員に向かって、よく言っているんですけども、いろいろな意味で市民の負託に応えるために、公僕として土日24時間を含めて、職員の意識として市民の先頭に立って働こうということをお願いしています。聞きようによっては、小さな政府よりも、地方にあって大きな政府でなければならないという思いで、これからも職員をお願いしていきたいと思いますので、基本的な姿勢については、ご理解いただきたいと思います。

それから水道料金の統一でありますけども、水道料金に限らず、公共料金の統一は、合併した北杜市の大きな、超えていかなければならない現実であります。公共料金の統一は避けて通れない現実だと思います。したがって、基本的には統一、そしてまたもう1つは、ご指摘のように財政の健全化、特別会計の健全化という二兎を追わなければならないと。篠原議員のご指摘のとおりだと思います。ただ、もう1つ大切なのは、高いところがたしかに低くなる、低いところを上げてもらわなければ統一ができないなんてことは、誰だって分かるはずですけども、いわゆる実質公債費比率18.0%を超している自治体は、さらに健全化に努めなければならないという、篠原議員のご指摘のとおりがありますので、私どもはどうしても、その二兎を追わなければならない。統一と健全化の。その中で、激変緩和といいたいまいしょうか、できるだけ市民のコンセンサス、理解を得られるようにするならば、今回のような結論になっていると。つまり適正な統一化を図るべく、ぎりぎりの決断を今回、このような形でお願いしている。ぜひ、そういう意味で、市民にもご理解をいただきたいということで、提示しているわけでありまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

私、明日の一般質問の時間がなくなるのではないかと、ひやひやしながら、でも、せっ

かくお答えもいただきましたので、また、それに関して、ちょっと申し上げたいことがあるんですが、言われるように、私は何も、安いところを上げたからいけないとかということを申し上げているわけではありません。上がる人たちが納得するためには、何が必要かということを上申しているんです。それは、高いところの料金が原価を超えて料金設定されているんだったら、私は下げてもいいと思います。ところが、真っ赤の水道会計を改定するために、そこそ理解を求めて、低いところを上げた分がそのまま水道会計へ、丸ごと貢献するやり方が必要ではないかと。それで皆さんが納得してくださるではないかというふうに考えますから、そんなふうなこともお考えいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めますか。

（「結構です。」の声）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明日、9月30日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時59分

平成 2 1 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 3 0 日

平成21年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成21年9月30日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

14番	小尾直知君
19番	中村隆一君
7番	風間利子君
1番	小須田稔君
15番	渡邊英子君
13番	千野秀一君
11番	保坂多枝子君
17番	坂本治年君
3番	相吉正一君
6番	篠原眞清君

2. 出席議員（22人）

1番	小須田 稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水 進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本 静
9番	小林忠雄	10番	中嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（38人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	企画課長	大芝正和
情報政策課長	菊原忍	市民福祉課長	原かつみ
児童家庭課長	吉田昌司	長寿福祉課長	深澤久美子
健康増進課長	山田武男	医務課長	平井光
上水道課長	小尾善彦	農政課長	中山欣也
林政課長	長坂高明	建築住宅課長	伏見常雄
道路河川課長	中山健教	生涯学習課長	水上英子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫



開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本日の一般質問で、無会派の風間利子君から通告のありました質問の一部について、ご連絡のとおり取り下げの申し出がありましたので、報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位及び一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に公明党、14分。次に日本共産党、15分。次に無会派の風間利子議員、15分。次に無会派の小須田稔議員、15分。次に北杜クラブ、66分。次に明政クラブ、53分。最後に市民フォーラム、4分となります。

申し合わせにより、一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

それでは、一般質問を行います。

耕作放棄地対策について。それから資料館、保育園関係について、以上3点の質問を行います。

はじめに耕作放棄地対策について、質問をいたします。

国・県では市町村に対し、解消計画の策定を本年3月までに終わるとしました。食料自給率の増加などに対応するため、増え続ける耕作放棄地の解消に向け、新たな取り組みが2009年度予算に盛り込まれ、安定的な食料供給力の確保と農業活性化に向けた取り組みが可能となり、一方、耕作放棄地の発生要因については、約5割が高齢化による労働力不足で、そのほかに生産性が低かったり、農地の受け手がいない、土地条件が悪いなど、地域的には中山間地がほとんどを占め、逆に圃場整備が完了した地域での放棄地率は0.2%と極めて低い。

放棄地の増加は営農を続けている、周囲の農地へも悪影響を及ぼしている。長年にわたり放棄された耕作地は、雑草や灌木が生い茂るなどして病害虫の発生源となる。さらにイノシシやシカ、サルなどの格好の餌場や隠れ場となり、これら野生鳥獣による農作物への被害も甚大であります。土壌も劣化しており、すぐに農地として利用することが難しいのが現状です。このため、政府は2007年度から耕作放棄地対策に本腰を入れ、5年を目途にゼロを目指すこと

を決定し、さらに2009年度予算案には、放棄地を再生利用するための活動を手厚く支援する新たな取り組みが盛り込まれました。賃借などによって、耕作放棄地を再生、利用する担い手や集落営農組織、NPO、新規就農者や隣接して農地を持つ既存の農業者など、対象を幅広く設定、灌木や木の根、不法投棄物の除去や整地など、農地として利用するために重機などを用いて行う作業に対して、荒廃の程度に応じて、10アール当たり3万円から5万円を取り組む初年度に限り助成する。また、劣化した土壌を営農可能な状態に戻すための土壌改良に対しては、10アール当たり2.5万円を最大2年間助成。さらに営農定着支援として同じく10アール当たり2.5万円が1年間助成される。このほか用排水施設や鳥獣被害防止施設、直売所、加工所、市民農園などの整備も補助することで営農をバックアップする。

このほか、農林水産省が12月にまとめた農地改革プランでは、1つ、農地減少に歯止め。2、借用の原則自由化。3、面的集積の促進を目的として農地を効率的に利用するため、農地法を改正し、所有から利用へと転換する方針とし、これにより農地の転用を期待して、農業生産による収益水準を大きく上回っている農地価格や、農地の分散化による非効率などの課題を是正する。耕作放棄地の発生要因や荒廃の状況、農地の権利関係などは、地域によってさまざまであり、今後はそれぞれに応じたきめ細かな対応が求められております。

こういった観点から、以下4項目について質問をいたします。

1つとして、解消5カ年計画を県で出されましたが、これを受けて市でもABC分類をされたと思います。その面積をお知らせいただきたいと思います。

2つ目、この面積を分けた、分類された面積の活用策と今後の方針、これはABC、それぞれに分けてお願いしたいと思います。

3点目、農地確保、利用支援事業での実績。1つとして、耕作放棄地などへの営農支援。2つ目、農地保全管理への支援。3つ目、面的集積への支援。

4番目として、有害鳥獣による被害の実態と駆除数及び、この今後の対策について。イノシシ、シカ、サルなどについて、お願いをしたいと思います。

次に資料館の今後についてですが、市長は今定例会所信表明で、8図書館の統廃合を検討すると発表し、必要性や経済性を原点から見直すため、検討委員会を設置すると説明されました。これは私たちも大賛成でございます。これに伴いまして、小中学校の統廃合が決まっております。このポイントについては、空き校舎の使い道ではないかと思われまます。資料館についても、空き校舎を有効活用できないか。また、地域の集会場や高齢者の憩いの場にするなど、さまざまな利用方法が考えられますが、以下、質問をいたします。

1つ、資料館の利用実績と総費用がどのくらいか。

2つ目に、統廃合を考えているか。

次に保育園の今後について、お伺いをいたします。

現在、統廃合に向けた検討委員会が開催されていると聞いておりますが、すでに1年が経過し、現在までの課題と、この今後の方針についてお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

保育園の今後について、ご質問をいただいております。

市では少子化が進展する中で、就学前児童の心身の健全な育成に資するため、望ましい保育園の適正規模、適正配置、適正運営等を検討することを目的として、昨年10月に北杜市保育園適正規模等審議会を設置いたしました。今まで2回の保育園視察を含め、7回審議会を開催し、有識者や地域代表をはじめとする委員の方々に議論いただいております。今後もおおむね2カ月に1回開催し、平成22年3月に答申をいただく予定であります。

市としては、この審議会の答申をふまえて、子どもの発達に適した環境を整えるとともに、効果的・効率的な保育園運営を行うため、子どもの成長に合わせた保育内容の充実、多様な保育サービスの提供、安全で適切な保育環境の提供ということに留意し、保育園のあり方を見直していきたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

14番、小尾直知議員のご質問にお答えします。

資料館の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、資料館の利用実績と総費用についてであります。

利用実績につきましては、市内には資料館施設が10館あり、来館者数の合計は平成20年度2万3,725人でありました。それぞれの館の平成20年度の来館者数は、明野歴史民俗資料館3,128人。須玉歴史資料館7,443人。高根郷土資料館と浅川伯教・巧兄弟資料館は併設ですので、合わせますと1,978人。長坂郷土資料館5,618人。谷戸城ふるさと歴史館4,483人。小淵沢郷土資料館1,075人となっております。大泉歴史民俗資料館、白州郷土資料展示室、武川民俗資料館は、平成18年度から収集資料整理事業を行ったことで、3年間の集計でございますが、それぞれ435人、30人、181人となっております。

また10館の総費用についてであります。人件費、指定管理料、光熱費など施設の維持管理費、展示などの施設運営費の合計は、平成20年度7,360万1千円となっております。

次に、統廃合についてであります。

統廃合につきましては、平成20年度に北杜市郷土資料館適正化検討委員会を設置し、地域関係者、有識者など16人の委員により、7回に及ぶ討議を重ね、本年3月、適正な施設の配置、適正な運営形態、類似施設の統廃合の方針をふまえ、10館を5館に再編する答申をいただいたところであります。

再編の内容は、北杜市内の郷土資料館関係施設の中心とし、長坂郷土資料館を歴史学、民俗学など、郷土史全体の分野を展示運営する施設として1館。谷戸城ふるさと歴史館を考古学分野の展示運営する施設として1館。浅川伯教・巧兄弟資料館を人物に関する施設として1館。国の重要文化財の平田家住宅及び、県の文化財に指定されている旧津金学校校舎を併せて1館。明野町にある埋蔵文化センターを、埋蔵文化財の調査発掘する施設として1館で、合計5館に再編することが答申されました。

この答申を尊重いたしまして、本年度中に再編実施計画を作成して、平成22年4月に新た

な体制で運営をしていきたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

14番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地解消対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに耕作放棄地解消5カ年計画を受け、分類されたそれぞれの面積であります。平成21年3月に市農業委員会が実施しました耕作放棄地全筆調査によると、本市での耕作放棄地面積は722ヘクタールでありました。内訳としては、農業機械の投入で復元可能な農地が230ヘクタール、基盤整備を実施すれば解消される農地が130ヘクタール、復元困難とされる農地が362ヘクタールであります。

これらの耕作放棄された農地の活用策と今後の方針であります。復元可能な360ヘクタールにつきましては、規模拡大を目指す集落営農組織、認定農業者、新規参入企業、NPO法人などの多様な担い手に農地の集積を図り、有効利用を促進いたします。

また、復元困難な362ヘクタールにつきましては、自然的・経済的に見て、将来にわたり農地としての利用が見込めないと判断される農地でありますので、林地化及び住宅用地等の非農業的活用の検討を行うこととしておりますが、食料の自給率向上の見地からも農業委員会と連携し、補足調査を行い、できる限り農地として復元できるよう、指導をまいります。

次に耕作放棄地などでの営農支援であります。国の基金事業として、すでに県の協議会に基金が造成されております。市では耕作放棄地対策協議会を中心に、耕作放棄地解消事業を推進し、営農支援に努めるとともに、今後、実施主体である営農組織や認定農業者、土木関連業者等の希望者を対象に説明会を開催する予定であります。

次に農地保全管理への支援であります。農地保有合理化推進事業の実施主体であります北杜市農業振興公社と連携して、事業の積極的活用を図ってまいります。

次に面的集積への支援であります。国が農地集積加速化事業の交付金の凍結の方針を示しておりますので、心配をしているところでありますが、今後の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に有害鳥獣による被害の実態と駆除数及び今後の対応についてであります。本市において被害届に基づき把握しているだけでも、平成20年度の被害面積は2.7ヘクタール、被害総額3,700万円と推計されております。駆除数であります。平成20年度における捕獲数はイノシシ572頭、シカ1,395頭、サル120頭となっております。

今後の対策であります。猟友会の協力を得て、昨年を上回る駆除を実施するとともに、鳥獣害対策講習会の開催、地域ぐるみでの対策に取り組む地区への助成を行ってまいります。特にサル対策については里守り犬の訓練中であり、体制が整い次第、現地へ投入することとしております。また、10月からは市内に存在するサルの群れ、9つの行動域を半年間にわたって調査し、効果的な追い払いができる仕組みをつくってまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

耕作放棄の関係で、何点か質問したいと思います。

この耕作放棄については、現在やっている、この耕作放棄地の解消対策ということで、里山整備とも、非常に絡む問題だと思います。さっきも言いましたように、どうしても、そこが荒れていると、そういうイノシシとかシカとか、そういうものの住みかになってしまうということで、一番問題は、やっぱり集落内にある放棄地ですね。集落内にある放棄地が一番困っているし、問題になってくるところではないかなと思います。それで食料自給率の関係もありますけども、今、それぞれの地域でサツマイモとか、ブドウとか、いろいろなものを作られておりますが、今後こういうものを進めていって、面的集積も含めて、規模を大きくしていく上において、その場所にあった作物を育成支援していくような方法というんですか、ある意味、農業改良普及員とか、あとは大学関係のところとか、そういうところと連携して取り組みをしていくような方法というか、そういうものがもし、現状で、何か例みたいなものがあれば説明していただきたいし、もし、なければ、今後、それをどのように考えているかをお知らせ願いたいと思います。

もう1つは、農業委員会の役割が農地法の改正によりまして、強化されました。このへんのところが、どういうふうに変わったのか。最終的には、持ち主が分からない農地については、知事の裁定でできるというようなところまでは承知しておりますが、ちょっと、そのへんの中身について、お知らせを願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

お尋ねの耕作放棄地を解消するに、長年にわたり土作り等が行われていないということで、やはり肥培管理が全然やられていないということで、特徴ある作物を導入するということも困難だと思います。そんなことで、専門的知識が必要だということでございます。集落内の地続き、屋敷続きの平坦なところから、いろんな場所があるわけでございますが、さまざまな個所が想定をされます。今後は県の農業技術センター、それから普及指導員等々、JAも含めまして、連携をしながら適地適作という観点から、農作物の栽培を推進してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（清水春昭君）

14番、小尾議員の再質問にお答えします。

耕作放棄地解消対策の農業委員会の役割についてであります。農業委員会では平成19年度に経済財政改革の基本方針2007を受け、耕作放棄地の実態調査を実施し、平成20年度には、国の耕作放棄地解消支援ガイドライン等に基づく耕作放棄地再生活用5カ年計画策定事業により、耕作放棄地全筆調査で解消分類を実施し、本年、平成21年度はフォローアップとして、耕作放棄地の解消確認調査を実施いたします。

新制度につきましては、本年12月に農地法一部改正に伴い、現行の農業経営基盤強化法に基づくものを農地法に基づく仕組みに見直されたことにより、すべての遊休農地を対象とした

調査や農業関係者等から申し出により利用状況を把握し、農地の有効利用の徹底を図ります。また、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告までの手続きを一貫して行うことにより、適切な遊休農地対策が講じられるようになります。

それから所有者が不明な場合の関係ですけど、遊休農地であるということを農業委員会が公告いたします。そして、その公告された遊休農地を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人、それから農地利用集積円滑化団体、特定農業法人は公告から6カ月以内に県知事に対し、裁定の申請をし、県知事はその遊休農地を申請者が利用することが農業上の利用の増進のために必要かつ適当であると認めるとき、農業会議の意見を聞いて、遊休農地の利用の権利を設定する旨の裁定をします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

農地法の改正によって、北杜市の農業委員、今、40人ということになっていると思うんですが、非常にそれぞれの40人の農業委員のところに、ある意味、負担がかかっているのかかと、こんなような気もしますけれども、それはそれで進めていただきたいと思います。

資料館についてですが、これは当然、小中学校の統廃合がここにかかってくるということで、資料館については、非常にこの資料等も非常にたくさんあるということで、持って行き場所がある意味、よく確保できていないと、そんなような状況もあると思います。こういうものも、もし、空き校舎等、使えるのかどうか。そこらへんを含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

小尾議員の再質問にお答えいたします。

資料館の資料につきましては、今回、整理をしまして、5館に整理統合していくというふうになっております。一般的な民俗資料といわれているものにつきましては、整理がほぼ終わりました、それぞれ5館以外の、今まで持っております資料館を収蔵庫として整理をして、収納していきたいというふうに思っています。しかしながら、当地域においては、縄文時代の遺跡が多数発掘されておりまして、その資料も膨大なものとなっております。それらも整備をしていく中では、収蔵場所を確保していかなければいけないということで、現在、手持ちの資料館等の施設では若干、手狭であるというようなことの中で、将来的には統廃合された学校等も収蔵庫として利用できたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

資料館の資料については、おそらく同じようなものがたくさん、それぞれの資料館にあると思います。ただ、それも同じだからといって捨てるわけにも、たぶん、いけないと思います。

だから、そういうものも含めて整理もしなければいけないし、人的にもかなり、場所にも、そういう部分が相当必要になってくるということで、できれば、そういう小中学校の空くようなところを、その統合に併せてやっていけたらなど。これは1つの要望でございますので、結構でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで14番議員、小尾直知君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

9月議会にあたり、白倉市長に質問いたします。

質問の第1は北杜市財政健全化計画、ならびに行政組織改革（案）は、市民にはサービス低下、負担増かについてです。

市民の学習サークルから要望書が出され、その中で指摘されていることや9月10日の市長所信について、何点が質問いたします。

1つ、この計画は市民に直結する重要な問題であり、市民自身の中身を検討し、判断する必要があります。そのための住民説明会などの機会を、いつ設けるのですか。

2、北杜市財政健全化計画の推計では、2020年には北杜市は赤字団体に、2023年には財政再生団体になると予想されるとあります。市債残高も本年度末で935億円。市が抱える膨大な借金は、今日までの行政のあり方が産んだ結果が原因の大半であることは否定できません。膨大な借金の原因を検証する作業はなされたのか、原因はなんだと考えているのですか。

3、平成22年度行政組織改革（案）は、人員の削減を最大の目的にして、支所を縮小・統廃合していく方向のように思われますが、現在の組織のどこにどのような問題があるのか。組織の改革によって、それがどのように解決されるのか。住民サービスがどう変わるのか、示してほしい。

4、まず各支所のエリアで、市民誰もが参加できる場を設定し、十分時間をかけて話し合う場をつくる用意はありますか。

5、体育協会・文化協会とは事前に説明をしたと聞きますが、どんな意見が出されたのでしょうか。

6、市長所信で、北杜市立図書館適正配置等検討委員会を設置し、検討していくと述べましたが、子どもや大人まで多くの市民に親しまれている地域の図書館をどうしようと考えているのでしょうか。

7、市長所信で北杜市体育施設使用料金等検討委員会を設置し、料金を検討していくと述べましたが、今までどんな不均衡があったのか、具体的に示してほしい。

質問の第2は、安全でおいしい水の供給を。水道料金統一問題で考えてみよう。

私は、今日の水道問題のはじまりについて、まず歴史を紐解いてみたいと思います。

八ヶ岳山麓には、おいしい湧水がたくさんあります。なぜ、湧水が豊富なところに大門ダムを造って、ダムの水を飲まなければならないのか、住民は疑問を持ち続けていました。山梨県はダム建設ありきで、この地に建設を押し付けてきました。大門ダムは当初、治水ダムとして

1977年に事業採択され、その後1980年に多目的ダム、治水、農業用水、水道水、発電用水に変更されたものです。山梨県は、1987年に大門ダムを関連費用も含めて176億円かけて、1997年に塩川ダムも多目的ダムとして、668億円かけて造りました。当時、厚生省の広域水道事業は人口50万人が原則でしたが、山梨県は人口10万人に満たない峡北地域に広域圏水道事業補助基準の特例、給水人口8万人を満たすために当初事業参加を強行に拒否していた大泉村の参加が必要とし、広域圏事業推進という大義名分を押し付け、やむなく参加することになった経過の中で、将来参加しない場合もあり得るとの条件を付けた念書を関係4町村長と1979年に交わしています。人口8万人ほどの峡北地域に大規模開発、スキー場、ゴルフ場、清里の森に別荘、学校寮、リゾートマンションなどによって、将来、水の需要が急速に高まり、水不足になると過大な水需要予測によって水道事業をスタートさせ、大門・塩川の2カ所のダムを造ったのでした。以下、何点かについて、市長に質問します。

1、平成21年4月21日、安全でおいしい水の供給に格段の配慮をと大泉行政区長、地区長会より市長に提出された要望書に、今回の水道料改定案はどう応えていますか。

2、企業団を維持するために使わない水量まで料金を納める、責任買い取り制が決まっています。その費用は6町合計、2007年度で6億8千万円。実際使用している水は4億1,400万円。差し引き2億数千万円は、企業団を維持するために使われています。ダムがある限り、おいしい地元の湧水の利用を制限し、高くてもずい水を利用しなければなりません。企業団への責任買い取り制をやめ、市の水量は自主的な判断による買い取り制にすること。企業団存続の費用は、過大な水需要予測でダムを建設した県の責任で、県に負担を求めるべきではありませんか。

3、これまで各町の簡易水道の運営について、基準外繰出金があるのか、ないのか。基準外繰入金がどれだけ入っているのか。給水原価や供給単価がどうなっているのか、明らかにしてください。

4、給水原価は旧町村によって、3倍から4倍と大幅に違います。この違いこそ、旧町村の歴史を表しているものです。給水原価のばらつきは、なぜできたのか、明らかにしてください。そのばらつきを考慮せず、料金を統一することは市民の納得が得られないのではないかと。

5、平成28年に2%の収入増では、水道事業特別会計の健全化には役立たないのではないかと。まず統一、その次に、近い将来は一般会計からの基準外の持ち出し分を解消するために、大幅な値上げに踏み切るのではないかと、心配をしています。

6、湧水・地下水の豊富な北杜市に住む者は、安全で安くおいしい水が飲みたいと願っています。この願いに応えるために、飲料水はダムの水に頼らず、やっていくことを考えたらどうでしょうか。行政として、試算してみることを進めます。

質問の第3は、世論と運動を強めて後期高齢者医療制度の廃止を一刻も早く実現させることについてです。

後期高齢者医療制度は国民の怒りを呼び、これも1つの要因となって、総選挙では自公政権が退場することになりました。こんなに保険料をとられたら、とても生きていけない。長生きは罪なのですか。福田・自公政権が昨年4月実施を強行した、75歳以上の高齢者に医療差別と負担増を強いる後期高齢者医療制度を、新しい国会で廃止に追い込もうという動きが急速に盛り上がっています。民主・社民・国民新党の3党は、9日の連立政権樹立にあたっての政策合意で、自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改めると謳い、社会保障分野では自公



政権が定めた毎年、2,200億円削減方針の撤廃を明記しました。また、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止、生活保護の母子加算復活なども盛り込みました。

日本共産党は、最初からこの制度の本質を見抜き、反対してきました。今、多くの人たちが廃止を望んでいます。しかし、この制度が続けば、2010年4月、来年4月には2年ごとの保険料値上げと重なり、さらに混乱は必至です。そこで2点、質問をいたします。

1つ、普通徴収者は圧倒的に低年金、無年金で保険料負担が厳しいそうです。普通徴収者のうち、仮に滞納者の医療費の支払いは、本市ではどのように考えて対応していますか。

2つ、1番の救済策はこの制度を廃止して、かつての無料制度を復活することです。制度の廃止に向けて、国に撤廃を求める考えはないか。

以上、市長の答弁を求めて、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、財政健全化計画についてであります。

財政健全化計画は、財政を中長期的に見通した上で、対応策として、具体的には行財政改革アクションプランの実現による改革の着実な実施と、予算面では当初予算編成時に毎年度作成している予算編成方針において、削減を図ることとしたものです。行財政改革アクションプランに基づき作成し、議員の皆さんには本年の6月定例会においてご報告した上で、市民の皆さんには、広報ほくと7月号でお知らせいたしました。

なお、財政の健全化には、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠ですので、これからも財政状況をはじめ、市政に関する情報の公開に積極的に努めてまいります。

次に、市債残高についてであります。

合併時に引き継ぎ、その償還の開始などにより平成17年度1,009億円を超えていた市債残高は、新たな借り入れの抑制や積極的な繰上償還等により、平成20年度末決算では約940億円と、約69億円もの大幅な削減を図ったところであります。

今後も公債費負担適正化計画に示したとおり、平成24年度の実質公債費比率が18%を下回るように、不断の努力を続けてまいります。

次に現在の組織の問題点及び組織の改革に伴い、その問題点を解決することにより、住民サービスがどのように変わるかについてであります。

北杜市行政改革大綱の基本目標である市役所の構造改革とスリム化を目指し、厳しい財政状況と今後の行政需要をふまえ、絶えず事務事業や組織機構との整合性を図りながら、簡素で効率的な行政運営に努めているところであります。

今回の行政組織改革は合併後5年が経過し、新たな市民ニーズに対応した組織の整備、少子高齢化に対応した保健福祉部の組織体制の見直し、指定管理者制度導入に伴う公共施設の管理の一元化、類似した事務の整理、本庁と総合支所の事務分掌を見直すことにより、事務の一層の効率化を目指すこととしております。

総合支所には、幅広い市民ニーズに迅速に対応することが求められていることから、繁忙期における職員の助け合いに柔軟に対応できる組織体制とし、市民サービスの低下を招かぬよう

努めてまいります。

次に、市民参加による検討会を行う用意があるかについてであります。

今回の行政組織改革は、総合支所の統合、廃止といった機構の改革ではなく、事務分掌の見直しを行う行政の組織改革でありまして、市民サービスの低下を招かぬような担当課の配置を行っております。

今後は職員数の減少に伴い、機構そのものを見直さなければならない場合も想定されます。その際には市議会議員の皆さまをはじめ、市民の皆さんからのご意見をいただきながら進めてまいります。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに体育協会、文化協会への説明で、どんな意見が出されたかについてであります。

体育協会へは7月22日に、市体育協会長と8支部体育協会長にお集まりをいただき、8教育センター担当者とともに、説明をいたしました。来年4月から8教育センターが4教育センターに再編されることを説明し、各支部体育協会について、今後の組織の自立を併せてお願いしたところであります。

各支部体育協会長からは、市の体育振興の衰退になるのではないかとこの意見が出されましたが、2支部の体育協会の合併ではなくて、従来の活動をそのまま継続していただきたいとの説明をし、おおむねご理解をいただいております。

文化協会へは、同じく7月22日に8地区文化協会長にお集まりをいただき、8教育センター担当者とともに説明をいたしました。文化協会の活動は、おおむね現在の教育センターのある施設において、それぞれの専門部が自主的に活動を行っているため、施設に文化協会の担当者がいなくなると不安を感じる。市の文化振興の衰退が懸念されるとの意見が出されました。再編された教育センターには職員を配置し、会議等はそれぞれの町に出向くことを説明し、おおむねご理解をいただいているところでございます。

次に、図書館についてであります。

市内に規模がさまざまな8つの図書館がありますが、それぞれ身近な図書館として利用されているところであります。北杜市の行政改革アクションプランに基づき、市の健全財政を推進する上で、限られた予算を有効に活用するために、見直しを行う必要に迫られています。見直しにあたって、年内に地域の代表者や学識経験者等による北杜市立図書館適正配置等検討委員会を設置し、今後の図書館のあり方、開館時間、休館日、蔵書の規模、蔵書の内容などや現在の施設の活用等も多方面から検討していただく予定であります。

現状では、規模が大きく充実した図書館に利用者が集中しており、限られた予算の中で、図書等の充実を図らなければなりません。またデータ管理や検索システム、コピーサービス等で、8つの図書館では多くのパソコン等の機器を設置して、利用者のサービスに対応しているところですが、今後、機器やシステムの更新をしていかなければなりません。

検討委員会の意見を参考に図書館の適正配置と、その規模、休館日や蔵書等の内容も十分、考慮に入れた中で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、体育施設使用料金の旧町村の不均衡についてであります。

体育施設は使用料金を含め、合併前の旧町村のまま引き継ぎ管理・運営をしています。使用料金の設定につきましても、旧町村の基準で定め、統一性のない状況であります。具体的には、テニスコート使用料金は屋内人工芝の、明野多目的屋内運動場テニスコートは1時間200円に対し、屋内人工芝の武川テニスコートは1時間730円の料金となっています。体育館は同規模の施設である白州体育館が1時間1,080円に対し、高根体育館は1時間1,760円を徴収しています。

そのほか使用料金の時間についても、1時間設定や午前、午後、夜間設定があり、市外者料金も2倍から5倍の料金設定となっている現状でございます。

今後、北杜市体育施設使用料等検討委員会を設置し、一定の基準を設け、平成23年4月から新料金で管理運営していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の廃止の実現について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに普通徴収の滞納者の医療費の支払いについてであります。山梨県後期高齢者医療広域連合では、滞納者に対して納付相談等を行い、保険料の全額納付が見込めないときは被保険者証に変えて、有効期限の短い短期証を交付することとしていますので、諸事情により保険料を完納できない場合でも、通常の自己負担による医療を受けられるようになっております。

本市では、国民健康保険税滞納者対策の運用との関連により、平成21年度に限り、後期高齢者医療被保険者証は、通年の有効期限のものを発行していますが、被保険者間、また他の市町村等の公平性を保つため、今後におきましては、十分な納付相談を行った上で、保険料滞納者に対して、短期証への切り替えを行う予定であります。

次に制度廃止について、国に求める考えはないかについてであります。この制度はこれから迎える超高齢化社会に対応するため、長い歳月を費やし、改革が繰り返され、議論した上での新制度であると理解しております。

新政権の公約の中にも、後期高齢者医療制度の廃止が謳われていますが、今後の国の動向を見守りながら、高齢者が安心して医療を受けることができ、かつ国民皆保険を守り、次世代に引き継ぐことができるような、医療制度の必要性を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

水道料金問題について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに大泉行政区長、地区長会の要望にどう答えたかについてであります。

大泉町は水が豊富であり、立地条件からも水道事業が比較的順調に運営されていたことは承知しております。水道運営委員会の答申を尊重し、経過措置を講じながら、料金統一を図る考

えであり、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に峡北地域広域水道企業団から供給を受けている水量を、自主的な判断による買取り制にすること。また、峡北地域広域水道企業団存続費用は、県に負担を求めべきであるとのことについてであります。

責任買取り制による基本送水量に基づく料金設定は、峡北地域広域水道企業団と合併前の各町村との取り決めであり、合併後もそれを引き継いでおります。峡北地域広域水道企業団は、大門ダムと塩川ダムから安定した水の供給を受けるため設立したものであり、現体制で存続をしていかなければならないと考えております。

次に簡易水道事業特別会計の基準外繰入金及び給水原価、供給単価についてであります。

平成20年度において、一般会計からの繰入金は10億4,700万円余であり、このうち基準外の繰り入れは3億8,900万円余であります。平成20年度の給水原価であります。市平均では1立方メートルあたり205円であり、各町村ごとでは77円から402円となっております。供給単価につきましては、市平均で155円であり、各町ごとでは58円から228円となっております。

次に、給水原価が大幅に違うことについてであります。

金額の差異は、峡北地域広域水道企業団からの水の買取り量を含む施設維持費や、今まで施設整備をしてきたことによる地方債の償還金などの差により、生じています。

次に水道料金統一後の、近い将来に大幅な料金の値上げがあるかとのことについてであります。

今回の料金統一に伴う料金改定では、水道会計の健全化を図るまでの料金改定にはなりません。経費の縮減に努め、経営の健全化を図りたいと考えております。しかし、安定した水の供給を図るためには、施設の維持管理や施設整備は必要であります。水道事業経営の健全化を図るには、料金統一後にさらに料金の改定が必要になることも考えられます。

次にダムの水を使わない方向での、水道事業についてであります。市内には豊富な水がありながら、飲料水の不足により、断水がたびたび発生してしまいました。そこで安定した水を確保するため、ダムからの水の供給を受けることとなったわけであります。おいしい水の供給を峡北地域広域水道企業団に要望するとともに、より効率的な水の供給を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

まず最初に行政改革のことについて、教育センターが明野、大泉、長坂、白州、ここがなくなると。そういうことで、職員の配置は、この考えでは、全然置かないということのようだけれども、そういうことで施設の管理、また文化協会などの行事に差し支えないのか。そのへんを、まず1点、聞きたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

中村議員のご質問でございます。

8つの教育センターが4つになるというようなことで、ご質問だと思います。

教育センターは、今、議員が言われたように8つありますが、それを例えば須玉、明野、それから高根、大泉、長坂、小淵沢、白州、武川というように、2つの町の中に1つを置くということで、ご理解を願いたいと思います。

それから施設管理とか文化協会の部分については、当然、その4つの施設、教育センターが2つの町の、それぞれの施設を管理していくということになります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

そうということで、今の説明では2つの町を管理するということですが、本当にこれは施設を利用するときに、手続きなど住民サービスが低下するのではないかと心配しています。最低でも1人置いてほしいというのが、地元の声ではないかと思えます。住民サービス低下、これを防ぐために、そのへんの考えはないか。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君、3分を切っておりますので、注意して質問してください。

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

そのへんについても、総合支所の対応ができるというように考えおります。教育センターがない部分については、やはり総合支所、そういった部分で対応をしていくというようなことで考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

時間も迫ってきましたので、再質問を違うところでします。

北杜市は湧水、地下水が非常に豊富なところであると。そうということで、ここに住んでいる人たちは、おいしい水を飲みたいと。水は命の水だと、そうということで、100年先を見据えて、飲料水としての湧水、地下水を子どもたちにも残していきたいと。そうということで、これは皆さん、同感ではないかと思えます。そうということで、この湧水、地下水を飲料水として残すということを、明確な答弁を、市長さんからお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

飲み水に限らず、農業用水を含めて、生活用水を含めて、豊かな水を安定的に後世に残して

いくということは、過去もそうだったし、今もそうだし、これからの子どもたちも、そんな思いで、この地域は継承して行ってほしいと思います。

ただ、湧水を即、飲料水だけに確保するという事は、私たちのこの地域は、また農耕地帯でもあり、農業用水も大切にしなければならない地域であることもたしかであり、俗に言う水利権の問題もあろうかと思えます。そのへんを調整しながら、いろいろな意味で豊かな湧水、あるいはまた、水清き里をしっかりと位置づけていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

ちょっと明確な答弁ではなかったようですけども、飲料水として残していくという、この明確な答弁をお願いしたいんですが。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ですから、目の前にある湧水が即、飲み水だけに使えるという状況ではないわけです。水利権を含めて、実は複雑なものがあるわけですから、そういう思いで、飲料水と既存の水利権とか等々を調整しながらやっていかなければならないということでもありますので、中村議員のご指摘も参考にしながら、これから考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、明確な答弁というか、そういうのが期待されないわけですけども、実は9月4日の日に開かれた簡易水道運営委員会では、これから先、10年後には、平成31年度までにすべての簡易水道を上水道に切り替える。そういうことで、現在ある85カ所の自己水源を再検討して、そしてダムの水を有効利用しようと、そういう計画があるから明確な答えが出なかったのかしれませんけれども、そういうことで湧水、地下水などを飲料水として使わずに、ダムの水に全部切り替えていくのか。武川、白州地域も含めて、そういうふうに切り替えていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

中村議員の再質問にお答えをいたします。

平成31年までにということの統合計画でございますけども、これにつきましては今年度、市内の簡易水道、46の簡易水道を統合しまして、将来的には1上水道事業という計画を、今

年度、立てるわけですが、その中で、現在、水源地として、表流水から湧水まででございますけども、85カ所の自己水源がございます。これらの自己水源について、統合計画を整備する中で、どの程度の現有量があるかというものの再検証をしてみたいというふうに思っております。

そうした中で、全体的に水が不足する場合については、当初の広域水道企業団等のダム建設のときに、将来、水需要が拡大することによって、多目的ダム、ダムからの水を供給したいという計画でございますので、これらの湧水、それから深井戸等を廃止するという考え方はございません。そういうものは、当然、利用をしながらダムの水も利用していくということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

残時間が14秒ですが、いかがいたしますか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

あと1つ。今の答弁で、これは武川、白州のほうまで管を引いて、ダムの水を使うということになるのか。そのへんをはっきり、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

中村議員の再質問にお答えをいたします。

武川、白州地域につきましては、議員もご存じだと思いますけども、北杜市の広大な面積の中で、釜無川等で段差も生じております。そこまで管を引くということは、非常にコスト等も膨大になります。今の段階では、そういう計画は考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午前11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今回、2件について質問させていただきます。

北杜市では、市民の安心・安全を掲げて行政を進めております。市長は今議会の所信で、自然災害はいつ襲ってくるか分からない。台風・地震に限らず、有事の際には迅速な対応ができ

ると、再確認と点検を行ったと述べられました。災害は忘れないうちにやってくるというのが、最近の状況のようです。

8月8日の8号台風で、死者600余人を出した台湾南部での災害。台風9号で、局部的豪雨で被害を受けた兵庫県佐用町では死者126人、床上浸水1,600棟。また11日の静岡地震では4県で112人の負傷者、一部破損した家屋3,340棟など、災害が起きるたびに大きな被害が発生しております。

19年の中越沖地震で大きな災害を受けた新潟県では、家屋の耐震と地震保険に10月より一部負担して支援しているという報道もありました。

山梨県では、大地震発生時の揺れやすさを想定した地図で住民に示す地震防災マップの作成が遅れていて、2008年までに完備する目標が、山梨県では甲府市と富士吉田市の2市しかできていないという報道もされました。財政難で、自治体の取り組みが大幅に遅れているのが要因のようですが、費用の半額は国が補助することです。住民がマップを使い、どのような危険が身のまわりにあるかを認識することが防災の出発点であり、積極的に取り組むべきだと思います。

これだけ頻繁に起こる災害に備えて、以下、質問をいたします。

まず災害時の避難場所には、北杜市のホームページでは見られるが、パソコンを使えない高齢者や市外から新しく北杜市にいられた方から防災マップをと聞かれますが、対応をどのように考えているでしょうか。

2つ目に4日の全員協議会の折、災害時の要援護者の制度の概要について説明がありましたが、今年度中に作成は可能でしょうか。また、自主防災組織の届け出が19組織とのことですが、組織を増やしていく考えは。自主防災組織では、自分たちの町は自分たちで守るを基本に、行政区長設置条例では行政区を単位として設置されているが、災害発生時に十分な活動が行われるよう、自主防災組織を市として育成はどのように考えているか。

3つ目に、北杜市には67カ所の避難所があり、非常用生活必需品など備蓄品の確保や災害時の資材など、5つの事業所と調達に関する協定を結ばれているようですが、北杜市は面積が広大なだけに本当に大変だと思いますが、災害が起きたときの現在の取り組みについて伺います。また、34年災害時には避難所にトイレが用意されてなく、本当に苦慮されたと聞いているが、一番重要なことではないかと思えます。災害が起こる前に検討課題であると思うが、現在の状況はいかがでしょうか。

4つ目に県の調査では、北杜市の災害時に予測される急斜面地崩壊、土石流地滑りなどが指定され、ほとんどが家屋などに被害が出る個所ようですが、市民への周知徹底はどのようにされているか伺います。

5番目に、北杜市では家屋の耐震に対して補助金を出しているが、今回、武川、白州で50戸と制限があるが、市長の所信では木造住宅の耐震について、補助する制度を活用された方は少ないと言われましたが、これまでの実績を伺いたいと思えます。

次にデマンド交通実証検証について、伺います。

デマンド交通実証検証にあたり、検証地域での説明会が行われました。初めての取り組みで、今回のデマンド交通の実証検証が以前、3千人余で出されております要望書、また今回、説明に来られた方たちが理解しているシステムとはだいぶ違うようで、武川、白州では多くの意見が出されました。今日の山日新聞の一面に28町村の実質公債費比率が掲載され、北杜市の財



政状況が19.1と大きく示されました。

住民が地域をつくるという観点から、財政厳しいのは誰しも承知しておりますが、市長はいつも市民の目線を掲げて行政を進めております。厳しい財政の中で、我慢していかなければならないことも多々あると思いますが、市民の足の確保は住民の切実なる願いだと思います。市民の要望に応える行政をぜひお願いしたいと思いますので、以下3点について質問いたします。

今回の説明で、ドア・ツー・ドアを基本とするデマンド交通システムをドア・ツー・ドアにしなかった理由は、

2つ目に、デマンド交通にはさまざまなシステムがあるが、北杜市にとってどのようなシステムが適しているかという観点から、東京大学のシステムを採用した理由は、

3つ目、3年かかって実証検証していくようですが、今後の検証場所はどのような形で進めていくのでしょうか、お伺いいたします。

以上、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

34年災、あれから50年、私たちはたしかに忘れることができません。改めて、亡くなられた方々のご冥福と関係者に激励を申し上げたいと思います。行政としても8月13日の日に、そんな思いを込めながら機会をつくらせていただいたところであります。併せて治水事業推進の決意をいたしたところであります。風間議員には、そんな議会活動をいただいております。

災害時に備えて、行政での取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災マップの対応についてであります。

市では災害危険箇所、避難所等のデータを北杜市地域防災計画に登載し、その内容やその他の防災に関する情報は、市のホームページで確認することができるようになっておりますが、これらのデータを地図上に集約した防災マップにつきまして、来年度の策定に向けた取り組みを進めているところであります。

なお、北杜市は広大な面積を有し、地形もさまざまでありますので、すでに取り組みされておられる地域もありますが、自分たちが生活する地域を防災という観点から見つめ、地域で自主防災マップを作成し、災害の発生につなげることも重要であると考えられます。みずからの足や目で集めた情報は災害時に大いに役立つものであり、地域の防災力を高めるためにも自主的に取り組んでいただくことが重要でありますので、市といたしましても、情報の提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の組織化促進及び育成についてであります。

市では自主防災組織の充実強化のために、市の推進方針と組織の基準を示した北杜市自主防災組織育成推進要綱と自主防災組織の活動を支援するための、北杜市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱を制定し、区長会議等を通して組織化に向けての説明を行ってまいりました。

現在、19の組織から届け出をいただいておりますが、今後も継続して地域防災力の統一的な底上げと防災意識の向上のために自主防災組織を増やし、その育成に努めてまいり所存であ

ります。

その他につきましては、担当部長からお答えいたします。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

災害時に備えて行政での取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害時要援護者制度の年度内での作成は可能かについてであります。

災害時の要援護者制度につきましては、現在、北杜市災害時要援護者支援制度の制定に向けて準備を進めているところであり、できるだけ早期に地域の皆さまのご理解をいただく中で、要援護者の把握と、その台帳づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に避難所への物資の調達とトイレの確保についてであります。防災倉庫は小淵沢中学校体育館に併設し、備蓄倉庫は本庁と各総合支所の施設を利用して、災害時に必要な物資をおおよそ60品目備蓄しており、毎年、数量の確認と備蓄品の補充を行っております。

また、必要な物資の円滑な調達と市の指定の避難場所等への配送を可能にするため、業界や業者の皆さんと災害及び消防応援協定を締結し、災害時における応急対策に備えているところでもあります。

また、避難所のトイレにつきましては、簡易トイレを毎年購入して備蓄しておりますが、災害時にあっては、身体障害者や高齢者に対応した災害用トイレの設置管理についても十分、配慮する必要があります。また、女性や子どもが安心して使えることも重要でありますので、避難所の運営面の課題として、検討してまいりたいと考えております。

次に災害時に予測される急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り等の指定の個所につきましては、来年度、作成を検討しております防災マップの中で、お示しをしていきたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバス実証運行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに今回の実証運行について、ドア・ツー・ドアとしない理由についてであります。

北杜市地域公共交通活性化協議会が取り組んでいます、国の地域公共交通活性化再生総合事業は、地域の公共交通利用者をはじめ、公共交通に携わる方々が地域の公共交通について自主的に取り組み、創意工夫しながら市民の多様なニーズに添えていくことを目的としております。このようなことから、利用者個人の乗車場所ではなくて、利用される地域住民の皆さまの話し合いを通じ、コンセンサスを得られる場所を乗降場所として予定しております。

なお、乗降場所は1地域に100から200カ所を予定しておりますので、地域の話し合いを通じ、高齢者や体の不自由な方にはドア・ツー・ドアにより近いものになっていくものと考えております。

次に、東京大学の予約システムについてであります。

今回は実証運行でありまして、北杜市の公共交通の将来を探究することを目的としております。また予約システムについては、イニシャルコストがかからないこと、またランニングコス

トが少ないことが重要であります。このため東京大学大学院、新領域創成科学研究科が全国13カ所で開催しています実証運行研究地の1つとして、北杜市がこのシステムを導入することが協議会で決定されました。共同研究であることから、予約システム使用料はなく、他の自治体とサーバーを共同利用でき、車載器をリース方式とするなど、経費的にも有効であるとの判断によるものであります。

次に、今後の実証運行の場所についてであります。

今年度から3年間の実証運行期間があります。今年度の実証運行は、多くの皆さんがデマンドバスに、まず乗っていただくことを目的にしております。実証運行期間中は、各種アンケート調査を実施しますので、利用にあたっての率直なご意見、ご要望等をいただき、それらの分析結果等から、次年度以降の運行地域、運行計画等を協議会で検討していただくこととしております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

災害時に備えた行政の取り組みについて、ご質問をいただいております。

家屋の耐震診断に対する実績についてですが、市では昭和56年以前に建築された既存の木造住宅について、建物所有者の申請により建物の構造的強度を調べ、地震に対する安全性の程度を判断する木造住宅耐震診断を実施しております。合併後、これまでに221戸の耐震診断を実施いたしました。

本年度につきましては、武川町、白州町を重点地域として耐震診断の申請を受け付け、随時、診断を実施しております。昨年度までは、各年度50戸を上限として実施してまいりましたが、今年は申請時に発生した静岡沖地震の影響もあり、9月17日現在で70戸の方から申請がきております。追加分につきましても県と調整し、本年度分として実施できることとなりました。

なお、耐震診断の結果、耐震性に問題がある既存木造住宅を改修する方々に対しては、費用の一部を補助する制度があり、その実績は、これは20年度からなんですけども、4件であります。また、今年の10月からは、木造住宅耐震化建替支援事業と木造住宅耐震シェルター設置事業が新たに拡充され、実施することとなりますので、多くの市民の方々には、ご利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

まず災害についてですけど、先ほど答弁で、いろいろの情報は市のホームページにのっているということですが、以前にもお聞きしましたが、ホームページを見られる方が大体、昨日もだいぶアクセスがあったと聞いておりますが、ホームページを見られる方がどのくらいいるかということも把握すべきではないかと思えます。同じ方が何回もアクセスする場合もあります

し、ぜひこのことについては把握していただきたいと思いますが、現在はどのような形であるか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

北杜市のホームページへのアクセス数等につきましては、手元に数字を持っておりませんが、数字で申し上げることはできませんが、ホームページへアクセスされる方というのが、市内の方なのか、市外の方なのか、あるいは国外の方なのか、そのへんのところの把握は、残念ながら、することができません。アクセス件数は日々、増えている傾向にはありますが、特に防災関係につきましても、現在はホームページで、地域防災計画等が見られるような環境にはなっておりますが、そのほか防災に関することにつきましては、マニュアルを昨年、作成して配布をしたところでもあります。また、ご質問がありましたような危険箇所等々につきましては、来年度、防災マップを作成し、そのマップの中に箇所等も見やすい形で作成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

ただいまの質問で、アクセスの人数がちょっと把握できないということですが、ぜひ一度、市民全体にアンケートをとって、市民でどのくらいの方が利用しているかということ、ぜひ一度、調べていただきたいと思います。

それから次に防災自主組織ですが、これは各区によって、いろいろな情報が違っていて、聞くところによりますと、その組織のものを全市へ配布して、公民館などに掲示しているところもあるようですが、区によっては、その防災組織があることすら分からないところもあるようですが、その件について、市ではどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

防災組織の育成に関するご質問でありますけども、先ほどの答弁でもさせていただきましたが、行政代表区長会等を通じまして、自主防災組織の結成をお願いしているところでございます。本市では、自主防災組織育成推進実施要綱というものを定めまして、基本的には行政区単位、またそれぞれ行政区も規模が大小ありますので、大きいところでは、1つの防災組織として活動しにくい場合には、それをまた細分化するなり、あるいは小さい行政区はいくつかでまとめて自主防災組織を結成していただくというような、お願いをしているところです。その自主防災組織につきましては、具体的には情報連絡班でありますとか、消火班とか、救出救護班というような組織体系を整えていただき、初期災害時における初期活動に、その組織が活動していければという思いでいるところでございます。

なお、先ほどの市のホームページへのアクセス件数についてのご質問ですが、1カ月で見えていきますと、最高で20万件のアクセスがありました。また平均してみますと、月8万

3千件のアクセスがあったというようなことでございます。ただし、これは市のホームページへアクセスした総件数でありますので、防災に関しての部分というものには、数字が掌握をしておりますが、またなんらかの形で、そういった防災の部分に関するホームページへのアクセス件数というものが掌握できればというような、研究もしてみたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今の説明ですと、だいぶアクセスが多いようですが、私が言っているのは、市民がどのくらい見ているかということ、ぜひ一度、アンケートをとっていただきたいということです。

それから先ほど、行政の指導ということですが、本当に災害防災組織があるということすら知らない人も、私も2、3、聞きました。そのことをやっぱり、地域によっては区民に配布したり、公民館に掲示したりして知らしているんですが、そういうこともぜひ進めていっていただきたいと思います。

それから、先ほど2番の質問で、災害時の要援護者の制度についてですが、今、できるだけ早くにという答弁をいただきましたが、要援護者の介護者、障害者とかお年寄りで、1人で避難することができないときに役立つ資格保有者の把握などをして、その防災組織の中に組み込んでいただきたいと思いますが、そのことを一緒につくるような考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

風間議員の再質問ですけれども、要するに援助ができる人を育成しろということですか。はい。

この前、協議会でご説明させていただいたように、一応、地域の方、例えば民生委員さんとか、職員さんというふうな、具体的な職域の方のお話もしたと思うんですけど、いずれにしろ地域で、そういう対応ができる方については、協力して願うということになるかと思っておりますので、幅広い協力体制をつくっていくということが必要だと思っておりますので、そのへんについても研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

ぜひ、今の話を地域で進めるようにお願いしたいと思います。

それから4番ですが、県の調査では白州、武川は今年度中に防災の崩壊地域とか、土石流のところは今、調査しているようですが、北杜市には264カ所の危険地域があるようですので、市でも来年はということですが、なるべく早く、その近くの市民には知らせるような手配をお願いしたいと思います。

それから、この前、市長の所信で耐震の利用率、耐震の補助の利用率がちょっと少ないということで、今、お聞きしましたが、221の申請のうち70棟の補助をしているようですが、

市長のお話では、7月に県のほうで出された木造耐震化建替支援事業及び木造耐震化建設事業シェルター、これは避難施設だと思うんですが、設置事業を推進するための準備をしているということを市長がおっしゃいましたが、具体的にどのようなことが説明をしていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

危険箇所をできるだけ早く、住民の皆さんに周知をとというご質問でございます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、危険箇所につきましては、議員がおっしゃられるように、白州、武川地区につきましては現在、山梨県において調査を行っており、県に確認をしたところ、平成23年度までに地域の確認の作業を進めていくという回答でありました。

そのほかの町につきましては、危険箇所等があるわけですが、それにつきましても、先ほどご答弁をさせていただきました防災マップの作成に併せて分かりやすい、そういった情報を提供していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

風間議員の再質問にお答えをいたします。

市長がこの前、申し上げた、その事業の関係はこの10月1日から施行するというごでございます。これは6月に、県のほうで予算化をしたと。それに合わせるようにして、市もこれを積極的にやったという、こういう話なんでありますが、2つあるわけですね。1つが、これまでであった制度は、耐震に向けて修繕をするというのが、これまでであった制度だったわけですね。それが今回の、この10月1日からのものは、新たに建てる方にも助成しようということでありまして。それが1つですね。これは金額的には60万円、80万円という、高齢者の方が80万円で、一般の世帯が60万円という、その補助金額は改修と変わりません。それが1つ。

そしてシェルターにつきましては、金額にしますと18万円と24万円。これは一般の世帯と高齢者世帯という分けになるわけでありまして、要するに家の中に、地震がきたときに避難する、そういうスペースを確保すると。分かりやすく言うと、そういう話なんですね。それに対して、一定の基準を満たしたものでなければならぬわけですが、それに対して助成をしようという、こういう事業であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

ただいま説明を伺いましたが、なかなかお金がかかることで耐震も大変だと思いますが、この前、中越沖地震で、10月からということで補助するようですが、北杜市でもぜひ災害、地震などの建物共済に補助金を出すことも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

ただいまのご意見については、はっきり申し上げて、うちが担当すべきなのかどうか分かりませんが、いずれ、この質問に対しては市として検討するということですが、ただ若干、個人のそういったものに助成をするというのは、どうでしょうか。かなり検討は必要だろうと思います。そういうことで、よろしくをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

次はデマンド交通について、お伺いいたします。

実証検証では、武川、白州の場合は今、既存の山交タウンコーチのバス停ということですが、考えてみますと、武川、白州でも国道に沿ったところの人は、ほとんど利用しないではないかと思えます。料金は200円といっても、本当に100メートルか200メートルでバス停に行きますので、ほとんど利用者は少ないのではないかと思います。公募のアンケートにもだいたい出されたように、まずデマンド交通の趣旨を考えていただいて、最小限、大泉の場合は長坂駅に行くとか、甲陽病院に行くとか謳っているんですけど、白州、武川の場合でも最小限、JRの駅に行くとか、病院に行くとか、買い物に行くとかという個所を最低限決めて、実証運行を始めていただきたいと思いますが、本当に東大のシステムが、都会の方のシステムだということを知っておりますが、そのようなことを理解しながら、今回、東大のシステムを採用したということでしょうか。

それから、だいぶ経費のことも言われましたが、北杜市で安曇野を研修したときに、私も何回か確認いたしました。安曇野市は当初、やっぱり1億6千、7千万円かかっているんですけど、その費用を削減することは考えていないと。もっと、おおぜいの人に使っていただくことしか考えていないという答弁をいただきましたが、その件について、今後、おそらく要請があればして下さるとは思うんですが、ぜひ何力所か、最低、皆さんが必要とする個所、病院とかJRの駅とか、よろしくお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

風間議員の再質問でございます。

まず最初に、多くの皆さんが使えるデマンドということで、特に武川、白州は少ないではないかというようなご質問ですが、とりあえず、多くの皆さんがこのデマンドバスを使っていただいて、まず乗っていただくことが最大の目的です。それから、その乗った部分について、車内でアンケート調査等もございまして。そのアンケート調査をいただきながら、それを参考に次のデマンド交通については、協議をしていくというようなことを考えております。ぜひ、ご理解ください。

それから東京大学のシステムは、都会風ではないかというようなことですが、これも答弁したとおり、13の自治体がこの東大のシステムを使ってあります。長野県の茅野市や新潟県三条市、長野県の生坂村、そういった小さな村も、このシステムを採用してあります。都会、田舎、すべてに通ずるシステムだというように認識をしてあります。

また、経費については、これもご答弁を申し上げましたが、サーバー代等は、今言った自治体でやってありますので、かからないということで、車載器、デマンドバスのバス側に指令を出す車載器をリース方式でお願いするというような経費だけですので、これは最少な経費でデマンドができるというようにご理解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今度3年かかって実証検証ということですが、私が聞きましたところ、茅野市へも聞きました。でも、今から始めるということで、まだ実際、始めていないようです。今まで、どこの自治体でも公募でしたところはないということですが、70歳以上の方々からアンケートをとって、どのくらい利用するか、どこへ行きたいかということだけで実証検証場所も決まるのではないかと思います。次回の実証検証場所を決めるときには、ぜひ、そのことも考慮に入れていただきたいと思ひますし、審議会を私も何度も傍聴させていただきましたが、審議会の委員さんたちは、ほとんど自家用車で来られている方で、本当に市民の痛みを感じている人が少ないような意見をたびたび聞きますので、ぜひ、そのことも含めて、今後、検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

今のご意見については、ご参考にさせていただくということで、今後については、先ほどもご説明したとおり、いろいろなアンケートが実際、乗った方からいただけるということでございますので、そういったことも参考に、これからの実証運行を進めていきたいというように考えております。

○議長（秋山俊和君）

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

どうも、ありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

せっかくですから、先ほど来の議論のとおりだと思います。これから、いろいろな意味で市民の足を確保するという事は、高齢化社会を迎えて、大切な行政課題になると思ひます。とりわけ障害者だとか高齢者の、一言でいえば弱者の足をどうやって確保するかということ、大変、重要な問題だと思ひますので、議論をふまえながら、しっかり対応していきたいと思ひます。



先ほど防災の話がありましたが、せっかくですから、いろいろな意味で防災に備えてホームページうんぬんという話がありましたけども、恥ずかしながら、私もホームページがいじれない一人でありまして、市民の中にもそういう人がたくさんいらっしゃると思います。ですから、行政としては来年の作成を目指して、防災マップをしっかりと分かりやすく、地図に落としていくという思いであります。もう1つ、大切なのはいざというときに、地震であろうが、水害、災害であろうが、局部的にいくということはほとんどなくて、市内全域になる可能性が大でありますので、基本的には自主防災が大切だと思います。目で見て、足で稼いで、五体で承知しておくということが大切だと思いますので、地域防災マップだとか、あるいはまた防災の日に積極的に、地域のそれに参加していただいて、くどいようですが、五体で備えておくということも大切だと思いますので、市民にも呼びかけていきたいと思います。

いずれにしても、一言でいえばホームページだけでは片付けられない問題だと思いますので、分かりやすい対応をして、いざに備えたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に1番議員、小須田稔君。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

北杜「空き店舗」銀行創設をと題して、質問をさせていただきます。

わが北杜市は、わが国においても非常に評価の高い山岳景観、また長い歴史の中、農業が作り出す心落ち着く田園風景、そんな素晴らしい自然環境の中から観光産業が成長してきました。しかし、ここ数年、峡北地区の観光客の入り込み数は減少傾向にあり、各組織、団体、また個々の施設などでは誘客のためイベントの開催、ポスター、パンフレットの作成など、大変な努力を続けております。しかしながら、そんな努力を打ち壊す状況が近年見られ、観光関係者の悩みの種となっています。それはこの地での営業を諦めたり、諸事情により売却され、使用されていない建物、草刈りもしない空き地など、来訪者にとっては見苦しく、見たくない情景でもあります。この状況は観光業者に限らず、地域住民にとっても大変残念で不安材料であり、大きな問題となっています。その土地、建物の所有者に取り壊し、環境整備などをお願いしようとなると、問題も多くあります。

そこで市が商工会などと連携し、市内でなんらかの事業、または観光業への参入希望者への仲介ができないのか。一方で、居住希望者に対して空き家バンクの制度があるなら、事業希望者への施設の紹介制度は空き家バンクに引っ掛け、空き店舗銀行と称し、市内への営業地紹介を行っていく。これらの動きは、多くの問題があることは重々承知しております。しかし、市行政が空き店舗銀行企業として表明したならば、今の社会状況下では話題性もあり、市の対応、姿勢も評価され、夢や希望、可能性を感じるまち北杜としてイメージアップにもなると思われれます。そんな中で私の思い、次の3点をご質問いたします。

1つ目、空き店舗等が北杜市の環境景観にマイナスイメージとして見られているが、市の見解は。

2つ目として、空き店舗の再利用、貸し出し、紹介など行政としての土地利用の考えはないのか。

3つ目として、市の土地利用計画の基本的な考え方は、

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

北杜「空店舗」銀行創設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き店舗等が北杜市の環境景観にマイナスイメージとして見られているが、市の見解はとのご質問であります。清里駅周辺を中心とした観光商店街や周辺の観光商業施設でも空き店舗が目立ち、八ヶ岳高原の美観を損ね、環境への影響も懸念されていることについては、私としても常日頃から憂慮しているところであります。

次に空き店舗の再利用にかかるご質問ですが、これまでに商工会や商店街組織では、空き店舗の登録制度にかかる意向調査やコミュニティ施設としての空き店舗活用、また新たな入居者への家賃補助や店舗改修への助成など、商店街としての機能を補完することを目的に、数々の事業に取り組んできた経過があります。しかしながら、郊外の大規模な空き施設等への対策は、民意に委ねられてきたところであり、取り扱いは難しい状況にあります。

次に市の土地利用計画につきましては現在、策定を進めている北杜市まちづくり計画の中で検討を行っているところであります。計画書の中で土地利用の基本方針として、景観に配慮した宅地や建設に関する方針が示され、建築物については建物の高さ、周辺と調和する色彩等への立地規制を進めることとしております。空き店舗等については個人の所有物であり、現在のところ、この問題を解決するための法令等もなく、有効な方針が打ち出せない状況であります。

今後、再利用の望めない空き店舗等の対策について、先進地の事例等を調査するなどして、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小須田稔君の再質問を許します。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

この問題を今回、質問させていただいた中には、やっぱり非常に大事なものは、観光というのは何かの施設を造る、また道路が整備されていく、いろんな要素もあります。しかし、観光というのは、そのまちがどんな姿勢で生きているのか、どんな方向を向いて動いているのか、そんなことがはっきり表に出ることというのは、非常に来られる方の目的、または現地での安心感、いろんなことにつながります。そんな部分で、やっぱり観光業として、この空き店舗、また非常に利用されていない施設等が、マイナスイメージを長く続けていると、やっぱり、これはどんな努力をしても、それらが無になると。それは非常に業者間でも残念で、この市の姿勢というものが、本当はひとつ、わが北杜市はどんな方向へ、この土地利用に関しては向き、結

果、そこに観光客の誘致をしているというものをしっかりしないと、来た方たち、なかなか、ここでいずれ住んでみたい、よく市長も言われています。ここへの長期滞在、または永住も含めて、今後、北杜がなお一層、人口の増加も望んだり、結果、税収も望むであれば、まず手掛けるところというのは、このまちのいき方だと思いますね。そのいき方が見えない中で、観光業者に、例えば何か枠を当てはめようとしても、それは残念ながら、ときとして破られる可能性もあるということです。

ですから、そういう面からして、土地利用ということが基本であったり、または景観という部分の進め方もあるかと思えますけども、市というのは、そこらへんをはっきりして、その中に営業施設、業者が動くという順序がないと、やったあと、これは困るとか、この色合いでは大変問題だとか、あとで言われても、大変、業者間では大きなお金をかけてやることで、それらのことというのは、まず行政側が先にはっきりすると。そのことを、市が示したことは、結果、たぶん、今の時代であれば、来られるお客さんにとっても、イメージというのは非常に伝わって、その北杜市、例えば梨北米、または湧水、また明野のヒマワリ、または日本一長い日照時間、いろんないいことがある市でありながら、そういうことがなかなか表に出ず、つまらないことが取り沙汰されると。これは、やっぱり順序を、市としてはっきりして、表現するのも非常に大事だと思うんです。ですから、業者間ではそこらへんがはっきりすれば、また協力もいたします。こういうことは、できていくことだと思います。そこらへんでぜひ、市のしっかりした、そういうものを見せていただけるようなことを、できれば急いでやるべきと思いますが、そのへん、市長、どうでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご指摘のことはよく分かりますし、先ほど、冒頭、私も申し上げましたとおり、いろいろな意味で、空き店舗については心配もいたしています。今、観光地として、1つの方向性を見せることは大切だと、おっしゃられるとおりであります。ですから旧高根町の時代から、まち交事業として、清里駅前のイメージチェンジも図ろうということで、引き続いて、今、全力でまち交事業を推進しております。

そういった中で、たしかに観光地で空き施設等々は、悪いイメージといってしまうか、悪循環に位置づけられてしまうことは、たしかだと思います。しかし、なんとか、これから権利者といってしまうか、所有者等とのご理解もいただく中で進めていかなければならないと思えますけども、私どもとしては、北杜市のまちづくり計画に基づいて、とりわけ観光地は、誘客を図っていかなければならないという大使命がありますので、そのへんのネックを払拭するべく、位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

どうしても、こういうときに関わるのが景観条例とか、また都市計画というものが出てくるかと思えます。やっぱり行政として、1つの形がない中では指導もできないと。そういう中で

は、いつ、それらを市として、実際、宣伝されるのか。そのへんは、どうでしょうか。期日がもし、おおむね見えたなら、何年後、またはこんなふうに予定しているという面があれば、お答えをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

小須田議員のご質問にお答えをいたします。

いくつかの部署が、こういった関係が関わるわけですが、特にうちのほう、建設部では都市政策課が担当してある土地利用の関係、それから景観の計画の関係という2つの、実は、今、計画策定中であります。これは来年度には施行できるような、条例の整備まで考えておるわけでありまして、基本的に土地利用の基本方針というようなものは、まちづくり計画のほうに位置づけられるものだということで、現時点で言えるのは、基本的な方針として、4つの柱を立てていると。地区の特性にふさわしい土地利用というのが1点。それから農林環境の保全と営農環境の育成支援といったところが、2つ目の柱。3つ目として、良好な生活環境の形成。4つ目としては、ここには商工業、観光の振興と育成。こういう大きな、4つの基本的な方針の中で、今、計画を策定しておるということでございます。これが土地利用の関係なんですけれども、あと景観のほうも、景観計画を策定しようということで、今、まったく並行して進めておりますので、これも来年度には施行できるような方向で、現在、取り組んでいます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

結局、私自身、こういう立場を与えていただいて、非常に感じるのは、財政が厳しいと。非常に皆さん、努力されています。ただ、その中で、何度か逆に、税収を上げるといことの方策も、これは大事な部分で、たぶん、いろんな産業が厳しい、この時代の中で、観光産業というのは、非常に可能性の高い職にあると思います。この状態は、おそらく市が大きなお金をかけて、どうこうするのではなくて、やっぱり、そのまちの持つイメージというものをしっかり正確に打ち出して、例えば日本国、または国外に発信するということが非常に大事だと思います。結局、そうすることによって、いろんな流れを見ている中で、介護の件、またはさっきのデマンドのいろんな部分で、例えばお金がということもあります。でも、それらのすべてのことは、やっぱりお金がないと、どうにもならないという部分が、どうしても最終的にあるかと思いません。であったならば、可能性のある部分に力を入れる。または、その分野に内閣の、行政として手助けをしてくれるというような部分が、正直な話、望まれるかと思いません。でも、それは、なんら大きなお金を投入してほしいではなくて、そういう部分かと思われまので、さっき言ったイメージアップにつながることを努力だと思います。ですから、もし行政側で、これはぜひ、産業観光部だと思いますけれども、理解できるであれば、相当、ある面でプロ、専門家を入れる中で、北杜市の観光というものを、一度、しっかりした骨づくりをすると、そういうようなことをしてもらいたいと思いますけれども、そのへんは産業観光部のほうでは、どんなふう考えているんですか。最後に1点、お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

小須田議員の再質問でございますが、観光課では本年度、八ヶ岳広域観光圏の取り組み、国交省のご指導をいただきながら、今、取り組んでおります。本年度中の認定を目指しております。これは富士見町、原村も入った中でございますが、おっしゃいますとおり、清里高原のイメージアップをもう一度図りたいということで、50年代からの姿をもう一度、取り戻したいというふうなことも、当然、その議題の中に入れて、できることを考えていきたいと思っております。

大変、サマーシーズンでも減っていると。本当に大変な、観光サイドでは大変な問題であると捉えておりますので、そのへんでも研究・検討して、国のほうへできることがあるかという検討も進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小須田稔君、再質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、小須田稔君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開は1時40分とします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時40分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、15番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

9月議会にあたり、次世代を担う子どもたちを育む施策への取り組みについて、いくつかお尋ねをいたします。

子どもは地域の宝であり、子どもの声が聞こえる地域には活力があります。しかし、最近では多くの地域で高齢化、過疎化が進み、子どもたちの姿が見えなくなって久しいものがあります。このような社会情勢のもとで、少子化対策の推進は、わが国にとっても、ふるさと北杜市にとっても喫緊の課題であり、特に人間形成や自立心を養う子育て段階での対応は重要であります。国も先般、発足した民主党を中心とする新しい政権のもとで、子育て支援の充実強化を最優先的課題として取り上げ、少子化対策の推進に大きく踏み込む方針が示されておりますが、北杜市では市制発足以来、市長の提唱する原っぱ教育を掲げて、将来を担う子どもたちの大きな成長を願い、さまざまな取り組みをしてきました。

このような取り組みの中でも、特に知・徳・体のバランスのとれた身体、そしてふるさとを思う子どもたちを育てるため、食と農、健康な杜づくりと題して、庁内に横断的な体制を整え、

積極的に食育を推進しており、今後の成果を大いに期待しているところであります。

そこで、食育推進の中で展開している教育ファーム事業、地産地消の推進、学校給食への地元野菜等の導入拡大など、3本の柱を立てて事業に取り組み、2年を経過しておりますが、まず、この3部門の成果と課題について、教育委員会及び福祉サイドからの考えをお聞かせください。

また来年度、市政推進の重要な柱である機構改革の中で、産業観光部に食育プロジェクトを推進する課を設置すると伺っておりますが、どのような組織体制にするのか。さらに事業内容や事業規模についても、お聞かせください。

特に食育を担当する課の業務は、より専門的な知識が必要だと思いますが、私が3月議会において質問いたしました専門職員の配置と、関係課との横の連携をどのように考えておられるのか、再度お伺いいたします。一方、食育の積極的な推進には、市民の参画が不可欠であります。食育条例の制定も視野に入れなければならないと思いますが、市民の皆さんの参画について、どのように取り組まれていくのか、当局のお考えをお聞かせください。

次に全国学力・学習状況調査について、お尋ねいたします。

地域の将来を背負って立つ子どもたちの教育環境を整え、さらに充実していくことは重要な課題であります。国は全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、去る4月21日に小学6年生と中学3年生の児童生徒を対象に学力調査を実施し、その調査結果が公表されました。それによりますと、山梨県は小学校、中学校ともに科目の相違はあれ、全国の平均的なレベルに、やや劣ると伺っております。北杜市については、どのような結果になっているのか、お聞かせください。また教科に対する調査、生活習慣や学習環境に対する調査の結果から見て、北杜市としてのこれからの課題や取り組みについて、お伺いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

次世代を担う子どもたちのために、いくつかご質問をいただいております。

はじめに新たな課、食と農の杜づくり課の設置に伴う事業内容や事業規模、専門職員配置、関係課との横の連携についてであります。

事業内容については、次世代を担う子どもたちのための食育・地産地消をコンセプトに、市の掲げる人と自然と文化が躍動する環境創造都市の構築に向け、現在、食と農健康な杜づくりプロジェクトで進めている教育ファーム、地産地消の推進、学校給食への地元野菜等の導入拡大を柱に推進してまいります。

教育ファームを実践することにより、命の成長に毎日触れあい、より五感を刺激できるよう、保育園内へ畑を設置することや学校、保育園における地産地消給食の拡大を目指してまいります。また、JA梨北との連携を深めるとともに、地産地消による地域内循環を効率よく実施するため、道の駅などに併設されている農産物直売所等を所管するとともに、農業と商業の相互連携による、エコひいき地産地消推進店認証制度を構築してまいります。

今後は食育関連事業を精査し、新規に食や農を柱とした教育、観光、都市農村交流など、市

独自の事業展開が図れるよう行政組織改革により、新たに食と農の杜づくり課を設置し、事業の推進を図ってまいります。この課では、関係部局との緻密な連携が重要であると考えますので、職務の兼務化なども検討してまいります。

次に食育条例の制定についてであります。食育条例の制定については、当初の食と農健康な杜づくりプロジェクト構想にも掲げており、市民の食や農に対する意識を高めるためにも条例制定は必要と考えております。今後は北杜食育・地産地消推進協議会のご意見も伺いながら条例制定に向け、取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長及び担当部長からお答えします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

15番、渡邊英子議員のご質問にお答えをします。

次世代を担う子どもたちのためについて、いくつかご質問をいただいております。

食育の推進の中で、教育ファーム事業、地産地消の推進、学校給食への地元野菜等の導入拡大の成果と課題についてであります。

はじめに成果といたしましては、地元産食材の給食への利用は、年々増加してきております。学校給食では、旬の地元産野菜を利用した行事食、郷土食等を献立に取り入れており、学校・家庭に配布する献立・給食だよりには生産者、食材の紹介などを行っています。

地元食材を使った給食試食会等では、生産者と児童生徒が直接、食材に対する意見交換をする中で、具体的な米や野菜作りの苦労話を聞き、地場農産物への愛着心や安心感が深まっています。このように給食から食の安心・安全を学び、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進しています。また、平成20年度の冬休みには、地元産の大豆を使用した味噌づくりに栄養職員、調理員が取り組み、今後、熟成した後、学校給食の食材としたいと考えております。

これらの取り組みをしている中で、これからの課題についてもいくつか考えられます。市内の全学校給食に地元産物資を取り入れるには、生産・流通システムについて、地域生産者・農業法人をもとに、地域商店の協力を得ながら取り組んでいくこと。また食材によっては、季節により学校給食に取り入れていくことが難しい時期もあるので、年間を通して安定供給と旬の野菜をそのときどきで給食に使用できるよう、関係者と協議していかなければならないこと。給食から出る生ゴミを、生産者に還元するリサイクル方法を確立していくこと。生産者・販売者・学校給食のお互いが無理をせず、地産地消が学校給食に持続できるようにしなければなりません。また、栄養教諭の配置により地域、家庭を含めた食指導の充実を図ることなど、これらの課題について、今後、検討していかなければならないと考えております。

次に全国学力・学習状況調査の結果について、お答えをいたします。

はじめに、教科に関する調査についてであります。

この調査では、小学校6年生の国語・算数、中学校3年生の国語・数学について、主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題が出題され、その定着率が調査されました。

まず、北杜市全体の調査結果の概要について、ご説明いたします。

小学校6年生については、主として知識に関する問題では、平均正答率は国語、算数とも全国と同程度、山梨県よりも上回っており、良好といえる結果でした。一方、主として活用に関

する問題では平均正答率は国語、算数ともに全国、山梨県を上回り、良好といえる結果でした。中学校3年生については、主として知識に関する問題、主として活用に関する問題の両方で、国語、数学とも全国、山梨県を上回り、十分良好と言える結果でした。また、小・中学校ともに国語の関心・意欲・態度が、非常に高いポイントとなりました。課題に主体的に関わっていくためには、この点を高めていくことが不可欠であります。教材開発、指導技術の開発等、先生方の普段からの努力の成果が表れていると思います。

ただ、全国、山梨県の傾向と同様、知識・技能等をさまざまな場面に活用する力の到達度については、小中学生とも改善の方向にあるとはいえ、必ずしも十分とは言えません。指導方法の工夫など、さらに取り組みが必要であります。

次に、生活習慣や学習環境に対する調査であります。

これは児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査です。全部で中中とも、77項目について調査がありました。北杜市の場合、ほとんどの項目でよい結果が出ております。特に早寝・早起き・朝ご飯に代表される基本的な生活習慣、読書への関心、地域の自然や歴史への関心、行事への参加、家の手伝いなどが全国に比べても高いポイントとなりました。

これらは、北杜市が提唱し実践している原っぱ教育の読書時間の確保、学校図書館の活用、地域の素材を生かした学習、望ましい生活習慣、郷土を愛し環境を守るなどの指導指針に関わる、多くの項目と一致しております。地域と行政が一体となって、教育力を高める原っぱ教育の成果の表れだと感じております。

一方、家庭での学習の習慣化と決まり・約束を守ることについては、課題が残りました。学校と家庭が連携しながら、改善を図っていきたいと考えております。

なお、北杜市教育委員会としましては、一人ひとりの児童生徒にかかる調査結果について、個人面談、三者面談等を通して、当該児童生徒に調査結果を提供し、適切な指導助言を行い、今後の学習に生かすよう指導しています。

また、当該学級・学年に関する調査結果については、各校において調査結果を分析し、調査結果の持つ意味を正しく把握した上で、当該学級・学年全体としての傾向や課題を明らかにし、改善策等を講じ、今後の指導に生かすように指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

15番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

次世代を担う子どもたちのためにについて、ご質問をいただいております。

食育の推進の中で、教育ファーム事業、地産地消の推進、学校給食への地元野菜等の導入拡大の成果と課題についてであります。

福祉部門においては、保育園の園児がすこやかに成長するため、食の重要性について体験しながら、学ぶ機会を提供しております。具体的には、これまでも親子食育教室等を実施してきており、それに加えて、本年度は教育ファーム事業において、農政課と連携しつつ、武川保育園をモデルに、年長の園児が土作りから作付け、管理、収穫、調理までを体験するといった取り組みを行っております。この取り組みは、園児や保護者から高い評価をいただいております。今



後、市内の保育園に拡大していくことも検討する必要があると考えております。

一方、地産地消の推進、学校給食への地元野菜等の導入拡大については、保育園では、離乳食やアレルギー食の提供といった、きめ細かい対応が必要であることから、各保育園に調理室を設置し、調理を行っております。

この中で、地産地消の推進等の取り組みを推進することについては、実際に調理を行う各保育園の規模が小さいため、食材の提供が安定的・効率的になされるかといった課題等があることから、今後の研究課題としてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊英子君の再質問を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

ただいまの答弁の中で、食は命の源であり、また生きていくために欠くことのできない大切なものだと考えている中で、より具体的な、そして、それをしっかりと取り組んでいく食と農の杜づくり課が新設されたということ、本当に高い評価をしたいと思っております。その中で、いくつか質問をさせていただきます。

この課というのは、非常に広い分野に入るのではないかと思いますので、何人、その課に配置する予定なのか。また食ということは、食を通して、ただいま言った安心・安全、それから食を一番考えると、包装、一番多いものなので、それが地産地消を進める中で、まず遠くまで運ばなくていい、そして過大な包装をしなくていいということになると、環境保全ということにもつながるのではないかと。また、食を通しての農業人口、これは当たり前のことですが、つながるだろうと。食育がしっかり行われることによって、健康ということで福祉関係に、健康な長寿の市になるだろうと。それから、おいしいお米、おいしいお野菜を求めて、食を求めて観光客も来るだろうと。また、食を通しての商業の発展もあるだろうということになると、活力あるまちが食を通じて生まれるのではないかとということが考えられます。その中で、先ほど専門職員を置くというふうな形の答弁がございましたが、ただ、食に対する知識が豊かとか、そのようなことではなくて、課を超えた政策専門職員を置くことが、この課を充実させることに大切ではないかと。それぞれの課を超えて、福祉、環境、教育、観光ということに携わることができる人が必要ではないかということで、政策専門職員を置いたらいかがだろうかと思っています。

それから、それぞれの課が携わるということで、連携を図っていくということを答弁の中で申しておりましたが、この連携というのは、非常に大変なことだろうと思います。それで、それぞれの課に、1つは政策専門職員のような方がいて、お互いに連携をとれることが一番いいわけですがけれども、それができない場合に、課に担当職員を置くのか、兼務という話もありましたが、課に担当職員を、きちっと食を考える担当職員を付けるのか。それとも他から、その課に配属されるのか。それも重要なことではないかということで、その考えもお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、その政策専門員というのは、政策に関わることを市長に直接、進言できるというふうな、認定的なものをつくっていくことが大事だろうと思いますが、職員から

ではなくて、長けた方を民間からか、また一般的な方を短期間の雇用でもできると思いますが、そんなふうな、職員以外の方から募集することもできると思いますが、その考えはあるのかということで、とにかく4点について、市長の答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

では私のほうからご答弁をさせていただきますが、おっしゃいましたように、食の問題、それから食育というものと、それから農という問題につきましては、白倉市長の思い入れが大変、強うございまして、今回、組織改正を検討する中でも、食と農の杜づくり課というような課を、これはユニークな名前かと思えますけれども、設けたわけでございます。

これはおっしゃるように、非常に対象とするものが分野的には広がるございまして、教育の分野から環境の分野から、あるいは福祉の分野からということになるかと思えます。今、具体的に職員数は何人だというふうなお話もございましたけれども、まだちょっと、そのへんは人事のときにも考えていかなければならないと思うんですけれども、やはり、これはそういう名前の中で、わざわざ、こういう名前を付けたわけでございますから、その課だけでは対応しきれない部分もあろうかと思えますので、これは先ほど申しましたような、他の課の兼務発令のような形で、他の課の職員も、この課の兼務というような形で対応したらいかかかと、今、そんなふうには考えているわけでございます。

それから政策専門職というご提言もございましたけれども、そもそも、この課がこういう具体的なものを推進しようという課でつくろうとしておりますので、その政策専門職というものがどういうふうにこの機能をさせるかというのも、少し考えなければいけないのかなと思えます。ご提言につきましては、また年度末の人事等におきまして、参考にさせていただきたいと思うわけでございます。それから、それを民間からでも採用してみたらどうだというようなご提言もございましたので、それらも含めまして、年度末の人事のときに考えさせていただきたいなと、こんなふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

非常に、今、答弁がございましたけれども、この課に対する、ユニークな食と農の杜づくりという、本当に具体的な課というふうなことで、期待するものもすごく大きいわけです。食育というふうなことを考えてみましても、食育基本法の定義、平成17年6月に制定されました食育基本法の定義によりますと、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、それから体育、その基礎となるべきものということが定義されておるぐらいのもので、食育をしっかりしていくことによって、先ほど教育長が学力は大変よいというふうな方向性で答弁されましたが、それがさらに進むのではないかと考えています。

その食育の中で、食と農の推進プロジェクトというところで、食育に対して農政課の担当が非常に苦労していたような気がしますけれども、その取り組みについて、またどのような問題点があって、これから生かしていったらいいのかということが、もし答えられましたら、お願

いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

農政課では、先ほど市長がご答弁しましたとおり、昨年からさまざまな事業を展開してまいりました。特に次世代を担う子どもたちのためにということで、食農教育ということで、力を注いでまいりました。教育ファームにおきましては、本年度もすでに5回、実施したということで、その中では先ほど申し上げました環境関係で生き物調査、地球温暖化の原因となる食品容器包装の油化実験、それから水を守るための森づくりということで、さまざまな食農教育事業を展開しまして、その中で感想文や保護者からの話し合いも実施しました。その中で、家庭で実践するようになったとか、農家の苦労が分かったと。大変、うれしい感想をいただいたということ。それから、さらに今年からは、先ほど申しました保育園における教育ファームにも着手をしたということで、やはり子どもたちが家で野菜の会話をするようになったとか、畑の状況、体験内容を伝えるブログも大変、うれしいコメントをいただいているということでございます。

さらに学校給食の地産地消推進ですが、地域の生産者をはじめとしまして、JA梨北、それから学校の給食栄養職員等と連携して、これまで進めてまいっておりますが、昨年度は学校給食における米飯給食回数を週3回にしたということ。それから、これにつきましても、農薬、化学肥料を5割に削減し、特別栽培米の導入にも着手したと。これは県内では初の取り組みとして、注目を浴びたということでございます。また、長坂中学校においても出荷組合の、農家の方をお招きしまして、生徒たちの感謝祭を実施したと。さまざまな事業を推進してまいりました。その中でやはり、同じような話ですが、農家のありがたさ、それから食は残してはいけないというふうな気持ちが、自然と生徒たちから生まれたということは、大変、高い評価をしていいと、こういうふうに思います。

いずれにしても、先ほど副市長が申し上げましたが、大変、幅広い分野であるということで、やはり連携を持つということが課題が残ったということでありまして、新しい課を設置していただくと。その中に、先ほど部外者というか、民間というお話もございましたが、JA梨北と話し合いを進めておりまして、梨北のほうでも、来年2月ですか、新しい地産地消の担当部署を置くということで、組合長からもお伺いしております。そんな中で、その部署と、私どもの新しい課との連携を強化して、一緒になって食育をさらに進めていきたいと。もちろん地産地消で直売所の充実、それから流通システム、先ほどありましたが、給食についてもきちっとした流通システムを図っていかないと、営農指導とともに必要であるということで、このへんの強化を進めながら、来年度以降、進めていきたいと、こういうように考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

ただいまの答弁の中に、JAとの連携を図っていく。今までも相当、北杜市はJA梨北との

連携を図ってきたと評価しているところですが、さらにこの新しい課、新設される課について、JAとより強化な連携を図るといふことが申されましたけれども、より以上の連携という、どのような連携を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

すでに設置しています協議会も、組合長さんをお願いをして、会の運営もしております。そこで、先ほど言いましたが、JAでも組織体制を強化するというところで、実際の詰めはまだ行っておりませんが、おそらく人事交流、あるいは派遣のような形で、一緒になって地産地消、食育問題に取り組みながら、それぞれ私どもではできない事業があります。農協でなければできない事業、それから行政としてしなければならない事業がありますから、そのへんのすみ分けをしながら協働して取り組んでいきたいと、こういうことでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

保育園の、先ほど親子の調理教室があるということを答弁の中で申されておりましたけれども、この食と農推進プロジェクトができたときに、19年8月に小浜市から中田政策専門職員が来て、保育園の年長さんに調理の指導をしてくださるものを見学いたしました。そのとき、保育園の子どもたちがお豆腐を手のひらで切るという、本当に信じられない、まさかと思ったことをやり遂げた、そのときの子どもたちの輝いた目、やり遂げたときの満足気な顔というふうなものが忘れられないわけですが、そういうふうな食育の中で、例えば親子の調理教室は、今まで健康増進課で取り組んでいたものなのですが、今度はそれを系統立てて、義務食育というような形の中で、小学校の高学年、中学校までを調理、体験させて食べるということと、生きるということの結びつきをしっかりとつけていくのか、そのへんの考え方。一本化するのか。一本化することによって、同じような事業がいくつかされていることが、経済的にも、それから一元化されることのほうが系統立った指導ができるということで、いいんではないかと思いますが、その点について、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

直接、答弁になるのかどうか分かりませんが、先ほど来の議論を聞きながら答弁させていただきたいと思っております。時代の背景として、安心・安全というものが大変、注目されていることはたしかであります。そしてまた、私どもも今、小浜市のお話が出ましたが、食育ということで、総務省のご指定をいただきながら、西の小浜と一緒に、食育をやったと。そして、あるいは地産地消ということで、農林省のモデル地区に位置づけられてやったと。その成果として、私どもは発展的に、この食と農の杜づくり課にも大変、大きな関心を示していることはたしかであります。

先ほど、議員ご指摘のとおり、私ども子どもころは知・徳・体育でしたけれども、さらに今

日的には食育というのが、その3つの基礎・基本になっているのではないかとご指摘がありましたが、まったくそんなふうな思いもします。聞きようによっては、食はまったく人生の礎、基礎かもしれません。そんな中にありまして、またさらに日本一の梨北米になったこともたしかでありますので、さらにダブった言い方になりますけども、食と農の杜づくり課を位置づけているところであります。

さっき、冒頭のほうで、言ってみれば、オールマイティの専門職の人を配属する必要があるのではないかと。まったく、そういう感じもします。片やエキスパートというか、専門職も求められている時代ですから、なかなか人事の位置づけは難しいわけですけども、限られた人材の中で、それが即オールマイティになるのか、より専門職の人事配置になるのか分かりませんが、先ほど副市長ご答弁のとおり、まだ人事的なものは詰めておりませんが、大変ユニークといいたし、北杜市の誇れる梨北米を含めた、原っぱ教育を含めた、欲をかいた課になるはずでありますので、食と農の杜づくり課に対しては、注目に、あるいは時代背景を承知しながら、しっかりした課にしていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

渡邊英子議員の再質問にお答えします。

今の食育の関係の推進ですけども、基本的には私ども考えておりますのは、それらの企画については、食と農の杜づくり課が行って、そしてそれらを連携する中で、実践については、われわれ現場が持っております教育委員会サイドの、学校とかそういった現場で実践していくというようなことで、これからよりよく、連携の中で、1つの体系立った事業がなされていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

この新設された課に対する大きい期待をしているところです。それで、給食のほうの地産地消を大きく進めた理由の中で、6月の議会の中の中嶋議員の質問の中で、本市の米飯給食について、教育次長の答弁、3.5というふうに答えられたと思うんですが、現在、私がちょっと調べたところでは3というふうな記憶があるんですが、まずそのところで答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

お答えいたします。

当時、たしか6月におおむね3.5回ぐらい、20年度の中では実践されるというふうに答弁しておりまして、今、担当のほうに、もう一度、しっかり、全給食数と、それからそれに対する米飯給食の回数を再度、調査しておりまして、また答えが出ましたらお答えしたいと思います。3回以上ではあるんですが、3.5まではいっていないように思いますので、申し訳ございません。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

併せて質問いたしますが、本市のお米、梨北米は食味ランキングナンバーワンということで、学校給食でたくさん、子どもたちに供給される。そして、学校給食で使うことが米消費の拡大につながるということは承知していますけれども、そのときに教育次長は米飯給食、4日というふうなことを答弁の中で申したと思うんですけども、今の実態でも3日の中においても、非常にご飯は手がかかって調理が大変だという中で、4日というふうな答弁がされたときに、調理員さんたちがこのまま、この調理員たちの数で、このまま4日するということに対しては、限界があるのではないかと。もし、4日にするんでしたら調理員を増やすとか、何かそれなりの手当が必要ではないかということも申されておりましてけれども、梨北米を使ったお米をたくさん食べていただくことはいいんですが、この調理員さんとの調理をする場のご意見などは、どのようにお聞きしているのでしょうか、お考えでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

週4回というのは、国とか県とかの方向も今、3回で指導されているんですけども、もう少し増やすようにというような考えも、基本的にはありました。それから去年の段階で、もう少し進めていくには、従量ベースで40%達成していこうという大きな課題がございましたので、それらを達成していくにも、お米を増やしていこうということで、炊飯する設備は給食センターそれぞれのところがございますので、設備的な投資はいらないということで、ご指摘のような、米飯給食をしていくのには、調理員が炊飯をすると余分な手間がかかります。普段の調理より、パン給食の日よりも炊飯するという作業が1つ増えますので、余計な時間がかかるということで、大変、苦勞されているというような話は聞いております。

今後の増やしていくのに問題点としましては、ご指摘のような米飯の日に調理員の手数が、もう少し必要だということと、それからもう1つは、やはり週の3日の米飯給食に比べて4日になってしまうと、いわゆるお米をベースにしたメニュー立てということになりますので、副食やなんかについての、いろんなバリエーションといいますが、そういったものが、ある意味、制約される場合も出てくるというようなことで、それらを取り組んでいくには、そういったメニュー立ての工夫とか、それから今の人的な問題とか、そういったものを今後、解決していく必要が、もちろんあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

そのへんの現場との、しっかりした話し合いというふうなことは、必要ではないかと思しますので、しっかりした話し合いを進めていただきたいと思えます。

それから学力テストについてですけども、非常に北杜市の結果がよかったということで、

うれしく思っているところですけども、その中で学校の特徴、それぞれの学校の特徴というふうなものが、今回見えたのか。それとも、北杜市の中では平均的で、特徴ある学校というふうなものはなかったのかということで、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

お答えをいたします。

お尋ねの件につきまして、今回の学力のテストにつきまして、北杜市内の学校、小中24校ございますけども、それにつきまして、差があったかというようなご質問であろうかと、そういうことでございますか、特徴でございますか。特徴は先ほども申し上げましたように、学校間で特別、どういうふうに違いがというほどのものはございません。市内の小中学校の概要につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけども、8町が1つになっての市でございますけども、それが例えば学校間、あるいは旧町村間で特徴があるかということ、申し上げるほど特徴というのはございません。というのが、お答えになろうかと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

指導方法の工夫などの取り組みの必要がある知識、技術とさまざまな場面での活用するところの力の中で、指導方法の工夫などの取り組みの必要があるというふうな答弁がされておりましたけれども、各学校の中で、いろいろな指導方法というのは、工夫されていると思うんですが、それ以上に工夫が必要ということで、その特徴というのはどんなふうなところが見えたんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

お答えします。

さらに課題をご質問されましたので、課題といえ、そういうこともあるという、プラスアルファのお願い、現場に対してお願いでございますけども、今までも月例の研究会とか、いろんな形で指導の工夫、改善等はなされておるところでございます。先ほど申し上げましたように、大変、教科にしましても、それから学習に対する77項目の姿勢ですね、そういうものにしても、大変、教育委員会というよりも市民、あるいは関係の皆さんを挙げて、大変、うれしいといいますが、結果であったというふうに思います。

申すまでもなく、教育というのは大変、地味であるというふうに私は理解していますし、一朝一夕に成果が挙がるものではございませんので、こうした成果も今回の結果につきましても、学習の中身、あるいは子どもたちの実態というものが積み重なったものであるというふうに受け止めていまして、さらに万事徹底といいますが、いわば早寝、早起き、朝ご飯というような、いわゆる基本的な生活習慣、まさに人でなくても基本の基本でございますけども、そういうものにつきましては、全国的に呼びかけられているものが、北杜の中ではすでにクリアしている

というふうに理解をしまして、さらに前と同じように、市を挙げて、その原っぱ教育に取り組んで、そして成果も市の皆さんと一緒に喜ぶというような結果が出ればいいと思ひまして、さらに基本にプラスするとすれば、これは私の個人的な考えでございますけども、さらにあいさつとか読書、話し合い、言ってみれば、今までは早寝、早起き、朝ご飯というような呼びかけをしていましたけども、さらに北杜の場合には、地域の皆さん、保護者の皆さん、学校を挙げて、読書、あいさつ、話し合いというような運動を取り上げまして、人間関係の構築とか、あるいは自己の研鑽というのを目標に取り組んだら、なお一層、効果が上がるのではないかとこのように考えています。お答えになったかどうか分かりませんが、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

最後に、先生方がきつと誇りに思った教育をする中で、自信を持って教育されていくことだろうと思ひます。それで北杜市の子どもたちが自立した、しっかりした子どもたちに成長することを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、渡邊英子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時41分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

水道料金の統一について、お伺いをいたします。

すでに類似の質問がされておりますが、重複しないように質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

市内には現状86カ所の自己水源があり、46の簡易水道事業を行っております。用水供給の状況も湧水、浅井戸、深井戸、伏流水、表流水利用とさまざまであり、したがって水道料金体系も、それぞれに異なっております。

合併から5年、水道料金の地域間格差は、その事業において同一サービス、同一料金の原則からして是正が必要と理解をいたします。また、先の簡易水道運営委員会の答申を受けての料金等の統一、改定案についても大泉町のように2年ごと、4回の段階的改定により平均家庭で50%の値上げとなる内容ではありますが、答申を尊重する立場から理解もいたします。そして、この料金統一が北杜市水道事業を推進していく上で、試金石になろうと思っております。

しかし、現状、ダム水利用6町村で2.36倍、8町間で4.39倍もの料金の格差が



あり、その要因にダムの水が大きく関わっていることは否めません。ダム水利用の各町にはそれぞれ責任水量制があり、責任水量はそのまま責任料金となっており、一般会計からの繰出金の相違はあるにせよ、その受水量により、現状の料金格差となっています。実際の使用率は、20年度においては大門系の高根、大泉、長坂、小淵沢、3町の平均で63.6%。塩川ダム系の明野、須玉町はもっと少なく59.45%であります。そして6町の平均で、65.3%であります。この6町の責任水量は責任料金とし、6億8千万円であり、実際の受水量を立米105円で換算すると4億2千万円となり、約2億6千万円もの未使用負担分を支払っています。このことがダム使用地域の料金を押し上げていることは明白であり、6町平均ですと105円の基本料金が受水単価で168.5円となっています。使用率が4.72%と最も少ない高根町の場合、受水単価は222.7円と基本料金の2倍以上となっており、それが今日まで使用者の負担となっております。

ちなみに、塩川ダムの受水者である葦崎市は使用率89%で、受水単価118円であり、旧双葉町は95.8%使用で、受水単価は109円と無駄のない状況と思われます。そこで伺います。

この責任水量制、言い換えれば基本水量はいつごろ決められたものか。

その次、その決定までの経緯と背景はどのようなものがあったのか。

そして、毎年2億6千万円もの負担のもととなる基本単価と基本水量によるダム水負担の見直しは、どうしても必要と思われます。先般、示された平成19年度策定とする市水道事業計画簡易水道統合整備事業計画の整備項目の中に、水源の統廃合、主な目的としてダム水の有効利用、そして自己水源の再検証とかがあり、また整備項目、配水管網の整備の中には、各町内の給水区域の取り払いとあります。

このような計画推進に対しては、市民はにわかに受け入れることは難しく、また市民は自己水源の水に対する崇敬の念、水にまつわるお祭り、そして歴史的水利権、既得権、そしてその水をもとにした地名や人の生き方さえも水に例えてきた、そういう身近な自己水源であるために、ダム水の負担、改善は料金の統一の一方で重要な課題と思っています。そのお考えをお伺いします。

次に教育センターの統合に伴う今後の施策、施設管理について、お伺いをいたします。

庁内の機構改革に従って、教育センター統合については、8町の各センターそれぞれに市民各種団体との密度の濃い協働の関係が、数多くの管理をしている施設や指定管理者との関係などもありまして、22年4月スタートまで半年となった今、多くの市民から戸惑いの声を聞いています。そこで、いくつかお伺いいたします。

まず、管轄諸団体への説明をされてきているわけですが、まだまだ十分でないような気がいたします。そのことについて、これから実施に向けて、どのような取り組みをなさっていくおつもりかをお伺いいたします。

そして総合支所の宿直、日直の廃止が説明をされました。教育センターが総合支所の中に入るといふことの説明であるならば、土日が支所が休みということで、従来、センターが行ってきた土日の仕事等も大変、やりにくくなるだろうと思われます。またセンターが移動し、その施設が無人化とならないように、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。なんらかの管理人等を置く必要があるかと思われます。その対応は、いかがでしょうか。また各センターが行ってきた地域に密着した企画、あるいは密着した講座等、事業の継続はどのようにするか。これも不

安の要因です。また、もう1つの仕事としてカウンセラー事業などの継続性は、障害はないかどうか、これもお伺いいたします。

次に午前中に示されました北杜市のホームページアクセス数、1カ月最高20万件、平均で8万件的活用があると、アクセスがあるというお話しがありました。これを利用した北杜24景をホームページで、動画で流すという提案であります。

市の宝である24景には朝、昼、晩、そして四季折々に美しさがあります。全24景を紹介したポスターやポケット型のパンフレットには、北杜市民も見入ってしまいます。しかし、これらをより多くの人に見てもらおう。そして、より遠くの人にも見てもらいたい。そういう気持ちがあるわけですが、なかなか難しさがあります。そこでホームページで紹介し、ホームページで画面操作ができるような、ライブ映像ができるシステムの構築を提案いたします。

すでに市内大泉町には合併前から、このライブカメラがございまして、今でも稼働しております。これも24景、すべてを配信できるような、そういう施設にしたらいかかというふうに提案をいたします。これは大変、大きな集客パワーもあると思いますし、またこの広い北杜市に点在する24景をライブカメラで見られるわけですから、防災等にも役立つのではないかというふうな気もいたします。

以上3点でありますけども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

水道料金統一問題について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、峡北地域広域水道企業団との責任水量制がいつ定められ、各町村の量の決定の経緯についてであります。

責任水量制は峡北地域広域水道企業団が財政基盤の安定を図り、用水を責任を持ち安定的に供給するために、常に一定の収入を確保し、事業運営の安定を期すため、構成市町村間で決定した、供給開始当初からの制度であります。

また基本水量の決定であります。昭和55年度の広域水道事業としてのダム建設時に、構成町村が基本水量の申し込みをし、現在に至っていると聞いております。

次に、基本水量の見直しについてであります。

水道用水供給事業は多額の先行投資を必要とし、固定的な経費が大部分を占めることなどから、常に一定の収入を確保する必要があります。しかし、市としましては、水道事業の財政状況が厳しい中、基本水量について構成市と協議してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

13番、千野秀一議員の質問にお答えをします。

教育センター統合に伴う施設管理についてであります。

現在8教育センターは、来年4月から東西南北の4教育センターになり、総合支所に入るこ

とにしております。教育センターが管理している体育施設及び社会教育施設については、施設利用の申し込みは、各教育センターの窓口及び電話で受け付けをする予定でございます。使用料については、教育センターで納付書を発行し、従来どおり総合支所または金融機関窓口での支払いとなります。各施設のカギの貸し出しについても総合支所で行い、返却は返却ボックス等を設置し、対応したいと考えております。また、住民や諸団体への周知は市広報誌などに掲載し、徹底を図りたいと考えております。

なお、現在の教育センターの施設には、他の社会教育施設なども併設されておりますので、利用者に不便をかけないような措置を検討してまいりたいと思います。

また、青少年育成カウンセラーについては、各教育センター及び学校との連携を考慮し、生涯学習課に配置する予定でございます。指定管理者に管理をお願いしている体育施設についても、生涯学習課が一括して担当します。また、各教育センターが主催している講座学級等については市全体で見直し、各町の特色ある事業は、今後も継続していきたいと考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

北杜24景をホームページに動画でについてであります。

北杜市内の素晴らしい景色、景観の中から定められました北杜24景、これらの景観を市民の皆さん方だけでなく、全国の方々に紹介するためにライブカメラを用いて動画で配信するというご意見は北杜市の景色、景観を全国に向けてPRする上で、大変有意義なことと思います。

四季折々のそれぞれの景色、景観の美しさは本当に素晴らしいものであり、見る人を感動させ、心に残る思い出をつくります。市内では、合併前に旧大泉村で整備したライブカメラが10カ所ありますが、これらも落雷などで被害を受けやすく、整備後の年数も経っており、故障の頻度が高くなってきております。またライブカメラを新たに設置する場合、公共施設等の建物に取り付けるのがよいかと思いますが、映像を送信するために、その場所に専用ケーブルを設置する必要があります。仮に合併時に整備し、現在、行政用で使用しております光ケーブルを有効利用したとしても、そのケーブルが設置してある施設、さらには北杜24景の場所の近くにある施設などに限られます。いずれにしても、経費も相当要することが想定されますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

まず水道料金という質問で入りましたけども、この水道料金を多くの市民の皆さんに理解してもらうためには、格差を少なくして、経過措置をとって統一をしていくというだけではなくて、今後、北杜市の水道事業がどの方向に向かっていくかということを事前に市民に知らせ、そのためにどのようなスケジュールで、何年後に、こういうふうな段階にいきいたいんだというこ

とを、ある程度、先に示しておく必要があるのではないかというふうに思います。その中で、料金を統一する前提として、ちょっと、今日も午前中に話がありましたけども、先般の新しい運営委員会の中で示された計画の中の、各町の中の給水区域を取り払うというふうな事業が示されていました。それ1つとっても、町の中にある水源がいくつかある場合は、それをつなげるということに対して、地域の水利権者さんたちが、いろんな意見を言うことは想定されます。ということの一つひとつクリアしていかなければ、水道事業が前へ進まないということ考えた場合に、想定されることを事前に、よく地域の水利権者、水源に関係する皆さんに説明をしていかなければいけないと思います。そのへんのところを、執行側だけで水道事業を、こうだからという形で、管がいつか知らない間につながってしまったということが絶対ないような、そういうことを市と住民との信頼関係の中で、事前にしっかりした立場を持っていていただきたいと思います。そのためには、なんらかの推進するための期間が必要かと思うんですけども、そのようなお考えがありますか。

それと、特に管路をつなぐという部分では、いろんな抵抗が出てくると思います。将来的には北杜市が1つという形になった場合には、午前中、ちょっと話がありましたけども、町を越えてつなげなければならぬような場所もあるかと思えます。そういうときにも、それなりの住民のいろんな意識が出てくると思えますから、それに対応できるような組織、あるいはそのための説明をするような、考えをきちっと先に持ってくる必要があると思えます。そういうことがなければ、この料金問題は前へ進まないような気がするんですけども、そのへんのところをまず、お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

千野秀一議員の再質問でございますけども、まず料金を統一する中で、今後の市の水道事業についての計画ということで、ご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

もう何回も答弁をしているわけですけども、旧町村のときから昭和61年ですけれども、各町村で各町村の中の簡易水道の統合整備を進めようということで、計画をしてきた経過がございます。合併後もその計画を引き続いて、現在、各町ごとの統合整備計画を今現在、実施しております。

そうした中で、平成19年に北杜市全体の統合整備計画というものを厚生省のほうへ出したわけですけれども、これにつきましては、旧町村時代にやっていた明野、須玉、高根、長坂の統合整備事業へ小淵沢町が合併したことによりまして、小淵沢町を追加して事業を推進していくという計画を立てて、提出したものでございます。

今回、料金改定につきましては、国のほうで簡易水道統合整備事業がなかなか進まない。国も財政的に非常に厳しいという中で、簡易水道事業の統合整備につきましては、国の補助金の適用が受けられますけども、そういう中でも、もう期限を切りましょうという中で、28年を切りに統合整備計画は、簡易水道の統合をしない限りは、補助金は出しませんよという計画になっております。

そうした中で、北杜市も今年度、統合整備計画を新たに策定して、国のほうに出すわけですけれども、これにつきましては、再三申し上げてありますように、簡易水道事業、46カ所に

つきまして、北杜市の水道事業の経営認可申請を行うものでございます。

この中には2通りございます。1つは経営の統合、そしてもう1つは施設の統合というものでございます。経営の統合というものは全体の料金の統一、それから公営企業に移行いたしますので、資産台帳の作成等々の整備をしていく、そういうソフトの面でございますけども、していくところでございます。それから施設の統合ということでございますけども、これにつきましては、今までの各町の簡易水道の、先ほども議員さんおっしゃいますように、自己水源85カ所、これにつきましては深井戸もありますし、湧水もありますし、表流水もあります。そうした中での今後、それらが使えるかどうかと。非常に取水量の少ない深井戸等もございません。これらを検証しながら、もし使えないような場合につきましては、水道企業団よりの、ダムの水の有効利用をしようという部分もでございます。

それから、配水池の統廃合でございます。現在116カ所の配水池がございます。これらにつきましても老朽化が懸念される場所もありますので、それらのものにつきましても検討をしていこうと。

それから配水管の管網ですけども、管のものですけれども、これにつきましては、各町内の、要するに旧村の中の統合ということですから、区域を超えた中での統廃合の取り払い、要するに枠を離れた統廃合を考えております。具体的に言いますと、46の簡易水道を今度は8つの区域という言い方でしょうか、旧村ごとに統合整備をしてきましたので、それらの取り払いを行いまして、北杜市全体の中のエリアは設けますけれども、1つの各町村を結ぶということではないように理解していただきたいと思っております。

そうした中で、水道ビジョンにもありますけども、今後は安全で安心な、要するに水の供給をしなければならないということで、北杜市全体の中を見直した中では、どうしても水の固い地域もでございます。一朝有事のときに、給水もしなければならないということで、緊急に整備をしなければならない、緊急に連絡管を整備しなければならないところもあると思っております。そういうものにつきましては、当然、町村を超えますので、それらについては十分、それらの方々と協議をしながらしていくような考えでおります。そういうことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

基本水量のことについては、先ほど市長が構成市と今後、協議をしてみたいというふうな答弁を行いました。先ほど言いましたように、再三、出ていますように、ダム水がどうしても高いというふうな観点から、この負担を少なくするためには、どうしても北杜市と、あとの2つの構成市との間で、どういう理由があったにしろ、これからこのままの関係でいいやということではなく、協議をして、そして必ず市民の負担の軽減に努めていただきたいというふうなことを強くお願いをしておきます。

そして今、もう1つは各町内の整備網のことにつきましても説明があり、もう1つ、各46を8つの水道にする。そして、町を超えての統合は考えていないというふうなことの明言をお聞きしました。このことは、特に私、大泉ということもありますけども、湧水の多い大泉とすれば、それがよその町と連結されるということの危惧をしている住民が多いわけですから、その

ことはないということで、大変、心強く思っています。

それでは、あとは教育センターの関係で、もう1つ、2つ、質問させていただきます。

教育センターが入っている施設が、センターの移動に伴って無人になってしまうというところもあるわけですが、先ほどちょっと、僕も話したように、まだ想定が、よく伝わっていないかと思うんですけども、午前中、午後、そして夜というふうな形で、貸し館のような仕事をしている大泉の総合会館を例えにしてみますと、教育センターがなくなってしまうと無人になってしまう。その場合に、土日に特に使用頻度が多い場合に支所にカギを用意しておいて、いくつかの団体が1日に、例えば3団体使う。2日ということになると、6団体が使うというふうな場合に、カギはどういうふうに渡すのか。そして、もう1つは、夏場はいいとしても、冬場の場合ですと暖房の問題なんかもあったり、そういうふうなものの運転、あるいは使い終わったからといって運転を止めるとか、あらゆる作業がホールを借りた人が責任を持ってやるということになりますと、それも土曜日、明日、日曜日、また使うということもありますと、大変、難しい運営になろうかと思うんですけども、貸しカギということだけで、うまくできるのかどうか心配です。当然、そういう大きな施設であるから、完全に無人化ということではなく、午前中、ちょっと答弁があったように思うんですけども、教育センターの職員という意味ではなくて、その管理者としての人員配置をぜひ、お願いしたいなというふうに思いますけども、そのへんのお考えをまず、お聞きしておきます。ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

ただいま、千野議員が確認の意味で答えられたことについて、ちょっと確認をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

統合整備事業の中で、町村間をつながないということを申しましたけども、これにつきましては、施設の統合についての必要最小限の、水の固い地域もありますので、その部分につきましては、要するに受益というか、受水を受けている方たちとも協議をしながら、このビジョンでいいます安全な安定した供給をするためには、当然、必要だというふうに考えておりますので、そのへんは緊急的に使う部分の接続はさせていただくということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

教育センターが4つになってしまうことによりまして、各地区に教育センターが管理してある社会教育施設、体育施設はほとんど指定管理者になっておりますので、基本的に考えていますのは、学校を開放している体育施設と、それから社会教育施設を管理していくようになるかと思ひます。

カギの貸し出しにつきましては、支所の業務としてやっていただくということで、支所に職員がいる時間、8時半から5時半までがカギの引き受け、いわゆる貸し出し時間ですね。使用者側からしてみれば、借りにいく時間ということになります。それから返すのは、使い終わっ

たあと、各支所に受け取りのボックスを設けておきますので、使い終わったら、そこに入れていっていただくというようなことで考えております。当然、夜間とか何カ所かといいますか、幾組か借り手があると思いますので、それらを想定しながら予備のカギは用意しておこうというふうに考えております。

それから、それぞれの施設について、いろんな管理の仕方がある状況が、それぞれそんなに、会議室の暖房等についても、FF式のものでスイッチを押せばついて、スイッチを押せば消せるというようなところもございますし、全館暖房みたいなところもあろうかと思えます。それらはそれぞれの施設によって、今後、利用者の方々に不便をかけないような方向で、管理していくことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

ダムの関係なんですけども、峡北地域の水道企業団の例規集のことについて、ちょっとお聞きしてみたいと思うんですけども、この中の業務の中に、水道用水供給条例施行規程という中の第4条の中には、受水者は毎年、10月30日までに翌年度の受水量を申し込まなければならないというふうな、そんなことが書いてあります。意味不明なんです。この文言をどのように理解をしたらいいのか。これは、申し込まなければならないということは、受水者ということは、北杜市が企業団に申し込めというふうな、そんなふうにとれるんですけども、そのようなことは、どんなような理解をしたらよいか。簡単に読み取れば、必要ないものは申し込み量で、申し込まなくていいのかということになるわけで、そうしますと、年間2億何千万円という不必要なものは払わなくてもいいのかという、そんなふうに取り扱われるんですけども、そのへんの解釈はどういうふうにされておりますか。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

水道供給条例の施行規程の解釈でございますけども、まずもって、その前に峡北水道企業団の用水供給条例というのが一番頭にあるわけですけども、この中に基本料金と、それから使用料金というものがございます。基本料金というのは、先ほどから言われております、ここで言うております責任買い取り制、旧町村が申し込んだ基本水量を基本料金として、それに100円を乗じた料金だというふうに書いてございます。それから使用料金につきましては、受水者が基本料金を超えた分、要するに超過分でございますけども、超過分について立米、同じく100円を乗じた額というふうに書かれておまして、これが使用料金でございます。

これに基づきまして、今度は規程の中で、これらの規程が、これは企業団のほうですから、私たちの解釈でございますけども、年間受水量というのがございます。年間受水量というのは、毎年4月から翌年の3月までに、年間に予定している使用料という文言で書かれております。

ということをお考えますと、毎年10月31日に来年度の部分を申し込むという文言からいきますと、超過分の申し込みを前年の10月末までに企業団のほうへ申し込んだ中で、企業団の来年度の運営を計画するものではないかなというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

だと思えますけども、非常に紛らわしいような言いまわしですので、まさかそれが、前に申し込みをしろと、要するに受水量ですとか使用料だとか、文言がなかなか、使用料金とか、基本料金とかということが非常に分かりにくい部分があるわけで、今のような解釈がされやすいかということをお慮りの中で、もし、そうならば、企業団の表し方、もっと分かりやすいような形にしておいたほうがいいのかなど、そんなことも思ひまして、とりあえず質問してみました。簡単に2億何千万円もの負担がなくなることは、たぶんないだろうと思うわけですけども、そのへんのことも、また企業長として、分かりやすいような整備をしていただければ、ありがたいかなということを感じます。

いろいろな質問をしましたが、これで質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

子育て支援事業について、ほか2件、質問いたします。

少子化対策は、北杜市の議会においても何度も取り上げられており、国を挙げての最重要課題であります。出生率は2008年6月には1.34となりましたが、超少子化時代は確実に進行し、対策に苦慮しているところであります。また混迷する社会経済の中、女性の労働力の見直しは、必要不可欠なものとなっております。

日本では女性の就業率が上がれば出生率が落ち、少子化に拍車がかかるとの見方も一部には聞かれますが、スウェーデンの労組連合TCOによると、女性の就業率が高い国は出生率も高い傾向にあるとしています。また女性が働くことは、国の根幹である高齢福祉を支え、経済成長にも貢献するともいわれています。子育て中でも女性が働けるのは、仕事と家庭の両立支援と子育て世代の経済支援が大きく、子育てに関する環境整備の充実が必要です。

市では、第2子の保育料無料化や小学校3年生までの医療費の無料化の実施等、少子化対策には積極的に取り組んでいただいておりますが、さらにまた、県モデル事業として、ファミリーサポートセンターの設置、経済危機対策の一環として、県に創設された安心子ども基金を活用した事業を計画しているようですが、大きな成果を期待しているところであります。その件につきまして、詳細を伺います。事業の内容、実施の場所、今後のスケジュール。

2点目ですが、健診項目の見直しは、

高齢者の増加や団塊の世代が大量に退職し、国民健康保険の運営が厳しくなっています。健康を維持し、体調を管理していくことは、個人の努力はもちろんのこと、市としても大切な施策の1つであります。各町ごとに1年に一度の健康診断を実施し、また今年度より特定保健指導が開始されております。運転のできない方、歩行の不自由な方等もおられ、市の健診で早期に発見ができて助かったという声も聞いております。受診者にとって、身近に受診できるこ



とは大変便利であり、受診率の高い一因であるとも思われます。

しかし、合併当時から行われていた健診の検査項目が国の方針もあり、健康な体づくりやメタボ健診にシフトされ、変更になっているものや、なくなってしまったものもあります。体の異常を発見するのが目的でありますので、長期にわたる疾病や慢性疾患など、継続した検査が必要で、正確な数値が示されてこそ、判断ができるものであります。

好転しているのか、悪化しているのか、現状維持なのか、前回と比較できるデータが必要であります。特殊な検査は別としても、検査項目を見直して、健診が健康のスクリーニングになり、異常を早期に発見できるシステムの検討について、お考えを伺います。

次に施設入所待機者への対応について、伺います。

国の施設での介護から地域での介護をとという施策により、地方ではしっかりとした受け入れ態勢も整わないうちに移行が進み、家族や介護の現場では対応に苦慮してきました。全国では65歳以上が2,898万人にものぼり、親子とも高齢化し、老いた身での介護の苦勞や夫や妻のどちらか一方が介護が必要になり、お互いに疲れ果ててしまったご夫婦の例や、また一人暮らしのお年寄りの安全確保など、高齢化社会の問題点が数多く浮き彫りにされています。

市内では民間や社会福祉協議会などにおいて、給食サービスやデイサービス、ショートステイなど実施しています。社会福祉協議会では、北杜市地域福祉活動計画を策定し、高齢者の生きがいと地域づくりの推進に尽力していただいておりますが、特別養護老人ホーム等、入所の希望者が増加しており、1施設300人から500人、3年から5年ほど待たなければならぬ状況とも聞きます。そこで、本市での待機者の状況と対応について伺います。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、子育て支援事業についてであります。

市としては、今議会でも少子化対策の一環として、県のモデル事業や安心子ども基金を活用し、子育て支援に関する新規事業を実施するための補正予算をお願いしております。

具体的には、平成21年度中に、今から申し上げる4つの事業の実施を考えております。

第1に、保育サポーターを組織化する事業です。一時預かり等、子育て支援サービスを提供する民間団体や個人について、市に保育サポーターとして登録していただき、保育サポーター間の情報交換のための連絡会や研修の実施などの支援を行います。将来的には、ファミリーサポートセンターとして、市で保育サポーターのサービスを受けたい方からの連絡を受け、保育サポーター間の連絡調整を行いたいと思います。このようにファミリーサポートセンターは、連絡調整が主たる業務であると考えております。

第2に、日曜子育て交流広場事業です。月1回、日曜日に4時間程度、保育園において親子で参加できるイベント等を実施し、子育て中の親子の交流を図ります。市内3カ所の子育て支援センター機能を有する保育園で、それぞれ1回ずつ、計3回実施する予定です。

第3に、子育てに関する情報を盛り込んだパソコン、携帯サイトの調整や冊子の作成を行う事業です。子育て情報をさまざまな形で提供することにより、子育て中の方がほしい情報を入

手しやすい環境を整えます。

第4に、放課後児童クラブや児童館の指導員等の研修参加を支援する事業です。指導員を対象とした研修の参加費用を補助することにより、参加しやすくし、指導員のレベルアップを図ります。

これらの事業を実施することで、本市を子育てしやすい魅力的なまちとし、少子化に歯止めがかけられるよう、引き続き努力をいたしたいと思います。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、総合健診の検査項目の見直しについてであります。

平成20年度から各医療保険者による特定健診が始まったことを機に、本市の総合健診の検査項目を国の基準に合わせたため、いくつかの項目がなくなりました。検査項目でなくなったのは尿酸・クレアチニンとヘモグロビンA1c、血小板の血液検査項目と、そして心電図検査であります。その一方で、総合判断ができる赤血球、ヘマトクリット、血色素を特定健診項目に上乘せし、残しています。

平成20年度からの検査項目を設定するにあたっては、市民の健康の課題や異常の出現率から、現在の内容になりました。また、予防を重視した健診後の保健指導に重点をおいて、実施してまいりました。しかし、健診を受診した市民の方から、自分の健康状態を把握していた検査項目がなくなって残念だという、ご意見もいただいております。

検査項目の追加は財政負担も伴うものでありますので、平成21年度の健診結果から市民の健康課題を精査しながら、再検討してまいりたいと思います。

次に、施設入所者待機の状況であります。

本市における特別養護老人ホームの受け入れ可能ベッド数は355床で、8月現在の待機者は430人となっています。そのうち、自立や入所対象とならない要支援者が62人と全体の14%あり、特に一人暮らしや高齢者の二人暮らしの方がその60%を占め、現在、元気でも将来の不安から申し込まれていると考えられます。

また申し込まれている方でも、順番がきてもまだ自宅で介護できる等で入所されない方も30%ほどあり、実質的な待ち期間は1年から1年半くらいの状況です。待機している場所は自宅が55%で、45%が老人保健施設、病院などの施設になっています。

山梨県の健康長寿山梨プランの中では、施設の整備目標は達成しております。29床以下の地域密着型特別養護老人ホームの設置については、市町村が許可を出すこととなっておりますが、現在、本市のベッド数は国の示す参酌標準を超えており、平成23年度までの第4期計画の中での建設は、不可能と考えられます。

なお、今期においては通い、訪問、泊まりが行える小規模多機能型居宅介護施設の設置を求めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

それでは子育て支援事業について、お伺いいたします。

いろいろな企画を考えていただきまして、非常に子育て支援、ありがたいところでございますが、その事業の、民間の知恵と、またノウハウを活用することは非常に大切でございます、また保育サポーター等、子育てに関係している組織が今まで点在していました。それは、その情報を得る場所とか、それからコーディネートして、うまくネットワークが組めるという状況を非常に望んでおりましたので、そんな話も中に入っていました。ぜひ充実をしていただきたいというところですが、この事業の周知方法について、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

先ほど、市長が答弁した事業につきましては、新規事業でございます。例えば保育サポーターを組織化する事業や日曜子育て交流広場事業については、多くの方に参加していただくためには、当然、市民の方に広く周知していくことが必要だというふうに考えます。当然、そのためには広報やホームページ等を活用しつつ、あらゆる機会を通じながら、広く周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

ホームページとか広報とかありますが、なかなか目に触れないということもあります。先ほど集いの広場事業のところも、この対象に入っているようなお話ですので、そういった子育てに関係するようなところにも、パンフレット等を置いていただければ、ありがたいかなというふうに思います。

それから検査項目の見直しのところなんですけど、非常に先ほどお話していただいたように、もう少し増やしてほしいとか、なぜ減ってしまったのかなというふうな意見もたくさんあります。多少、自己負担が増えても、ぜひ健診したいというふうな声もありまして、健診のときにでも、またアンケートをとるような方法をとっていただいて、その検査項目の見直しをぜひ考えていただきたいと思います。

血液検査とか、新しく検査を始めるということではなくて、血液検査の中に含まれている検査というのもあるようですので、そんな部分も。先ほどお話しした、マイナスになったとか、なくなった検査というのが血液検査、血液を採ることによって、検査ができるというの、たくさん含まれていると思います。ですから、そんなことも含めまして、アンケートなどをもって、必要な項目を増やしていただけるという方策をとっていただけるか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

血液検査につきましては、現在の健診機関では集団健診ということで、その内容から個人ごとの検査項目の追加はできないという状況でございます。そういうことで、検査項目につきましては、全員に追加するということとなります。平成20年度より特定健診制度となりましたので、各医療保険者とも協議を行いまして、平成21年度の健診結果によります分析を行い、項目の見直し設定などを、医師を含めた関係者等で専門的な検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

先ほど、お話の中でも、心電図等というのがありまして、市のほうでもそういう部分は把握していただいているんだなということを感じています。ぜひ、皆さんの健康を守るためにもお願いをしたいと思います。

それから施設入所待機者への対応というところで、お聞きいたします。

この施設入所をするには、介護申請が必要だと思います。その申請の方法について、お聞きしたいと思います。介護保険法では、65歳以上の第1号被保険者、そして特定の病気がある場合は64歳以下の第2号保険者が申請できるというふうに聞いておりますが、この介護申請の方法について、お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

介護申請の方法でございますけれども、申請は本人ですし、また代理といいますが、提出代行者をしていただいても結構です。その際、申請書に基づきまして、包括支援センターの担当職員が、本人をうかがうようにしております。本人でなくても代理申請ということでも、受け付けはしてございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

その申請なんですけど、包括支援センターの職員の方が窓口になるんでしょうか。介護の認定ですので、専門のケアマネージャーとか、それから病院の方とか、福祉関係の専門職の方が申請の窓口というか、そこで受け付けという形はとれないんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

ケアマネージャー、また介護施設からの申請というのは可能でございます。  
以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。  
保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

分かりました。なかなか包括支援センターというか、保健師さんのところまで話がいかないんだけど、早く認定を受けたいという方もいらっしゃるしまして、できれば、そういう方からの、もっと身近にできるような場面もあるということですので、そのような方の申請ができればというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

質問は、それで打ち切りますか。

○11番議員（保坂多枝子君）

私、そのことではなくて、もう1つ、したいんですが、もし、あるようでは、先に伺いたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

はい、どうぞ。  
清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

すみません。先ほどの答弁がちょっと不適切だったようです。  
申請というのは、あくまでも市が受け付けるわけでございます。ですから、受け付けは市ですね。支所の窓口で提出していただいても、結構です。  
以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。  
保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今のは、市が窓口ということですね。ですから、その申請にあたって、また要介護度がこのくらいですよというのは、保健師さんではなくても大丈夫なんではないでしょうか。もう一度、すみません、そここのところを確認したいと思います、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

要するに申請するのは、先も言いましたように、ケアマネージャーさんや介護施設からの申請は受け付けます。ただ、受け付けるのは、あくまでも市の窓口ということでございます。  
以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では、そのあとの話ということで考えてよろしいですね。はい。では、分かりました。

それから、北杜市はほかの市、近隣の市から比べて、保健師さんの雇用が人口に対して、非常に多いようです。これは福祉に対する市の姿勢が、しっかりやっけていこうということで、雇用していただいているというふうに私は思います。

ちなみに、韮崎市が3万2千人のところは13人で、2,461人に1人。そして甲斐市が7万4千人に対して、19人の保健師さん。3,894人に1人。そして南アルプス市は7万3千人に25人で、2,920人に1人。北杜市は4万9千人で24人の保健師さんがいらっっしゃいます。2,941人に1人と、非常にほかの市から比べて恵まれている環境だというふうに思っています。

高齢化も非常に高く、出産からの育児、そして疾病とか介護とか、所管が非常に広い部分でございますので、こうした保健師さんの専門の知恵を生かしていただきまして、先ほどの待機者とか、それから介護を待っている方、いろいろな分野でも、ぜひ、その方たちの、専門職の知恵を生かしていただきまして、よりよい福祉の充実を図っていただきたいというふうに思います。そのことにつきまして、市の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

保坂議員さんの再質問にお答えします。

他市に比べまして、本市の保健師さんの数が多いということでございます。そういう状況の中で、本市の保健師、与えられた職務を一生懸命やっているということの中で、その成果というものは必ず表れているというふうに思っております。その状況に甘んずることなく、頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

○11番議員（保坂多枝子君）

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、4時ちょうどといたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時00分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

会議時間を、あらかじめ延長いたします。

渡邊英子議員の米飯給食の件で、進藤教育次長から発言があります。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

渡邊英子議員の質問の中で、米飯給食の数についてでございますけども、平成20年度の実績としまして、米飯給食が市全体で1,314回、行われました。全部の小中学校ですね。それからパン食が873回ということで、合計2,187回の給食数となりまして、割り戻して、週当たり直しますと、3.001くらいに数字になりまして、おおむね3回ということで、3回以上はやっているということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですね。

（なし）

次に明政クラブ、17番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

2項目について、質問いたします。

まず1項目、少子化対策について、伺います。

北杜市の人口は、21年4月1日現在で、0歳から14歳が5,641人で11.4%。15歳から64歳は2万9,075人で59%。65歳以上は1万4,564人で29.6%であります。高齢化率は、20年度の国の平均値より高い数値であり、確実に少子高齢化が表れています。これには、いくつかの原因が考えられています。これまでは夫が働き、妻が専業主婦として、家庭や地域の役割を担うことが常識でありました。しかし、日本が高度成長期に女性の社会進出により、勤労世帯が過半数を占め、共働きの核家族化が進みました。併せて仕事と子育ての両立が困難なこと、経済的に自立できないこと等、さまざまな原因により少子化等が考えられます。

市長は常々、少子化がふるさと存亡の危機と言われ、北杜市でも少子化対策として、第2子以降の保育料無料化、乳幼児医療費助成、子育て環境整備事業等、多くの施策を実施しています。しかし、これらの事業は子どもが誕生して成り立つものであり、子どもの授からない夫婦には恩恵が受けられません。過日の新聞報道によると、子どもが授からず、悩む男女は50万組を上回ると発表されました。当事者にとっては、非常に深刻な問題であります。市でも18年度より、コウノトリ支援事業を立ち上げました。以下、市長に伺います。

18年、19年、20年度の実績は、

2つ目、1件当たりの補助の増額と期間の延長の考えは、

3つ目、市民への広報活動は、

4、この事業に医療保険適用の検討は、

2つ目、市単道路用地取得費の統一について、伺います。

合併から5年が経過し、懸案事項の1つである市道用地買収単価の統一に向けての提言をしたいと思っております。この件については、旧8町村ごとの道路用地の買収単価は、種目ごとにまちまちであり、まだ統一されていない状況にあります。早急に取り組む必要があると考えます。特に格差がある宅地単価については、公平を期すため、税務課が所管し、毎年、市内各地点で

不動産鑑定を実施しています。固定資産評価額で、単価の統一を図ることが望ましいと考えます。法的にも根拠があり、公平性が確保でき市民の理解が得られ、かつ不動産鑑定費用が節減できるのであります。検討することを提案しますが、その考えは、

また、いつごろまでに統一するのか。その検討方法はどう進めていくのか、市長に伺います。  
以上で、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

市単道路用地取得費の統一についてであります。

市単の道路整備に伴う用地取得につきましては、旧町村ごとが定めた単価に基づき買収を行っており、ご指摘のように現在の買収単価に地域格差が生じていることから、統一的単価の設定は喫緊な課題であると認識いたしております。

買収単価の統一にあたっては、固定資産税評価額を根拠とすることが望ましいとするご意見も参考とさせていただきながら、庁内関係部局において検討会を実施するなどして、宅地以外の地目についても検討を行い、できる限り早期に適正かつ公平な統一的単価を導入できるよう努めてまいりたいと思っております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策における不妊治療について、いくつかご質問をいただいております。

本市では、平成18年度から特定不妊治療について、1回の治療費が高額であることから、その軽減を図るため、治療費用に年30万円を限度に2年間を助成するコウノトリ支援事業を開始しています。平成18年度からの3年間で、24人の方が助成を受けています。

次に1人当たりの平均助成金額は21万8,082円となっておりますが、本市の制度は山梨県の特定不妊治療費助成事業の通算5年間、1回に10万円の助成制度に上乘せした助成になっております。助成の期間や補助の金額については、今後、利用者などの意見を聞きながら検討をしております。

次に市民への周知は、市のホームページや広報を通じて行っておりますが、かかりつけ医師から勧められて申請する方もあり、医療機関への情報提供も有効であると感じておりますので、さらに広報に努めてまいりたいと考えております。

次にこの不妊治療は疾病ではないため、保険適用がされていません。不妊治療は高度生殖医療として進展していますが、統一された手法や評価が確立されておらず、治療の予後などの課題があり、国レベルで十分な検討がされていくよう、県を通じて要望をしたところであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。



坂本治年君の再質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再質問をいたします。

まず道路用地取得費の統一の件なんですが、今、市長は早急に検討すると申しましたが、もう実は、北杜市はご存じのように5年経過しております。なるべく早く、このように経済環境が厳しい中でございますので、急いでとって、もう5年も経過しているわけなんですから、いつごろまでにこの統一ができるか。市民に広報することも必要だと思いますので、もう一度、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本議員の再質問にお答えをいたします。

たしかに、合併以前からの買収単価を使っているというようなことですから、合併以降、全然、改善がされていないと言われれば、たしかにそのとおりであります。いつまでという、今日、この時点から早急にとということですから、間違いなく、そう向こうへいかないうちに、これは約束できますが、ただ、来年度からというようなお約束までして、やらなかった場合の心配もしております。早急にとということで、ひとつご理解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再質問します。

やはり、もう5年が経っておるんですから、ここで期間を決めて、いつまでにと、努力しますと、部長がここで言うていただければ、なお、ありがたいわけで、また早急だといって、1年延び、2年延びても早急ということになるので、できたら期間を切って、いつまでには、どういう方法で統一をするということを、ここで宣誓していただければ、なお、ありがたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

それでは、宣誓をさせていただきたいと思います。

とにかく検討は即座に入るつもりで、もちろんおります。ですから、基本的には来年の4月から、その単価でいけるように努力をするというところで、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

では建設部長、よく検討していただきたいと思います。

次に、少子化対策の問題を再質問したいと思います。

先ほど福祉部長の答弁で、3年間、24人ということですか。3年間で、ただ24人。これは個人情報保護条例ということで、なかなか大雑把に、大げさに言えない立場があります。私も、この問題を言うときに、例えば、私のまわりであろうと、北杜市の全体で、早く言えば、子どもが誕生しなくて、非常に困っている方がおおぜいいます。だから親でも、親戚の方たちも、なぜ、うちには子どもができないというようなことが現に起きています。だから、まわりの方もそれになかなか、口を出すわけにはいかないで、例えば2年間で30万円と。2年間でも、なかなかできない場合があると思います。ですから、それを3年、4年に延ばして30万円で、なおかつ誕生できるというように、まわりの方からこういうことだということ、例えば、その施設に、こういう問題がありますから、もうちょっと辛抱強くしてくださいというようなこともしていただきたらと思います。市民の広報活動というのは、そういう施設、例えば産婦人科の関係のところへ、こういうものがあるからというようなこともやって、していただきたいと思います。

また医療保険の適用ということは、非常に難しいと思います。だけど今回、政権交代で、民主党でも、この問題に対しては、やはり今回、マニフェストで入れるということをしていいますので、これは市が、今、財政の関係で、このようなことは無理だと思いますが、やはり政権交代が、これにも今回、やると思っていますので、もし、このへんのことも、これは要望ですが、できたら少子化対策の一助になるようにしていただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

先ほど、ご答弁をさせていただきましたけれども、本市の助成、2年間で30万円という額につきましても、県内で比べても、いいと思います。先ほど申しましたように、助成の期間や補助の金額については、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再質問します。

ですから30万円を2年間でなくて、3年、4年ということを変更して、これはお願いをして、質問に代えさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁は求めませんね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで17番議員、坂本治年君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

平成21年9月定例議会にあたり、課題事項である防災対策と今後、拡大が懸念される新型

インフルエンザ対策、市民サービスの充実に向けての市職員による地域、地区担当員制度の設置についての3点を一般質問させていただきます。

最初に、防災対策について伺います。

いつ起きるか分からない地震や風水害など、災害時に市民の安心・安全の確保を図るため、情報を提供する責務がありますが、今後、市の地域防災力をどのように進め、高めていくのか、お伺いします。

去る8月11日、午前5時7分、静岡県駿河湾沖を震源とする震度6の地震が発生し、日本の交通網の幹線動脈である東名高速道路の路肩が決壊するなど、大きな被害がありました。北杜市でも震度4の強震で、その間、約16秒ぐらいでありましたが、近年にない地震の怖さを体感・痛感したところでもあります。幸いにして早朝であったため、火災の発生などの大きな被害はありませんでしたが、東海沖地震が想定される中で、一朝有事の際に消防団や自主防災組織など、いち早く情報伝達ができる体制づくりが求められています。それらをふまえ、現在の市の防災対策について伺います。

1つ目として、地震など災害時の情報伝達体制は万全かどうか。

2番目として、予測できない地震や風水害などの災害に備え、市民への危機管理体制の教科書に向けての取り組みはされているのかどうか。

3番目として、特に社会的弱者や一人暮らしの高齢者家庭への情報伝達手段は、また、その対象者数は把握しているのかどうか、お聞きします。

次に新型インフルエンザ対策について、伺います。

過般、国立感染研究所が公表しました新型インフルエンザ対策によると、秋以降、集団感染が小中学校等で大流行するおそれがあるとしています。厚生労働省では、その対策としてワクチンの確保に努めるとともに、確保したワクチンの接種を医療従事者や基礎疾患のある人、また小さな子ども、老人等を最優先とするとしています。仮に本市に集団発生した場合の対策、予防措置を含めて、市としての感染対策は万全かどうか、お聞きします。

最近のマスコミ等の報道においても、全国的に都市部を中心に新型インフルエンザが急速に増加し、各地で、また県内においても学校等は休校しています。それらをふまえ、市としての対策は十分なのかどうか。以下、3項目について伺います。

1番目として、予防対策と市民への情報提供について。

2番目として、発症時の対応について。

3番目として、市立病院等、医療機関の受け入れ態勢は十分にできているかどうか。

最後に市職員の地区、地域担当員制度（相談員、もしくはサポーター員）の設置についての提案ですが、すでに市民相談員制度を支所、本庁の政策秘書課に設置し、市民の相談に応じていますが、この制度を広く活用し、住民サービスのさらなる充実を図るためには、市内の各地域、現在122の行政区がありますが、住んでいる職員、住んでいない地区もあると思いますが、職員にご協力をしていただき、地域の市民と職員が日々接することにより、より身近な公務員として信頼され、気軽に相談や市民への行政サービスが推進できると思いますが、設置についての考えがあるかどうか、伺います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地震等災害時の情報伝達体制についてであります。

地震等災害時の基幹的な情報伝達手段となるのが、防災行政無線であると考えております。現在は旧8町村の施設を引き継ぎ、本庁で一括緊急放送ができる体制になってはいますが、複数の周波数であることや、老朽が著しく放送機能が停止している地域もあることから、市内全域を網羅する防災行政無線のデジタル統一化を図るための、実施設計を進めているところであります。

今後、実施設計に基づいて効率的な財源の確保を図りながら、来年度から計画的に施設整備を進めてまいる予定であります。

また地域のラジオ放送、CATV等のメディアやインターネット等も情報伝達手段として防災行政無線を補完するものと考えられますので、現在、FM八ヶ岳と災害に関する予報、もしくは警報等の緊急放送を要請できる、災害時における放送要請に関する協定を締結しております。さらに防災・防犯等の情報を、メールで市民の携帯電話やパソコンに配信するサービス、北杜ほっとメールを昨年6月から開始したところでもあり、市の現状に即した様々な手段を検討しながら、情報伝達体制の整備に努めているところであります。

次に災害に備え、市民への危機管理体制強化の取り組みについてであります。

過去の大災害からの教訓では、災害発生初期段階では、自分のことは自分で守るという自助、近隣同士が相互に助け合う共助が大きな力を発揮したといわれています。このため、市民の皆さんに防災意識とその対応について、日ごろから認識していただくことが大切であり、自主防災組織を組織化し、防災訓練を実施するなど、防災意識の啓発に努めているところであります。市では自主防災組織の充実強化のために、平成19年度に作成しました防災組織活動マニュアルをもとに地域の区長会議を通じて、組織の育成に向けての普及・啓発を行っております。

また、市の推進方針と組織の基準を示した、北杜市自主防災組織育成推進要綱と自主防災組織の活動を支援するための北杜市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱を、平成20年度末に策定したところでもあります。

今後も継続して区長会議等を通して、自主防災組織の組織化と育成強化に努めてまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

市職員の地区、地域担当員制度についてであります。

市民相談につきましては、昨年度から本庁ならびに総合支所に相談窓口を設置し、市民の皆さまに利用していただいております。相談員につきましては、専門知識の習得や窓口対応などについて研修に参加させるなどしており、市民の皆さまとの相談業務が、円滑に図られている

ものと理解しております。今後も市民相談窓口の、より一層の充実を図っていきたいと考えております。

なお、職員が地域の皆さまのよき相談相手となることは当然のことではありますが、すべての地区に職員が在住しているわけではなく、また休日や時間外に、職員が個人で対応することは難しい状況にあります。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、災害時の社会的弱者や一人暮らしの方への情報伝達手段及び対象者数についてであります。

広域的な災害が発生した場合、公的支援活動には限界があることから、情報伝達の方法として防災無線の活用はもとより、地域住民の支援によるものが最も重要と考えております。

現在、市では北杜市災害時要援護者支援制度の制定に向け、準備を進めております。この制度は一人暮らしの高齢者や障害者などが、災害発生時に地域の中で支援を受けられるようにするための制度であり、これらの方々が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的としております。これから地域の皆さまにこの制度の主旨を説明し、年度内には要援護者登録台帳の整備を行い、災害時の情報伝達や救護に活用できるようにしたいと考えております。

次に対象者数であります。身体障害者約1,200人、高齢者等約3,900人、その他の支援を必要とする方を含めると、5千人から5,500人がその対象者と考えられます。

次に新型インフルエンザ対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに予防対策と市民への情報提供についてであります。北杜市においては新型インフルエンザ対策本部を設置し、集団感染が心配となる保育園や小中学校における対応マニュアルを作成した中で、感染拡大防止対策を推進しております。

市民の皆さまには広報、CATV、市のホームページ等を通じ、予防対策である手洗い、うがいの励行、広げないための咳エチケット及び医療機関の受診方法等の周知を行っているところであり、併せて妊婦の方など重篤化しやすい人には、事前に主治医に相談するなど個別に通知をして注意を呼びかけております。

次に発症時の対応についてであります。本市においても8月以降、数人の感染者が医療機関を受診しております。また学校等においては、高等学校2校で集団感染が確認されましたが、現在は収束しております。

これから発症が確認された場合は、患者の方には自宅での療養をお願いし、相談窓口でも対応いたします。集団感染については、休園休校マニュアルの基準に従い、対応していきたいと思っております。

今後、10月にも流行のピークを迎えると想定されておりますので、集会、スポーツ大会等の開催にあたり、中止なども検討しなければならないと考えます。

次に市立病院等医療機関の受け入れ態勢についてであります。市立病院におきましては、新型インフルエンザ対策マニュアルを作成し、発熱患者が来院した際の模擬訓練を実施するなど、外来・入院の受け入れ態勢を整えております。

今後、国内感染の拡大が進んだ段階においては、多くの感染者が発生し、医療機関に殺到する可能性があり、対応に限界が生じることも考えられます。

新型インフルエンザ対策は、かからないための予防、拡げないためのエチケットが重要です。限られた医療資源を効果的に運用するためにも、市民の十分な理解と協力が得られるよう、啓蒙にあらゆる努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

最初に防災対策について、再質問させていただきます。

災害時の対応について、消防団や自主防災組織への連絡、連携体制が不可欠だと思います。緊急時の避難体制を含め、その構築はどうするのか。また、災害が発生した場合、地域防災計画やマニュアルどおりにはなかなか、実際にはいかないと思いますが、それらの対策はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

消防団と自主防災組織への連絡体制、連携体制が不可欠ではないかという、ご質問でございます。

情報伝達システムを有効に機能させるためには、それを受け入れる市民と行政との連携というものは、欠かせないものと考えております。平常時の災害訓練等を通し、地元の消防団、あるいは自主防災組織等、これらが地域防災の中心となる団体でありますので、さらに連携強化を図り、効果的な伝達体制というものを構築していかなければならないと考えているところであります。

次に災害が発生した場合、なかなかマニュアルどおりには機能しないのではという、ご質問でございます。

地域防災計画や活動のマニュアルに基づく職員の防災訓練、研修の積み重ねというものが必要不可欠であると考えております。こういった中で、毎年実施しております総合防災訓練等を通して、地域防災計画や活動マニュアルの実行性というものを高め、災害時における初期活動等、マニュアルどおり機能できるよう、日ごろからそういった訓練、研修を重ねてまいりたいと考えているところであります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

行政でも努力していることは分かるわけですが、先ほどの答弁で、防災無線のデジタル化に向けて実施設計、また来年から計画的に整備するとしていますが、今、合併後5年間、大

きな災害がなかったわけですが、万が一あった場合、今、防災無線の関係も、ちょっと先ほどの答弁では、まだ未整備地区もあると聞いていますけども、やはり先般、防災・防犯メールの配信先が消防団800人、一般の方と市職員400人と聞いていますけども、自主防災会長、122の区長さんまで流すなどの方法等、検討しているかどうか。例えば経費をかけずに、FAX等で情報だけは自主防災会長に情報を流すというような方法、デジタル化されるまで、できないか。ちょっと、お伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

防災無線の施設整備につきましては、ご答弁申し上げたように、今年度、実施設計を組んでいるところであります。来年度から計画的に施設整備を進めていくという計画であります。それまでの間、情報伝達の方法が何かあるのではないかと考えています。その1つとして、現在、北杜市では北杜ほっとメールの配信サービスをしているところでございます。より多くの市民の皆さまに登録をしていただき、情報の手段として活用していければと考えているところでありますし、ご質問のように自主防災組織が組織化され、その会長さん等々、登録を呼びかけながら、ほっとメール等を通じて、災害の情報等々が発信できればということで、また代表区長会議等も通じて、このほっとメールの活用を呼びかけていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

防災対策については、総合計画に明記しているところであります。住民に伝達等、周知することとしています。施策の内容として。そうした中で、午前中の風間議員の質問とも関連するわけですが、防災マップを策定するという事をお聞きしましたけども、ハザードマップ、市内には須玉町を中心に急傾斜地域、土砂の危険区域等、約270カ所くらいあると思うんですが、そういうことを、特に高齢化が進む中で、年寄り家庭が増えている中で、そういうことを明確にしながら、これは行政だけではできません。地域の自助、共助、公助、3つが一体となることができるのだと思います。そうした意味で、防災ボランティアとか地域ボランティア、そういう方を養成する必要があると思っていますので、ぜひ、いち早く、あまりあついものでなくていいと思うんですよ。そここのところは、こういうところは危険個所がある。だから注意してください。一朝有事の際は、そんなようなことについて、ぜひ、速やかな対応をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

危険個所等の周知というような、ご質問かと思えます。

午前中の風間議員さんのご質問にも、ご答弁をさせていただいたところですが、防災マップ

を来年度から作成に取り組んでいくという答弁をさせていただきました。その中で、急傾斜地等々、危険箇所もマップに反映をさせながら、より見やすいものを、より分かりやすいものの作成に努めてまいりたいと思います。

また一方、自主防災組織も、現在19組織ではありますけども、組織化もされてきておりますので、そういった組織にその地区のそういった個所なんかも情報としてお伝えをし、また、それを活用していただいて、それぞれの地域で組織の皆さんがその区域の中の危険箇所と、指定はされていないけども、ここは危険かなと、そんなことを組織の皆さんで、またつくり上げていただければ、その地域でのより活用しやすい防災マップになっていくのかなと、こういうふう思うところでありますので、そんな働きかけもはっきりしていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

防災対策については、答弁のとおり、ぜひ一朝有事の際の伝達体制と防災マップを含めた、マップの簡略なものでも結構ですので、早急に厳しい世帯、社会的弱者の世帯は配布して、また地域の自主防災会、消防団にも連携体制をとっていただきたいと思います。

次に新型インフルエンザ対策について、再質問させていただきます。

全町を挙げて、いち早い対応をしていることは承知しています。しかし、全国的に新型インフルエンザの集団感染が広がる中で、本市においても散発的に発生していると聞いています。秋の行楽観光シーズンを迎え、今後、大流行・大発生する危惧があります。たしかに市民に対し、広報、回覧等で市民に情報を提供することは大いに評価できます。しかし、市内の医療機関や小中学校等の現場に出向いての予防体制、指導、連携が求められています。そのへんの対応については、しっかりする必要があります。そのへんについて、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

市内の医療機関への指導につきましては、保健所等を通じまして、医療機関の対処の確保に努めております。また流行を予測しながら、現在、病床の確保ということで、そのへんの話し合いも行っているところです。また、保育園や学校につきましては、発生を早期に把握しまして、感染経路の分析等、また本人、家族や濃厚接触者などの特定をしながら健康観察に努め、手洗い、マスク、外出の自粛などの対策を実行していきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、連絡体制を密にしまして、防除していかなければならないというふうには考えておりますので、私どももできるだけ、医療機関等を出向く中で連携をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。



○3番議員（相吉正一君）

先般の協議会で、8月末現在の感染者については説明がありましたが、現時点の状況と対応について、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

インフルエンザの発生状況ということで、市立病院等で定点調査というものを行ってございます。9月1日から、一応9月30日までなんですけども、甲陽病院で1件、塩川病院で4件、白州診療所で1件、辺見診療所ではゼロということです。これはあくまでも病院なり、診療所にかかった方の発症状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

厚生労働省は、本日の新聞に掲載されてありますけども、今回の新型インフルエンザワクチンについては、生活保護世帯や市民税非課税世帯に対する無料化を含めた軽減策を自治体ごとに作成していただき、軽減に必要な費用は約1,200億円で、国が半分を負担し、残りは交付税措置で補充するとの報道がされておりました。今週中にも正式に決定するとしています。

市として、昨日の清水議員の質問にあったんですが、私は医療従事者が感染した場合、大変だと思います。集団感染した場合ですね。甲陽病院は4床、塩川病院は2床ですか、そうした面、市でも予防対策は万全を期しているわけですが、万が一、そのような事態が発生した場合、やはり医療従事者には公費負担を含めて、検討していただきたいと。24日付けで、埼玉県深谷市も新型インフルエンザワクチン、1回分の減額助成、医療従事者、妊婦さん、基礎疾患者に無料化するとの報道もあります。財政は大変に厳しいわけですが、やっぱり市民の安全・安心の確保のためには、医療従事者等には必要ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。答弁は結構です。

最後に地区、地域担当員制度の設置について、再質問させていただきます。

ご承認のとおり、北杜市は少子高齢化が急激に進んでおります。限界集落等も増えております。また面積も広いということで、今議会に職員の行政機構の改革もありますが、スリム化されておりますけども、ぜひ職員は地域、職員は積極的に地区の行事や会議へ参加し、市民の意見を行政に伝える役割があると、私は思います。足のない高齢者からの頼まれごと、市への申請など、身近で信頼される地域の公務員としての使命を果たすために、私は設置が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

なお、ちなみに昨年、設置した市民相談の件数と主な内容についても、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

地域担当員制度の設置の再質問でございます。

はじめに市民相談、窓口を設置しての件数のご質問がありました。

これまでに寄せられました相談につきましては、本庁、総合支所、合わせて20件であります。主な相談内容は、土地の境界に関することとありますとか、納税に関することなどでありました。

相吉議員さんは各地区ごとに担当員を設けて相談に応じると、こういうご質問であります。先ほど答弁をさせていただきましたが、すべての地区に職員が在住している状況にはありません。したがって、議員がおっしゃられるように、それぞれの地域の高齢者の皆さんであるとか、地域の皆さんから市の行政について、いろんなご意見や、あるいは内容等、職員が聞かれる機会も多々あるかと思えます。それぞれ職員、自分が担当している仕事はもちろんでありますけども、担当をしていない職務内容についてももっと深くは、事業内容等、承知するわけにはいきませんが、概要等はしっかり捉える中で、地域の皆さんにそれをお伝えし、ご質問等を受けた場合には、職員が承知している範囲の中で、それにお答えをしていく。また、それでお答えが足りない分については、職員がそれなりに担当等から、また情報を得てお伝えをするというような努力をしていくことも必要かと思えます。そんな意識の高揚もやっぱり職員が持っていくような、そんな研修等も進めながら、公務員意識の高揚を図っていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

総務部長の答弁も分かるわけですが、今日の新聞も見ていると思いますが、増穂町では高齢者向け、社会的弱者向けに住民票とか各種申請書類等、身近な職員にお願いするサービス、ここまで私はしなくていいと思います。私は制度とか設置といいますが、やはりこれだけの大きい面積のある北杜市です。少子高齢化が急速に進む、昔は私も職員でしたから、とても感じています。実際にはしているんですが、なかなか頼みづらい。例えば、私たちも特別公務員ですから、どんどんそういうことを頼まれます。だから、職員と議員も共有しながら、この厳しい難局を行政サービスの充実に向けて頑張っていきたい。職員の皆さんもぜひ、そういう意味で、社会的弱者の方に頼まれた場合、相談まではいかなくていいと思うんです。やはり、交通が不便ということで、先ほど20件の相談があったと言いましたけど、やっぱり足がないため、支所、本庁まで来られない方も多いと思うんです。そのへん、市長いかがでしょうか。ちょっと、答弁をお聞きしたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

世の中が複雑多岐、いろんな市民ニーズが変化する中であって、相吉議員の心配だと思います。

私ども北杜市、合併前の旧町村の時代から合併した北杜市も、ある面で言うならば地域の行

事やイベントには、あるいはまた何かあると、率先、公僕として役割を果たしてきていると思います。また、私も常日頃、職員にも言っておるわけでありますけども、一言でいえば、市民生活に入って行く。あるいは、また市民のいろいろな意味で、公僕として相談ののって行くということは、公務員として努めていかなければならないと、こんな思いでいます。困った内容によっては、それぞれ職員間の連携プレーも必要だと思います。

ただ、先ほど私が、総務部長の答弁のとおり、また説明のとおり、ここですぐ、地域担当員制度に結びつくかということになってくると、なかなか難しさがあることは、たしかであります。いずれにしても、いろいろな意味の市民生活の、特に高齢化社会を迎えている中にあるとの相談相手ということに対しては、率先、市民生活の中に入って行って、相談相手になれるようなことは指導していきたいなとは思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

ぜひ、方法論はいろいろあると思うんですが、そうした体制づくり、意識の高揚も含めて、気軽に職員に相談しやすい環境づくりについて、また検討を進めてほしいと思います。

以上で、私の再質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

とりを務めさせていただきます、市民フォーラムの篠原でございます。持ち時間4分、よろしくひとつ、お付き合いをお願い申し上げます。

本日、私が質問させていただくものは農業振興について。特に圃場整備事業について何点か、お尋ねいたします。

すでに皆さんもご覧いただいているかと思えます。今、北杜の田園地帯、黄金色に染まっております。この情景を見て、関係する農家のみならず、非農家、あるいは地域の皆さんも本当に安らかなお気持ちの中で、この時期を迎えているのではないかなというふうな気がいたします。その状況を見るにつけて思うのでありますが、この北杜の田園地帯がもし圃場整備がしていなかったとしたならば、今、どんな状況にあるのかなと。そのことを考えたときに、行政をはじめとする関係先人のご努力に心から敬服を申し上げ、感謝を申し上げる気持ちが素直なところでございます。

もう一方で畑地帯の圃場整備、市長、鋭意努力し、耕作放棄地をはじめ、その解消に向けての先進的な取り組み、鋭意、取り組みをなさっていただいております。いつの日か、田んぼと同じように、北杜市の畑地帯が秋の実りを見せていただけるような状況が来ることを願いながらの質問とさせていただきます。

現在、県営中山間土地総合整理事業が昨年度以降、続いておりますが、その畑地帯の区画整理事業の進捗、ならびにそれに伴う、関連する灌がい事業の進捗状況。それから、今後の推進

のあり方等につきましてのお考えを1点、お聞きをしたいと思います。

また2つ目といたしまして、その整理された区画整理地、耕作地が十分に利活用されるように、後継者のない地主の方々が所有する耕地も生かせるように、多くの気鋭の担い手の皆さんが活用できるような対策を支援する、1つの方法として、産地指定等の支援策等についてのお考えを2つ目として、お聞きしたいと思います。

3つ目でございますが、鳥獣害の対策ですが、これはあくまでも圃場整備した耕地が有効に生かせる、そのための、今、懸案となっております鳥獣害被害対策等についての取り組みを中心にのお考えをいただきたいと、そんなふうに考えております。

よろしく、ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに畑地区画整理と畑地灌がいとの進捗状況及び、今後の推進についてであります。平成4年度より実施してまいりました、明野地区の県営畑地帯総合整備事業は、来年度にはすべてが完成予定であります。また、県営中山間地域総合整備事業、八ヶ岳東部地区において、高根町五町田、小池、清里長原地区で畑の圃場整備を実施しており、来年度の完成を目指し、工事を進めております。

なお、同事業の茅ヶ岳北西部地区においても、明野町・須玉町における圃場整備の要望をとりまとめ、推進に向けて取り組んでおります。畑地灌がいについては、県営の灌がい排水事業茅ヶ岳地区において、幹線は本年度完成予定です。また、圃場整備地内の支線についても、来年度に完成する予定であります。

今後の推進については、増加する畑の耕作放棄地の解消、発生防止に圃場整備が有効なことから、平成22年度より県営耕作放棄地解消事業を白州地区で実施するため、本年度調査設計を行い、多くの地域を取り込めるよう県と協議してまいります。

次に、区画整理後の耕地利用促進の考え方と産地指定等支援対策の検討であります。耕地利用促進については、事業実施前の換地原案を作成する際に、地権者にアンケート調査を行い、自作地・貸し農地等の意向を反映し、耕地の利活用を考慮しています。貸し農地については、農業生産法人、認定農業者等と事前に打ち合わせを行い、要望があれば北杜市農業振興公社を通して、賃貸契約の締結ができるシステムとなっております。また地域の土壌、気候、灌がい用水等の条件に見合う高付加価値作物導入ができるよう、産地化を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣害対策の現状と、今後の重点的取り組み方針についてであります。

現在、ハ・ド面の対策としましては、電気柵・防護柵等の設置にかかる費用の一部を支援しており、平成17年度から20年度まで総延長18.45キロメートルを実施いたしました。また、ソフト面の支援としましては里山整備事業、里守り犬の育成、鳥獣害対策講習会の開催、猟友会へ委託しての管理捕獲、有害鳥獣捕獲ほか、鳥獣害に強い地域づくり事業等を行っております。里守り犬の訓練が終了し、体制が整い次第、現地への投入を計画しており、10月からは市内9つの群のサルの行動域を半年間にわたって調査し、効果的な追い払いができる仕組みを検討してまいります。

なお、中山間地域総合整備事業及び耕作放棄地解消・発生防止事業では、鳥獣害防護柵設置も可能でありますので、圃場整備を実施した農地が耕作放棄地とならないよう、併せて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行わせていただきます。

区画整理事業、これは現在、行われています中山間地域総合整備事業、これはあくまでも地域の要望に基づいて、市が支援してくる事業というふうに聞いております。ということになりますと、地域の皆さんの分担金も発生するわけでありまして。後継者のないお年寄りたちは、なかなか、これに手を挙げられない状況があるかと思えます。整備後の賃貸借も含めた、それらの政策もしっかりとご案内をしていく中で、この事業を広く取り組んでいただける、参加していただけるように、お力添えをお願いしておきます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めますね。

（はい。の声）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

ご質問にお答えいたします。

畑の圃場整備で、受益者負担が伴うということでございまして、軽減策ということではありますが、現在、圃場整備にかかる受益者負担については10%という原則でございまして、できるだけ受益者の皆さまの負担を軽減するため、設計委託料、あるいは換地等の経費を除いた純工事費の10%を負担していただくということで、今、やっております。そういうことで、財政の厳しい中ではありますが、圃場整備を進めるために、受益者の理解をいただく中で、農地集積等の補助金も取り入れながら、少しでも農家の負担が軽減されるよう、知恵を絞ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再々質問はございませんね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は10月1日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時06分

平成 2 1 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 1 日

平成21年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成21年10月1日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1  | 認定第1号  | 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定         |
| 日程第2  | 認定第2号  | 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第3  | 認定第3号  | 平成20年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定     |
| 日程第4  | 認定第4号  | 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  |
| 日程第5  | 認定第5号  | 平成20年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定     |
| 日程第6  | 認定第6号  | 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7  | 認定第7号  | 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第8  | 認定第8号  | 平成20年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第9  | 認定第9号  | 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成20年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成20年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成20年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成20年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成20年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成20年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成20年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成20年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第23 | 認定第23号 | 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定         |
| 日程第24 | 議案第73号 | 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第25 | 議案第74号 | 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について      |



- 日程第26 議案第76号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第77号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第78号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第79号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第80号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第97号 字の区域の変更について（白州町鳥原及び下教来石）
- 日程第33 議案第98号 字の区域の変更について（白州町花水及び白須）
- 日程第34 請願第3号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書
- 日程第35 請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願
- 日程第36 報告第9号 平成20年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第37 報告第10号 平成20年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第38 報告第11号 平成20年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第39 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第40 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第41 議案第72号 北杜市中小企業振興基本条例の制定について
- 日程第42 議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第83号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第44 議案第84号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第45 議案第85号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第86号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第47 議案第87号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第48 議案第88号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第49 議案第89号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第50 議案第90号 平成21年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第51 議案第91号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第52 議案第92号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第53 議案第93号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第54 議案第94号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第55 議案第95号 工事請負変更契約の締結について（明野小学校屋内運動場改築建築主体工事）

- 日程第56 議案第99号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）及び北杜市林業休養センター  
「ハヶ岳いずみ荘」の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第100号 大武川河川公園の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第101号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第102号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について
- 日程第60 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第61 発議第5号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める意見書の提出に  
ついて
- 日程第62 議員派遣の件
- 日程第63 閉会中の継続審査の件

## 2.出席議員（22人）

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 小須田稔  | 2番  | 中山宏樹 |
| 3番  | 相吉正一  | 4番  | 清水進  |
| 5番  | 野中真理子 | 6番  | 篠原眞清 |
| 7番  | 風間利子  | 8番  | 坂本静  |
| 9番  | 小林忠雄  | 10番 | 中嶋新  |
| 11番 | 保坂多枝子 | 12番 | 利根川昇 |
| 13番 | 千野秀一  | 14番 | 小尾直知 |
| 15番 | 渡邊英子  | 16番 | 内田俊彦 |
| 17番 | 坂本治年  | 18番 | 秋山九一 |
| 19番 | 中村隆一  | 20番 | 清水壽昌 |
| 21番 | 秋山俊和  | 22番 | 渡邊陽一 |

## 3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	企画課長	大芝正和
林政課長	長坂高明	道路河川課長	中山健教

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
”	小澤章夫

開議 午前10時01分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

昨日、坂本治年君、渡邊陽一君から9月29日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配布のとおり、発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

これを許可することにいたしましたので、ご報告いたします。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第23 認定第23号 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

決算特別委員長、坂本治年君。

坂本治年君。

○決算特別委員長（坂本治年君）

平成21年10月1日

北杜市議会議長 秋山俊和様

決算特別委員会委員長 坂本治年

北杜市議会決算特別委員会委員長報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る9月10日の平成21年第3回北杜市議会定例会において付託された事件審査を9月14日、15日及び16日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された事件は、次のとおりであります。

認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成20年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成20年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第9号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第10号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第11号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第12号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第13号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第14号 平成20年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第15号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第16号 平成20年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第17号 平成20年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第18号 平成20年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第19号 平成20年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第20号 平成20年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第21号 平成20年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第22号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第23号 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上、23案件であります。

#### 審査の結果

この審査過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

合併後、現在までの基金の推移はとの質疑に対し、合併時3億6,670万8千円、16年度末5億6,564万9千円、17年度末6億5,559万4千円、18年度末6億1,304万9千円、19年度末7億2,798万8千円、20年度末8億4,737万7千円との答弁がありました。

次に納期前納付報奨金制度は、将来にわたりどうするかとの質疑に対し、厳しい景気情勢の中、上限を設けるなどして、いずれ廃止の方向で検討していきたいとの答弁がありました。

次にふるさと納税寄附金、環境保全基金寄附金の概要はとの質疑に対し、ふるさと納税寄附金は81人、50万円以上は4人、最高額は100万円。環境保全基金寄附金は、10企業と3個人、最高額は5,600万円との答弁がありました。

次に、つどいの広場の利用状況はとの質疑に対し、平成20年度登録者数は669組で、前年度より23組増えている。利用者数も1,578人増の1万7,539人との答弁がありました。

次に麻疹・風疹の接種率はとの質疑に対し、県平均より北杜市は高く、中学1年生が69%、高校3年生が87%との答弁がありました。

次に村山六ヶ村堰水力発電所の発電量の目標数値と達成率はとの質疑に対し、目標累計発電電力量は224万キロワットアワー、100.39%の達成率であるとの答弁がありました。

次に広域ゴミ処理搬入に甲州市分とあるのはなぜかとの質疑に対し、甲州市のゴミ処理施設が使用期限切れとなり、平成27年度稼働までの間、事業系ゴミ1日4トンを上限に受け入れているためとの答弁がありました。

次に風林火山館の収支状況等はとの質疑に対し、平成18年度からの3年間の入り込み客数は59万5,717人、施設使用料収入は1億9,345万2千円との答弁がありました。

次に各教育センターで実施している、さまざまな講座の考え方はとの質疑に対し、2年ほど

前から同じ内容のものは、少しずつ統合してきた。来年度は生涯学習課が集中管理し、効果的な講座を行っていききたいとの答弁がありました。

次に認定第2号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

不納欠損処分を行った理由は何か。また、徴収率を高める対処方法はとの質疑に対し、いどころがつかめない、生活保護に移行したなどの理由から不納欠損処分した。今年度から、徴収部門を設け、国保税、市民税等一体となって徴収強化を図っているとの答弁がありました。

次に認定第3号 平成20年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

次に認定第4号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

徴収区分の人数割合はとの質疑に対し、特別徴収が8割、普通徴収が2割であるとの答弁がありました。

次に認定第5号 平成20年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

次に認定第12号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

医師の給料については、都市部等と比較して大きな差はないかとの質疑に対し、現医師については合併前からのものを引き継いでいる。新たに採用する場合は、市条例に基づき支払っていく。他市と比較しても、あまり差異はないとの答弁がありました。

次に認定第23号 平成20年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

塩川病院の病床利用率は、甲陽病院よりも高いにもかかわらず、赤字体質が続いている原因はとの質疑に対し、減価償却費が影響しているためだが、今年度は減価償却が終了するため、プラスに転じていけると思うとの答弁がありました。

次に認定第7号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

峡北地域広域水道企業団の決算は、黒字である。企業団への負担金の見直しはとの質疑に対し、責任水量制による料金調整等について、経営状況等を見ながら企業団と調整を行っていくとの答弁がありました。

次に認定第8号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

プライマリーバランスで見ると、赤字体質だがとの質疑に対し、維持管理費、工事請負費等を極力抑える。料金改定も行っていかなければならないが、料金収入だけでは賄えない状況であるとの答弁がありました。

次に認定第9号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

普及率の低い地域があるがとの質疑に対し、緊急雇用対策の臨時職員による、つなぎ込みの督促を行っている。処理場間、他事業間の接続等も検討していききたいとの答弁がありました。

次に認定第13号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

質疑はありませんでした。

次に認定第10号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

一般会計繰入金が3億7千万円だが、地方交付税はいくらかとの質疑に対し、交付税算定基準額は3億2,927万円4千円であるとの答弁がありました。

次に認定第14号 平成20年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成20年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成20年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成20年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成20年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成20年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成20年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の9件については、質疑はなく、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑終結後、反対があり、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第11号、認定第12号、認定第23号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第13号及び認定第10号の13件については全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑ございませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算書について、反対討論を行います。

反対の理由は、決算の認定は切実な市民要求が補正予算によって上積みされ、実施されているかどうかを判断していくものです。昨年9月、アメリカのバブル崩壊から経済不況に陥りました。日本経済もアメリカに従属をしていた影響から重大な影響を受け、皆さんご承知のように、労働者の派遣切り、雇用の破壊が進みました。昨年の暮れには、派遣村というふうなものが東京都に、首都のど真ん中に現れる。現在も派遣切りの労働者が、まちに溢れている状態です。この韮崎・北杜地域でも、製造業の求人はゼロになるなど、働く環境は悪化しております。市内企業でも週3日、週4日休みという深刻な事態になっています。市民の生活を支援することは、自治体の使命です。

こんな経済状態のとき、建設の見込みのない庁舎建設基金に4億円余を積み立てるのではなく、財政調整基金として積み立てておき、滞納世帯が増え続けている高い国保料の引き下げなどに活用すべきものと考えます。

第2は4款衛生費、1項保険衛生費、10目し尿処理費、地域対策補償料450万円支払われていることです。決算特別委員会で、いつから支払っているのか。期限はいつまでかとの私の質問に、市当局は平成2年から払っている。期限の定めはありませんとの答弁でした。今日では、北部ふるさと公苑が建設され、し尿処理、汚泥処理などに稼働しています。かつて、地元にも多大な迷惑をかけ、20年間の長きにわたり、補償料を払い続けてきましたが、もう十分、補償したものと考えます。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

まずもって、14日から3日間開催されました決算特別委員会の審査結果は、認定第1号議案について、賛成多数にて承認されており、その審査結果を尊重すべきものと考えます。

歳入総額304億2,038万8,679円、歳出総額294億516万8,541円の平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算において、行財政改革アクションプランに基づき、各部局とも歳出の削減に努め、北杜市総合計画の推進を確実に進めているところであり、厳しい財政状況の中で、その努力に敬意を表するものであります。

具体的には、合併時より起債は繰上償還するなど積極的な返済に努め、20年度までに約68億9千万円を償還したこと。なおかつ基金については、一般会計において16年度末に約56億1千万円であったものが、20年度末には約86億4千万円となっており、返済額及び基金の積み立ての合計は、5年間で約100億円にのぼります。8つの杜づくりを推進しながら、このような結果が得られたことは、高く評価すべきものであると考えます。

以上の理由により認定第1号 平成20年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、認定第1号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。

本案は、決算特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。



次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

認定第10号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

認定第11号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

認定第12号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

認定第13号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号から認定第22号までの9案件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号から認定第22号までの9案件を一括して採決を行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

認定第14号から認定第22号までの9案件につきましては、決算特別委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号から認定第22号までの9案件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第23号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第23号を採決いたします。

認定第23号に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

認定第23号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第23号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

した。

○議長（秋山俊和君）

日程第24 議案第73号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてから日程第35 請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願までの12案件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から、議案第73号から議案第74号までについて報告を求めます。  
総務常任委員長、利根川昇君。

利根川昇君。

○総務常任委員長（利根川昇君）

平成21年10月1日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 利根川昇

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、9月10日の本会議において付託されました事件の審査を、9月24日に議員協議会室において慎重に行いましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第73号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第74号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について

請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願

以上、3件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第73号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

規則も併せて審議するべきではないかとの質疑に対し、まずは条例を改正し、規則については整備が済み次第、後日示していきたいとの答弁がありました。

住民監査請求も総務部で扱うのかとの質疑に対し、住民監査請求については、今までどおり監査委員事務局で扱う。訴訟等に発展した場合、総務部の分掌となるとの答弁がありました。

男女共同参画に関することを総務部から企画部に代える理由はとの質疑に対し、総務部地域創造課は、地域間交流が主な分掌である。企画部は、総合計画等各種計画の立案・作成に携わっている。全体の計画の中で、男女共同参画についても取り組んでいくためとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第74号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例についてであります。

サンコーポラスという名称は、ほかには使われていないかとの質疑に対し、民間については調べていないが、ほかには使われていない。なお、武川や小淵沢の雇用促進住宅についても、

この名称を使っているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第4号 核兵器廃絶の課題で「日本政府に対する意見書の採択」を求める請願についてであります。

紹介議員から趣旨説明を受け、紹介議員に対する質疑を行い、慎重な審査を行いました。

請願趣旨について論ずべきである。NPT発行後39年が経過したが、その状況を教えてもらいたい。内容を精査し、もう少し慎重に議論を進めていくべきであるなどの意見が出され、意見終結後、継続審査との意見があり、賛成多数により閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から、議案第76号から議案第81号まで、及び請願第3号の審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

平成21年10月1日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

文教厚生常任委員会は、9月10日の本会議において付託されました事件の審査を、9月24日に議員協議会室において慎重に行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第76号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第78号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第79号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

請願第3号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書

以上、7件でありました。

審査結果を報告します。

審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第76号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第77号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

高額介護合算療養費の詳細はとの質疑に対し、限度額を超えたとき、その超えた分が申請により医療保険と介護保険から、それぞれの比率によって支給されるものとの答弁があり、算定基準額の具体的数値についても、詳細に答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第78号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第79号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についての3件については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の施行が平成22年1月1日だが、変更はないかとの質疑に対し、政権が交代したが、条例の施行が変わることはないとの答弁がありました。

次に請願第3号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書についてであります。

紹介議員から補足説明を受け、審査を行いました。委員からは採択すべきとの意見が述べられ、討論はなく、全員異議なく採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国へ意見書を提出していくことに決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

報告をいただきました。それで議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてありますが、これはどういう決定になっているのでしょうか。

2ページになりますが、この報告書の。議案第81号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてとありますが、これの採決がしてあると思うんですが。

意味が分かりますか。76号、77号、それにずっと続きまして、78号までは全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとあります。81号の採決についての報告がないのですが、そこについてをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

千野委員長。

○13番議員（千野秀一君）

この81号につきましても、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定されております。申し訳ありませんでした。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から、議案第97号から議案第98号までについて、審査の経過と結果について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○経済環境常任委員長(渡邊英子君)

平成21年10月1日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 渡邊英子

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告をいたします。

経済環境常任委員会は、9月10日の本会議において付託されました事件の審査を、9月25日に議員協議会室において慎重に行いましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第97号 字の区域の変更について(白州町鳥原及び下教来石)

議案第98号 字の区域の変更について(白州町花水及び白須)

以上、2件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第97号 字の区域の変更について(白州町鳥原及び下教来石)についてであります。

分筆などは必要ないかとの質疑に対し、換地区域内については一度全部地番をなくし、新たに地番をふるため、分筆は不要との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第98号 字の区域の変更について(白州町花水及び白須)については質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

( な し )

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了しました。

これから、議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。



これから、議案第73号を採決いたします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第73号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第74号を採決いたします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第74号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第76号を採決いたします。

議案第76号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第76号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第77号を採決いたします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第77号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 78 号を採決いたします。

議案第 78 号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第 78 号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 79 号を採決いたします。

議案第 79 号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第 79 号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 80 号を採決いたします。

議案第 80 号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第 80 号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 81 号を採決いたします。

議案第 81 号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第 8 1 号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 1 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 7 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 9 7 号を採決いたします。

議案第 9 7 号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第 9 7 号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 7 号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 8 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 9 8 号を採決いたします。

議案第 9 8 号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第 9 8 号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 8 号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に請願第 3 号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、請願第 3 号を採決いたします。

請願第 3 号の委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

請願第 3 号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

再開は 1 1 時 1 0 分です。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第36 報告第9号 平成20年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件から日程第39 報告第12号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)までの4案件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

小林企画部長、報告第9号から報告第11号まで。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

それでは報告第9号の、平成20年度北杜市一般会計継続費精算報告書の報告の件について、ご説明を申し上げます。

10款教育費の仮称、北杜市学校給食センター建設事業、現在は南学校給食センターでございいますが、平成19年度、20年度で建設してまいりました。各年度別については記載のとおりであります。合計額でご説明を申し上げます。

まず全体計画では、左側下段の国庫支出金は1億224万5千円、地方債は5億8,860万円。その他財源がなく、一般財源は3,115万5千円で、合計年割額は7億2,200万円でありました。

次に実績であります。中段の下段の国庫支出金は1億5,580万3千円、地方債が5億610万円。その他財源がなく、一般財源は1,731万3千円余で、支出済み額、いわゆる総工費であります。6億7,921万6千円余でありました。

結果的に、右側下段の国庫支出金は5,355万8千円の増額。地方債は8,250万円の減額。一般財源は1,384万1千円余の減であります。全体計画との差は、4,278万3千円余の減額の精算をするものであります。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に報告第10号の平成20年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告するものでございます。

まず実質赤字比率であります。標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことであり、つまり黒字か赤字かを判断する指標であります。

比率算定の対象となるのは一般会計、白州診療所特別会計、甲陵中・高等学校特別会計がその対象となり、本市においては実質収支が赤字を生じていないため、数値は出ておりません。

なお、本市に適用される早期健全化基準は12.48%であります。

次に連結実質赤字比率であります。全会計の赤字額から黒字額を引いた額、これを連結実質赤字額といいますが、それを標準財政規模で除した比率でございます。全会計といっても一般会計、公営事業会計、公営企業会計が算定の対象範囲で、本市では一般会計、国民健康保険、辺見診療所、介護保険、居宅介護支援事業、後期高齢者医療、老人保健、病院事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、土地開発事業特別会計がその対象となります。本市に

おいては、連結実質収支が赤字を生じていないため、数値は出ておりません。

なお、本市に適用される早期健全化比率は17.48%であります。

次に実質公債費比率であります。平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、導入された財政指数であり、公債費による財政負担の程度を示すものであります。

従来の起債制限比率に反映されていなかった公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部組合の公債費への負担金、債務行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入しております。この実質公債費比率が18%未満であれば、地方債の発行は協議制がとられ、原則、自由に行うことができますが、18%以上となると許可制となり、公債費負担適正化計画の提出を求められることとなります。

25%以上になると、一般単独事業債と公共用地先行取得事業債が制限され、35%以上になると一般公共事業債にも制限がかけられます。健全化法については、いわゆるイエローカード、これが早期健全化計画の策定が必要となるのは25%。レッドカードは、財政再生計画の策定が必要となるのは35%と定められております。本市の実質公債費比率は19.1%であります。

平成20年度公債費負担適正化計画では、19.2%の見込みでありましたが、0.1%の軽減がなされたことは、積極的に実施した繰上償還や借り換えなどにより、後年度の公債費負担が軽減されたものであります。しかし、依然として18%以上でありますので、引き続き地方債の発行には知事の許可が必要であります。

なお、本市に適用される早期健全化基準は25%であります。

次に将来負担比率であります。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいうものでございます。つまり、一般会計が背負っている借金が一般会計の標準的な年間収入の何年分かに相当するものを表すものであります。

将来負担額として算定されるのは地方債残高、債務負担行為支出予定額、一部事務組合、第三セクター、地方公社、地方独立行政法人などに関する負担見込額、損失補償額、連結実質赤字額、一般会計雇用職員の退職手当引当金などがあり、これらから基金、借金の返済に充てる特定財源、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いた算定を行います。

本市の将来負担比率については、172.6%となっております。昨年の160.5%に比較して12.1%高くなっておりますが、これは下水道事業、農業集落排水事業へ公債費、繰入見込額の増、峡北地域広域水道企業団の企業債負担見込額の算入が、今年度から算入されたことによるものでございます。

なお、本市に適用される早期健全化基準は350%であります。

次のページに、監査委員から適正であるとの意見書が添付してございます。

次に報告第11号の平成20年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告するものでございます。

資金不足比率であります。公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度あるかを示すものであります。資金の不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するもので、

公営企業会計ごとに算定した額のことを言います。事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことをいいます。本市の北杜市立病院事業特別会計ほか、4特別会計ともに資金不足が生じていないため、数値は出ておりません。

同様に、次のページに監査委員からの意見書が添付してございます。

以上、20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

以上、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

次に細川総務部長、報告第12号の1。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

報告第12号 専決処分の報告について、内容の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、議会に報告するものです。

専決処分の内容につきましては、消防団の活動にかかる損害賠償1件、道路の管理瑕疵にかかる損害賠償4件の額の決定であります。

1枚、おめくりをいただきまして、はじめに専決第1号であります。消防団の活動にかかる損害賠償の額を決定したものであります。

損害賠償の額は5万3,931円です。

損害賠償の相手方は、栃木県小山市横倉新田在住の男性であります。

損害賠償の理由は、平成21年7月19日、午前8時40分ごろ、小淵沢6470番地9付近において、北杜市消防団小淵沢分団第3部団員が消防水利周辺の草刈りの作業中、誤って飛ばした石が隣地に駐車中の相手方車両に当たり、左後部窓ガラスを破損したので、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法は、相手方の指定した口座に市民総合賠償補償保険事故として、保険会社から支払われるものであります。

○議長（秋山俊和君）

次に名取産業観光部長、報告第12号の2。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

おめくりいただきまして、専決第2号でございます。

額の決定でございますが、道路の管理瑕疵にかかる損害賠償の額の決定でございます。

損害賠償の額、4万646円。

損害賠償の相手方、山梨県甲斐市富竹新田在住の男性でございます。

賠償の理由でございますが、平成21年8月2日、午後7時30分ごろ、相手方が林道流川線を走行中に、白州町下教来石1973番地付近で道路上の穴に落輪し、タイヤ1本が破損したので、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払い方法であります。相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に深沢建設部長、報告第12号の3から5。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

4ページをご覧いただきたいと思います。

道路の管理瑕疵にかかる損害賠償の額を決定するものでございまして、内容につきましては、損害賠償の額、6万3,840円。

損害賠償の相手方は、山梨県北杜市小淵沢町在住、男性。

損害賠償の理由は、平成21年7月5日、午後1時30分ごろ、相手方が市道仲町鳥久保線を走行中に、長坂町長坂上条2331番地付近で、道路上の穴にはまってしまい、左前後輪タイヤがパンク・損傷したので、これに対する損害賠償を行うものである。

支払いの方法は、相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるという内容でございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。

専決第4号でございます。これも同様、道路の管理瑕疵にかかる損害賠償ということでございます。

損害賠償の額は、5万4,808円。

損害賠償の相手方は、山梨県北杜市高根町在住の女性。

損害賠償の理由は、平成21年8月8日、午前4時ごろ、相手方が市道西割蔵原線を走行中に高根町蔵原1162番地1付近で、道路上の石にぶつかり、燃料タンク・プロペラシャフトを破損したので、これに対する損害賠償を行うということでございます。

支払いの方法は、相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われます。

次に6ページをお願いいたします。専決第5号でございます。

これも同様、道路の管理瑕疵にかかる損害賠償の額の決定でございます。

損害賠償の額は、4,920円。

損害賠償の相手方は、山梨県北杜市小淵沢町在住の男性。

損害賠償の理由は、平成21年7月27日、午後2時20分ごろ、相手方が市道東1級40号線を走行中に小淵沢町上笹尾3331番地137付近で、道路上の穴にはまってしまい、左後輪タイヤがパンクしたので、これに対する損害賠償を行うものである。

支払い方法は、相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で報告第9号から報告第12号まで、4案件の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第40 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から、提出議案の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

報告第13号の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては建設部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

内容説明を担当部長に求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

それでは報告第13号の内容について、ご説明を申し上げます。

損害賠償の額の決定についてということで、これは道路の管理瑕疵にかかる損害賠償の額を次のとおり決定したので、報告するものでございます。

損害賠償の額は、3万5千円。

損害賠償の相手方、神奈川県横須賀市小原台在住の女性でございます。

損害賠償の理由は、平成21年9月1日、午後6時50分ごろ、相手方が市道上野原1号線を走行中に、長坂町白井沢3504番地付近で路面から大きくせり出したマンホールに車両底部を衝突し、オイルパン等を破損した。この事故車はレンタカーのため、修理代はレンタカー会社の車両保険で修理されるが、休車損害補償代に対する損害補償を行うものであります。

支払い方法は、相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるという内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第41 議案第72号 北杜市中小企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは議案第72号について、ご説明いたします。概要書をお開きください。

まず趣旨でございますが、中小企業の振興を図るため、市が展開する施策の基本方針を定めることに伴い、条例を制定するというものでございます。

制定の内容であります。中小企業が市の産業発展に果たす役割の重要性や地域経済に与える影響を重視し、中小企業の振興を図る上で必要となる施策の基本的な考えを明示することにより市の姿勢を明確にし、施策の効果的な推進を図るために条例を制定するものでございます。

議案書をお開きください。



2ページ、3ページでございますが、第1条から第8条までで構成をされております。内容でございますが、中小企業の振興について、基本となる事項を定め、中小企業の競争力の向上と経営基盤の強化及び健全な発展を促進し、活力ある社会の発展に寄与することを目的に掲げ、基本となる理念と前提条件を規定いたしまして、さらに市及び中小企業社が共通認識のもと、それぞれの役割を果たし、その振興は行政と中小企業社のみならず、市民の理解・協力を得て行う必要があるとの認識に立ち、市民等の行動原則を規定したものでございます。

施行予定日は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第72号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第72号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 北杜市中小企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第42 議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

それでは議案第82号について、ご説明を申し上げます。

平成21年度北杜市一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,050万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億8,708万3千円とするものであります。

第2条の地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものであります。

6ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。これは、起債の限度額の補正であります。合併特例事業債1億1,460万円の増で、組織の改正に伴う東館の改修や清里周辺整備事業などであります。過疎対策事業債580万円の増となります。白州の前沢中学校線の改良工事に充てるものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

まず10款地方交付税は、3,932万2千円の追加でございます。

12款分担金及び負担金は1,155万円の追加であります。企業の農業参入に伴う受益者負担金200万円や発掘調査に伴う負担金935万円等でございます。

14款国庫支出金は2億1,464万8千円の追加であります。主なものとしては1項国庫負担金2,165万2千円は、生活保護費負担金であります。2項国庫補助金1億9,299万6千円は、少子化対策による子育て応援特別手当支給事業4,211万円、女性特有のガン疾病予防対策事業962万5千円、長寿命化修繕計画策定事業や地域活力基盤創造交付金事業895万円などでございます。

15款県支出金は、3,565万2千円の追加であります。少子化対策による山梨保育サポーターモデル事業や地域子育て創生事業、企業の農業参入促進のための県単土地改良事業などでございます。

18款繰入金は1,986万6千円余の追加であります。老健や介護保険特別会計からの繰入金で、過年度の精算分でございます。

20款諸収入は864万8千円の追加であります。高根や長坂のふるさとまつりへ財団法人 地域活性化センターからの助成金などでございます。

21款市債は1億2,040万円の追加でございます。合併特例債事業、まちづくり交付金事業の清里地区周辺整備事業や組織改革に伴う東館の改修等でございます。

合計しまして、歳入の補正額は合わせて4億5,050万6千円となり、歳入総額を305億8,708万3千円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出であります。

まず2款総務費8,304万2千円の追加であります。主なものとしまして、1款総務管理費の6,880万7千円は、組織改革に伴うものでございます。また、市内80カ所の交差点等に自発光道路釘等を設置する事業でございます。

次に2項徴収税の706万1千円は固定資産税、市民税、軽自動車税など、コンビニで収納するシステムの導入でございます。

3項戸籍住民基本台帳費の717万4千円は、住民基本台帳システムの構築更新に要するものでございます。

3款民生費1億2,479万2千円の追加でございます。主なものとしましては、1項社会福祉費の3,734万8千円は、いずみ温泉及び武川温泉において、基準濃度を超過したメタ

ンガスを分離するためのセパレーターを設置するため、また20年度事業の確定に伴う障害者自立支援給付金国庫補助金の償還分などがございます。

次に2項児童福祉費の5,846万9千円は、先ほど言った保育サポート等の子育ての創生事業でございます。

3項生活保護費2,897万5千円は、雇用情勢の悪化に伴う補助費の増額が必要となったためでございます。

4款衛生費3,971万6千円の追加であります。主なものとしましては、甲陽病院の療養病棟の改築、先ほど言った女性特有のガン検診などがございます。

6款農林水産費に3,222万4千円の追加であります。主なものとしては、企業の農業参入の促進のための耕作地放棄の基盤整備事業などあります。

7款商工費及び8款土木費等々については、それぞれ道路の15メートル未満の橋梁の緊急対策交付金による補助対象が緩和されたので、当初予算から相殺した等の補正でございます。

4項住宅費1,092万円は、雇用促進住宅について1年分の固定資産税が納付されていることから10月1日市営住宅となるため、固定資産税の還付を行うための所要額でございます。

9款消防費633万円の追加であります。平成24年度を目途に県下一消防本部体制を構築する内容で協議会を設置する等の所要額でございます。

10款教育費2,932万8千円の追加であります。1項教育総務費については、理科教育充実のための備品購入等でございます。

2項小学校費については、小学校統合のための説明資料の作成委託費等でございます。

合計しまして、歳出の補正額合わせて4億5,050万6千円となり、歳出総額を305億8,708万3千円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私が聞き間違えたかどうかなんですけども、2ページの分担金及び負担金の負担金なんですけども、先ほど935万円というふうに聞こえたんですけども、ここには955万円というふうにあるわけなんですけども、読み間違いではなからうかと思えます。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

清水議員の言うとおり、955万円でございます。訂正します。

○議長（秋山俊和君）

ほかにございませんか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

歳出の部分で、ちょっとお尋ねをしたい部分がございます。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、15節工事請負費、機構改革に伴う事業ということの、先ほどご説明がございました。承知している中で、本庁のプレハブ建設、それから東館の改修、須玉保健センターの改修というふうな内容を象徴しておるわけでございますが、それぞれ、その必要性、この工事をせざるを得ない必要性、それから建設の概要、どのような内容のものになるのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

篠原議員の質問でございます。

2款1項7目の15節工事費5,467万8千円のご質問だと思います。

これについては機構改革に伴う改修でございます。今現在、3階に生活環境部、それから教育委員会が入っておりますが、手狭になってきたということと、今回の機構改革に伴って、東館を主として使いたいということで、まず東館の改修、電気とかカウンターとか、それから情報機器のラインを引く。それから、それに伴って、そこに入りきれない部分について、プレハブを建設し、その中にその上水道、下水道の部門を入れていきたいということでございます。また須玉総合支所については、老朽化に伴い、空調設備が駄目でございますので、それを改修する部分ではなくて、隣の保健センターに移動して、それをそこで総合支所業務に当たるといようなことを考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

プレハブ、今、東館の近辺というご説明ですけど、スペース的にそういうものを建てられるスペースはあるんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

現在、職員の通用口が東側のほうにございます。その部分に駐輪場が、旧学校時代に駐輪場の施設がございましたが、その部分に建てられるスペースがございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第3号）に反対する立場から討論を行います。

10款教育費、2項小学校費、3目施設整備費130万円の予算計上があり、予算執行があまりにも拙速すぎることにあります。

理由の第1に長坂地区内の統合に対する意向、要望が現時点でどれだけ出されていますか、それぞれ地域に100年以上存在する小学校がなくなっていくことは、PTAや区長だけでなく、そこに住んでいる全市民の課題でもあります。学校が遠くなれば子育てしにくい、過疎化する地域に有効な対策か、地域コミュニティとしてどのように評価しているかなど、不安の声は大きいのが現状ではないでしょうか。地域市民から熱意を持って、自主的に統合の声が挙がっていないのに、計画策定を進めていくのは、あまりにも一方的であります。

第2に子どもの通学方法もバス通学も可能ですよというだけで、子どもたちの放課後の過ごし方やどこに集合場所がつけられるのか、低学年の児童はどうするのか、まったく未定であります。また、説明会で出されている意見、疑問もバス通学では車酔いをしてしまう。子どもが地域で過ごすことができるのか、なぜ少人数でなければいけないのか、なぜ適正規模にするのか、疑問が残るなど、お互いに理解し合える話し合いにまで至っていない状況であります。保護者の間でも、十分な話し合いが持たれていません。

第3に統合は、これから始まる事業であります。答申の小学校6校、中学校3校が仮に市の方針となった場合、小学校や中学校が必ずなくなってしまう地域が発生します。今回の長坂地区内予算執行のように、市の方針が決定事項となり、計画を進めていくのであれば、市民への十分な説明会が行われず、住民合意がないまま計画だけ進めていくということに対し、懸念を持ちます。学校がなくなる地域の住民の声を本当に聞こうとする姿勢があるのか、強い不安を持ちます。

今回、長坂地区内の統合を進めていくために、資料作成が必要なら、学校関係者のみならず、多くの地元市民の合意と納得を得た上で、予算執行しても間に合うものと考えます。

以上が、反対理由であります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第3号）これに賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ4億5,050万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ305億8,708万3千円とする補正予算は、コンビニ収納システムの導入、将来の負担を軽減すべき行政組織改革事業、地域子育て創生事業費、子育て応援特別手当支給事業費、市立甲陽病院

療養病棟改築事業設計委託費、地域おこし協力隊支援事業費、八ヶ岳観光圏整備計画策定事業費、長坂地区小学校統合事業費など、これらはすべて、未来を見つめて足元を固める評価の高い補正予算であると、私は思っております。

このような、以上の理由によりまして、平成21年度北杜市一般会計補正予算(第3号)本案に賛成いたします。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

( な し )

これで、討論を終結します。

これから、議案第82号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

したがって、議案第82号 平成21年度北杜市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第43 議案第83号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第83号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,069万6千円を追加、歳入歳出の総額をそれぞれ56億4,345万3千円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入であります。3款2項国庫補助金670万3千円の増額補正でございます。主なものとしましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、あと特別調整交付金79万9千円でございます。

9款1項他会計繰入金でございますけれども、出産育児一時金に対する一般会計の繰入金40万円でございます。

10款1項繰越金6,359万3千円の増額補正でございます。20年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項総務管理費873万5千円の増額補正でございます。主なもの

といたしまして、コンビニ収納システムの導入経費203万8千円。国保給付システムの追加導入経費669万7千円でございます。

2款4項出産育児諸費120万7千円の増額補正でございますけども、出産育児一時金の可算分、30件分でございます。

11款1項償還金及び還付金6,075万4千円の増額補正でございます。主なものとして、平成20年度の退職療養給付費等の交付金の精算によります償還金、5,942万7千円でございます。社会保険診療報酬支払い基金に返すものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第83号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第83号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第83号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第44 議案第84号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

議案第84号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明

いたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に1,282万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,577万9千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款1項国庫負担金1,282万5千円の増額補正でございます。これにつきましては、老人保健医療費国庫負担金の追加交付でございます。

4款1項他会計繰入金28万2千円の減額補正でございますけども、繰越金がございますので、その分、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

5款1項の繰越金28万1千円の増額補正でございます。これにつきましては、平成20年度の繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。3款1項の償還金36万4千円の増額補正でございます。平成20年度分の支払い基金交付金、県負担金の超過交付されたものの償還金でございます。

2款の繰出金1,246万円の増額補正でございますけども、過年度の精算によります一般会計への繰り出しでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第84号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第84号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第84号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。



したがって、議案第84号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第45 議案第85号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第85号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出の総額に876万3千円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ4億7,635万6千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料366万円の増額補正でございます。これにつきましては、過年度分の保険料の収入でございます。

3款1項一般会計繰入金694万3千円の増額補正でございます。主なものは、後期高齢者医療基盤安定負担金、県負担金、市負担分でございます。

4款1項の繰越金でございますけども、226万円の増額補正でございます。平成20年度よりの繰越金でございます。

5款2項償還金及び還付加算金410万円の減額補正でございます。保険料の過年度分の還付額が確定したために、減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項の後期高齢者広域連合納付金1,266万2千円の増額補正でございます。主なものは、過年度分の保険料収入366万円。繰越金のうち4月、5月分で受けた保険料の167万6千円。後期高齢者基盤安定負担金732万6千円等でございます。

3款1項償還金及び還付加算金410万円を減額補正するものです。過年度分の保険料の還付額の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第85号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第85号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第85号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、再開します。

日程第46 議案第86号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第86号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成21年度介護保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出の総額にそれぞれ4,434万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を35億6,681万8千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款1項国庫負担金331万9千円の増額補正でございます。これにつきましては、平成20年度の介護給付国庫負担金等の精算による追加交付でございます。

5款1項県負担金419万円の増額補正でございます。平成20年度の介護給付費県負担金の精算によります追加交付でございます。

8款1項繰越金3,683万1千円の増額補正でございます。平成20年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますけども、6款1項基金積立金1,942万1千円の増額補正でございます。介護給付費支払い準備基金への積立金でございます。

8款1項償還金及び還付加算金1,751万3千円の増額補正でございます。主なものとしたしまして、地域支援事業の平成20年度の実績によります国、県への返還金198万3千円。介護給付費支払い基金への、平成20年度精算によります返還金1,546万5千円でございます。

3項の繰出金740万6千円の増額補正でございますけども、平成20年度地域支援事業の実績によります、一般会計へ戻すものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第86号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第86号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第86号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第47 議案第87号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

議案第87号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億897万7千円とするものでございます。

めくっていただきまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の補正でございます。

6款の繰越金でございます。20年度の繰越金516万9千円を追加するというものでございます。

3ページの歳出でございます。

1款の水道管理費でございます。100万円の追加補正をお願いするものでございます。水道料金の重複納付、漏水による還付金の額に不足を生じたので、追加をお願いするものでございます。

2款の水道施設整備費でございますけれども、416万9千円をお願いするものでございますけれども、山梨県の農道舗装本復旧工事に伴う前に、須玉町の岩下簡易水道配水管の敷設替え工事を施工するための補正でございます。

補正後の現計予算を32億897万7千円とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第87号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第87号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 87 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号 平成 21 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第 48 議案第 88 号 平成 21 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長(堀内誠君)

議案第 88 号 平成 21 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2 30 万円とするものでございます。

それから 2 条といたしまして、地方債の補正でございます。地方債の補正によりまして、限度額の変更をするものでございます。

4 ページをお願いいたします。第 2 表の地方債補正でございます。

補正前の限度額 1 億 5 10 万円に今回、1 50 万円を追加いたしまして、1 億 6 60 万円とするものでございます。1 50 万円につきましては、資本費平準化債の発行を予定しております。

2 ページにお戻りいただきたいというふうに思います。

第 1 表の歳入歳出予算の補正でございます。

3 款の国庫支出金、1 項の国庫補助金でございますけれども、補助金の決定によりまして、5 千万円を新たに追加するものでございます。

6 款の繰入金でございます。4, 3 90 万円の追加補正でございますけれども、内訳としまして、建設改良に伴いまして、一般会計から地域活性化・公共投資臨時交付金の充当をいたします。4 54 万円でございます。先ほど申しました地方債の発行、資本費平準化債の発行に伴いまして、繰入金の 1 50 万円の減の内容でございます。

7 款の繰越金につきましては、20 年度からの繰越金 4 60 万円を追加いたします。

9 款の市債でございますけれども、1 50 万円。資本費平準化債の発行で追加をいたします。

3 ページでございますけれども、2 款の事業費でございます。1 億円を追加いたします。大泉、小淵沢、武川の処理区で管渠の敷設工事、ならびに舗装の本復旧工事を施工するために、追加をさせていただきたいというふうに思います。

3 款の公債費につきましては、財源の更正をするものでございます。補正後の現計予算を 3 億 2 30 万円とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 88 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 88 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 88 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号 平成 21 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 49 議案第 89 号 平成 21 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

議案第 89 号 平成 21 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,255 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 4,721 万 3 千円とするものでございます。

明許繰越を今回、お願いしたいというふうに思っています。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費を第 2 表として、繰越明許費で設定をさせていただきます。

3条で、地方債の補正ということで、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

4ページをお願いしたいというふうに思います。第2表の繰越明許費でございます。

2款の事業費、1項事業費の事業名 村づくり交付金事業、金額としまして7,255万6千円でございます。

国の補助金の決定に伴いまして、横手地区で進めております污水处理施設の土木工事につきまして、処理場の下部の部分の工事でございますけれども、鉄筋コンクリート250立方メートル、それからL型擁壁の工事、35メートルを翌年度にまたがって施工させていただくための繰越明許費の設定でございます。

5ページでございますけれども、第3表 地方債補正でございます。

補正前の限度額3億3,940万円に、今回の施設整備費、ならびに資本費平準化債の発行によりまして、2,820万円を追加いたしまして、補正後の限度額を3億6,760万円とするものでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。第1表の歳入歳出予算の補正でございます。

3款の国庫支出金でございます。補助金の決定によりまして、3,636万円を追加するものでございます。

6款の繰入金でございます。一般会計からの建設改良費、公債費の繰り入れに伴います予算305万円を減額いたします。

7款の繰越金でございますけれども、20年度からの繰越金1,104万6千円を追加するものでございます。

9款の市債でございます。建設改良費分2,560万円と資本費平準化債の発行に伴う260万円合わせまして、2,820万円を追加補正するものでございます。

3ページの歳出でございますけれども、2款の事業費でございます。7,255万6千円を追加に補正をいたします。先ほど申しましたように、横手地区の污水处理施設の土木工事、処理場の下部の部分の工事でございます。擁壁工事を施工するために、追加のお願いをするものでございます。

3款の公債費につきましては、財源の更正を行うものであります。補正後の現計予算を11億4,721万3千円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第89号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第89号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第89号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第50 議案第90号 平成21年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第90号 平成21年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、市立甲陽病院の療養病床の建物を国の災害拠点病院等の耐震化整備事業補助金、ならびに公共投資交付金の活用をして改築するため、その建築設計委託料の計上をするための補正予算でございます。

1ページをお開きください。

第2条でございますけれども、病院事業特別会計の資本的収入及び支出の補正でございます。まず収入でございますけれども、第1款第3項補助金を2千万円増額いたします。一般会計の補助金を受けまして、病院事業資本的収入の総額を4億7,205万3千円とするものでございます。

支出でございます。第1款第2項の建設改良費を2千万円、増額補正するものです。先ほど申しましたとおり、設計委託料の計上でございます。

病院事業資本的支出の総額を6億1,446万6千円とするものでございます。

第3条でございますけれども、第8条で定めがございます、一般会計より病院会計が補助を受けることができる金額を3億2,460万3千円から、3億4,460万3千円に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。



質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第90号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第90号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第90号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号 平成21年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第51 議案第91号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

議案第91号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、その内容をご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91万9千円とするものでございます。

めくっていただきまして、2ページをご覧いただきたいと思います。

歳入につきまして、1款財産収入へ1千円。それから4款繰入金、これは一般会計からの繰入金ということでございますが、30万4千円の、合わせて30万5千円を補正するものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

歳出ですけれども、1款の土地開発費、ただいまご説明を申し上げた歳入、これを財源とし

て、不動産鑑定評価委託料の30万5千円を計上させていただきました。これはみずき団地、城山団地の不動産鑑定ということでございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第91号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第91号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第91号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第52 議案第92号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）から日程第54 議案第94号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）までの3案件を一括議題といたします。

順次、内容説明を求めます。

村田明野総合支所長。

○明野総合支所長（村田茂君）

議案第92号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

1ページをおめくりください。

平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,301万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款繰入金、1項朝神財産区繰入金、補正額1,134万円でございます。歳入歳出の合計が2,301万円になります。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款朝神財産区、1項管理費、補正額1,134万円でございます。これにつきましては、地区公民館の建設にかかる補助金でございます。

したがって、歳出の総額が2,301万円になります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

仁科小淵沢総合支所長。

○小淵沢総合支所長（仁科陽一君）

議案第93号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ735万8千円とするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございますが、3款繰越金でございます。主なものといたしましては、20年度の決算によりまして、3財産区の額の確定によるものでございます。205万7千円でございます。

3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の棒道下恩賜林保護財産区でございますが、2項総務費でございます。補正額65万8千円でございますが、これは財産管理に伴います山林の下草刈り賃金等でございます。

2款の大平山恩賜県有財産保護財産区でございますが、2項の総務費137万1千円でございますが、負担金の研修負担金、ならびに財産管理費に伴います下草刈りの賃金等でございます。

よろしくご審議のほど、ご議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

村田明野総合支所長。

○明野総合支所長（村田茂君）

議案第94号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正でございますけども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,192万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款繰越金、1項の繰越金513万3千円でございます。これにつま

しては、20年度の決算に伴う繰越金でございます。したがって、歳入合計につきましては3,192万円になります。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費380万円の補正でございます。これにつきましては、積立金でございます。

3款の事業費、1項の計画調査費133万3千円の補正でございます。これにつきましては、土地の地目変更に伴う委託料等でございます。

したがって、歳出総額を3,192万円にするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第92号から議案第94号までの3案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号から議案第94号までの3案件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第92号から議案第94号までの討論を一括して行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第92号から議案第94号までの採決を一括して行います。

お諮りいたします。

議案第92号から議案第94号までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号から議案第94号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第55 議案第95号 工事請負変更契約の締結について（明野小学校屋内運動場改築建築主体工事）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

それでは議案第95号 工事請負変更契約の締結（明野小学校屋内運動場改築建築主体工事）について、ご説明を申し上げます。

平成21年第2回北杜市定例議会において、平成21年6月12日に議決された明野小学校屋内運動場改築建築主体工事請負契約について、次のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 公立学校施設整備国庫負担（交付金）事業  
明野小学校屋内運動場改築建築主体工事

契約金額 変更前2億9,190万円  
変更後2億9,706万3,900円  
516万3,900円の増高であります。

内容につきましては、転石が多く地中張り基礎が困難であることから、破壊処分を必要とするものでございます。

契約の相手方 山梨県甲府市国母5丁目18番22号  
井口工業株式会社 代表取締役 井口和則

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第95号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第95号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第95号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号 工事請負変更契約の締結について（明野小学校屋内運動場改築

建築主体工事)は、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第56 議案第99号 甲斐大泉温泉(パノラマの湯)及び北杜市林業休養センター「ハケ岳いずみ荘」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長(小林喜文君)

それでは議案第99号 甲斐大泉温泉(パノラマの湯)及び北杜市林業休養センター「ハケ岳いずみ荘」の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項及び北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

公の施設の名称 甲斐大泉温泉(パノラマの湯)

北杜市林業休養センター「ハケ岳いずみ荘」

指定管理者となる団体の名称 山梨県北杜市小淵沢町996番地

株式会社マルマサホテルシステム 代表取締役 名取政仁

指 定 の 期 間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第99号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第99号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第99号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号 甲斐大泉温泉パノラマの湯及び北杜市林業休養センターハケ岳いずみ荘の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第57 議案第100号 大武川河川公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。  
内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長(小林喜文君)

議案第100号 大武川河川公園の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項及び北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称 大武川河川公園

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市武川町柳澤3506番地1

特定非営利活動法人 甲斐道楽

代表理事 永田八洲

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第100号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第100号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第100号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号 大武川河川公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第58 議案第101号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長(小林喜文君)

議案第101号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項及び北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称 白州町交流促進施設  
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市白州町白須1308番地  
道の駅はくしゅう管理運営組合  
組合長 古屋博

指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで  
地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、先ほど議案第100号の中で、指定の期間のご説明が落としてありました。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までと、お願いをいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第101号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)



討論を終結いたします。

これから、議案第101号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第101号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第59 議案第102号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長(小林喜文君)

議案第102号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項及び北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

公の施設の名称 北部ふるさと公苑

指定管理者となる団体の名称等 山梨県甲府市德行2丁目2番38号

株式会社メイキョー

代表取締役 飯田祥雄

指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで  
地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第102号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。  
これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第102号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第102号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第60 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市明野町小笠原3337番地 宮川重昭。同じく明野町上手4919番地9 望月さつき。同じく須玉町若神子1473番地7 赤岡てるみ。同じく高根町蔵原1832番地 清水ゆき子。同じく長坂町大井ヶ森725番地 板山玉枝。同じく大泉町谷戸2954番地の1 三井文香。同じく大泉町谷戸3968番地 小池敬親。同じく武川町三吹2415番地 武藤長正。同じく武川町柳澤1549番地1 小池満雄につきまして、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第61 発議第5号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります文教厚生常任委員長、千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

13番議員、千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

発議第5号

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

父子家庭に対する経済的支援の実施を求める意見書の提出について

上記意見書を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び北杜市議会規則第14条2項の規定により、提出する。

提出理由

父子家庭の生活実態は、母子家庭と同様に厳しい状況であるにもかかわらず、父子家庭に対する経済的な支援は制度化されていない。父子家庭に対しても、母子家庭と同様な支援制度の創設をお願いしたいので、この案を提出する。

父子家庭に対する経済的支援の実施を求める意見書（案）

長期化する景気低迷による経済状況の悪化により、父子家庭においては経済的支援が必要な家庭が増大している。

国の母子家庭に対する経済的な支援は児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、母子福祉資金など制度化されているが、父子家庭は対象としていない。地方自治体の中には、独自の事業として、父子家庭に対する支援を実施しているところも多くなっている。しかし、この問題は国が制度の確立を行い、しっかりと支えていくべきである。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、国の指導のもとで推進しているところでもある。

母子家庭、父子家庭の別なく、ひとり親家庭として平等な取り扱いを早急を実施するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年10月1日

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

内閣総理大臣宛

厚生労働大臣宛

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 父子家庭に対する経済的支援の実施を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第62 議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配布しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決しました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第63 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

9月10日から開催されました平成21年第3回定例会は、議員各位ならびに市当局の皆さまのご協力をいただき、22日間の全日程を無事終了することができました。衷心から感謝を申し上げ、平成21年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時18分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広